

平成30年11月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(11月27日(委員間討議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	

(総務部)

《分科会》

総務部長予算議案説明	4
予算議案に対する質疑	5
予算議案に対する討論	5

《委員会》

総務部長総括説明	6
学事振興課長補足説明	7
議案に対する質疑	8
議案に対する討論	9
決議に基づく提出資料の説明	9
陳情審査	9
議案外所管事項に対する質問	9
請願審査	14

(教育委員会)

《分科会》

教育長予算議案説明	26
教育環境整備課長補足説明	26
予算議案に対する質疑	27
予算議案に対する討論	30

《委員会》

教育長総括説明	30
総務課企画監補足説明	34
教職員課長補足説明	35
新県立図書館整備室長補足説明	36
議案に対する質疑	37
議案に対する討論	39
決議に基づく提出資料の説明	40
陳情審査	41
議案外所管事項に対する質問	43

(第2日目)

1、開催日時・場所	6 3
2、出席者	6 3
3、経過	
(教育委員会)	
<<委員会>>	
請願審査	6 4
議案外所管事項に対する質問	6 6
(福祉保健部)	
<<分科会>>	
福祉保健部長予算議案説明	8 2
こども政策局長予算議案説明	8 2
予算議案に対する質疑	8 3
予算議案に対する討論	8 6
<<委員会>>	
福祉保健部長総括説明	8 6
こども政策局長総括説明	8 7
国保・健康増進課長補足説明	8 8
障害福祉課長補足説明	8 9
議案に対する質疑	9 2
議案に対する討論	9 8
決議に基づく提出資料の説明(福祉保健部関係)	9 8
決議に基づく提出資料の説明(こども政策局関係)	9 9
陳情審査	9 9
議案外所管事項に対する質問	1 0 2

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 1 0
2、出席者	1 1 0
3、経過	
(福祉保健部)	
<<委員会>>	
議案外所管事項に対する質問	1 1 2
「認知症施策の推進を求める意見書」に係る委員間討議	1 5 0
審査結果報告書	1 5 3

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)

1 1 月 2 7 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年11月27日

自 午後 1時 0分
至 午後 1時 3分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委 員 長 近藤 智昭 君
副 委 員 長 浅田眞澄美 君
委 員 三好 徳明 君
" 野本 三雄 君
" 中山 功 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" 深堀 浩 君
" 中島 浩介 君
" ごうまなみ 君
" 松本 洋介 君
" 麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午後 1時 0分 開会 —

【近藤委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中山委員、山田委員のご

兩人にお願いいたします。

本日の委員会は、平成30年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時 2分 休憩 —

— 午後 1時 3分 再開 —

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 1時 3分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月10日

自 午前10時 0分
至 午後 4時18分
於 委員会室 2

政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	本田 道明 君
総 務 課 長	中尾美恵子 君
総務課企画監	松崎 耕士 君
総 務 課 県立学校改革推進室長	小野下和宏 君
福 利 厚 生 室 長	竹中 望 君
教育環境整備課長	野口 充徳 君
教 職 員 課 長	柴田 昌造 君
義 務 教 育 課 長	木村 国広 君
義務教育課人事管理監	高鍋 洋 君
高 校 教 育 課 長	林田 和喜 君
高校教育課人事管理監	鶴田 栄次 君
高 校 教 育 課 児童生徒支援室長	本村 公秀 君
特別支援教育課長	池田 孝之 君
生涯学習課長	山口 千樹 君
生涯学習課 新県立図書館整備室長	吉田 和弘 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	山本 忠敬 君
体育保健課体育指導監	小柳 勝彦 君
教育センター所長	長谷川哲朗 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	近藤 智昭 君
副委員長(副会長)	浅田眞澄美 君
委 員	三好 徳明 君
〃	野本 三雄 君
〃	中山 功 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	深堀 浩 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総 務 部 長	古川 敬三 君
総 務 部 次 長	神崎 治 君
学 事 振 興 課 長	松尾 信哉 君

こども未来課長 濱野 靖 君

教 育 長 池松 誠二 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第121号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）（関係分）

第127号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）（関係分）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

(1) 議 案

第130号議案

職員の給与に係る条例等の一部を改正する条例（関係分）

第132号議案

長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例

第136号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第137号議案

長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議について

第145号議案

長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分）

第146号議案

第三期長崎県教育振興基本計画について（関係分）

(2) 請 願

- ・教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願
- ・ゆきとどいた教育を求める請願

(3) 陳 情

- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルートの早期着手について）ほか
- ・平成31年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・平成30年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書（高田南土地区画整理事業の整備促進について）
- ・陳情書（国に対して病院船を保有する意見書

を提出することについて)

- ・要望書（保育施策の要望について）
- ・要望書（私立学校等に対する助成制度の充実について）
- ・陳情書（公立小中学校におけるGHP（ガスヒートポンプ）エアコンの導入について）
- ・学童保育の施策拡充に関する陳情書

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【近藤委員長】 おはようございます。

ただいまから文教厚生委員会及び予算決算委員会 文教厚生分科会を開会いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会の傍聴につきましては、議運の申し合わせにより、原則として、20人以内としておりますが、本委員会に、さらに傍聴の申し込みがあつておりますので、35人以内までこれを許可したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、35人以内の傍聴を許可いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分のほか5件であります。そのほか、請願2件、陳情9件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第121号議案「平成30年度長崎県一般

会計補正予算（第3号）」のうち関係部分のほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり、委員間討議終了後、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより審査内容等について、協議いたします。

各委員からの自由なご意見を賜りたく、委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時 3分 休憩 —

— 午前10時 4分 再開 —

【近藤委員長】委員会を再開します。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。

ほかに何かご意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ないようですので、これをもちまして、委員間討議を終了します。

これより、総務部関係の審査を行います。

【近藤分科会長】まず、分科会による審査を行

います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【古川総務部長】おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の予算決算委員会 文教厚生分科会関係説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、大学費280万2,000円の減、私立学校振興費177万8,000円の減、合計458万円の減であります。

これは、総務部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、大学費9万6,000円の増、私立学校振興費20万円の増、合計29万6,000円の増であります。

これは、総務部職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、平成30年度の総務部所管の歳出予算総額は、111億510万6,000円となります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第121号議案の大学費280万2,000円の減なんですけど、当初予算の給与費に比べて減する結果になったということと理解をいたしますが、具体的にどういう事態になったのかということも、この際、ご説明をお願いいたします。

【松尾学事振興課長】職員構成の変更によりまず新陳代謝による減になっています。

【近藤分科会長】よろしいですか。

【堀江委員】わかりました。

【深堀委員】1点確認なんですけれども、今回の総務部の議案には入ってないんですが、教育委員会の議案の中で、補正予算の中で、特別支援学校に対するエアコン設置の予算がついております。

今回、国の特例交付金の創設によって、県内では4,300カ所ぐらいの普通教室、これは小中学校含めての話ですけれども、エアコン設置の特例交付金の制度ができておりますけれども、今回、学事振興課の予算では、そういったエアコン設置の分の予算は全く載っていないわけなんですけれども、私学に対するこういったエアコンの設置の特例の交付金制度等々の受け入れ等々がないのかどうか、その点、確認だけお願いします。

【松尾学事振興課長】特例交付金につきましては、公立学校を対象としているものでございます。したがって、私立学校に対するそういった交付金はございません。

ちなみに、私立学校において、基本的に普通教室のエアコンについてはほぼ設置されている

状況でございます。

【深堀委員】今の答弁の中で、県内の私学の普通教室にはほぼ100%エアコンの設置が完了しているというふうに理解をされていていいですか。

【松尾学事振興課長】100%ではございませんが、ほぼ完了しているという状況でございます。

【深堀委員】今、普通教室の話をしましたけど、学校現場での熱中症を考えた時に、当然グラウンドとかは暑いところでありますけれども、室内で考えた時に体育館、結局、全校集会とか、部活動もありますけれども、そういった体育館での熱中症も多いというふうに私は聞いているんですが、そのあたり、もし体育館への空調の整備が図られているかどうかという情報があれば、教えてください。

【松尾学事振興課長】体育館につきましては、現在のところ、整備について、各学校とも取り組んではいないと、なかなか進んでいないという状況はお聞きをしております。

【近藤分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分及び第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【近藤委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、総務部長より、総括説明をお願いいたします。

【古川総務部長】 総務部関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係説明資料の1ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分であります。

現在の第二期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに平成31年度から5年間の教育の振興に関する基本的な方向や具体的施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、長崎県立大学の次期学長について、長崎県教育大綱の策定について、政策評価の結果等について、地方創生の推進について、平成31年度の重点施策でございます。

（長崎県立大学の次期学長について）

長崎県立大学学長選考会議は、去る11月2日に、今年度末で任期満了を迎える太田博道学長の後任として、木村務氏を次期学長として選考したことを発表しました。

木村氏は、学長代行や副学長などの要職を歴

任され、県立大学の取組に精通しておられることから、学長としてリーダーシップを発揮され、魅力ある大学づくりを進めていただけるものと期待しております。

（長崎県教育大綱の策定について）

長崎県教育大綱については、第2回総合教育会議の議論を経て、本県の教育等に関する総合的な施策の根本となる方針として、新たな教育大綱「豊かに育て ながさきの子どもたち」を策定いたしました。

変化の激しい社会の中で、確かな学力とグローバルな視野を身に付け、健やかでたくましい心と体を持つとともに、ふるさとを愛し、本県の将来を担う人材を育成することを目指し、6つの柱を定めております。

今後とも、知事と教育委員会がより一層連携し、本教育大綱に掲げた方針を共有しながら、教育行政を推進してまいります。

（政策評価の結果等について）

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価を実施いたしました。

施策評価については、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略5 次代を担う子どもを育む」、「戦略6 産業を支える人材を育て、活かす」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしましたが、その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としましては、私立学校の教育の振興と創意工夫による活性化策への支援に取り組んだ結果、魅力ある私立学校づくりが進んでおります。

また、今後の主な対応方針としましては、私立学校への継続した支援を行うとともに、県立大学において社会人基礎力を有する人材育成や

卒業生の地元定着に取り組んでいくこととしております。

事務事業評価については、6件の事業群評価調査により、12件の事業を評価いたしました。そのうち1件の事業が「終了」となり、4件の事業については、平成31年度に向けて「改善」の見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、施策及び事業等の見直しなどを実施してまいります。

（地方創生の推進について）

総務部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、「「人財県長崎」の実現により「ひと」と「しごと」の好循環を生み出す」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

県立大学においては、平成28年4月の学部学科再編で情報セキュリティ学科を設置し、高い専門性と実践力を身につけた情報セキュリティ技術者の育成を目指しております。

今後の方向性と致しましては、サイバーセキュリティ対策を学ぶセキュリティ演習室を活用した授業、企業での長期インターンシップなど実践的な教育を進めるとともに、情報技術に関する国家資格の取得を推進し、企業等の第一線で活躍できる人材の育成に取り組んでいくこととしております。

次に、文教厚生委員会関係説明資料（追加1）をご覧ください。

（平成31年度の重点施策）

総務部の予算編成における基本方針としましては、県立大学において、地域に根ざした実践

的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進するほか、佐世保校の建替えなど教育環境の整備・充実を図ることで、魅力ある、選ばれる大学を目指します。

また、少子化の進行、グローバル化や情報化の進展など教育を取り巻く環境が変化する中、建学の精神に基づいた特色ある教育による魅力ある私立学校づくりを推進します。

そのため、学部学科再編を踏まえた新たな機能を有する校舎への建替えにかかる事業費として「県立大学佐世保校建設整備事業費」を、また、私立学校の教育力を一層向上させる取組への支援として「学校力をパワーアップ 私立学校実践支援事業費」の予算要求をしております。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤委員長】次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【松尾学事振興課長】長崎県教育大綱について、補足してご説明をさせていただきたいと思えます。資料をご用意しておりますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

長崎県教育大綱の策定でございますが、9月定例会の文教厚生委員会におきまして、大綱案をご説明させていただいた後、知事、教育委員会委員からなる「長崎県総合教育会議」において、再度協議を行いまして、資料1のとおり、新たな教育大綱として、「豊かに育て ながさき子どもたち」を策定いたしました。

表紙でございますが、今回は、県民に親しみを持ってもらいたいということから、タイトルを「豊かに育て ながさきの子どもたち」といたしまして、それを長崎県教育大綱と位置づけることとしました。

大綱策定の趣旨としましては、本県を取り巻く環境が刻々と変化している中で、確かな学力とグローバルな視野を持ち、自らの個性と能力を十分に発揮しながら、新たな価値を創造し、ふるさとを愛し、人と人とのつながりを大切にしながら、長崎の産業や地域を支えることができる人材育成を目指すこととしております。

大綱の位置づけとしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、本県の教育、学術及び文化等の振興に関する基本的な方針を定めたものでございまして、期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間としております。

中のほうをご覧ください。

長崎県教育の推進のための6つの柱について、見開きの形で記載をしております。

もう一つ、資料の2というのがございますが、そちらのほうで、前回の委員会でご報告をした案からの変更点についてご説明したいと思っております。

横長の資料でございます。右側が変更前、左側が変更後になっております。

それぞれの修正箇所でございますが、まず、1つ目の柱については、修正はございません。

2つ目の柱につきましては、「確かな学力を身に付け、自らの能力を十分に発揮する力」といいますのは、いつの時代にも身に付けるべく普遍的なものであるということから、タイトル及び説明文の「変化する社会」といった表現について削除いたしております。

3つ目の柱につきましては、変更前の記載では、1段落目と2段落目がそれぞれ独立したものとして表現をされていましたが、1段落目で、この柱で育てたい人材像を表現しまして、2段落目で、そのために必要な力を育むといった表現に修正しております。

裏のほうをご覧ください。

4つ目の柱でございます。総合教育会議の中で、「創造性を発揮するためには、何にでもチャレンジする精神を持つことが重要だ」といったご意見をいただきました。そこで、説明文に、「チャレンジ精神を持って」という文言を追加しております。

5つ目の柱につきましては、前回の委員会におきまして、「世代や年齢が異なる人々だけではなく、障害を持つ方、LGBT、あるいは学校に行くことが困難な子どもたちに対しまして、子ども同士が思いやりを持つという視点も必要ではないか」というご意見をいただきました。説明文の冒頭を、「世代や年齢が異なるなど多様な人々」ということで、さまざまな人々という形でのいろんな視点といった表現に変更しております。

それから、6つ目の柱ですが、子どもたちを社会全体で支えることを強調するというところで、柱のタイトルの「安心して育っていける」を「豊かな成長を支える」に修正しております。

今後は、この大綱のもと、教育委員会と本県教育の課題及び目指すべき姿を共有して、十分な意思疎通や連携強化を図っていきたいと考えております。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第146号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第146号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【松尾学事振興課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました総務部関係の資料についてご説明いたします。

附属機関等会議結果について、本年9月から10月の実績は、9月3日及び10月29日に開催しました長崎県私立学校審議会の2件となっております。

会議の結果については、資料1ページから5ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【近藤委員長】 以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【中島(浩)委員】 資料の2ページから3ページにかけてなんですけれども、県立高校も、一定少子化に伴い定数が減している学校もあるわけなんですけれども、今回の私学審議会におきまして、議事概要で、南山高校であったり、女子商業であったり、西海学園高校であったり、純心女子もそうなんですけれども、ここに来て、一定定員が減員になっているという状況が起きているということでございますけれども、県立高校であれば、教員の方の配置については、異動とかいろんな形でフォローはできると思うんですけれども、私学のほうは減に伴う教員の方たちの定数といいますか、その辺の状況はどうなっているのでしょうか。

【松尾学事振興課長】 基本的に少子化に伴いまして、生徒数については減少の方向というのは間違いないことかと思えます。

それに伴い、各学校法人が生徒の減少に合わせ、教育の内容でありますとか、あるいはクラスの編成でありますとか、そういったことをそれぞれの学校法人で検討しながらされているところでございます。

したがって、やはり生徒数が減っているところにつきましては、教員等につきましても、効率的な形で考えられているかとは思いますが、それぞれの学校によって違いますので、県のほうで、例えばこういうふうにしなさいとか、そ

ういった指導をしているとかということは、特にそれはございません。

【中島(浩)委員】 私立高校で懸念されるのは、やはり専門の先生方の配置がなかなか難しくなってくるんじゃないかということもございしますので、一定学校法人に任せているというのは確かなことでしょうけれども、いろんな情報交換をしながら、県の場合はこういうやり方もやっていますよという情報交換ぐらいはいいんじゃないかなと思います。その辺はどうですか。

【松尾学事振興課長】 その点につきましては、私立中高協会がございしますので、そちらのほうと、少子化に向かう中で、教員の配置についてどう考えるのか、あるいは私立学校間で連携ができないのかというような視点についてお話をさせていただきます。

ただ、今のところは、まだ具体的にこういった形で対応するというところまで至っておりませんけれども、そこは状況等もお伝えしながら、適宜情報交換をしながらやっていきたいと考えています。

【中島(浩)委員】 ぜひそういう情報交換はやっていただきたいと思います。

もう一点ですけれども、創成館高校の定数が毎年増えているということなんです。どういった要因でこういう状況が続いているんでしょうか。

【松尾学事振興課長】 要因について、これといった形で申し上げるのは難しい部分もございすけれども、中学生の卒業生の減につきましても、全般的に言いまして、地域差がございす。それから、私立学校の場合は、地域によりましては、広範囲に生徒確保に向けて努力をしているという学校もございす。

そういった形で、例えば創成館高校の場合に

つきましては、県央地区という地理的な要素も一つはあるのかなとは考えておりますが、それだけじゃなくて、さまざまな要素によるものであるというふうに考えております。

【中島(浩)委員】 私は、一つは送迎バスの関係もあるんじゃないかと思うんです。どんどん距離を延ばされておまして、それで対象者が増えているんじゃないかなと、一因があるのかなと思うところもあるんですけれども、できれば、公立高校も引き合いがなくて、各学校ごとに特色のある学校づくりをして、生徒を何とか減らさないようにやっていこうという中で、こういった事例があるのであれば、こういった条件のもと、こうやって増えているのかというのはぜひ研究していただいて、県立学校の今の少子化に伴う生徒数の減少に対しての対抗策じゃないですけれども、そういった形もある一定考慮していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【松尾学事振興課長】 スクールバスにつきましては、それぞれの学校の経営判断におきまして、そこを広範囲に通わせているということは、確かにあるかとは思いますが。

公立と私立の定員の問題につきましては、公私立の連絡協議会等がございすので、そういった中で公立と私立でこれからも丁寧に議論をしていきたいと考えております。

【中島(浩)委員】 7対3ですね、これは一定確保されていますけれども、ぜひ、そういった情報があれば、教育庁のほうに、こういった情報もありますよということでお知らせいただければ、教育庁のほうでも検討されると思いますので、ぜひその辺はよろしく願いいたします。

【中山委員】 中島(浩)委員にも少し関連しますが、長崎県私立学校審議会の内容についてお尋

ねしますが、先ほど南山高校等、減している学校が4つあって、私が計算したところ、160名程度になっておりますが、また、中島(浩)委員からあったように、創成館学校が2校で増がっておりますので、これが合計45ということでありますので、プラス、マイナスすると、マイナス115という形になっております。そうすると、来年の平成31年4月1日からこの定員ということになると思いますが、私立学校の全体の定員数がどうなっているのかが、一つ。

それと、もう一つは、ながさき東そのぎ子どもの村小学校ということで、東彼杵の小学校を閉校した後に小学校ができたということでありますので、大変興味深いことであろうと思いますが、この辺の設置の経過というか、どういう同意があっただけでこうなったのかという問題と、入学希望者はどの程度おられるのかという問題と、そして、これが、卒業した後どういう形の進路が予測されておられるのか、これについてお尋ねをしておきたいなと思います。

【松尾学事振興課長】 まず、私立高校の定員でございますが、平成30年度、今年度は全体で4,294名でございます。今、委員がおっしゃいましたように、来年度は115名定員が減になりますので、結果として、平成31年4月の定員は4,179人ということになります。

それから、ながさき東そのぎ子どもの村小学校でございますけれども、この小学校につきましては、全国で現在4校、ほかの県でも小学校を開設しているところがございます。少しユニークな教育をしているところがございます。寮生と通学生とおりますけれども、その中で、座学の教育だけではなくて、プロジェクト研究といいますか、一つのテーマを研究していく中で、例えば算数の要素でありますとか、社会の

要素でありますとか、理科の要素でありますとか、そういったものも含めて、それをつくり上げていく中で勉強していくというものも取り入れている。あるいは、子どもたちが自分たちでディスカッションをしながらいろんなものを決めていく、それを教員がサポートをしていくと、そういった自主性を尊重した学校として、今まで他県において成果を上げてきているという学校でございます。

今回、東彼杵町に開設をすることになったわけですが、まず一つは、東彼杵町のほうが勧誘をされたということがございます。その中で、地域の理解も得まして、今回、廃校になった校舎を活用して、そこに開設をすることになったという経過でございます。

卒業後の進路でございますけれども、まず、今までの他の4校といえますと、まず一つが、和歌山県に高等の専修学校がございます。高校ではなくて、高等の専修学校、高校見合いの専修学校がございますけれども、そちらに進学する生徒が半分程度あるということでございます。それから、通常の高校に進学する、あるいは留學する、小学校の後に中学校まで行きまして、小学校、中学校については大体併設されておりますが、中学校を卒業した後は、基本的にはそういった進路になっているということでございます。

それから、生徒の確保についてでございますけれども、何人確保できるというところまで、今の段階では、まだ申し上げることはできませんけれども、例えば今年の7月と8月にサマースクールを開催しております。そのときには、定員の60名に対しまして応募が、県内外から113名あったというふうに聞いておまして、非常に関心は高くなっているということは聞いてい

るところでございます。

【中山委員】 それじゃ、東彼杵町が関わってきたということでもありますけれども、経営主体は町なのか、町プラス、何かNPO法人とか民間が入ってやるのか、経営主体について説明が欲しいということ。

もう一つは、入学者というのは、長崎県ばかりじゃなくて、全国からでも入学することができるのかどうか、それを含めて、2点だけお尋ねしたい。

【松尾学事振興課長】 経営主体でございますが、これはあくまで学校法人でございます、学校法人「きのくに子どもの村学園」というのがございます。こちらのほうが経営についてはやっていくということでございます。

ただ、町のほうが側面的な支援をしていくということ、あと、連携を図っていくと、例えば公立小学校との交流でありますとか、そういったところでの連携を図っていくということでございます。

それから、生徒の募集につきましては、私立学校でございますので、全国から募集することは可能でございます。

【中山委員】 わかりました。（「関連で」と呼ぶ者あり）

【浅田副委員長】 今の中山委員に関連させていただきたいんですが、今見ると、各学年12名ずつの募集ということになっていて、今、この東彼杵自体、他校の学校とのバランスというか、ただでさえ子どもが減っている流れにおいて、そういったところを町も認識しているから、許可をされた。一つは、もしかすると、他県から家族ごとの移住とかも含めてというところを担うというような側面もあつてのことなのか、そういったところをもうちょっと詳しく教えてい

ただいていいですか。12名を各学年が確保すると、結構、この地域においてはどうなのかなと思ったものですから。

【松尾学事振興課長】 先ほどご説明しましたサマースクールに参加しているご家庭につきましては、県内におきましても、東彼杵だけではなくて、例えば大村であるとか諫早、島原、長崎、佐世保、そういったところからもお見えになっていると。それから、県外からも、佐賀、福岡、熊本あたりからも参加があつているということでございます。

それから、聞いた話でございますが、例えば札幌のほうから来られた方については、一家転住も含めたところで考えているということで、そういった視点は持っているということはお聞きをしております。

【浅田副委員長】 今おっしゃったように、家族でとか、ご両親のどちらかと、保護者の誰かと一緒にということで、人口をとということとかもあろうと思うんですが、全国に3件、こういった学校が、ほかにグループであると、その実態調査とかはどうなんですか。実際そのように、家族ごとの移住とか、そういったところがあるということとかも調べていますでしょうか。調べていれば、教えてください。

【松尾学事振興課長】 全国に4つの学校を持つておられますけれども、数までは把握しておりませんが、そういった一家転住をして、学校に入学されている方がいるということは把握をしております。

【近藤委員長】 ほか、質問ありませんか。

【麻生委員】 おはようございます。

同じく私立学校関係についてお尋ねしたいんですが、さっき私立学校関係、県外から来られている子どもたちがいるということで、

学事振興課のほうで、県外から来られている子どもたちの状況は把握されているのでしょうか。

一つは、公立と7対3という状況の中で、私学が建学の精神で、結構独特な教育をやったりとか、スポーツを掲げてやっていますので、結構多くの人たちが、夢をかなえたいということで来られているのは事実ですけれども、ある意味では、公立関係の学校が減っていった状況なんですね。だから、そういうことで、ある意味では、私学でそれぞれの経営自体もあると思うんですけれども、こういう枠を飛び越えてでも私学の状況にしっかりと取り組んで支援していくのかどうか。そういう中では、定数の減のところもありますから、そういうことでされていると思うんですけれども、ある一定のレベルを確認していこうということがあるんですけれども、今後、こういうことについての傾向性をお尋ねしたかったんです。やっぱり各私学は、それぞれ独自の建学で、増やしていこうということもあれば、なかなか経営が厳しくて、減らしていかなくちゃいけない、あるんでしょうけれども、そういうところについての県として、どういう方向で交渉しながら、皆さんのレベルを落とさずに持っていこうとされているのか。

それと、あと一点は、言ったように、県外から来る子どもたちの状況は把握されているのかどうか、2点お尋ねしたいんです。

【松尾学事振興課長】公立と私立の定員につきましては、7対3ということをおっしゃるんですが、公立の定員について、高校入学見込み者の7割にすることによって、私立のほうについてもおおむね3割という形を今まで維持してきていると、維持といいますか、おおむね3割という形で推移をしてきているというところでございます。どうしても公立志向が強いという

こともございまして、そういった形をとっているところがございます。

この点につきましては、公立、私立のほうで、今後とも丁寧な議論をしていきたいというふうに考えているところがございます。

それから、県外からでございますけれども、やはり私立の高校につきましては、県外のほうから入学者を確保するという努力をされている高校はございます。したがって、年々県外からの入学者については増えてきているという状況でございます。なかなか県内だけでは定員も減っていくという状況がございますので、県外のほうからの入学者を増やす努力をしている高校はあるということでございます。

【麻生委員】数は、把握されていないんですか。

【松尾学事振興課長】数につきましては、平成30年度が387名でございます。昨年度が351名でございますから、年々増えてきているという状況でございます。

【麻生委員】来年から、2019年の少子化の関係で、私立学校が無償化になれば、一層私学の方向性が強くなると私は思っているんですよ。それは、私学の建学の精神があるから、だめとは言わないんですけれども、やっぱりある一定の状況を、学校レベルだとか、教育レベル、そういったものを一定きちんとしていただきたいというのがあるんですね。それは就職にもつながってくると思いますし、学校のいろいろな建学精神があるから、そこについては尊重していきたいと思っているんですけれども、今後、私立学校の経営を見ると、各学校がそれぞれ特色ある高校でいくんだろうなど。

この前、総合科学大学の附属高校をお尋ねした時には、定員が120名なんだけど、約4割強が県外だと言っていましたね。そういう意味で、

県外から、特色あるということで持ってきてもらえれば、県内が活性化するということがいいと思っているんです。だけど、ある一定の状況、公立、私立の状況、ある程度までお願いしたいというのが1点と、片一方では、私立学校の経営がなかなか厳しくなっているというのは聞いていますので、バランスよく取組をお願いしたいというのが現状だと思っています。

今後、増えていく傾向にあると思いますけれども、クラブ活動だとか状況を、それぞれ取り組んでいかれると思いますから、ぜひ注視してもらいたいと思っているのが1点と、あと1点は、その中で話をしているのは、県外から来る子どもたちが、結構寮生活とかでいろいろあるみたいですので、県として、そういった方向性として、私立学校をどこまで支援できるのか、長崎に入ってくる子どもたちを、今後どういう形で、学校任せにするのか、ある一定の補助を入れながら強化していくのかどうか、そういったことについては、前回もお尋ねしましたけれども、そういう方針はないのかどうか、その1点だけお尋ねしたいと思います。

【松尾学事振興課長】まさしくそれぞれの学校の判断で、どういった生徒を募集するかというのは、されているかと思います。

そういった中で、県としては、経常費補助をする、あるいは就学支援をしていく、そういう形での支援をしていくという形で、そういった前提がある中で、それぞれの私立学校がどういった形で学校の特色、あるいは経営をしていくか、あるいは魅力を出していくか、そういったことを考えていただくということになるかと思っています。

ですから、子どもとしては、まず、ベースの部分をしっかり支援をしていくと。それから、

もう一つが、いろんな諸問題がありました時には、やはり学事振興課にも相談がございます。そういったときについては、丁寧に、一つひとつの課題については、ご相談に乗りながら助言をしていくという形で支援をしていきたいと考えております。

【近藤委員長】審査の途中ですが、請願審査の時間になりましたので、準備のため、しばらく休憩いたします。

— 午前10時45分 休憩 —

— 午前10時52分 再開 —

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

関係理事者として、こども未来課長に出席いただいております。

このため、理事者の出席範囲として、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いします。

第3号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願」を議題とします。

紹介議員から説明をお願いします。

【堀江議員】請願第3号、紹介議員の堀江ひとみです。5,324筆の署名を添えて、請願を提出いたします。

簡潔に趣旨説明をさせていただきます。

現在、長崎県では、高校生の3割が私立高校で学び、幼児教育においては、約9割の園児が私立幼稚園に通っており、私学教育に大きく依存しています。私学は、公教育の場として大きな役割を果たしながら、私学に学ぶ生徒・保護者は学費負担の大きな公私間格差に悩まされ、高い学費負担に苦しんできました。

2010年度から実施された就学支援金制度、さ

らに、2014年から導入された新制度により、学費の保護者負担は、従来に比べて軽減され、学費滞納者や経済的理由による中途退学者の減少につながりました。

しかし、長崎県が独自に行っている授業料減免制度の補助対象に私学特有の施設整備費は含まれておりません。そのために、生活保護世帯であっても施設整備費相当の学費が残り、支払えないと学費滞納となり、減少したとはいえ、経済的理由による中途退学者が今なお存在します。

本請願は、低所得者世帯における学費（授業料と施設整備費等を含む）の実質無償化を実現してほしいこと等、3項目の要望を行っております。

本議会には、長崎県私立中学高等学校協会ほか5団体も含めまして、私立学校等に対する助成制度の充実についての陳情も出されております。

また、本日は、請願人が趣旨説明を希望しております。私の発言は議事録に残りますが、請願人の発言は議事録に残りません。その意味で、趣旨説明がかぶるところがありましたら、お許しいただきたいと思っております。

請願採択とあわせ、どうかよろしく願いいたします。

【近藤委員長】 この際、お諮りします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出があっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時56分 休憩 —

— 午前11時00分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

【松本委員】 先ほどいただいた請願の趣旨もよくわかります。私も幼稚園、中・高・大と私学に通って、本当に親に多大な経済的負担をもたらした経験もありますので、この趣旨は十分理解できます。

そういった中で、いただいた項目のそれぞれに対して、実際この請願を承った中で、これを実施する場合の予算について確認をしたいのですが、まず、一つ目の私立学校の保護者の低所得世帯における学費の実質無償化を本県で取り組んだ場合に、どれくらいの金額を今試算しているのか、お尋ねをいたします。

【松尾学事振興課長】 低所得の世帯といいますのを590万円未満というふうに仮定したところで計算いたしますと、現在の制度におきますと、約16億円の追加の負担がかかるということでございます。

ただ、平成32年4月から590万円未満の世帯につきましては、平均の授業料まで実質無償化がされるということで、国のほうで、そういった形で実現をするということにされております。仮にそれが実現したとしましても、施設の拡充費につきまして計算しますと、約9億円の負担がかかるということでございます。

【松本委員】 平成32年度以降は、私学の無償化が政府のほうで予定しているということで、16億円のうち7億円は無償であると。しかし、設備費が9億円かかるということですね。

それでは、2つ目の私立学校の経常費補助金です。公立学校の教育費の2分の1に実際に拡充した場合の試算はどれぐらいになるか、お尋ねいたします。

【松尾学事振興課長】平成28年度の教育費で試算をいたしますと、2分の1までしますと、追加で42億円の負担がかかるというふうに試算をしております。

【松本委員】42億円になると、県単で補助するにはかなり高額な金額になると思います。

それでは、最後、3番目のこの基準制度、70%未満の不交付基準の撤廃でございますが、実際のところ、この不交付の実績、適用したところが現在どのくらいあるのか、お尋ねをいたします。

【松尾学事振興課長】この不交付の基準につきましては、先ほど来質問等ございましたが、7対3に関連する部分でございますけれども、公立を7にする中で、私立のほうも、少子化に伴いまして自然と定員が減っていくという中で、定員につきまして、実際の生徒の数に合わせるという意味もありまして、こういった制度を設けているところでございます。

ただ、この制度につきましては、各私立学校におきまして浸透している状況でございますが、7割を切る前に、しっかりと定員の見直しをしていただいて、実態に合った定員にしているという状況でございますが、今までこれを適用した事例はございません。

【松本委員】今回も審議会で話が出ているように、要は、70%未満にならないように、学校側で対応をすると、要は、定員の見直しで対応しているということと理解いたしました。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【麻生委員】今、中途退学者があるという話が

ありましたけれども、現在、県下で中途退学者、現状、県が就学についても、奨学給付金制度によって相当カバーされていると思っているんですけども、現在退学者が、学業で退学したということと、また、金銭的な理由で退学したという実態はどのくらいあっているのでしょうか。

【松尾学事振興課長】私立学校の全日制の高等学校で申し上げますと、平成29年度全体で160名が中途退学をしているという状況でございます。

学校生活あるいは学業の不適応が63名、それから、進路の変更が71名、その他ございますけれども、経済的理由の退学が5名という状況になっております。

【麻生委員】今、話がありまして、中途退学の中で経済的な理由というのは極端に少ないんじゃないかと。また、2019年（平成32年）以降、590万円以下の関係については、私学についても590万円未満については授業料無償化ということもありますので、今回の現状について、経済的な理由についての退学というよりは、さっき申し上げましたように、学業の関係だとか、ないしは進路変更、こういったのが多いということですね。わかりました。

【中山委員】請願人にお尋ねしますけれども、この請願内容の中で、生活保護世帯であっても設備整備費相当の学費負担は残るということで、経済的な理由で退学者が出ているということで、大変心配しておりますが、その中で、設備整備費相当学費というのがどの程度の金額になるのか、その数字が出ていれば、出していただきたいなと思います。

【近藤委員長】休憩します。

— 午前11時 7分 休憩 —

— 午前11時 9分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【中山委員】 請願趣旨の中で、この金額については発言がありませんでしたので、そこは記録として残す必要があるとお聞きしたわけでありまして、年額5万7,504円、これは私立学校全体の平均なのか、5万7,504円の積算内容について、詳しく説明いただきたいと思います。

【近藤委員長】 休憩します。

— 午前11時10分 休憩 —

— 午前11時11分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【中山委員】 それでは、5万7,504円ということで、もろもろ足して平均ということでありませけれども、県としては、この内容についてどのように理解しているのか。5万7,504円、正当性があるのかどうか、県の見解をお聞きしたいと思います。

【松尾学事振興課長】 この額につきましては、私どもも調査をしております、学則に記載をされております施設設備費相当額の平均額ということで、私どもも理解をしております。

【近藤委員長】 間違いはないんですね。
暫時休憩します。

— 午前11時12分 休憩 —

— 午前11時13分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【松本委員】 先ほど質疑がございましたが、請願の趣旨として、保護者の経済力に関係なく、ゆきとどいた教育を受けることは必要でありまして、本県においても、趣旨にありましており、高校生の3割が私立高校で学んでいる中で、この公私間格差の解消というのは、私は必要であると思っております。

現在、年収590万円以下の所得制限はありますが、就学支援金制度において、これまで学費負担に対応してきております。平成30年度におきましては、1億8,700万円の予算を計上しております。今回の請願においての趣旨は一定の理解はできますが、質疑でありましたとおり、項目1におきましては予算が16億円、項目2においては42億円の予算がかかります。項目3については定員の見直しで対応できるということで、現状の財政状況では厳しいとの見解もありました。

しかしながら、保護者の経済力に関係なく、ゆきとどいた教育を受けることは必要であります。公私間格差の是正に取り組むことは必要であります。そういった中で、答弁にありましており、政府は平成32年度、私学無償化を決定しており、年収590万円以下の世帯の私学無償化によって、公私間格差の是正の一定の対応が今後できるものと思っております。

そういった取組を評価し、本県の財政状況を踏まえ、請願に対しては反対の立場として意見を申し上げます。

【近藤委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

休憩します。

— 午前11時15分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

第3号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第3号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成委員起立〕

【近藤委員長】 起立少数。

よって、第3号請願は、不採択とすべきものと決定されました。

以上で、請願の審査を終了します。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでした。本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人には、ご退室いただきたいと存じます。しばらく休憩いたします。

— 午前11時16分 休憩 —

— 午前11時17分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 総務部長説明の3ページの中で、「今後の主な対応方針としまして、県立大学において、社会人基礎力を有する人材育成や卒業生の地元定着に取り組んでいくこととしております」と書いてありますが、具体的にどのような内容を考えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

【松尾学事振興課長】 まず、社会人基礎力を有

する人材育成でございますけれども、平成28年4月に学部学科の再編をしまして、まず一つが、実践的なものを学んでほしいということで、インターンシップ、あるいは海外におけるビジネス研修、そういったものを基本的に必修化をしまして、3年生の間に長期で、そういった実践的な教育をしていくということが一つございます。

それから、もう一つが、卒業要件を設けまして、例えば国際経営学科であれば、TOEIC730点を卒業要件にする、あるいは、経営学科でありますと、日経TEST430点を卒業要件にすると、こういった形ですべての学科に卒業要件を設けまして、社会に出て役立つようなスキルを身につけていくと、こういった二本柱におきまして、社会人基礎力を有する人材育成を行っているところでございます。

それから、卒業生の地元定着に向けてですが、まず一つは、県内企業の情報を伝えるということで、「Nなび」の登録推進、その他あらゆる機会を通じて、県内企業の情報を伝えるということ。それから、実際に企業と接する、企業で働く人とも接する。そうすることによりまして、企業がこういった仕事をしているのか、あるいは地域の中でこういった貢献をしているのか、あるいは働く人がこういった思いで仕事をしているのか、そういったことを直に肌で感じまして、地元企業への理解を深めていくと、そういった取組をしております。

それから、もう一点が、授業の中でまたもう一つ、企業の方に来ていただきまして授業をするというのがございます。例えば企業の若手の経営者に来ていただきまして、実際の経験でありますとか、学生に対して伝えたいこと、それを伝えてもらう。あるいは、県内の企業を一つ

を取り上げまして研究をしていく。そういった企業がどういった経営をしているのか、あるいはどういった形で顧客等について開拓をしているのか、そういったものを実際に企業のほうに出向いていろんな話を聞く中で研究をしていく。そういったものをそれぞれ重層的にやりながら地元定着、まず、地元への意識を高める、それから、地元の企業のことを知ってもらう、そういったことをさまざまやっているところでございます。

【山田(朋)委員】 まず、社会人基礎力を有する人材育成の中では、平成28年4月の学部学科の再編に伴い、インターンシップ制度、海外の長期研修、学部によっての卒業要件を設けるようにされたということですが、以前も一度お話をしたかと思いますが、海外研修が長期になると、その経済的負担というものがかなりあるかと思いますが、財政的に厳しい学生に対しては、この分は何か制度があるのかどうか、そのあたりをまずお聞かせいただきたいと思いません。

【松尾学事振興課長】 例えば海外ビジネス研修になりますと、やはり負担が大きくなってまいりますので、これは大学のほうで補助の制度を設けまして支援をしているところでございます。

【山田(朋)委員】 補助の制度をつくっていただいているということでもあります。要件となると、必ず受けないといけないということでもありますので、その補助の要件もいろいろあるかもしれませんが、学生が海外で学びやすい環境をさらに整備いただきたいと思っております。

それで、県立大学の卒業生のうちの県内就職の割合はどれくらいなのかを、まずお聞かせいただきたいと思いません。

【松尾学事振興課長】 昨年度、平成29年度で

言いますと、34.6%でございます。

【山田(朋)委員】 県内全体の大学生が大体4割ちょっとぐらいかなと思ったんですけど、それを考えると非常に、34.6%、県立大学は、言うまでもなく、皆様からいただいている税金を持って県が運営をしている大学でありますので、ここを上げていただくための取組というのは、さらに、本当にやっていただかないといけないと思うし、これは県内の平均よりも悪かったかなというふうに理解をしております。県内平均がどれくらいだったかも、重ねて教えていただきたいです。

あと、若い人たちの離職というのが、今、非常に社会問題になっているようであります。すぐにやめてしまう人がどうも多いようでありますので、私は、「地元定着に取り組んでいくこととしております」とありますので、卒業生に対する大学としてのフォローアップ制度とかそういったものがあるのかどうか、その辺あわせてお聞きをしたいと思います。

【松尾学事振興課長】 大学の県内全体の平均で言いますと、平成29年度が42.7%ということですが、確かに、県立大学の34.6%というのは平均を下回っているところでございます。

理由といたしましては、経済系の学部につきましては、どうしても県外生が多くなっているということもありまして、これまで平均よりもかなり下回っている状況です。

それから、他の大学につきましては、女子学生が多い大学もございまして、やはり女子学生につきましては、県内に就職する割合が高いということでございます。

県立大学につきましては、どうしても男子学生のほうの割合が高いということも一つあるかと考えているところでございます。

それから、離職対策につきましては、対策と
いいですか、取組として、離職対策としてこれ
をやっているということは特にございません。
卒業者のフォローということにつきましては、
どうしても大学の場合につきましては、卒業し
てしまうと、企業でそれぞれがやっていくとい
う形で、もう未成年でもございませぬので、ど
うしてもなかなかそこまでフォローアップはで
きないという状況はございますが、例えば企業
訪問を職員あるいは教員が行っておりますけれ
ども、そういった中でいろんな状況をお聞きし
ながら、何らかできないかということで、そう
いった状況をまず、今お聞きをしているところ
でございます。

【山田(朋)委員】 離職者に対する対応までは
できないということではありますが、私が数年前に、
公立高校を途中で退学した子どもさんたちが、
退学者が就職する際とかに学校に相談ができる
制度というのを、ホームページにも載せていた
だいたりしたことがあります。

今、課長が言われたように、もう成人をして
いることだから、そこまではちょっとというこ
とで、いろいろ企業からお話を聞きたいという
ことではありますが、一度、県内に就職した学
生のうち、34.6%しか県内就職をしておりま
せんので、とても残念なことです。その離職で
すね、どういった状況であるかは、私は一度調
査をいただきたいと本当に思っております。せ
っかく県内に就職したけれども、マッチングそ
もそもがうまくいかずに、また県内から違うと
ころに、県外に再就職をしているかもしれない
し、これは本当に若い方々がなかなか職場にな
じめないとかというのが問題になっていますので、
当然ながら、現役の学生の就職のお世話だけで、
就職課とか学校のほうは大変だと理解しており

ますが、卒業生も含めて、ある程度相談できる
環境というものは検討いただきたいと思いま
すが、ご見解を求めます。

【松尾学事振興課長】 大学を卒業してしまいま
すと、どうしても連絡がつきにくいといいま
すか、途切れてしまう部分がございます。最近
は個人情報問題もありますので、卒業した後も
つながっていくというのはなかなか難しい状況
もございます。

ただ、そういった観点につきましては、やは
り大学がまずやってもらわないといけないこ
とでございますので、今の委員のご提案につ
きましてはお伝えをして、何かできることは
ないかというのは、大学のほうと考えてみた
いと思えます。

【近藤委員長】 ほかにございませぬか。

【堀江委員】 平成30年度事務事業の評価結
果についての5ページ、私立高等学校県内就
職推進事業ということで、「平成31年度にお
いてはより効率的で効果が高い支援を検討し
ていく」ということなんです。一旦この事業
は終わるわけですけれども、来年度以降は
変わって、新たな制度ということですが、
具体的にどういう内容かということは、今
の段階、お話しできませんでしょうか。

【松尾学事振興課長】 今、財政課に予算
要求をしまして、予算編成に向けて協議を
しているところでございますけれども、基本
的には、県内就職推進員という制度はそ
のまま残す形でしたということで協議を
させていただいているところでございま
す。

ただ、高校生の県内就職につきましても、
私立高校につきまして、やはり上げていく
必要がありますので、取組の内容につきま
して、少し広げていくといいますか、そ
れぞれの学校でい

いい取組がありますが、いい取組をほかの学校にも広げていくということで、例えば保護者に対する説明会を拡充していくとか、離職者対策を拡充していくとか、そういった形で取り組む内容を広げていくと。それを、各学校にすべてといますか、ほかの学校のいいところも伝えていくという形で、少しずつ底上げをしていくという形を、今のところ考えております。

【堀江委員】 県内就職推進員は、県内の就職にはすごく大きな役割を果たしていて、それは行政も認めるし、学校側も認めていて、学校側が要望するところについては、一応全部配置をするというのをこれまでやってこられましたですよ。

それを今度は、推進員を増やすということよりも、まずは体制としては残して、その上で、今度は中身の検討をより、ソフト面でといますか、その形でこれは充実していくというふうに、そのことが、「より効率的で効果が高い支援を検討していく」ということになるのでしょうか。

【松尾学事振興課長】 今委員がおっしゃいましたような形で考えておまして、そういったソフト面、そういった形で取組をより充実したものにしていくというふうに考えております。

【堀江委員】 いずれにしても、私としては、「終了」となっているので、ぜひこの推進員そのものは残していただきたいと思っておりましてから、具体的な内容は、また次の機会にと思いません。

ありがとうございました。

【近藤委員長】 ほかに質問はございませんか。

【中山委員】 教育大綱について、お尋ねいたします。

「豊かに育て ながさきの子どもたち」、こ

れはスローガンで、豊かに育てということ、心の問題だろうというふうに思いますが、そういう意味では、一定評価したいなと思います。

そこで、2番なんですよ。変更前が、「確かな学力を身に付け、変化する社会の中で自らの能力を十分に発揮できる人材を育てます」、変更後が、「確かな学力を身に付け、自らの能力を十分に発揮できる人材を育てます」と。社会というのは変化するから、ここを外してもいいんじゃないかなというような考え方があったかもしれませんが、これを外した理由です。

あわせて、その中身というか、「基本的な知識や技能を着実に身に付けるとともに、主体的に行動し、課題を解決していく力を育み、変化の激しい社会の中で」、こういうふうになっておりますが、変更後は、「主体的に行動し、課題を解決していく力を持ち」、これはいいと思うんですよ。そして、「変化の激しい社会の中で」を、ここは抜いておまして、「能力を活かして」、「し」の後に「て」が入っていますよね。「自ら活躍の場を切り拓くことのできる人材を育成します」と。学力は、時代がどう変わろうとしても、基本的なものについては変わらないというふうに思いますけれども、今の時代ですね、現時点より、さらに10年後、20年後はもっと激しく変化する社会があるわけでありまして、その辺を見据えた中で教育をやっているかないといかんわけですね。そうすると、ここを外したというのは、失礼かもしれませんが、この文言を取り除いたというか、文中で、さっきもちょっと話があったようですが、どういう議論があつてこういう形になったのか、説明いただきたいと思います。

【松尾学事振興課長】 これを外しました理由は、

先ほども申し上げましたように、普遍的にこういった能力については、いつの時代においても身に付けるべき能力であると、まさしく基本になる部分であるということがあるかと思えます。

ただ、変化の激しい社会の中に対応していくという視点は、当然必要だと思っております。そういう中で、実は4番に、どちらかといいますと、こちらのほうでそういった視点を強調するということで、総合教育会議の中で、どうしても4番と2番が同じような趣旨が感じられる部分もあるので、そのあたりを少し整理したほうがいいんじゃないかというご意見もございました。

そういったこともございまして、4番におきまして、「AI・IoTなどの技術革新の急速な発展により、社会のあり方が大きく変わろうとしている中」、こういった形で対応していく必要があるんじゃないかというような表現にさせていただきます。2番のほうは普遍的なものということで、あえて、「変化する社会の中で」というのをとって、どちらもそういった意味合いを際立たせるという趣旨で、今回させていただいたところでございます。

【中山委員】 そういうふうに言われると、ある程度理解できるんですよ。ただ、実質的に子どもたちが勉強して就職をして、生計を立てていくと。そうすると、ここ10年先、20年先は、恐らく、今現在ある仕事がなくなったり変化していくという形でありますので、この時代の変化というのについて、やはり強く打ち出さないといかんなと思っております。ITとかそういう問題も含めて、そういう問題も大事かもしれませんが、3番ですね。「グローバルな視野を持って、地域で行動できる人材を育てます」と、「地域で行動でき人材を育てます」

と、ここが、既に、長崎の人も長崎に定着して、長崎で頑張ってくれろと言うわけですからね。しかしながら、「グローバルな視点を持って」と、こういうふうになってきているわけですね。ここにやはり、グローバル化ということはわかるけれども、グローバル化と一言で言わずに、今後ますます変化の激しい社会というかね、社会じゃなくて世界というか、地球というか、温暖化も進むわけですからね。この辺に、やはりこれはきちんと大項目の中に、「変化が激しい社会の中」とか、「変化の激しい世界の中」とか、何かそういうことをきちんと、説明じゃなくて、ぜひどこかに入れ込んでほしいなという気がするんですが、4番でもいいけれどもね。その辺はどうなんですか。3番の議論はどうなったんですか。

【松尾学事振興課長】 これは、たとえ地方におきましても、地域に起きている出来事だけではなくて、世界で起きている出来事、そういったものを当然感じながら、知識も持ちながら行動していくことが必要であるのではないかと、この視点でございます。

つまり、世界で起きていることが、影響が地方のほうにまで及ぶという時代になっているという中で、地域の中で活躍していく上でも、そういったグローバルな視点が必要じゃないかというような趣旨で、3番は柱を立てたところでございます。

【中山委員】 要は、聞いたんだけど、3番の「グローバルな視点を持って、地域で行動できる人材を育てます」と、これはグローバルじゃなくて、グローバルじゃない、グローバルです。グローバル的な人間を育てるとのことなんです、基本的にはね。そういう面で、少し物足りないなと思えます。

もとに戻って、4番の中に補足説明というか、「社会のあり方が大きく変わろうとしている中」、これはもう、大きく変わろうじゃないですよ。劇的に変わっていきますよ。そこが一番心配なんです。今までの変化以上に、何倍も変化していますよ、ここ10年で。小学生の子どもが大人になるころには、14年～15年先を見通して教育していかないといかんじゃないですか。その辺の認識をもう少し、当然これは5年間ということが限定されていると思いますけれども、もう少しその辺を、何らかの形にもう少し強調できないかなと、現実合った社会の状況というのを、激しく変化する、その辺の状況をもう少し強く出していく必要があると思いますし、先ほどの部長の説明の中でも、「人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化や、技術革新進展など、変化が激しい社会の中」と、ちゃんと書いてあります。そして、「確実な学力」と、こういうふうに来ている。「グローバルな視点を身に付けて」と、こういうことになっているので、やはり「変化の激しい社会の中」というのをどこかできちんと文字として入れ込む必要があるんじゃないかと思うんです。私も見たばかりで、全体的な流れとかを含めて、どこに入れたらいいのか、ちょっとわかりませんが、私も私としては、2番の中にきちんと、「変化の激しい社会の中」と、この辺を一言入れ込むことはできないのか、議論したということですから、それはそれとして理解するわけですが、もう一度、私の思いについて、学事振興課長のお答えをいただければ、大変ありがたいなと思います。

【松尾学事振興課長】この教育大綱につきましては、知事と教育委員会の委員でつくります総合教育会議の中で議論をして策定をするという

ことになっております。

したがって、中山委員のご意見もごさいますけれども、会議の中では、そういった変化の激しい社会の中で対応していくことが必要であるというような議論は当然なされたところでございます。

ただ、それを今回、教育大綱として落とし込んでいく中でさまざまなバランス、全体のバランス等も考慮する中で、今回は2番の「変化する社会の中で」というのをとりまして、知事が策定をさせていただいたところでございます。したがって、この教育大綱につきましては、この形で5年間させていただきたいというふうに考えております。

ただ、今、委員がおっしゃいました、変化する社会の中にどういった形で対応していくかという視点は当然ございますし、それは4番の中でもしっかり書き込んでいるところでございます。そういった視点は持ちながら、教育委員会とも、そこは連携を図りながら推進していきたいというふうに考えております。

【中山委員】知事を含めて非常に優秀な知識のある皆さん方が相集まって協議したわけですから、評価するわけですね。

ただ、言ったように、現実的な実感というか、その辺がもう少し入っていたほうが、私はよかったんじゃないか、そういう感じを持ちましたので、今後、これをやった後に、5年後はまた、教育大綱をつくり直すこともあろうというふうに思いますが、いろいろな機会で私なりに発言を続けていきたいなと思いますので、とりあえずは、学事振興課長の答弁を今のところは了としておきたいと思います。

【深堀委員】一つだけ。先ほど山田(朋)委員の質疑の中で、県立大学の地元就職率が34.6%と

ということで、かなり低い数字の報告があったわけですが、産業労働部の若者定着課が作成している「なっとく！ながさき」というリーフレットがあって、これは非常にすばらしい中身になっていて、いろんな場所で活用しているということだったんですけれども、当然、都市圏と長崎の生活の比較、この冊子の中では、福岡で生活する場合、そして東京で生活する場合、生涯賃金、そして生涯の支出を比較して、60歳の時点で長崎で暮らしたほうが福岡よりも得ですよ。もちろん、75歳まで算定していますが、35歳までいっても、東京と比べた時には、ちょっと東京には勝たないんですけども、こういう資料なんです。

当然のことですけれども、こういったすばらしいリーフレットというのを県立大学でも周知はされていると思うんですが、活用の方法はどういうふうにされているのか、もしわかれば、教えてください。

【近藤委員長】 休憩します。

— 午前11時42分 休憩 —

— 午前11時42分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【松尾学事振興課長】 「なっとく！ながさき」につきましては、大学のほうに送りまして、大学の就職課のほうで活用しているということでございます。

それから、先般、知事が県立大学の佐世保校に出向きまして、学生に対して直接お話をさせていただいております。その中でも、都市部との、先ほどお話がございました収入についての関係性、実際に手にする収入は低いかもしれないけれども、手元に残る額は大きいというのを実際の数字も示しまして、知事のほうから直接

話をさせていただいております。

そういった形で周知をしているところでございます。

【深堀委員】 県立大学だけじゃなくて、私学に対してもこういった、それはどっちが所管かということ、産業労働部になるのかもしれませんが、私学を所管している学事振興課としても、積極的に活用をやってほしいし、これを見て、非常に有益だと思うんですよ。思うんだけど、もしかしたら、学生サイドにとってみれば、まだ足らざる点というか、もうちょっとこういった視点があったほうが、より学生さんには入ってくるというような資料に、もうちょっと精査していけばいいのかなというふうに思うので、そういった連携を、産業労働部とも連携しながら、図っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】 議案外の中でお尋ねしたかったのは、今、小中学校で学校に行けない、不登校の子どもたちが増えてきている。文科省も、不登校の小中学生は、2017年度で全国で14万人と言われているということで、今回、要は、制度の中で教育改革法というのが今年2月からあったんですけれども、県として、今回、ながさき東そのぎ子どもの小学校ができました。ある程度新しいルールといいますか、高校につながって、高校も専門的な要素があるんですけども、当然私学にはね。長崎市内でも「ゆめおす」とか、そういう動きはありますけれども、今後こういう子どもたち、不登校になった子どもたちの行き場所、そういったものをやっぱり県としても、何らかの対応が必要じゃないかと思っているんですけれども、その見解をちょっとお尋ねしたい。

こういう子どもたちに対する施策、ないしは、こういうNPOだとか、こういう特殊な授業をしていこうという人たちがおった場合、県としての支援だとか、考え方についてお尋ねします。

【近藤委員長】 休憩します。

— 午前11時46分 休憩 —

— 午前11時47分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【松尾学事振興課長】 まず、小中学校につきましても、義務教育ということでございますけれども、所管をしているのが、公立学校については市あるいは町になるということで、例えば私立学校の生徒が不登校になって、なかなか学校に通えないという時については、その学校のほうが、市や町の教育委員会と話をし、公立学校のほうで受け入れてもらうとか、そういった取組はしているところでございます。

それから、高校を中途退学した場合でありますけれども、これは平成30年度から仕組みを設けまして、中途退学者が出た時に、進路について確認をしまして、例えば希望する進路が決定していれば、進路を決定して、なおかつ、本人の同意があれば、直接いろんな支援機関、例えば就労希望であれば労働局のほうでありますとかハローワーク、それから、ひきこもりであればひきこもり支援センター、そういったところに学事振興課を通じましてつなぐという形、これは公立高校と一緒に同じような仕組みでございます。

こういった形で、県としてできることについては取り組んでいるところでございます。

【麻生委員】 思っているのは、やっぱり学び方だとか、不登校になっていく多くの子どもたちもおるので、受け皿が何らかないのかなと。ゼ

ひ自分たちの夢をかなえられるような、そういったことができればいいのかなど思っているんです。

ひきこもってなかなか学校に行けない、そういう子たちが、片一方では労働力不足が相当な状況があるわけですが、何らかの形で、私が思っているのは、フリースクール関係の人たちがのびのびとやっていけるような財政的な支援だとか、高校にもつながるような中高の連携もしっかりと取り組みながら、そういった子どもたちが行けるような場所を何らか模索してもらえればありがたいなど、これは要望にしておきたいと思っております。

そういう意味で、片一方では労働者不足だとか現状はあるんですけれども、片一方では、そういう意味では、ひきこもりが家におって、今、40代の人たちが就職難民であった状況で、やっぱりひきこもりが多かったという実態もありますので、教育に関しては大きな視点だと思いますので、ぜひつながりができるような取組をお願いしたいと思っております。要望にしておきます。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午前11時50分 休憩 —

— 午前11時50分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時

30分から再開いたします。

— 午前 11時51分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【近藤委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【近藤分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案説明をお願いいたします。

【池松教育長】教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。

この結果、平成30年度の教育委員会所管の予算総額は、1,422億9,806万2,000円となります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

諫早特別支援学校校舎等改築工事に要する経費として、6億4,209万円の増、特別支援学校普通教室等空調整備工事に要する経費として、1億5,497万6,000円の増、職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費として、1億8,922万9,000円の減を計上いたしております。

また、債務負担行為については、諫早特別支援学校校舎等改築工事に係る平成31年度に要

する経費として、10億1,430万7,000円、24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）の夜間休日の相談業務委託にかかる平成31年度に要する経費として、490万5,000円を計上いたしております。

繰越明許費については、今回補正予算に計上しております特別支援学校普通教室等空調整備工事が年度内に適正な工期を確保できないことから、1億5,497万6,000円を設定しようとするものであります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。

この結果、平成30年度の教育委員会所管の予算総額は、1,427億5,291万9,000円となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

職員の給与改定に要する経費として、4億5,485万7,000円の増を計上しております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤分科会長】次に、教育環境整備課長より補足説明をお願いいたします。

【野口教育環境整備課長】第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、教育環境整備課分について、補足してご説明をいたします。

横長の予算決算委員会文教厚生分科会説明資料、4ページに記載のとおり、今回、諫早特別支援学校校舎等改築工事及び特別支援学校普通教室等空調整備工事に係る経費として、特別支援学校施設整備費7億9,706万6,000円を計上し

ております。

まず、諫早特別支援学校校舎等改築工事についてであります。本事業は、築後53年が経過し、老朽化が進んでいる校舎等を改築するものであり、平成29年度から設計を進めてまいりました。

本工事の主な内容としましては、現在、平屋建ての校舎1棟、2棟と寄宿舎及び食堂を現在の運動場に2棟2階建てで建設をし、集約化を図ることによって、スクールバスや自家用車等での送迎スペースを十分に確保することや、学部ごとに同一エリアに機能的に教室を配置することで、肢体不自由の児童生徒のスムーズな移動と安全面に配慮した整備となるよう、計画をしております。

補正予算額は、今年度分の事業費として、6億4,209万円を計上しており、次年度に要する経費の10億1,430万7,000円につきましては、債務負担行為を設定させていただいております。

次に、特別支援学校普通教室等空調整備工事であります。補正予算額1億5,497万6,000円を計上しております。

本事業は、このたび国の補正予算において創設されました臨時特例交付金制度を活用し、特別支援学校5校において、普通教室等の空調整備を行おうとするものであります。

今回の整備によりまして、特別支援学校の普通教室の空調整備率は100%となります。なお、本事業につきましては、早期の事業着手に努めてまいりたいと考えておりますが、年度内に適正な工期が確保できないことから、予算計上とあわせまして、全額繰越明許をお諮りしているものであります。

以上であります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいた

します。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】今説明があった特別支援学校の空調の設置の件で、幾つかお尋ねしたいと思います。

1億5,497万6,000円ということで、全額繰越明許ということなんですけれども、特別支援学校は5校、この5校で教室の数は幾らぐらいになるんですか。

【野口教育環境整備課長】5校分で、全体で60教室でございます。

【深堀委員】60教室と、1億5,400万円、当然のことながら、夏の暑い時期を見越して、こういった特例の交付金制度ができていますけれども、繰越明許で、次年度にということなんです。来年の夏までにこの60教室の設置が可能なかどうか、そのあたりの見通しというか、そのあたりはどうなっていますか。

【野口教育環境整備課長】全額の繰越明許をお諮りしているところでありますが、設計につきましては今年度中で終えまして、入札について次年度の5月か6月ということで、計画としては、今進めているところであります。

できるだけ早期のうちに工事が完了するようということで、土木部とは打ち合わせをしているということであります。

【深堀委員】今の説明で、スケジュール的には5月～6月ぐらいに入札をしてというお話なんですけれども、ご承知のとおり、全国規模で空調の小中学校の設置が、当然、長崎県内であれば4,200～4,300の教室に、特別支援学校とは別の需要が発生してくるわけなんですけれども、そこを鑑みた時に、これは60教室なんですけれども、

果たして、今、4,200～4,300と言ったのは、各市町の教育委員会が発注することになるわけですが、果たしてそこが、見通しがどうなのか。結局、この交付金の意図も、当然、来年の夏までには設置をすべきということできている制度なわけで、その見通しなんですよね。

確かに、スケジュールでは、今年度中に設計をして、5月～6月に入札をかけたい。しかし、実際に入札にかけたとしても、市場の状況がそれに追いつかない状況というのが、私は想定できるとは思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

【野口教育環境整備課長】実際の工事につきましては、県立学校では、私ども設置者である県教委が土木部に委託をし、県が発注をするということですが、それぞれ21の市町においては、設置者である市町が発注をしていくということになってまいります。

委員おっしゃるとおり、私どもとしても、一斉の入札ということもあって、業者自体の対応がどのようになるのかということも非常に懸念をされたものですから、私どもは直接、業者の団体であります管工業の団体でありますとか、あるいは電気工事の団体のほうに説明をさせていただいて、規模感なり、あるいは予想される最大の教室が工事をするとしてどれぐらいになるかということも、既に、今の段階で説明をさせていただいております。

そういった業者の方々からは、県からの説明は理解できたので、後は、市町からも同じような説明というものが欲しいということでありましたので、私どもは各市町に、今のような説明をそれぞれ個別にさせていただくようにお願いをしているところであります。

【深堀委員】質問している意図は、とにかく来

年の夏までに、せつかくこういった特別な交付金制度ができて、子どもたちの学びの場の環境をよくするためのせつかくの制度ができていて、それをしっかりスケジュールまでに間に合わせてほしいと。

さりとて、例えば空調の機器だけなら、それは製品は届くのかも知れない。しかし、その機器自体が、例えば電気なのか、ガスなのかいろいろありますけれども、設置するだけじゃなくて、それにつなぐためのいろんな附帯工事が発生するわけであって、それは当然人手がかかるわけで、果たしてそれが可能なのかというのを危惧して聞いておりますので、今の課長からの答弁を了とするんですけども、しっかり設置ができるような調整を、各市町が発注をするわけですが、そこは県が旗振り役にでもなっていて、どこの市はできたけれども、どこの市は、結局業者の手配ができずにできなかったなんてことにならないような調整機能をぜひ果たしていただきたいということを申し上げて終わります。

【近藤分科会長】ほかございませんか。

【麻生委員】2ページの24時間子どもの自殺関係についてのホットラインについてお尋ねしたいと思います。

今回、相談業務の委託が新たに設けられて、来年度に施行と思っておりますけれども、お尋ねをすることは、この取組が、今までやってきたことが、体制が変わるということを知っておりますので、この中身を説明していただけないか。

【本村児童生徒支援室長】24時間子供SOSダイヤルの夜間休日の相談の業務の委託についてのお尋ねでございます。

現在、夜間休日の相談につきましては、10名

の体制で対応をしておるところで、専門知識を持つ相談員の確保というのは年々難しくなっているところだと思います。とりわけ年末年始でありましたり、お盆の時期というのが、人材の確保が難しいという状況がございます。また、相談業務を現在しておる施設のほうが老朽化しております、維持補修もなかなか困難な状況でございます。

以上のようなことから、本事業は、県内の子どもたちが24時間、いつでも相談できる体制を維持する必要があるということで、今回、外部委託ということにさせていただきたいと思っております。

【麻生委員】委託について、今回新たに、今までやっている制度とは違った形で委託をするということですので、一つお尋ねしたいのは、現状は、県内の教育のOBの方が担ってらっしゃると。施設も、県教育委員会の関連のところ、24時間受けておられるということで伺いましたけれども、今後、この事業について、県内事業者でやるのか、ないしは、電話相談ですから、全国ネットの状況で、24時間カバーできるところに委託するのか、どういう形をお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

【本村児童生徒支援室長】現在、この電話相談の夜間休日を実施しておる県内の業者というのは、私たちのほうでは、今、認知しておりません。したがって、全国的なところで業者を探していくということになろうかと思っております。

【麻生委員】私は、それがだめだということじゃありませんけれども、やっぱり人材を育成して、長期的な形で、この子どもたちのSOSに対応できる人材を何らかの形で育成するとか、取り組んでもらうという形はできないのかなという思いがあるんですけども、今まで担って

もらった方たちが10年以上ご苦労されているということはお尋ねしたんですけども、今後は、言われたように、外部委託をして県外の業者、電話対応ですから、ホットラインということで、普通のコールセンターがありますよね。そういったところに委託をしてやるということになるんですかね、公募しながらね。

そういう人たちのスキームといいますか、システム的には対応するところが、全国であるのでしょうか。

【本村児童生徒支援室長】全国でもこういうふうな電話相談の体制をとっているところはたくさんございます。相談事業者に委託いたしますと、電話相談員も複数おりますので、そこでまた、より充実した教育相談体制ができるのではないかとこのように思っております。

この24時間ダイヤルは、やはり子ども、あるいは保護者が24時間いつでも相談できるという体制が大切だということに思っておりますので、今回こういうふうな外部委託をさせていただきたいと思っております。

【麻生委員】わかりました。これを否定するわけじゃありませんけれども、大事な業務だと思っているんですよ。やっぱり子どもたちのSOSを早めに、自殺につながるとか、不登校につながるような形をお願いしたいなと思っております。

あと、今、媒体としてSNSとか、ラインとかありますので、こういったことについてもちゃんととれるような、ただ単に電話対応ということじゃなくて、広域な状況に変わってきましたから、そういう媒体をうまく使って取組ができるような仕掛けづくりも検討していただきたいのが、まず1点。

2点目は、できたら人材育成も、県外に全部

外部委託するということになったら、人材育成の面とか、教育委員会の横の連絡だとか、そういったところが、じゃ、確保できるのかと。現状、こういう悩みがありますよということのそういう相談業務をうまくフィードバックして、学校、教育委員会の中に取り入れながら、事前に対策をとるということが大事じゃないかと思うんですけども、そういうフィードバック機能とかというのは構えてらっしゃるんですか。その点もお尋ねしたいんですが。

【本村児童生徒支援室長】 今、委員からお尋ねがありました2点の件でございますけれども、1点目、相談の充実につきましてですが、委員ご指摘のとおり、いじめ、あるいは不登校の早期対応、早期発見に努めるためにも、こういう電話、メール、SNS等の教育相談の事業の充実というのは、私どももとても大事に取り組んでいかなければならないというふうに認識をしておりますので、今後もその取り組みについては、一層推進させていきたいと思っております。

2点目ですけれども、相談員の充実ということでございます。

学校におきまして子どもたちの教育相談というのは、教職員が行っております。この教職員の教育相談の資質向上というのもとても大事なところだというふうに思います。

現在、研修会等を通じていろんなカウンセリング等の研修会もございまして、そこで教職員の資質向上も図っているところでございます。

今後とも、教職員が資質を向上させ、子どもたちの相談体制が一層整うように力を尽くしてまいりたいと思っております。

【近藤分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ほかに質疑がないようですの

で、これをもって質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分及び第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【近藤委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、教育長より総括説明をお願いします。

【池松教育長】 教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第132号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」、第137号議案「長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議について」、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分、第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分であります。

第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、10月5日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため関係条例を改正しようとするものであります。

今回の改正の主なものは、平成30年度の給与改定において、若年層に重点を置いた給料月額引き上げ、勤勉手当の0.05月分の引き上げなどとなっております。

第132号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」につきましては、大村市立図書館との合築により整備する長崎県立長崎図書館が大村市へ移転すること、また、施設管理について、県が大村市へ地方自治法の規定に基づく事務の委託を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

第137号議案「長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議について」につきましては、第132号議案の条例案における事務の委託を行うにあたり、本議案により大村市との間で委託内容に関する規約を締結するための協議をしようとするものであります。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として、平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の一部について、平成29年度の進捗状況等を踏まえて変更を行うというものであります。

第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分については、現在

の第二期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに平成31年度から5年間の教育の振興に関する基本的な方向や具体的施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、第130号議案、第132号議案、第137号議案、第146号議案につきましては、後ほど担当課長、室長及び企画監から補足説明いたします。

次に議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（長崎県教育大綱の策定について）

現在の長崎県教育大綱が今年度末に終期を迎えることから、知事と教育委員会で構成する総合教育会議における協議を経て、知事が本県の教育等に関する総合的な施策の根本となる方針として、新たな教育大綱「豊かに育て ながさきの子どもたち」を策定いたしました。

本教育大綱では、本県を取り巻く環境が、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化や技術革新の進展など、大きく変化していく中で、産業や地域の活性化をはじめ、全ての基本となるのは、それを支える人材の育成であるという知事の思いのもと、「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支える人材の育成」、「確かな学力を身に付け、自らの能力を十分に発揮できる人材の育成」など6つの柱を定め、本県の将来を担う子どもたちの育成や、その成長を支える環境づくりを推進することとしております。

県教育委員会といたしましては、本教育大綱のもと、知事と緊密に連携し、本県教育の課題やあるべき姿を共有しながら、教育行政を推進

してまいります。

（平成31年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について）

本県が独自に調査した公立高等学校の新規高等学校卒業者の就職内定率は、10月末現在で79.0%と、前年同期を0.6ポイント上回っております。また、就職内定者における県内就職割合は58.0%で、前年同期を0.2ポイント上回っております。一方、就職未内定者は589人おり、県内定着の観点からも県内就職支援を継続していくことが、非常に重要と考えております。

県教育委員会では、これまで、関係機関と連携し、県内企業に対して採用枠拡大と早期求人を要請するとともに、進路指導職員やキャリアサポートスタッフを中心に学校と一体となって県内就職支援に取り組んでまいりました。また、各地域で地元企業の職場見学会や企業説明会などを開催し、高校生に県内企業の認知度を高める取組を実施したり、県内就職応援誌「なっとくながさき」を配布するなど、あらゆる機会を通して生徒や保護者に県内就職の魅力を知りてまいります。

引き続き、関係機関との更なる連携強化を図り、就職を希望する高校生全てが就職できるよう支援してまいります。

5ページをご覧ください。

（長崎県運動部活動の在り方に関するガイドラインについて）

国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を受け、県教育委員会では、学職経験者等を委員とする策定委員会を本年5月以降3回開催し、様々な見地からご意見を伺いながら、持続的可能な運動部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、本県の運動部活動の方針となる「長崎県運動部活

動の在り方に関するガイドライン」を去る10月11日に策定いたしました。

本ガイドラインでは、適切な運営のための体制整備や合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日及び活動時間等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しについて定めております。

特に、休養日については、中学校では国のガイドラインの基準と同様に、週当たり2日以上、その場合、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上とする一方、高等学校については、中学校段階に比べ心身の発達が進んでいることや入学者選抜を経て多様な教育が行われていること、さらにはスポーツ医・科学的考察を踏まえ、休養日は週当たり1日以上とすること、その際、月に2日以上は週末を休養日とすることを原則としております。加えて、毎月第3日曜日の家庭の日をノーマル活動デーとすることなど、本県独自の内容も盛り込んでおります。

今後、平成31年4月の施行に向け、市町教育委員会にあっては「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、学校にあっては「学校の運動部活動に係る活動方針」を定めていくこととしております。

県教育委員会としましては、競技団体をはじめ保護者や外部指導者等への周知、管理職員や運動部顧問を対象とした研修会の開催、運動部活動の実態調査などを行い、本ガイドラインの確実な実施に取り組んでまいります。

7ページをご覧ください。

（教職員の不祥事について）

平成27年3月頃から平成29年12月中旬にかけて、当時在学中であった女子生徒及び卒業生の女性に対してわいせつな行為を行ったとして、

県立高等学校の男性教諭を10月12日付で懲戒免職処分といたしました。

不祥事の防止に向けて、特にわいせつ行為やセクシャルハラスメントに関しては、管理職員による注意喚起をはじめ、通知・通達や研修会等により、機会あるごとに指導の徹底を図ってきたところであります。そのような中、使命感や倫理観が欠如した教師としてあるまじき行為が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであります。県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

県教育委員会としましては、わいせつ行為等の防止策として、全公立小中学校、県立高等学校及び特別支援学校の教職員を対象にした「自己分析チェックシート（仮称）」を次年度に導入するため、準備を進めているところであります。

今後も、全ての教職員に対して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感と倫理観の高揚、服務規律の徹底を図り、不祥事根絶と信頼回復に向けた、実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

文教厚生委員会関係説明資料（追加1）の1ページをお開きください。

（平成31年度の重点施策）

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、教育委員会の予算編成における基本方針及び主要事業については記載のとおりであり、これらの事業につきましても、県議会からのご意見などを十分

踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

3ページをご覧ください。

（障害者雇用について）

障害者雇用率の算定に関する不適切な取扱いについては、先の9月定例県議会でご報告いたしました。その後の厚生労働省からの再点検の依頼に基づく調査の結果、県教育委員会の障害者雇用率は、平成29年度が1.42%、平成30年度が1.45%と法定雇用率を大きく下回る結果となりました。

県教育委員会では、このような状況を踏まえ庁内に長崎県教育委員会障害者雇用促進チームを設置し、障害者雇用の円滑な推進を図るための対応策を取りまとめました。

具体的には、採用要件における受験資格をこれまでの身体障害者に加え、精神障害者や知的障害者を対象とするとともに年齢制限の引き上げを行うなど、障害者の雇用機会の拡大に取り組むことといたしております。

また、特別支援学校卒業後の未就職者や離職者等を非常勤職員として雇用し、就労をとおしてスキルアップを図り、企業等への就職を支援するワークサポートグループ（仮称）を本庁や特別支援学校へ設置することを検討するなど、新たな障害者雇用の取り組みを進めてまいります。

さらに、障害者が安心して働き続けるためには、職場の受入れ体制の整備が重要であることから、職員の意識改革や職場環境づくりに取り組むとともに、障害者雇用に関する相談窓口を設置するなど、対応を進めてまいります。

なお、これまでの障害者雇用率の算定に関する不適切な取扱いに関係した歴代の総務課長等に対して、11月22日付けで文書訓告及び厳重注

意の処分を行いました。

本事案は、障害者雇用率の算定にあたって、厚生労働省のガイドライン等に沿わない誤った取扱いを続けてきたことによるものであり、このような事態を招いたことについて深く反省するとともに、障害者の方々をはじめ県民の皆様に変更をお詫びを申し上げます。

今後は、法令遵守やガイドライン等に沿った確認を徹底するとともに、早期の法定雇用率の達成に努め、障害者雇用の一層の推進を図ってまいります。

そのほか、公立学校児童生徒の問題行動・不登校等調査について、子どもたちの文化活動の推進について、スポーツの振興について、政策評価の結果等についての内容と所管事項の詳細については、文教厚生委員会関係議案説明資料に記載させていただいております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤委員長】次に、総務課企画監より補足説明を求めます。

【松崎総務課企画監】教育長から説明がありました、第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画（案）について」、補足して説明いたします。

議案書の第4号と記載しております冊子をご準備ください。

具体的な内容につきましては、この冊子の右下の数字なんですけれど、9ページから記載しております。

まず、本計画案につきましては、現行の第二期計画が今年度で終了することから、次年度、平成31年度からの5年間を計画期間とする、取

り組むべき施策等を体系化したものでございます。

本県教育の目指す基本的方向性や具体的な施策等を県民の皆様にお示しし、教育県長崎の確立に向け、ともに取り組んでいくために策定するものであります。

概要について、ご説明いたします。

本冊子の右下の数字の21ページをお開きください。

そこにお示ししておりますとおり、左側の長崎県教育方針の具現化に向けて、上にございます「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」のテーマのもとに施策を推進するという構図でありまして、9の基本的方向性のもと、34の主要施策での構成としております。

本計画案の基本的方向性については、1番目がふるさと教育とグローバル教育、2番目が確かな学力、3番目が豊かな心と健やかな体、そのような知・徳・体の育成といった部分でございます。4番目はいじめ・不登校対策や教育相談体制の充実、教職員の多忙化解消、学校環境整備などの魅力ある学校づくり、5番目は学校・家庭・地域が連携・協働して子育て等の課題に取り組む活力ある地域づくり、6番目は生涯学習、社会教育の推進、7番目は文化・スポーツの推進、8番目は私学教育、9番目は県立大学づくりというふうに整理をしております。

本計画案につきましては、これまで本委員会において6月定例会での素案、そして、前回の9月定例会では素案修正版についてご審議をいただきましたので、主要施策等の個々の具体的な説明は省略させていただきますが、9月定例会でお示しした素案修正版から、今回修正した部分について、簡単にご説明いたします。

なお、文言や表現などの見直し、修正等を行

うとともに、成果指標をはじめとする本文にあるグラフの各種データの数値等については、最新のものに更新をしております。

それでは、変更箇所は4点ございます。

最初に、先ほどの21ページの部分ですが、基本的方向性の1番目と2番目を入れ替えて、ご覧のとおりにしております。これは、教育大綱との整合性を図ったものでございます。

残りの3点につきましては、すべて成果指標に関するものでございます。

まず、65ページをお開きください。

こども政策局所管分でございますが、目指す成果指標の14番、幼小連携について、新たに設定をいたしました。この結果、成果指標が全部で60指標から61指標になります。

残りの2つにつきましては、最新の調査結果を踏まえたところで、35年度の目標、最終目標を変更したものであります。つまり、最終の目標を変更したものが2つあるということです。

まず一つ目が、77ページをお開きください。

成果指標の25番は、前回まで基準値が平成29年度29人、そして、平成35年度の目標は35人と設定しておりましたが、最新のデータである平成30年度の調査結果が、その基準値に示すとおり36人で、当初の目標の35人を上回りました。よって、平成35年度の目標値を40人に、今回変更しております。

あともう一つが、93ページをお開きください。

成果指標の41番は、前回まで基準値が平成28年度1,680人で、平成35年度の目標値は1,470人以下と設定しておりましたが、最新のデータの平成29年度の調査結果によりまして、基準値は、そこに示すとおり、1,788人でございました。よって、本県の実情等を踏まえたところで、平成35年度の目標値を1,600人以下に変更しており

ます。

計画案についての説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

【近藤委員長】次に、教職員課長より補足説明を求めます。

【柴田教職員課長】第130号議案の「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分について、ご説明いたします。

横長資料の平成30年11月定例県議会 文教厚生委員会説明資料をご準備ください。

まず、1ページでございます。

この条例は、本年10月5日に行われました人事委員会報告及び勧告、それから、国の取り扱い等を踏まえまして、本年度及び次年度以降の給与改定を行うため、関係条例を改正しようとするものでございます。

具体的な改正内容についてご説明いたします。職員の給与に関する条例等の一部改正については、給料表と諸手当の改定がございしますが、いずれも県の人事委員会勧告に基づき、国に準じて改定をするものであります。

(1)の給料表の改定でございますが、各給料表の水準を国家公務員の俸給表の改定に準じて、平均0.2%引き上げを行うものでございます。

(2)の諸手当の改定についてでございますが、まず、①宿日直手当の改定であります。通常の宿日直の限度額を4,200円から4,400円に、その他の特殊な業務を行います宿日直の限度額を7,200円から7,400円に引き上げるものでございます。

2ページをお開きください。

②の期末手当・勤勉手当の改定につきましては、年間の支給月数を引き上げるものでございます。それぞれの内容につきましては、記載のとおりであります。

一般職員につきましては、現行の年間4.4月を、勤奨手当を0.05月分引き上げ、4.45月とするものでございます。また、期末手当の支給月数について、平成31年度以降は、6月期及び12月期が均等となるよう配分をするものでございます。

3ページをご覧ください。

実施時期につきましては、平成30年4月1日からの適用の予定といたしております。ただし、平成30年12月期の期末・勤奨手当の支給月数につきましては、平成30年12月1日から、平成31年度以降の分は平成31年4月1日から適用したいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、新県立図書館整備室長より補足説明をお願いします。

【吉田新県立図書館整備室長】第132号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

文教厚生委員会説明資料、横長資料の4ページをご覧ください。

現在、大村市に整備を進めております「ミライon図書館」が、平成31年1月末に竣工する予定でありますことから、図書館法第10条の規定に基づきまして、長崎県立長崎図書館の設置場所を大村市へ、あわせて、同館郷土課を長崎市へ位置づけようとするものでございます。

また、大村市立図書館との合築により整備するミライon図書館のうち、長崎県立長崎図書館の持ち分となる施設・設備の維持管理に関する事務及び施設内にある多目的ホール、研修室及び駐車場の使用許可並びに使用料の徴収に関する事務につきまして、大村市に対して、地方自治法の規定に基づく事務の委託を行うため、所

要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、第137号議案「長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議について」、横長資料5ページをお開きください。

第132号議案の条例案における事務の委託を行うに当たり、本議案により、大村市との間で委託内容に関する規約を締結するための協議をしようとするものでございます。

協議の主な内容といたしましては、事務の委託の範囲、委託事務の管理及び執行方法、経費の負担、徴収する使用料収入の扱いなどです。そのうち、徴収する使用料につきましては、多目的ホール、研修室及び駐車場の使用料がございしますが、具体的な金額につきましては、本日お配りしておりますお手元の資料をご覧ください。A4の1枚物の資料で「ミライon図書館多目的ホール等の使用料について」という資料でございします。

多目的ホール約222平米の使用料は、1時間当たり900円、研修室約95平米の使用料は、1時間当たり400円を徴収することといたしております。

また、駐車場につきましては、施設利用者は減免手続を行うことで、利用した時間分が無料となりますが、利用者以外につきましては、入場後30分間までは無料、その後、30分間当たり50円を徴収することとなります。ただし、1日当たり1,000円が上限の額となります。

なお、この多目的ホール、研修室及び駐車場の使用料につきましては、その徴収に関する事務を大村市へ委託することから、大村市立図書館設置条例において規定し、適用されることとなり、この規約を告示する際には、その旨と大村市の当該条例とを公表することといたしてお

ります。

補足説明につきましては、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】ただいま説明がありました県立図書館のことで質問します。

まず、第132号議案と第137号議案の関係を整理して説明していただきたいんですけど、第132号議案の長崎県立長崎図書館設置条例を変えて、どこにあるかという位置、それから、その中でどう委託をするかということを変えて、そして第137号議案で、どういう内容について委託の内容の協議をするかというふうな議案の整理ということでもいいですか。第132号議案と第137号議案の関係というか、そこをもう一度整理して教えてください。

【吉田新県立図書館整備室長】第132号議案につきましては、委員おっしゃるとおり、どこに設置するかということと、今回、施設管理についての事務の一部を大村市に委託するという旨を記載させていただいております。

その条例に伴いまして、その事務を委託する内容の規約につきまして、大村市とこのような形で協議をさせていただきたいという旨のものを、今回ご提案させていただいております。

【堀江委員】そこで、そもそも論ですけど、この2つの議案は、平成26年7月に決められた整備基本計画に基づいていると理解していいですか。

【吉田新県立図書館整備室長】整備基本計画におきましては、施設管理の一部の業務については、外部に委託するという旨を記載しております。今回は、それは外部に委託するんですが、

施設の中には県立図書館、大村市立図書館、それと大村市の歴史資料館、この3つの施設が大きくございます。県立図書館と市立図書館は一つの図書館として一体的に管理運営いたしますが、大村市の歴史資料館もございますので、県か市のどちらかで一元的に管理をする必要がございます。

今回、大村市と協議をさせていただいて、大村市に一元的な管理をお願いするものでございます。

【堀江委員】この県立図書館は、県立長崎図書館と大村市立図書館を合築するということでしたよね。合築をするということは、例えば業務の区分として、直接サービス、窓口のサービスでも県の職員がいて、市の職員がいますよというふうな、その当時ですよ、基本計画の中で。合築するわけだから、同じような業務が重なりますよね。そのときに、県の職員もいて、市の職員もいて、窓口で対応します。だけど、それはばらばらではいけないので、これは統一にやりましょうということだったんですけど、基本は直営ということでした。しかし、直営であっても、平成26年の基本整備計画の時に、レストランであったりとか、植木の剪定であったりとか、清掃であったりとか、県立図書館に比べて、合築の図書館はさらに広がるので、そういった部分の委託はありますということでしたね。

その認識の上に立って、今回、第132号議案と第137号議案が出されたわけですけども、県民からすると、大村市に県の業務を委託するというのがどういうふうにして出てくるのかというのが、ちょっとよくわからないんですね。それをわかるように説明してほしいということなんです。

例えば貸し出し・返却・配架の処理とか、そういった直接サービスは、業務区分としても県立もやりますよ、市立もやりますよと、さっき私が言ったとおりですね。でも、市立が中心になってやりましょうかというふうなことが、当時、整備基本計画には書かれていたんですけど、そこをよりはっきりさせるために、例えばそういう直接サービスの部分を大村市に委託してやりましょうと、そういう理解でいいですか。どういったらいいんですか。大村市に委託をするという、この意味がよくわからない。皆さん、わかっているかもしれないけれど、私はわからない。

要するに、合築するというところに、今までの考えはあったので、私が言ったように、同じ例えを何度もして申しわけないんですけど、貸出窓口に県の職員もいて、市の職員もいるというわけでしょう。大村市に業務を委託するというのが、今回出されるんでしょう。それはどういう意味なのかということを説明してほしいんです。私の疑問がわかりますかね。

【吉田新県立図書館整備室長】今回は、施設の維持管理について県と市で行う事務の一部を委託するというところでございまして、委員がおっしゃっております直接住民サービス、いわゆる図書館の根幹となる業務、貸出でありますとか、県立図書館で言えば、市町立図書館への協力貸出でありますとか、そういう運営の根幹部分は、委員がおっしゃっているとおり、整備基本計画のとおりでございまして。直営で、県と市の職員と一緒にやって行うようにしております。

今回、施設管理の一部を委託する内容といたしましては、第137号議案のほうをご覧ください。横長資料の5ページでございまして。その2番目の協議する規約の主な内容ということで、

事務の委託の範囲というのを明確に決めております。施設及び設備の管理に関する事務、多目的ホール、研修室及び駐車場の使用許可並びに使用料の徴収に関する事務、それと行政財産の目的外使用に関する事務ということで、今回、委託する内容は、明確にこの3つということで、そのほかの業務につきましては、県と市で一緒になって直営でやっていくということでございます。

【堀江委員】そうすると、私の認識間違いなのかな。そうすると、私が言ったような事例になるんですか。貸出の返却とかのいわゆる直接サービスのところに県の職員もいて、市の職員もいるというふうになるんですか。

私としては、そうなった時に、今回の合築を受けて、直接サービスは大村市が委託を受けて、いわゆる直接サービスを行いつつ、県立図書館の県内の市町の応援でありますとか、図書館の応援でありますとか、それから、調査研究でありますとか、そこにもっと県立図書館は軸足を置いてやるというふうにするのかなと思って、この認識をしたんですけど、そうではなくて、いわゆる直接サービスも県の職員と市の職員がいて、業務的には休みの日とか、勤務時間とかそういうのは変わらずやりますと、そういう委託なんですか。

大村市に何を委託するかというのが、文言ではそうですけど、施設及び設備の管理、多目的ホールとか研修室はわかりますよね。具体的には、私が言っているそういう直接サービスでありますとか、図書館サービスの部分でありますとかというふうに言ったら、どうなるんですか、イメージ的に。

【吉田新県立図書館整備室長】委員がおっしゃっている、いわゆる図書の貸し出し窓口、直接

住民サービスの部分につきましても、県と市の職員が一緒になってやります。

ただ、県立図書館としての役割というものがございませぬ。先ほど申し上げた市町立図書館への支援でありますとか、そういうところには、やはり重点的に行っていくこともございませぬし、ただ、全体的には、県と市の職員が一緒になって業務を行っていくということは変わりはございませぬ。

【堀江委員】私の理解力が及ばないのか、すみませんね。

そうしますと、具体的に、私もてっきりそういうふうは大村市に委託をして、直接サービスの部分を大村市に委託をしてするのかなというふうに事前に認識したんですけど、そうではなくて、これまで合築ということで言われたように、直接サービス、資料収集、いわゆる図書館サービスの中でも、もちろん市町立図書館の支援というのは、県立が中心になってやるんだけれども、そうすると、今回の施設及び設備の管理に関する事務というのは、具体的に何になるんですか。施設の管理ですか。そこを大村市が全面委託を受けると、そういうことですか。図書館のサービスは合築でやるんだけど、建物そのものの部分については大村市が委託を受けるという理解でいいですか。

【吉田新県立図書館整備室長】委員がおっしゃっているように、今回は施設の維持管理の部分だけを市に委託するということとございませぬ。繰り返しになりますが、図書館の運営そのもの、根幹の業務は県と市が一緒になって行うということとございませぬ。

【堀江委員】時間をとらせて申しわけなかったです。わかりました。

県民からすると、いきなり、これまで整備計

画の中で大村市への委託というのは出てこなかったから、合築という言葉で、ずっと同じようにやるんだと思ってきておりましたから、今回、条例の提案ということで、議案の提案ということで大村市に委託というのが出てきたので、具体的なサービスの内容まで分けるのかなというふうな、ちょっと先取りした認識がありまして、また、そういう意見も寄せられたので、逆にそのほうが県立図書館の、いわゆる県立図書館本来の役割に特化して活動もできるんじゃないかというご意見も言われた方もいるので、そうなると、どういうふうな大村市への委託になるのかということ、この機会にお尋ねしたところでした。ありがとうございます。

【近藤委員長】ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】質疑としては、第146号議案を教えてください。

この第三期の教育振興基本計画ですけれども、今回、5年ごとの3回目なんですけど、この基本計画は、これは努力義務という立ち位置というか位置づけは変わっていないんですか。

【松崎総務課企画監】変わっておりませぬ。

【近藤委員長】ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画」につきましても、以下の理由で反対いたします。

私は10年前、基本計画そのものについて、教育の自主性を脅かし、子どもにやさしい心を、国が定める鋳型に押し込める内容として、反対をしてまいりました。

基本計画は努力義務です。国の押しつけや統計に応える必要はありません。

私は、県民が求めている教育への要望は、子ども一人ひとりに目が行き届く少人数学級の実施でありますとか、教職員の増員、高過ぎる学費の引き下げ、私学助成の増額、どの子ども伸び伸びと過ごせる学校生活など、憲法や子どもの権利条約を具現化することだと、私は思っています。

教育条件の整備は、そのためにも中心に据えられるべきであり、財源の確保は不可欠です。

ところが、この基本計画は、そういった教育条件の整備は、私は放棄しているというふうに思っています。少人数学級をどう拡充しているか、何年かけてどれだけの教員を確保するかなど、そうした教育条件整備の具体的な数値目標がないということをこれまで言ってきましたけれども、その立場は今も変わっておりません。

そういう意味では、この長崎県教育振興基本計画につきましては、これまで反対をしてきた理由で、反対といたします。

【近藤委員長】 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第146号議案のうち関係部分について、採決いたします。

第146号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成委員・起立〕

【近藤委員長】 起立多数。

よって、第146号議案のうち関係部分は、原

案のとおり可決することに決定されました。

次に、第130号議案のうち関係部分、第132号議案、第137号議案、第145号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いします。

【中尾総務課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料について、ご説明いたします。

対象期間は、平成30年9月から10月まででございます。

まず、提出資料1ページです。

これは、県が箇所づけを行って実施する市町等に対し内示を行った補助金等についての実績でございます。直接補助金は、長崎っ子を育む地域・家庭教育力向上推進事業費補助金など計26件、間接補助金は、市立高等学校就学支援費の1件となっております。

次に、5ページでございます。

これは1,000万円以上の契約案件についての実績であり、計3件となっております。競争入札については、そのうちの2件であり、その結果につきましては、6ページから8ページに記載のとおりでございます。

次に、9ページから27ページです。

これは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行わ

れたもので、内容は、五島市の県に対する要望など14件となっております。

最後に、28ページから33ページについては、附属機関等会議結果の報告でございまして、第1回長崎県社会教育委員会の会議など計4件の会議結果を掲載しております。

説明は以上でございます。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【松本委員】陳情書の67番です。「公立小中学校におけるGHP（ガスヒートポンプ）エアコンの導入について」、質問をいたします。

一般社団法人長崎県LPガス協会から出ております。お聞きいただきますと、このガスヒートポンプエアコンの導入について書かれております。国の補正予算で、県内の小中学校へのエアコンの導入が進められておりますが、そういった中で、このガスヒートポンプを導入することによりますと、ランニングコストが安いというところが出ております。次のページを開いてみますと、このことによって、電気の基本料金が安くなるという部分が出ております。イニシャルコストは若干上がりますが、電気料金もやはり税金で対応するわけでありまして、導入した後の維持管理というものも負担が出てまいります。

そういった中で、ガスヒートポンプを使うことよっての夏場の電力使用量のピークをカットすることができるということ、それと、3ページ目には、停電対策というものが挙げられております。これは、万が一災害等で停電になっ

た時にも、自立型でありまして、停電時でも空調や電力を使用することができるというメリットがあるようでございます。

やはり導入するのはよかったけれども、した後ですね、そのことも考えて、やはり市教委とも話し合いながら進めていくべきだと思いますが、現状におけるガスヒートポンプの導入状況について、お尋ねをいたします。

【野口教育環境整備課長】このたびの臨時特例交付金での設置の計画というものを私どもは把握しておりますが、その中で、学校数から申し上げますと、ガスの駆動による空調設備の設置を現在計画されておる学校数というものは28校ほどございます。全体で450校ほどございますが、ガスの駆動型のもは28校ということで、そのほかはすべて電気という状況でございます。

【松本委員】28校でありまして、大村市のほうでもガスヒートポンプの導入も、電気と両立で検討しているということでございます。要望書にカタログ等載ってございまして、コストが下がるものであれば、やはり検討の余地はあるのではないかと思いますし、また、停電対策に対しましてもしっかりとした対応がなされておりますので、ここも意見として申し上げます。

もう一つ気になったのが、さらにページを進めていきますと、「体育館へのLPガスGHP導入で避難所機能強化」という記載がなされております。災害時におきましては、学校の体育館が避難所となる場合が多くございます。避難所になった場合に、もちろん空調がついていない体育館がほとんどでございます中で、このGHPは、それぞれ体育館での導入事例の実績がございまして、特に熊本県は、地震が発生した時に導入をしたという事例もございまして、こういった体育館への導入のメリットと実績につい

て、どのように認識しておられるか、お尋ねします。

【野口教育環境整備課長】認識をとということですが、ガスの方式についても、これは電源なしでできるということではございませんで、停電した折には、ガスの空調方式でも使えません。そこで、自立型というふうにあるように、発電機と一体になった空調の方式であるということでありませう。

委員ご指摘の指定避難所への防災機能の強化につきましても、これは学習環境の整備云々という側面ではなくて、地域防災計画の中で、各市町において計画されていくものであるというふうには私どもとしては捉えているところでございます。

【松本委員】そうですね。確かに教育機関であり、また、避難所という部分では担当が変わってくるとは思っておりますが、ただ、やはりそういうところも連携をして、やはり学校が地域にかかわる影響というのは非常に大きゅうございます。学校によっては、体育館が老朽化していて、避難所の役割を果たすのかという疑問の声もある中で、もちろんしっかりと耐震や補強もしていってほしいと思います。

そういった中で、今後、こういった事例がございませうので、こういったこともひとつ活用していくために、最後のページにありますけれども、文部科学省だけではなく、今おっしゃったとおり、総務省や経済産業省でも、この災害対策の国の補助もございませうので、そういったものも活用していく。一番上のほうは、もう補正予算でいただいておりますけれども、こういったさまざまな防災対策に関しましても、学校が活用できる部分はあると思っておりますので、これからそれぞれ導入をいたします小・中、市町の教

育委員会に対しましても情報の共有化、そして、コストをなるべく下げられるように検討していただきたいと思いますけれども、ご見解をお尋ねいたします。

【野口教育環境整備課長】市町の空調の方式の決定についても、幾つかの市町に、私どもは調査をしていく中で話をしながら伺ったところもございませう。

市町についても、コストの面も含めて、学校ごとにどの方式が最も適しているかというところを検討しながら進めているところもございませう。市によっては、全体の15%ほどをガスの方式にするというところもあれば、先ほど委員がおっしゃいました大村市においては、43%ほどがガスも導入しているということがあって、学校ごとに個別の検討がなされておりますので、私どもとしては、どちらのほうが良いということではなくて、設置者の判断というものを、今後とも尊重していきたいというふうな考え方を持っているところであります。

【ごう委員】今のガスのエアコンの導入について、関連で1点だけお伺いをいたします。

先ほど全校的にエアコンの設置がこれから進んでいく中で、設置のスピードに、市町とか学校によってあまり差が出てはいけないと思っております。

そんな中で、いろんな業者さんにもお話を聞かれて調整をしているということもございませうが、今、県としては、ガスの協会の方々ともそういった意見の交換とか、例えばガスを導入した場合に、どれくらいの期間で設置ができるかというふうなお話は詰めていってほしいのか、そのあたりを聞かせてください。

【野口教育環境整備課長】具体的な整備の中身といたしましては、スピード感などについて、ガス

の協会の方々とお話を踏み込んでやっているところではございません。

現在、すべての市町が来年度中にはすべて完成するという計画を持たれて進めておられるところでもありますので、そういった中で、方式のことを、県として市町に対してどちらがいいとか、悪いとかというようなところは、なかなかお話ができないところもございますので、そういった業者の方々との踏み込んだ話というものはしているということではございません。

【ごう委員】踏み込んだ話はしていないということでございましたが、今回、このような形で要望書が県に対して送られてきているわけですので、一定やはりそのあたり検討といえますか、少し試みをしていただいたほうがよろしいかと思えます。

来年度中に設置ということを各市町は考えているようではございますけれども、やはりこれからいろんな工事のこととか、いろんなことが出てきて、後々になる可能性も出てくると思うので、やはり少しでも早く設置ができるようにするためにも、一定このあたりの意見交換等はさせていただいて、ある程度の見込みというものをつけていただければと思えますが、最後にご見解をお願いいたします。

【野口教育環境整備課長】工事のできる限り早い執行については、先ほど申しあげました管工事の組合でありますとか、電気工事の組合でありますとか、そういったところとお話をしておりまして、こういった方式を入れたら進むかというところまでを含めての今後の調整になっていこうかと思えますので、効率的な執行という面で、計画を立てられる側が、どの方式を取り入れることによって、少しでも早く進むのかということ、当然お考えになることだと思いま

す。

私どもとしても、市町に対しては、そういった方式の決定も含めて早く整備ができるように、考えていただきたいというふうに思っております。

【近藤委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質疑がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【中島(浩)委員】資料の6ページになるんですけども、一般競争入札の結果一覧表ということで、新図書館情報システムICタグ関連機器等の賃借及び保守の契約の件なんですけれども、これは、ICタグに関しては、全国でもいろんな事業所があると思うんですけども、今回、2者だけの応札になったという状況の確認をとりたいんですけども。

【吉田新県立図書館整備室長】今回、一般競争入札でございましたが、3,300万円を超える契約ということで、いわゆるWTOの適用になっております。

当然、県内の業者、県外の業者も参入できるようになっておりますが、県内におきましては、ICタグを活用した図書館というのが、長崎市立図書館と平戸市立図書館、今回、ミライon図書館が3番目ということで、県内業者にはたくさん実績がえられる会社がなかったというところかなと考えております。

【中島(浩)委員】NBCさんが地元として1者

入ってらっしゃるわけなんですけれども、1回目の入札で、金額が倍近く違っているということで、これは1回目の入札で予定価格に達しなかったという理解でよろしいのでしょうか。

【吉田新県立図書館整備室長】 1回目は、予定価格まで届かなかったということです。

【中島(浩)委員】 そうであるならば、あまりにも1回目の金額が、2倍近く違うということは、この予定価格の根拠というのは、どういった根拠をもとに予定価格を立てられたのでしょうか。

【吉田新県立図書館整備室長】 整備する機械の台数でありますとか、仕様でありますとかを一旦複数の業者の方に提示いたしまして、参考見積もりをいただいております。それを参考にして、予定価格は出しております。

【中島(浩)委員】 そうならば、予定価格が税抜き7,700万円から7,500万円の間ということになるわけですね。

そういうことであれば、このNBC情報システムさんも、ある一定、いろんな仕様が決まっているのであれば、こんな金額にならないと思うんですけどね。その辺は、後の入札後に聴取とかされなかったんですか。

考えが、できれば地元業者にとっていただきという関連からの質問なんですけれどね。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時48分 休憩 —

— 午後 2時48分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【吉田新県立図書館整備室長】 今回、130万冊の県立図書館にあるすべての蔵書に対してICタグを貼るという業務でございまして、なかなか県内には実績がある業者がないということで、今回の参考見積もりにつきましては、結果的に

は県外業者の方に参考見積もりをいただいたということになっております。

【中島(浩)委員】 今後、将来的に、こういった手を挙げる事業者がいらっしゃるのであれば、一般競争入札ですから、片方に肩入れするというわけにはいかないんでしょうけれども、機会をつくって、こういったICタグの関連の事業ができるNBC情報システムさんと考えて、今後また何らかの形で、こういう形の入札があれば、引き続き、今度は入札に応答できるような、何ていうんですかね、企業育成じゃないんですけども、そういう観点からちょっと気がけていただければと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。
暫時休憩します。

— 午後 2時50分 休憩 —

— 午後 2時50分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【麻生委員】 12ページの長崎市から出ています、端島炭坑に関する財政支援の関係です。

この前、台風で端島が被害を受けまして、これは災害で、大変復旧にも時間がかかるので、文化庁に要望に上る際に、一緒に行かせていただいて、1月に再開するということになりましたけれども、端島自体が、今、年間30万人ぐらい集客をしている状況で、観光面についても大きなウエートを占めていますし、事業者も結構おられるわけですね。

こういったことについて、県として、今後、端島の状況もそうでしょうけれども、「明治日本の産業革命遺産」関係についても、補助金に対してどういう考えを持っていらっしゃるのか、また、こういうことについて、長崎市、または

文化庁も含めて連携しながら、速やかな対応がとれなかったのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

【草野学芸文化課長】端島の整備に関しましては、長崎市が3期30年の計画を現在策定されております。その中では、おおよそ総事業費108億円という莫大な財源が必要となっております。10年ごとの経費を見ましても、県と市だけではなかなか出せない額ということで、国の政府施策要望等も今年も行ったんですけれども、財政的な支援を国に対してお願いをしているところであります。

そういった中で、まだ国もこの計画につきましては精査が必要ということで、単年度、単年度の金額も開きがございます。具体的に事業をどうしていくのかというのを詰めていく段階で、予算がどれくらいかかるかということを精査しながら、支援していきたいということでございます。

今後、具体的な計画が出されていく中で、実際どれぐらいの工事費がかかるのか詰めて、補助については文化庁も含めて協議をしていきたいと思っております。

また、先般の10月6日の台風25号接近に伴います見学通路や見学広場の瓦れきの撤去については、しけ等でなかなか機材が運べないということもあり、国も補正予算を組んで、11月19日付で、事前着工届を市が提出して国の補正を受けて着工することとしております。

現在、工事は1月末までには完了の見込みで、できるだけ早く復旧するように工事が進められているという状況です。

【麻生委員】対応が、現場から見ると大変遅れているということで要望が上がっていきまして、事業者としては、キャンセルが相当あったとい

うことで、もちろん事業者のためにやるわけじゃないかもしれませんが、端島が、一つは文化財であり、世界遺産でもある。それと、台風が大型化してきているということで、何らかの協議を持ってもらって、基金みたいなものをぜひ設置してもらいたい。文化庁にお願いして対応するということになる、予算的な状況で、なかなか補正予算を組んでもらえないというような状況になろうかと思っております。県もなかなか予算が少ない中で、それだけ負担できるか、また、いつ災害が起きるかわからないという状況もあるかもしれませんけれども、長崎の軍艦島を巡るツアーをやっている5事業者も、いろんな形で長崎に対して納付金を納めていますので、そうした事業者とも連携しながら、ぜひ県としても注視してもらいたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【近藤委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたしますが、午後3時10分まで休憩したいと思います。

— 午後 2時55分 休憩 —

— 午後 3時10分 再開 —

【近藤委員長】委員会を再開します。

議案外所管事項に対する質問を行います。

質問はございませんか。

【堀江委員】一般質問に続いて、男性ALTのセクハラ問題について質問したいと思います。

まず、県立高校で任用されているALTの皆さんは、どれぐらいの人数かわかりますか。

【林田高校教育課長】県立高校合計51名、そのうち英語が49名、中国語が2名でございます。

【堀江委員】そこで、教育長は、私の質問に答えて、「仮にひどい対応といいますか、その事案がひどい対応であれば、当然懲戒処分になっていたわけであって、我々は先ほど申し上げたとおり、行為が行われた場所、それから経過、その後の反省の状況等々を総合的に判断をして、懲戒処分までには至らなかったという判断をした」というふうに答弁がありました。

私の一般質問を聞いた県内外の女性から、すぐ抗議の声がありました。「教育委員会のセクハラに対する認識は非常に問われる内容ではないか」ということです。

そこで、聞いていて、私の認識と教育委員会のセクハラの具体的事実が違うのではないかと、まずそこから出発をしないと、どう思っているかということの根本的な話はできないのではないかと、その質問をしてほしいという声が強く寄せられました。

そこで、セクハラ行為の具体的内容は、被害AL Tは次のように主張しているということで、寄せられた資料によりますと、加害AL Tの家で、加害AL Tと被害AL Tがイングリッシュキャンプの出し物の歌の練習をした。練習を終えて、被害AL Tが帰る際、二人はお別れのハグをした。パーティーや会合の後のお別れの時、ヨーロッパ人やアメリカ人はハグをして、それぞれ頬に軽くキスをし合うということは通常のことであり、被害AL Tも、加害AL Tも、以前そのようなあいさつをしたことがあった。なので、今回もそのようなあいさつのつもりで、特に性的な意図はなかった。

ところが、この時の加害AL Tは、ハグの際に頬にキスをするのではなく、被害AL Tの首に強くキスをして、「あなたの犬は、こんなふうにキスをするのか。あなたの犬は、こんなふ

うにあなたをかむのか」などと言って、被害AL Tの首をかんだ。そして、被害AL Tの口にキスをしようとしたので、被害AL Tは顔をよけてハグをやめた。この時は、まだ冗談なのかどうかわからなかった。それから、加害AL Tは被害AL Tを抱き上げて、あなたとしたいというようなことを言った。この時、冗談ではないのだと感じ、非常に怖くなった。その後、加害AL Tは被害AL Tをベッドに押し倒し、上から肩を押さえつけ、再び首にキスを始め、さらに、口にキスをしようとした。被害AL Tは後ずさりし、加害AL Tに、「私に彼がいることは知っているでしょう」と言ったが、加害AL Tは、「わかっているけど、今だけ忘れよう」と答えた。そして手を伸ばしてきたので、被害AL Tは加害AL Tを強く押しのけ、自分の荷物を取りにいて、加害AL Tの家を出た。

というふうに、これは、既に、被害に遭ったAL Tが教育委員会に事実経過の英文バージョンを提出していると聞いています。教育委員会は、二人から話を聞いたということですがけれども、この加害AL Tの言い分は、今私が述べた被害AL Tの言い分と違いますか、同じですか。セクハラ of 具体的な事実をどのように認識をしているのか、答弁を求めます。

【林田高校教育課長】大まかな事案の流れについては、委員ご指摘のとおりであります。いわゆるハグからキス、持ち上げる等の一連のセクハラに関する行為の部分で言いますと、加害AL Tと被害AL Tの両者の認識に少し違いがあるように感じております。

【堀江委員】具体的にどのように主張しているんですか。

【林田高校教育課長】まず、キスをしようとして体を持ち上げて、性的関係を持ちかけるよう

な話をしたということについては、加害A L Tからは、そういう気持ちで話をしたとは聞いておりません。

【堀江委員】 そんな気持ちはなかったと言ったということですか。

【林田高校教育課長】 加害A L Tに関しては、もともとこの二人は友人でございまして、いろいろなイベント等で、親しい間柄と言っているかと思いますが、加害A L Tはより親密になりたいという気持ちを持っていたことは事実でございまして。

そういった二人の関係性の中で出てきた話であると思っております。具体的な言葉のやりとりに関して申し上げますと、彼女の気持ちがどこまで自分に親しみがあるのかを確かめる上で首に、そして口にキスを求めようとしたと聞いております。

【堀江委員】 加害者の場合は、いわゆるもっと親しくなりたいという気持ちを持っていた。それは加害者の言い分ですよね。被害者はそうじゃないですよね。確かに、友達です。A L Tの数は、県下で51名ですから、いろんな行事をしようと思ったら、地域のA L Tの皆さんが力を合わせてやるということはあるでしょう。それが、じゃ、加害A L Tは友達になりたいと、親密になりたいと思っていた。被害A L Tもそう思っていたと認識しているんですか、違うでしょう。

【林田高校教育課長】 その点が、お互いの意見の違うところの根本であると思っております。

今回、性的暴力を受けたと被害A L Tは主張しておりますが、加害A L Tの暴行や脅迫によって強制をさせたということはありません。また、こういったセクハラ案件に関する重要なポイントとして、今までの裁判例等でも出されて

いるとおり、「相手の意に反することを認識した時点」でどうだったのかという点です。加害A L Tは、被害A L Tがそう思っていないということを認識した時点で行為をやめております。そのことが県教委としては、非常に重要なポイントであると考えているところです。

【堀江委員】 だから、嫌だと思ふことをしたんじゃないですか。嫌だと思ふことをしたと言っているから、セクハラだと教育委員会は認識したんでしょう。けれども、ひどい様態でなかった、言いかえれば、性器の挿入がなかったからと言いたいんですか。

【林田高校教育課長】 この事案については、被害A L Tは、後ほど警察に相談し、警察から事情を聴取されております。加害A L Tについても、警察から事情聴取をされております。

事件性の有無について、現時点において立件には至っていない状況でございまして。

【堀江委員】 そうしますと、加害A L Tは、被害A L Tに好意を持っていた、仲良くなろうと思っていたという判断で、私は見ていると思います。

被害A L Tは違うじゃないですか。言いかえれば、私のところにさまざまな女性の皆さんから寄せられたんですけども、「今回、ひどい様態であれば、当然懲戒処分になっていた」、教育長がこう言われましたね。ひどい状態ということは、性器の挿入があったら、懲戒処分になっていた。しかし、それはなかった。当然です。激しく抵抗したから、未遂で終わったんですよ。

これまでの裁判では、「なぜ抵抗しなかったのか」と、悔しくも悲しい質問が被害女性にされていた。恐怖で抵抗できないんですよ。この事実は、例えば男性でも、パワハラで上司に抵

抗できなかったという心理が、今語られています。恐怖で抵抗できない。けれども、今回被害AL Tは抵抗できた。これはすごいことなんです。同時に、いきなりベッドに連れていかれた。同士と思っていたというか、友達と思っていた、一緒に仕事をやろうと思っていた、そういう人にいきなりベッドに連れていかれた。これは精神的、心理的恐怖というのは、後々のPTSDにつながっていくというふうに私は思っています。

今、セクハラ問題は、この恐怖、この心理的恐怖、これが今問われているわけです。だから、被害AL Tにとっては、こんなひどい様態がありますか。

そういう意味で、長崎県教育委員会の「ひどい様態でなければ、当然懲戒処分になっていた。けれども、今回はそうではなかった」という、女性の立場に立っていないセクハラに対する対応というのが納得できないという声が、県内外から私に寄せられていますけれども、見解を求めます。

【林田高校教育課長】これは参考程度にしかならないと思いますが、「強く押しのけた」という記載は、被害AL Tからの報告書には挙がっておりません。「キスをされようとして、顔を背けたこと」、そして、「加害AL Tが眼鏡を取ろうと手を伸ばした時に押しのけた」という表現でございます。

その後の行動について、少し述べさせていただきたいと思いますが、被害AL Tは、アパートの台所に行って、自分のリュックサックをとって、帰ろうとした時に加害AL Tは「忘れ物はないか」と声をかけ、被害AL Tは「ない」と答えています。そして、加害AL Tが、「タクシーを呼ぼうか」という声かけをしており、

被害AL Tは「歩くから大丈夫だ」と答えています。また、加害AL Tの「ガムは要るか」という声かけに対し、被害AL Tは、「はい」と答えています。

本事案に関して、一連のセクハラ行為のすぐ後の状況等も参考にしないといけないのではないかと考えているところです。

【堀江委員】それは、加害AL Tの主張ですね。

【林田高校教育課長】それは被害AL Tの報告書の中に挙がっている内容です。

【堀江委員】私がいただいた報告書は、いわゆる英文バージョンで県教育委員会に出した報告書を私もいただいたんですけども、そういう記述はありません。

【林田高校教育課長】私のほうで持っております報告書の中にはしっかりと記載をされている内容でございます。

【堀江委員】被害AL Tが帰る時にそういうふうな対応をしたということでは、今の私の手元の資料ではそれを証明することはできませんが、要は、そうしますと、県教育委員会は、被害AL Tも、加害AL Tが仲良くなりたいと思っていたと同じように思っていたということを言いたいわけですか、つまりは。

【林田高校教育課長】そういった状況も勘案しないといけないと思っております。

教育長が一般質問の答弁で申しましたとおり、中立公正に判断をしないといけないということが一つ。

もう一つは、この事案が本当に強制わいせつ未遂などになってきますと、警察署の判断というものが先にあるかと思えます。そういうことを受けて、我々は公正な処分をしないことには、一方的な形で処分をしてしまうと、逆に、

処分者である我々が賠償等の請求を受けるとい
う形になります。

そういう意味でも、しっかりした証拠に基づ
いて事実を認定しなければいけない。ただ、そ
こまで両者の合致した事実を認定できなかった
というところが、戒告処分以上の処分にならな
かった大きな理由になろうかと思っています。

【堀江委員】私が把握している範囲では、先に
被害AL Tがどういう状況かというのを出して、
それを加害AL Tが読んだというか、見た上で
加害AL Tはどうだったかということが言えた
というふうに聞いていますが、どうですか。

【林田高校教育課長】正式には、そういう事実
はございません。

「見せてもよいか」という質問に対して、被
害AL Tは、「コピーを渡してはだめだ。見せ
るのは構わない」という言い方をしていますが、
現実には、見せてもおりませんし、コピーも渡
しておりません。ただ、概要は説明しておりま
す。

【堀江委員】被害AL Tは、加害AL Tがその
まま任用されている。そのことを、しかも、そ
の前に口頭注意というだけで終わったというこ
とが納得できないということ、いわば弁護士
を立てて県教育委員会に意見を言うというか、
申し立てをするというような状況をとられてい
ますよね。だから、被害AL Tの立場に立つと、
県が認識しているような、友達になりたいと思
っていたとか、そういうことは一切ないわけ
ですよ。

そういう意味からすると、長崎県教育委員会
の判断は、加害AL Tの立場に立った判断とい
う声が、私と教育長のやりとりを聞いて、「お
かしな判断ではないか」という声が私にすごく
寄せられたんですけど、その点はどう思います

か。

【林田高校教育課長】私どももできるだけ正確
な事実をつかむということと、法的な問題も当
然絡んでまいりますので、一連の我々が受け取
った報告書に対する回答等についても、県の顧
問弁護士にも相談をしております。

弁護士の見解としても、「やはりハラスメン
トには該当していても、悪質性の高いもの、違
法性の高いものではないのではないか」という
見解をいただいております。

【堀江委員】私に寄せられた意見の中で、「教
育委員会が被害女性の証言どおりの事実を認定
した上で、懲戒処分不相応と評価したのであれ
ば、教育委員会自体の人権感覚が狂っていると
しか言いようがありません」、こういう声が寄
せられているんですよ。過去の判例が今まで
どうであったのかというのが、今問われている
わけでしょう。

私はそういう意味で、私が述べましたね、具
体的に。その恐怖、心理的な部分、PTSDに
つながっていく、これこそ女性にとってはひど
い対応、ひどい様態なんですよ。そこがわかっ
ているか、わかっていないか、わかってないじ
ゃないかというのが、私も含めた、私の一般質
問を聞いた多くの女性の思いですし、関係する
皆さんも含めて、納得できないという声が寄せ
られているんですけど、どうですか。

【林田高校教育課長】女性が被害に遭っている
ということもありまして、私どもは、この一連
の対応につきましては、この事案が発生してか
ら、この報告書を最初に受け取った時、そして、
その後の対応を含めて、PAと呼ばれるAL T
を統括している女性AL Tを中心に事情聴取等
を進めてきました。また、AL Tを指導する県
教委側の指導主事も女性でございます。したが

って、女性の立場からこの報告書を受け取り、そして実際に、当事者である二人に聞き取りも、女性の目でしっかりと行ってきております。

我々としては、当然当事者の意見は食い違うところはありますから、合致する事実だけをしっかりと見つめて処分を決める必要があると判断をしております。

【堀江委員】そろそろ時間なので、質問はこの程度にしたいと思うんですが、いずれにしてもこの問題につきましては、被害ALITについては、納得ができないと、口頭注意で終わるということでは納得できないということを強く申し上げているというふうに、私は思っているんですよ。

だから、そういう納得ができないということについても、県教育委員会としては、いや、処分を変えるつもりはありませんというふうなお話をしているというふうに聞いておりますけれども、納得いかないから、議会のほうにまでお話がくるんだというふうに私は思うんですよ。面識がありません、この方とはね。けれども、おかしいじゃないかということをはっきりと明かにしていただきたいという強い思いがあるわけですよ。納得いきませんよということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

とりあえず、終わります。

【近藤委員長】ほかにご質問ございませんか。

【麻生委員】議案外の中でスポーツ振興についてお尋ねしたいと思います。

今回の国体の関係では、24位から41位まで、大変落ちたということで、今回、この中に言われております、敗因の分析と課題の整理ということについて、今、県体育協会を含めていろいろ検討されていると思いますけれども、その状況と方針として何かされているんでしょうか、

お尋ねします。

【小柳体育保健課体育指導監】委員ご指摘のように、今回の41位という結果につきましては、目標順位の20位台前半というところを達成することができず、厳しい結果となったことを本課といたしましても、大変申し訳なく思っているところです。

そうした中で、カヌーとか山岳、ウエイトリフティング、陸上競技、剣道、ボウリングなどの本県のお家芸というところについては活躍があったと思っております。

ただ、今現在、各競技団体と反省点、それからヒアリングを実施している最中なんですけれども、競技の特性、種目の特性等ありますから、一概に言えないところもあって、それぞれの課題を今、挙げている最中なんですけれども、大まかな点数的なことを申し上げますと、今回の点数が下がった原因といいますのは、長崎県の場合は、少年種別の得点が大きく、比重が高いんですけれども、今年は少年種別の落ち込みが大きかったと。特に少年団体種目について、例年に比べて点数がとれなかったというところについて、今反省しているところでございます。

【麻生委員】九州ブロックを抜けるのが大変ですね。強豪校が結構あるので、そうかなと。

一方では、部活のあり方で、ガイドラインが今回示されました。一方で競技人口を増やす、高校生もそうでしょうけれども、選抜で集めて強化する。その要因になるのは、小学校で優秀な子どもたちをどう育成するかという地域の、要は、そういうボランティアを含めた人たちに本当に取り組んでいただくかということもあろうかと思っておりますけれども、そこが少子化でなかなか、この前話を聞くと、もう部活が成り立たない。また逆に言えば、1校で生徒が集まらな

い。この前、東長崎で野球関係の方たちにお話を聞いていたら、1校で生徒が集まらなくて、3校、4校集まって選抜で、それで生徒を出しているんですよと、今、野球じゃなくてサッカーに全部いっていますからとかという話もあって、そういう意味では、現場として大変いろいろ苦労されているんだなということを考えるんです。

今後、国体として、毎年開催されて、4年前の2014年には、長崎も相当力を入れて、その前のところは相当やったんでしょうけれども、一つは財源面の関係と、あとは少子化で子どもたちがいなくなる、そういった偏った状況になる。だから、ある程度戦略を立てながら子どもたちを育成して、やっぱり伸びる要素をしなくちゃいけないんじゃないかというのが、まず1点思っているところです。

あと1点は、指導者ですよね。指導者は、そういうことによって大きく左右されるというのがありますよね。もちろん野球だとか、サッカーだとか、今、顕著な話を見ると、学事振興課の審査が午前中あったんですけども、野球は諫早の学校、サッカーは、今、長崎市の学校だとかそういうことで、偏った状況になってきて、県外からも入ってきていますね。そういった意味で、今後はやっぱり戦略的な取組を体育協会ともしなくちゃいけないんじゃないかと思っていますけれども、その点をまず1点お尋ねしたい。

あと、学校、教育委員会の中で指導者のあり方、次世代の指導者をどう発掘してやっていくかということが一番の要因じゃないかと思っていますけれども、県教育委員会の考え方をお尋ねしたいと思います。

【小柳体育保健課体育指導監】最初に、財政面のことですけれども、ご存じのように、平成26

年長崎国体に向けては強化費も大分増えてまいりました。そこで総合成績1位をとったわけですが、それから比べますと、先催県と同じように、少しずつ少なくなってきました。

その現状の中で、今の財政難の中では、先催県と比較しても、一定の予算はつけていただいていると認識をしているわけですが、先ほど言いましたように、競技団体のそれぞれの課題を挙げながら、やはり事業内容についても何が必要なのか、どういう事案が効果的か、全体的な強化の見直しを図っていきたいと考えているところでございます。そして、現在の状況の中で事業を展開する上で、要望すべき点についてはしっかり要望していきたいと考えているところでございます。

それから、2点目ですけれども、先ほど委員ご指摘のように、指導者の育成の点ですけれども、私も指導しております、やはり選手が全国区になるためには、指導者も全国区にならないといけないと思っております。そういった点で、うちの事業として、県外派遣であったり、あるいは体育協会の競技力向上対策についての講師派遣だったり、いろんな形で、今までやってきたことと同じような形も含めまして、それからメンタルトレーニングとか、あるいは先催県、あるいは強豪県のところに勉強に行かせてもらうとか、いろんな形で強化策をこれまでどおり実施をしていきたいと思っているところでございます。

それから、先ほど最後にありました学校教育の中での指導者といいますか、どうあるべきか。勝利至上主義だけじゃなくて、やはり学校の中では人間性を豊かにすることも必要ですし、そういった流れの中で子どもたちは育っていくものだと思います。中学生も高校生も、将

来に向けての通過点ですので、通過点の中で、例えば目標もそれぞれ違いますし、その目標に向かって競技力の向上だったり、あるいは健康教育も含めた形で、そういったことも指導できるような形で、県教育委員会としましては、運動部活動指導者研修講座等も実施しながら、先ほど言いましたように、ガイドラインが出ましたので、その活用も含めまして、今後に向けて努力していきたいと考えているところでございます。

【麻生委員】 今後、部活も延長線だと思っておりますけれども、もちろんすばらしいといえますか、能力ある子どもたちの発掘によって、どう育成するかということがアスリートの発掘だと思いますけれども、その中でクラブ活動、先ほど言いましたように、ベースはクラブ活動関係だと思うんですけれども、外部指導員ですね。今回、一部予算的なものもつけてやっていますけれども、県教委も今回、取組を進めると聞いておりますけれども、他県では早々とそういったことで外部指導員にしっかり取り組まれているところがあるんです。ですので、学校教育の「働き方改革」だとか、部活の関係で、なかなか子どもたちに接することができないということでありますので、もっと外部の指導者に積極的に取り組んでいただく。もちろん体育関係の協会との連携も密にさせていただいて、そういった地域、地域のそういう指導者をしっかり掌握していただきながら、どうやるかということもぜひご検討いただきたいと思っておりますけれども、県教委のこのことについての考え方をお尋ねしたいんですけれども。

【小柳体育保健課体育指導監】 今、ご指摘のあったように、外部指導員につきましては、中学校が1,100人程度、それから、高校が110名ほど

いまして、その中で、学校の中で指導してもらっているところがございますが、外部指導員、部活動指導員につきましては、先催県もやっているとおりに、今後に向けて、長崎県も県立だけではなくて、中学校のほうもですけれども、予定をしていきたいと考えているところでございます。

【麻生委員】 最後に、ぜひ41位から、すぐ20何位は難しいと思いますけれども、3年計画ぐらいで30位だとか、20位に入るような状況で、少子化が目の前にきていますけれども、私立も頑張っている先生たちもおられますから、ぜひ生徒と父兄と教職員が一体となって頑張りたいと思います。

さっき国体の中で占める少年男子だとか、少年女子の割合が高いと、さっき言ったように、九州ブロックを抜けるのが大変だということもよくよく存じておりますので、九州でまずは勝ち残る、3位に入る、4位に入るということを目指しながら、ぜひ国体の順位を上げる形で取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【山田(朋)委員】 私も運動部活動指導員配置事業費について伺いたいと思っております。

今、麻生委員の質疑の中で数字的なことを、1,100人と110名ぐらいと聞いたかと思うんですが、今よく聞き取れなくて、再度教えていただきたいんですけれど。

【山本体育保健課長】 外部指導者でございます。今現在、放課後であるとか、土日に来ていただいている外部指導者の方が、中学校で1,106名、高等学校で109名、こちらのほうで把握をしております。

【山田(朋)委員】 ありがとうございます。今、外部指導者ということで、中学校で1,106名、高等学校で109名おいでをいただいているという

ことでございますが、今回、長崎県は、外部指導者の運動部の部活指導員を非常勤職員として配置をするという計画を立てていただいているようではありますが、これは以前から、教員の多忙化解消とか、負担軽減のためにお願いをしていたところではあります。具体的に予算要求を今から行っていくかと思いますが、どういった人数をそれぞれに考えているのか、教えていただきたいと思っております。

【山本体育保健課長】対象は、公立の中学校と高校を予定しております。中学校のほうは市町が雇用されるということで、今計画を上げていただいて、私どものほうでは聞いております。高校のほうは、県が雇用するという状況でございます。

市町はまだ計画段階でございますので、人数については、今の段階では、申し上げることは差し控えさせていただきたいと思っております。

高校については、基本は、段階的に増やしていくって、すべての学校に配置をしたいというふうに考えております。それが来年度から始まるということで、その配置の効果等を見ながら、確認をしていきたいというふうに考えております。

【山田(朋)委員】公立中学校に関しては、各市教委のほうで、今から計画をいただくということではありますが、県立高校は65校くらいあるかと思いますが、具体的に初年度、今から予算要求するんだから、5校分、10校分、15校分考えていますとか、ちゃんと具体的に言ってもらわないと、段階的に、何年計画で65校まで持っていくのか、その経過とか、言いましたよね。効果とかももちろん検証しないといけないという話でしたけど、どういうふうに考えているのか、もっと具体的な話を聞きたいと思っております。

【山本体育保健課長】県立高校、あと、県立中学校がございまして。県立学校については54校を対象に、各学校1名は配置をしたいということで、5年計画ぐらいでできないかというふうに、今考えております。

【山田(朋)委員】54校に対して、各1名ずつ配置をしたいと、5年計画ぐらいでということでもありますから、初年度10校程度とかというような、そういう単純な話じゃないのかもしれないですけども、学校によって、部活動の野球部が強かったり、サッカー一部が強かったり、ラグビー部が強かったり、それぞれいろいろあると思うんですよね。各校1名ということが、そもそも論として適当なのかどうか。学校によっては、非常にラグビーが強い学校もあるし、サッカーに力を入れているところもあると思うんですけれど、多分、どこも希望はしていると思うんですよね。それをどうやってセレクトしていくというか、その考え方を教えてください。

【山本体育保健課長】部活動指導員のそもそもの配置の目的は、第一義的には、教職員の負担の軽減を図ることが目的でございます。2次的、副次的には、技術的な専門指導を受けることができるということで、競技力向上にもつながるというふうには考えておりますが、まずは、教職員の働き方の課題がある学校の優先度が高いところから、ヒアリング等行って、配置の検討はしていきたいというふうに考えております。

【山田(朋)委員】わかりました。強豪校ということよりも、まさに先生方がとっても大変な学校に対して、できる限り配置をしていくということでもありますので、そこは計画的に、本当に進めていただきたいをお願いをしたいと思っております。

次に、教育相談事業費について伺いたいと思

います。

今回、SNSを活用した教育相談体制を構築するとあります。私も一般質問、委員会のほうでも何度もLINEの活用についてお話をしておりますが、これはLINEなのか何なのか、具体的に中身を教えてください。

【本村児童生徒支援室長】これまでの電話相談やメール相談に加えまして、現在、非常に普及しておりますSNS等活用した教育相談体制の整備をするものであります。これには、もちろんLINEも含まれていますし、その他ウェブ上の相談というのも含まれておりますけれども、そういうものを活用して、子どもたちの教育相談を充実させ、そして、いじめとか不登校等ができるだけ早く、早期に解決したいという思いで実施するものでございます。

【山田(朋)委員】 やっと子どもたちが普段使っているもので気軽に相談ができること、今まで教育委員会の答弁としては、多用する言葉とか、子どもたちが使う言葉とかがわからないとか、即対応できないことによるマイナスのこととかをいろいろお話があったかと思いますが、その辺はどういうふうに対応するのか、どういう体制で対応するのか、その辺を教えてください。

【本村児童生徒支援室長】 全国でも、今、SNS等を活用した教育相談事業というのは、いろんな都道府県が実施をしているところでございます。

この間聞いた話によりますと、電話相談の1カ月分がSNSでもう寄せられているというような活用の多さ、あるいは悩み、不満等、一定の効果が認められるというふうな話も聞いております。

私どもといたしましても、こういう状況を踏まえまして、まず、県内の中高校生等を対象にし

て、LINE等を通じて相談体制の確立というものをしていきたいというふうに思っております。

【山田(朋)委員】 子どもたちには、恐らくQRコード付きのカードか何か配っていただくとと思うんですけども、私がお尋ねしたのは、受け手側がどういう体制でやるのかを聞きたいんですけれども。

【本村児童生徒支援室長】 受け手側のほうの話なんですけれども、できましたら、子どもたちがいつでも相談できるような体制をとりたいというふうに思います。

1年間の中で、ある期間限定をして相談事業を行っている都道府県もありますし、24時間いつでもできるという都道府県もあるんですけども、本県の場合、事業内容といたしましては、子どもたちから相談を寄せてもらって、QRコード等を通して、LINE等で相談を寄せられます。その悩みを相談事業者等が一回受け取ります。そして、その相談内容を、教育委員会等に報告してもらって、それを学校に返して、そして、学校とか関係機関と連携して迅速に対応していくというふうなシステムをとりたいと思います。

【山田(朋)委員】 教育相談事業費の拡充で、高校教育課ですけど、2,100万円予算がついているかと思いますが。それで、今お聞きした中で、そういう対応をとっていただくことは非常にありがたいんですけど、よく一般的な全国の外注、外に出すということですよ。専門業者に出して、学校と連携をしてやるということでありませぬ。わかりました。

具体的に、いつから始めるのか、どういった計画なのか。当然、当初予算が通ってからだと思いますけど、ちょっと教えてください。

【本村児童生徒支援室長】 現在、予算が通って

からということになると思いますけれども、4月すぐということになかなか始められませんので、学校の体制とか、一番課題は、生徒にどう周知していくか。生徒がLINE等々しっかりとつながりをつくっていくというふうな周知体制も整えなければなりませんので、多分、1学期の終わりごろに開始ということで、今のところ予定をしておるところでございます。

【山田(朋)委員】 1学期の終わりぐらいということですが、可能である限り、夏休みというのが、一つ大きなポイントになると思いますので、夏休みの始まる前、もしくは、新学期始まってすぐには対応ができる。できれば、夏休み前にできるだけ前倒して対応いただくように、ご検討いただきたいとお願い申し上げます。

次に、教育長の説明の中の4ページ、いじめの認知件数の件です。本県でも219件増加をしています。これは、私がちょっと勉強不足で、毎年、このような状況での増加傾向であるのかどうか。この219件をどのように認識して分析しているのかをお聞かせいただきたいと思いません。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 3時48分 休憩 —

— 午後 3時48分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【本村児童生徒支援室長】 いじめの認知件数につきましてですけれども、全国も小中高、特別支援を合わせて増加傾向にありますし、本県におきましても、ここ4～5年、増加傾向にございます。

ただ、いじめの認知につきましては、数が増えていくということよりも、むしろしっかりと

じめを見つけて、そして、その子どもたちへの解決をしっかりと図っていくということも非常に大切な点ですので、認知件数の増減ということも大事な点ですけれども、そこでいじめがどう解消していったかということも非常に重要だと思いますので、そこに向けた取組も充実させていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 私が以前、関わった案件で、「数年ぶりのいじめ認知件数1として教育委員会に上げる」ということを言われた県立高校がありました。私は、子どもが600人も700人も通っているところで、いじめがないはずがないというふうに認識をしていますので、今まさに言われたように、件数を上げるところをちゃんと評価をするというか、決して包み隠すんじゃないくて、まさに言っていたいただいた答弁そのものだと思うんですけど、表にどんどん出してもらって解決をする方向で進めていただきたいということをお願いしたいと思っております。

もう一点、公立高校の中途退学者の件でありますけれども、今、中途退学は、公立高校の無償化とかが始まった時から、大分少なくなってきたかなと認識をしていたんですけど、こうやって数字で見ると、もちろん母数は大きいですが、266人も子どもが途中で高校をやめているんだなということを改めて認識しました。経済的事案なのか、これの分析をどういうふうに見ているのか、教えてください。

【本村児童生徒支援室長】 高校における中途退学の件なんですけれども、高校側といたしましては、入った生徒はみんな卒業させたいという思いで教育をしております。

ただ、どうしてもその中で、途中、退学をしていく生徒もおりまして、理由といたしましては、別の高校への入学を希望する、あるいは就

職を希望する等の進路変更というのが一番多うございます。そして、退学の2番目の理由としましては、授業に興味がなかったり、学校の中の人間関係がうまくいかないなど、学校生活、あるいは学業の不適応というものが2番目に多い理由ということになっていまして、これは、平成28年も平成29年も同じような傾向であります。

【山田(朋)委員】理由のほうは理解をいたしました。学校はそれぞれ頑張っていたら、子どもたちを卒業させていただこうと、努力はいただいていると思いますが、こういった数字、266人を少ないか、多いかと思えるのは、それぞれ判断があるかと思いますが、私は結構大きな数字かなというふうに認識をしております。

ぜひ子どもたちが無事に卒業できるように、学校現場でも、さらにいろいろ子どもたちを導いていただければということをお願いしたいと思っております。

最後に、1点だけ伺いたいと思っております。私、この間、一般質問で積み残しをしておりました国際バカロレア教育について伺いたいと思っております。

この国際バカロレア教育ですけど、初めて聞かれる方も多いかと思いますので、少しだけお話をさせていただきたいと思っております。

多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、よりよい、より平和な世界を築くことに貢献する探求心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的とした、チャレンジに満ちた4つの質の高い教育プログラムを世界中の学校に提供しています。平成29年6月1日現在、世界140カ国以上の国、地域で4,846校、日本においては46校、そのうち学校教育法第1条に規定されている学校は20校が国際バカロレア認定校に指定をさ

れております。

このような状況の中で、他県においては、この国際バカロレアの導入を始めている県も多々ありますが、本県としては、国際バカロレアについて、現状、今どのような取組をしているのか、今後どのようにしていこうと考えているのか、伺いたいと思っております。

【林田高校教育課長】委員ご指摘のとおり、国際バカロレアというのは、海外の大学、もちろん国内の大学でも受験資格を得られますが、特に帰国子女等が多くなってきている状況の中で、海外の大学に統一基準で入学できる資格を与えようとするものであります。

日本では、平成30年6月現在で、高校段階における認定校が39校ございます。この39校の中で、インターナショナルスクール、各種学校に該当する、いわゆる通常の学校でないところが17校、私立高校が18校、国立・公立がそれぞれ2校ずつの4校であり、学校教育法第1条校は39校のうち22校という状況にとどまっているところであります。

現在、設置を検討している県や市は、約10都市県あります。ただ、課題が非常に大きく、この資格を取るためには、英語中心の学習体系を採らなければいけないということで、通常の科目においても英語で指導ができる教員が必要なこと。それと、今度、学習指導要領が改訂され、その学習指導要領と大まかな趣旨は合致していますが、求められている学習内容が違うということもありまして、日本の学習指導要領とバカロレアで求められる教育内容と、両方を満たす教育課程を練り上げる必要があります。そのためには、教員の負担が大きく増えてくるわけがございます。また、認定校の加盟等には数年かかりますし、また、多額の費用が毎年発生する

ことになります。

そういうことから、趣旨は理解し、進めたいという気持ちはありますが、なかなか認定校が増えてない状況にあります。

私どもとしては、これらの課題を解決するために、国においても鋭意検討が進められておりますので、国がどういった検討状況をしているのかということ注視して見てまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】 政府は、2013年6月に、日本再興戦略を閣議決定し、この国際バカロレア校を2018年までに200校に大幅に増加させる目的を明記しております。

しかしながら、現状は、言われた数字にとどまっております。それは、もちろん毎年百数十万円、学校がこのプログラムに参加するために負担がかかっているということだったり、英語による授業をしないといけない、その教員の問題があります。

それで、日本政府も考えて、日本語で授業ができるものも随分と増やしてきていらっしゃいますし、私どもは会派の視察で、9月に札幌の開成中学校・高校、これは公立でありますけれども、そこにも視察に行つてまいりました。先生方の養成等に関しては、意外と苦労なくできていたと。やる気のある若手の職員等も多くいるし、その学校に長く、ほかの学校に異動をちょこちょこするわけにはいかない部分はあるけれども、そういったことで対応しているといいますし、他県の話聞きますと、やはり人がいないからじゃなくて、養成していくということが一つ大事ではないかということで、取組をしている公立高校に関しても、他県においては導入が予定をされているところが多くあります。

私は、先ほどの課長の答弁だと、登録まで何

年かかるといふことであれば、早めに検討して、ほかの県に遅れをとることなく、こういったものというのはしっかりと取り組むべきだと思っておりますが、再度ご見解を求めたいと思います。

【林田高校教育課長】 バカロレアの資格を取得することが、海外の大学に行くための必要十分条件ではございません。当然、ほかのルートというのがございます。通常の大学の正式なルートでも国外の大学に入学することが認められております。

現に、平成30年の段階で、これは中国、韓国も含まれますけれども、長崎県から海外の大学に合格している子どもたちは、公立だけで22名おります。これはバカロレアではございません。バカロレア以外の手法でもって、それだけ合格をしております。

したがって、唯一の方法であれば、バカロレア導入を検討していきたいと思いますが、なかなか難しい状況と考えております。

もう一つは、海外の大学に進学した際に、一番大きなネックとなっているのは、授業料の高さと生活費です。アメリカのIBリーグと呼ばれる有名大学に進学しますと、私立ということもありまして、年間約5万ドルから6万ドルの生活費と学費が必要であり、4年間通いますと、家1戸分以上のお金がかかってきます。奨学金をうまく得られればいいのですが、それはなかなか難しいという状況であります。

【山田(朋)委員】 今の課長の答弁だと、外国のいい大学は、家1軒分ぐらいのお金がかかるといふことですが、それは課長が心配される内容ではなく、保護者のそれぞれの家庭においての経済的負担、経済的なことの考え方だと思うから、それは導入をしないことの答弁にはなら

ないかと思えます。そこは申し上げたいと思っております。

このバカロレアですけど、国内でも難関国立大学や難関私大が、このバカロレアを活用した大学入試も実施を既にされております。それと、今から外国人労働者が多く入ってくることを考えた時に、本県においても、高校で8人、小中学校で24人、外国籍で日本語指導が必要な児童生徒がいます。今、長崎でも1万218人外国人が暮らしています。いろいろなことを総合的に考えていくと、こういったことは、私は、もっと前向きに検討いただくべきかと思っておりますので、そのことを申し上げて終わりたいと思います。

【松本委員】今回、国の補正でブロック塀やエアコンが、小中学校に対しては補助がなされました。ただ、そういった教育環境整備の中で、県立高校の場合は、やはり義務教育ではないので、国の補助等がない状況の中で運営をしてらっしゃいます。

そういった中で調査をさせていただきまして、県立学校の施設整備に関して、改修等で学校側からの要求に対してどこまでの予算措置がされているのかというのを調べさせていただきました。

そうすると、大規模改修に関しては、平成30年度で266件の学校からの要求に対して、対応できたのが37件、13%、予算にすると108億円に対しての18億円ということで、16%という状況でございました。

また、大規模じゃなくても、維持補修に関して確認しますと、平成29年度では855件の要望に対して400件、46%で、額が、14億円の要望に対して3億5,000万円ということで、25%という状況でございました。

ここの改修や維持補修等は、危険箇所でもあり、学校側がやはり危ないと判断して要求する中で、どうしても予算が厳しい中で、実質は16%や25%の状況になっております。じゃ、残りの70%から80%で何か事故があったりとか、また、崩れたとか、壊れたとかあった時の責任等もありますが、この判断基準というのはどのようにされて、また、70%から80%の実施できなかったところに対しては、今後どのような措置を毎年とっているのか、現状をお尋ねいたします。

【野口教育環境整備課長】委員から数字のお話がありましたとおりのところで、件数からしますと学校からは、5~6倍以上の要望が寄せられているわけでありまして。

そういった中で、私どもとしては、もちろん緊急度というものを一番最初に考えておりますし、また、点検などについても定期的にずっと計画的にやっておりますので、そういったものの数値の結果でありますとか、あるいは土木部の専門の技術職の意見なども踏まえて、また、学校の話も聞きながら順番決めなどを行っているところです。もちろん事故などというものが決して起きることのないように、総合的な判断のもとにやっております。大規模な改修にしましても、それから、維持補修にしても、先ほど申し上げましたとおりの、学校の状態などもよく見極めながら、順番づけをしてやっているところであります。

学校からの要望といいますのは、次年度以降でお願いしたいということで、必ずしも、先ほど委員がおっしゃった要望件数というのは、ぜひとも次年度で行うということではないということもご認識いただきたいと思います。

【松本委員】大阪でブロック塀の事故があって、

児童が亡くなられたと。そこは手抜き工事がされていて、芯が入っていないところが壊れて、そういったところから、全国的にも調査が入りました。

やはり何かがあってからじゃないと動かないところも確かにある。しかし、そういった中で日ごろより、今おっしゃったような、やっぱり危険に関しての点検をやはり入念にするということと、危険に対しての意識を学校側も持って、そして、それに少しでも対応していくという姿勢をやはり持つていくことは大事だと思います。もちろん財政状況が厳しい中で、何でもかんでもできるわけではないと思っておりますが、やはり残りの70%~80%の中の優先順位、危険度というものを、例えば教員だけではなくて、先ほどおっしゃった、業者の方じゃないとわからないところもあると思います。逆に、もっと危ないところがあるかもしれないと思っておりますので、そこをしっかりと調査をして、また、築後30年以上たっているところが大幅に多いと思っておりますので、そういったところの点検をしっかりと、鋭意対応していただきたいと思っております。

それともう一つは、県立高校で廃校舎になっているところが2校あると思っております。式見高校や野母崎高校ですね。こちらに対して、廃校になった校舎に対する対応は、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

【野口教育環境整備課長】 おっしゃるとおり、今現在、廃校した校舎でそのまま残っておるのは旧野母崎高校と旧長崎式見高等学校ですが、ここの活用の仕方については、地元自治会のお話なども聞きながら検討してきた経緯がございます。

その前に、まず県として有効な使い道がないかということで、部局横断的な検討というものを

をさせていただいた中で、その次の段階で、地元の活用のご意向なども聞いて、長崎市もそのようなお話を伝えて検討してきたんですけれども、現在のところ、有効な活用策というのは全く見出していないような状況でございます。

【松本委員】 学校というのは、やはり地域にとっても、卒業生にとっても大きな存在であり、やはり影響力が大きいと思うんですね。その中で、結局、廃校になったけれども、何も活用できないまま、そのままになっているという状況に対しては、もちろん地域や長崎市の理解も必要でありますけれども、やはりそのままにしておく責任は県教委にもあると思っております。地域にとって有効な活用になるように、しっかりと今後検討を重ねて、明確に出せるようにしていただきたいと思っております。

次に、議案説明資料の4ページ、先ほど山田(朋)委員からも質問がありました、いじめのことについて、お尋ねをいたします。

認知件数が上がるというのは、潜在的ないじめが顕在化するわけでございますから、確かに、よく現場の把握がされているということになると思うんですけれども、ちょっと気になるのが、いじめの解消率です。このいじめの解消率が、本県が89.3%となっておりますけれども、この解消したという判断基準はどのように、誰がして、解消したというふうに認知しているのか、お尋ねをいたします。

【本村児童生徒支援室長】 いじめの解消のお尋ねですけれども、いじめの解消につきましては、学校のほうで被害生徒、それから被害生徒の保護者等々と十分話をして、一定期間いじめの行為がやんだという状況をもって、いじめの解消というふうにいたしております。一定の期間と申しますのは、約3カ月程度ということになり

ます。

ですので、いじめの解消率と申しますのが、3月に調査が行われますので、1月、2月、3月に行われたいじめはすべて解消してないというふうなことになります。

また、学校のほうも、解消につきましては非常に慎重に行っておりますので、こういった解消率の低下は、そういうことからきているのではないかというふうに認識しております。

【松本委員】確かに、数字ばかりが先行するというのもいがかかなさと思うんです。というのが、結局いじめというのは、潜在的に、教員にわからないようにすることでございまして、そういった中で、結局、一定の個人が複数によっていじめを受ける場合もあると思うんですが、そのいじめをしている側を押さえて解決したと言えるかもしれないですけども、もっと大事なことは、いじめをしない体制づくりをすることが大事だと思うんですね。結局、いじめは悪いことだと、その傍観者になるようなその他の子どもたちがいじめを止めようというその意識を持つこと。結局、自分もいじめられたくないから、傍観してしまう。また、加害者に一緒に加わってしまうような事例が多く見受けられます。

そういった中で、やはりしっちゃいけないというふうな意識を子どもたちに認識をしてもらう教育をしっかりとしておくことによって、いじめの発生の防止というものをすること。解消率を一生懸命上げていても、発生はしているわけですから、そこが本末転倒にならないように、やはりしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、そちらに対してはどのようなご見解でしょうか。

【本村児童生徒支援室長】まさに委員おっしゃ

られたとおりでと思います。絶対にいじめを許さないという学校の雰囲気づくりとか、学級の雰囲気づくりとか、そういうものを大切にしなければならないと思いますし、また一方で、子どもから出される細かいいじめにかかるサインみたいなものを教職員も気づく力を養って行って、いじめをなくしていくという取組を進めていきたいと思っています。

【松本委員】やはりネットでのいじめとか、顕在化しにくい状況もあります。先ほどおっしゃったとおり、やはりそこをいかに先生が察知するかということ、日ごろコミュニケーションをしっかりとっているかどうかということにもつながると思います。先生側の対応と。

そして、また、いじめが、結局は不登校につながっていくことにも重なります。実際のところ、不登校が増加している傾向にある中で、やはりしっかり対応していただくようお願いいたします。

最後に、追加1の資料の2ページのところです。ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業ということで、文言が書かれておりますが、非常に興味深い文言で、ふるさと教育というのは非常に重要だと思います。特に、若者定着課とか、新しく部署もできていますし、県外流出を抑えるために必要だと思いますが、この教育の中で新規で、「探究的な職業体験学習を通して、本県産業への正しい理解を促進し」、そして、さらに、「ふるさとの未来を担おうとする実践力を育成」というふうに書いてあります。大変期待するところではありますが、こういったことを具体的に中学生にどうやって育ませていくのか、お尋ねをいたします。

【木村義務教育課長】お尋ねの事業の概要であります。県内で活躍する企業等の協力を得な

がら、例えばそれぞれのふるさとの特徴や強みを生かした模擬会社を設立するなど、これまでの職場体験学習を超えた職業体験学習を探索的に行うことを通して、ふるさとを愛し、誇りに思う心情とともに、地域の未来を担おうとする人材としての資質、さらには、問題解決力や企画力、プレゼン力やコミュニケーション力等を育成しようとするものです。

具体的に、今、私どもで構想しておりますのは、県内に拠点となる中学校を指定して、若者定着課、商工会等と協力しながら、ふるさとの強みを生かして地域を活性化する学習を実施し、その成果を保護者や地域、また、県内全域に情報発信することによって、県内全中学校にこういうプログラムをつくっていかうと考えております。

【松本委員】 今までは中学2年生で職場体験学習というのを取り組んでいましたが、そこもやはり非常に勉強にはなるんですけども、アルバイトの延長線のような要素がありました。

今お話しいただいた部分は、やはり模擬会社で商品開発、販売とか企画をしていくということによって、主体的に取り組むという教育はすごく素晴らしいことだと思うし、やはりそこには地元の企業の協力がなければいけませんし、また、その連携をすることによって、県内定着、地元企業に就職しようという意識も生まれると思います。

初年度で最初の事業でございますので、ぜひ連携を密にさせていただいて、そしてその成果も事業後に、また報告していただければと思います。

【ごう委員】 教育委員会の議案説明資料の5ページです。ここについて、若干お尋ねします。

今回、長崎県運動部活動の在り方に関するガ

イドラインが策定されましたことは、非常にいいことだと思っています。平日、少なくとも1日お休みをとりなさいということで、私は以前、数年前の文教厚生委員会で質問したこともありますけれども、休みがとれないために歯医者に行けないとか、病院に行けないとかという生徒さんがいるというお話を伺っておりました。

それと、歯科医師会の先生方とお話をしている際に、長崎県のスポーツ、運動部もそうです。教育活動の一環としての運動部もそうですけど、競技力が求められるようなスポーツの中でも、歯科との関係性が、全国的に見て少し薄いのではないかというようなご意見をいただいております。

そんな中、国のほうでは、2020年の東京オリンピックに向けまして、歯科の重要性が非常に高まってきていて、オリンピックの特別強化選手などは全員歯科検診を受けることが義務づけられていたり、あと、日本スポーツ協会と日本歯科医師連盟で、スポーツデンティスト制度というものをつくりまして、都道府県では、そのスポーツデンティストさんが運動の部活をしている生徒とか、また競技力向上のためのアスリートたちと連携をとって、指導者との連携、保護者との連携、選手との連携をとりながら、競技力向上につなげていっているというようなことが報告をされています。

そんな中で、現在、長崎県が競技力向上をもちろん一つ、目標として掲げている。そして、運動部活のこともこうしてやっているという中で、長崎県として、スポーツとこういったスポーツ歯科とのことについて、どの程度の理解があるのか、どのように活用していこうと思っているのかということについての見解をお聞かせください。

【山本体育保健課長】委員がおっしゃられたスポーツとスポーツ歯科の関係というのは、実は、先般、オリンピックアスリートの方が事業の一環で本県に来ていただきました。その方がおっしゃっておられたのが、歯の状態が悪いと体幹に影響するということで、自分も歯の治療をしたら、記録が伸びたというようなお話を聞いて、私どももまた再認識をした次第でございます。

今般、ガイドラインを定めましたので、休養日がしっかりとれるということでございますので、歯の治療のほうについては、改善が図られるものと考えております。

また、具体的取組といたしましては、管理職や運動部活動指導者等を対象とした研修会において、休養日の設定や疾病等の対策につながるということや、あるいは歯科医学とパフォーマンスの向上、相関ということについても、研修の中に取り上げていきたいと思っております。

また、具体的な例として、ある学校で行っていることなんです、部活動単位で歯科治療が必要な生徒を把握して、顧問から保護者に直接、歯科治療を受けるようなそういった促しをして効果があったという取組がございますので、そういったものも、研修会等の中で紹介をしていきたいと思っております。

【ごう委員】非常に前向きに検討されているということで、少し安心をいたしました。今おっしゃられたように、かみ合わせ一つとっても、スポーツ全体の70%の競技の中でパフォーマンスに関わるというようなデータが出ていたりしています。生徒さん自身がなかなか親に言えない、指導者に言えないということもあるので、やはり私は指導者、コーチの育成というのが必要のかなと思っております。

そういう意味では、日本スポーツ協会が認定

しているスポーツデンティスト制度というものの活用というのは非常に有効ではないかと思っておりますので、これまでスポーツ医学とか、生理学、心理学、そういったものを交えている競技力の向上等を進めてこられた中に、一つスポーツ歯科学というものもお入れいただいて、子どもたちの体を守ることも一つありますし、競技力を向上させる、そして、未来に向けてのアスリートを育成していくためにも非常に重要な視点じゃないかと思っておりますので、今後より一層のスポーツ歯科についての認識を広めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【近藤委員長】審査の途中ですが、本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時より、引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

なお、午前10時より請願審査を行うこととしておりますので、よろしく願います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時18分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月11日

自 午前10時 0分
至 午後 3時56分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 近藤 智昭 君
副委員長(副会長) 浅田眞澄美 君
委 員 三好 徳明 君
" 野本 三雄 君
" 中山 功 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" 深堀 浩 君
" 中島 浩介 君
" ごうまなみ 君
" 松本 洋介 君
" 麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

学事振興課長 松尾 信哉 君

教 育 長 池松 誠二 君
政 策 監 島村 秀世 君
教 育 次 長 本田 道明 君
総 務 課 長 中尾美恵子 君
総務課企画監 松崎 耕士 君

総 務 課 小野下和宏 君
県立学校改革推進室長
福 利 厚 生 室 長 竹中 望 君
教育環境整備課長 野口 充徳 君
教 職 員 課 長 柴田 昌造 君
義 務 教 育 課 長 木村 国広 君
義務教育課人事管理監 高鍋 洋 君
高 校 教 育 課 長 林田 和喜 君
高校教育課人事管理監 鶴田 栄次 君
高 校 教 育 課 本村 公秀 君
児童生徒支援室長
特別支援教育課長 池田 孝之 君
生涯学習課長 山口 千樹 君
生涯学習課 吉田 和弘 君
新県立図書館整備室長
学芸文化課長 草野 悦郎 君
体 育 保 健 課 長 山本 忠敬 君
体育保健課体育指導監 小柳 勝彦 君
教育センター所長 長谷川哲朗 君

福 祉 保 健 部 長 沢水 清明 君
福祉保健部政策監 中田 勝己 君
(地域医療政策担当)
福祉保健部次長 上田 彰二 君
福 祉 保 健 課 長 渡辺 大祐 君
福祉保健課企画監 岩崎 次人 君
(福祉保健総合計画
・企画予算担当)
監 査 指 導 課 長 磯本 憲壮 君
医 療 政 策 課 長 伊藤 幸繁 君
医療人材対策室長 石田 智久 君
薬 務 行 政 室 長 本多 雅幸 君
国保・健康増進課長 小田口裕之 君
長 寿 社 会 課 長 小村 利之 君
長寿社会課企画監 峰松 茂泰 君
(地域包括ケア担当)
障 害 福 祉 課 長 桑宮 直彦 君

原爆被爆者援護課長 橋口 俊哉 君

こども政策局長 園田 俊輔 君

こども未来課長 濱野 靖 君

こども家庭課長 今富 洋祐 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【近藤委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

これより請願審査を行います。

関係理事者として、学事振興課長に出席いただいております。したがいまして、理事者の出席範囲としては、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いします。

第4号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」を議題とします。

紹介議員から説明をお願いします。

【堀江紹介議員】 第4号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」、紹介議員の堀江ひとみです。

簡潔に趣旨説明をさせていただきます。

本請願は、教育予算を大幅に増やし、教育条件の整備・改善を進めるために国に要請してほしいこととして4項目、同じく長崎県で実施してほしいこととして3項目を求めています。

小・中学校、高校の35人以下学級については、長崎県の調査結果でも、児童生徒や保護者が少人数での学級編制のよさを実感していると報告され、第二期長崎県教育振興基本計画の主な取組として、少人数学級の編制や少人数指導など、

きめ細やかな指導の充実が掲げられています。

少子化が進む中、学校の大規模な整理・統合計画が進められ、高校についてはクラスの削減が続けられています。学校を存続させるためにも35人学級の実現が必要です。

父母、子ども、教職員の願いは、教育条件の整備・改善を進めることにあります。

ぜひ、各項目について採択していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日は、請願人が趣旨説明を希望しております。

私の発言は議事録に残りますが、請願人の発言は議事録に残りませんので、重なるところはお許しいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【近藤委員長】 この際、お諮りします。

請願人から趣旨説明を行いたい旨の申し出があつていますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げます。趣旨説明は、5分以内で簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時 2分 休憩 —

— 午前10時 9分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願につきまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【中島(浩)委員】 私は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、国への要望の1の①ですけれども、本県での小・中学校の35人以下学級は、既に小学校で94%、中学校で83%となっております。また、高等学校を全て35人以下にするとすれば、新たに184名分の教員が必要となり、毎年14億7,500万円がかかるということを考慮するならば、現状として、国の定数改善計画を注視しながら対応すべきと考えます。

②に関しましては、毎年、県も国に要望している状況でございます。

③につきましては、本県におきましては、離島をはじめ小規模でも特例として設置するなどの対応をとっておりますので、逆に設置基準を設けない方がよいものと考えます。

④につきましては、所得制限を設けることにより、その財源をこれまで活用した経緯がございます。撤廃すると、新たに3億円程度の財源が必要となることから困難だと判断しますし、また、返済不要の給付金につきましては、国も既に拡充する方向で進んでいる状況でございます。

県への要望の2の①でございますけれども、現在、小学校1年生で30人、小学校2年、6年で35人と、独自の取組がなされておりますし、定時制夜間部8校のうち、20人を超えているのは佐世保中央高校の1校のみであります。

②につきましては、定数改善について国に要望していきたいと県の方も考えているようでございます。

③につきましては、県立学校の未設置は13校でございます。2校はもう既にPTAで設置する予定でございます。残りの11校は小規模の

学校でございます。エアコンのついている特別教室等を活用して対応されているようでございます。

今後、PTAなどで設置の要望がございましたならば、電気工事、これは大きな負担となるわけですけれども、これは県の方で負担していただくという方向で位置づけられておりますので、PTAでエアコンのリース料、そしてまた、毎月の電気料を、一人当たりの生徒の平均でしますと月額550円程度の負担で設置できるということが言われておりますので、できればPTAでの設置を今後進めていく方向で協議していただければと思っております。

以上、皆さん、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【近藤委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

休憩します。

— 午前10時12分 休憩 —

— 午前10時12分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第4号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」を採択することに賛成の委員の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

【近藤委員長】 起立少数。

よって、第4号請願は不採択とすべきものと決定されました。

以上で、請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまで

した。

本委員会を代表しまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人には、ご退室いただきたいと存じます。

理事者入れ替えのため、しばらく休憩いたします。

— 午前10時13分 休憩 —

— 午前10時17分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

議案外所管事項について、質問はありませんか。

【深堀委員】 2点ほど質問したいと思います。

まず、初めに、教職員におけるわいせつ行為やセクシャルハラスメントに関してであります。

昨日、堀江委員から、一般質問で質問された項目について赤裸々な事案の報告がっております。かかるこのような事案が二度と発生しないように、教育現場ではそういった対策を講じていただきたいという趣旨で質問いたしますが、教育長の議案説明の中で、防止策として自己分析チェックシート（仮称）を次年度から導入するために準備を進めているということで報告がっております。まず、この自己分析チェックシートなるものの内容をお知らせください。

【中尾総務課長】 不祥事発生の変因が、個人の心理に深く関わり、他人が踏み込みにくいこと、また、依存症のためとも考えられるケースもあるということなどから、その防止に向けた対策として検討してきたものでございます。

次年度の導入準備を進めている自己分析チェックシートにつきましては、教職員自身が陥りやすい危険性を理解し、その抑止のために自ら

行動することができるように、わいせつ行為等に関する自己分析を行うもので、専門家、これは精神科専門医、精神科判定医でございますが、この専門家に依頼をして作成をしているものでございます。

チェックシートの導入と併せまして、自己分析の結果、相談が必要となった教職員が未然防止のためのアドバイスなどを受けることができるように、相談窓口の整備も予定をしているところでございます。

【深堀委員】 専門の方にチェック項目を精査してもらって、教職員の皆さんが自分を客観的に見るということで理解をしました。

要は、そのチェックシートをつけた後、それをどう活用するのかということなんですけれども、当然のことながら、そのチェックシートは全て、例えば専門の精神科医とかにそれが回るということで理解していいですか。

【中尾総務課長】 チェックシートの目的そのものが、教職員自身が陥りやすい危険性を理解して、抑止のために自ら行動することということでございます。

個人の心理であるとか、内面に踏み込む内容でありますために、正しく自己分析するには正直な回答ということが大前提になります。そういったことからチェックをしたシートについては、専門家への提出や所属長に対する提出は求めないということにしております。

【深堀委員】 チェックシートは、それを個人がつけて本人が保管する。それが、例えば専門医であったり、職場の上司であったり、そういったところに回さないということを今言われたんですよね。果たして、それで防止策となり得るんですか。

例えば、正直な気持ちを書いて、その方が、

外部からはその人がそういうことを起こしそうな人じゃないけれども、その個人が忠実に書いた結果、そういう可能性があるとした時に、それがもし病的なものであるならば、専門医がそこをケアしないといけないし、そういった状況であるならば、二度とかかる事案が発生しないためには、上司もしかるべき措置をするべきだと思いますけれども。これは次年度の導入に向けての協議の状況ですから、まだいろいろ改善の方向はあると思うんですけれども、その点については、内部ではそういう話にはならなかったんですか。

【中尾総務課長】 まず、チェックシートについてですが、チェックをして点数化をするようになっております。点数が一定点数以上になりましたならば、相談を促すような内容になっているということが一つございます。

あと、所属長、あるいは人事担当の部署になるとと思いますが、そういったところが把握しないということにしましたのは、先ほども申し上げましたけれども、まずは正直な回答をしていただくということが大前提になります。このチェックシートについて、教育庁の一部の所属において試行を行いましたけれども、その試行の中でも、不利益になることはないとわかっているけれども、正直に答えることに心理的な抵抗があったという意見もございました。そういったことも踏まえまして、所属長等への提出は求めないということにしております。

また、このことについては、専門家である作成者の意向でもございます。

【深堀委員】 いろいろ議論はしたということではあるんですが、なかなかそれで本当に、一定の効果はあるのかもしれないけれども、実際に発生してしまってからでは遅いと思うんですよ

ね。もう少し改善の余地がないのか。

専門家というのは、当然のことながら精神科医のことを言われていると思うんですよね。確かに医学的な見地からそういう見方はされるんでしょうけれども、今度はそういったセクシャルハラスメントやわいせつ行為を防止するという立場の観点から、そういった一定の見識者の意見というのは求めているんですか。

【中尾総務課長】 これについては、教育庁の中にコンプライアンス対策本部会議がございますので、教育庁に設置しておりますコンプライアンス対策本部会議に報告をして、そこで意見を求めることにしております。

【深堀委員】 ただ、コンプライアンス対策本部会議は、専門家の方の集まりですか。そうではないんじゃないですか。そこを考えると、もう少し、協議した結果なんでしょうけれども、チェックシートで一定の点数になった時に、多分これは危険度が高いという点数だと思うんですけれども、その一定の点数になったら、その人に自主的に相談を促す仕組みということでしたよね。じゃ、相談というのは、それはどこにする相談のことなんですか。

【中尾総務課長】 チェックシートの作成者であります専門家が代表理事を務めております性障害専門医療センターという組織がございます。こちらを相談の窓口としまして、初回無料で、必要に応じて適切な支援窓口を紹介するという仕組みを考えております。

【深堀委員】 そこで相談した結果、例えば、その該当者の危険性が残ったままだとしたらどうするんですか。

【中尾総務課長】 このチェックシートの導入によって、全てのわいせつ行為等が根絶できるというふうに考えているのではなくて、最終的に

はこれまでの取組、それは各職場の服務規律委員会を中心とした研修等もごさいますが、こういったことを根気強く続けていくことが必要であると考えております。

【深堀委員】この問題についての質問は最後にしますけれども、例えば、相談を性障害専門医療センターというところに相談をすることになると言われましたけれども、県教委としてそういった相談センターにどれくらいの相談があったかという後追いのチェックというの是可以になっているんですか。

【中尾総務課長】今、導入を検討しているところでありまして、そういった点についても専門家、窓口となりますセンターと相談をしていきたいと考えております。

【深堀委員】総務課長が言われている趣旨もわからなくはないんですけれども、そういったわいせつ行為やセクシャルハラスメントを二度と発生させないという強い意志のもとで、これだけで当然全部の対策になっているわけじゃないし、その制度、仕組みをより検証しながら、いい制度に変えていく努力は、当然のことながらやってもらいたいと思います。この問題はこの程度にしたいと思います。

次に、あるマスコミの記事で、公立の中学校の学級不足という記事を目にしました。それは何かというと、文部科学省が適正規模とする水準、12から18学級が公立中学校の適正な学級数だという基準があると。それに対して全国では、それに満たない公立の中学校が5割を超えているという記事を目にしました。

本県において、この状況がどうなっているのかというのをまず確認したいと思います。

【野口教育環境整備課長】平成29年5月1日現在での数字でございまして。中学校ということで

ございまして、中学校、休校を除きまして全体で171校中、標準学級数に満たない11学級以下の学校が131校ございまして、これが率にしますと76.6%でございまして。ちなみに、小学校で言いますと、332校中222校で66.9%という状況でございまして。

【深堀委員】ありがとうございます。文部科学省の適正とする基準に対して、今、中学校と小学校それぞれにありました。率にすれば、中学校が76.6%、小学校については66.9%ということになります。

この記事で、なぜ適正規模とする水準が設けられているかということ、当然のことながら、それを下回ればクラス替えがなかなかできなくなるとか、クラブ活動や部活動の種類が限定されるとか、教科担任制をとる中学校では免許外指導も行われる可能性があるとか、いろんな子どもたちにとってあんまりよろしくないことがあるから適正規模をある程度示しているということなんですよ。

この現状、当然、市町の教育委員会の管轄する部分になるとは理解をしておりますけれども、県の教育委員会として、今言ったような率は高い水準だと思うわけですよ。全国で言えば大体5割ということに対して、繰り返しになりますけれども、長崎県の中学校は76.6%、小学校は66.9%というこの現状をどのように分析し、そして今後の課題として認識をされているのか、お尋ねします。

【木村義務教育課長】まず、長崎県の状況は冒頭話したとおりであります。教育活動というのは、その規模に応じた適切な活動をしていくというのが前提にあるという上でお話をさせていただきたいと思っております。

小規模校、中規模校、それぞれにメリット、

デメリットがあります。今、委員からもご指摘があったように、例えば大規模校のメリットというのは、集団の中で多様な考えに触れることができることや、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばすことができる。また、数が多いございますので、多様な部活動等に取り組むことができるといったことがあげられます。一方、小規模校は、逆に一人ひとりへの対応ができるということで、それぞれに良い面、悪い面があるんだと思います。

その上で各市町教育委員会は、そもそも各市町教育委員会が統廃合を進めていくわけですが、その両方の面を考えながら望ましい適正配置になるようにということでそれぞれ進めています。

その時に、もう一つ関わりがあるのが、例えば通学距離とか、学校を中心としたスクールコミュニティにも各市町は配慮しています。そういうさまざまな条件の中で、各市町がそれぞれに一番適切な学校規模、学校配置を目指しているものと私どもは伺っておりますし、その中で適切な教育活動が進むように県教委としても支援をしている状況でございます。

【深堀委員】義務教育課長がおっしゃられたことはよくわかります。学校というのは地域コミュニティの核になっているというのもわかるし、その学校がなくなることによって、その地域のコミュニティが崩れてしまうという危険性があるのも理解をします。

ただ、今、質疑しているのは、子ども、児童生徒の立場で何が一番いいのか。地域の話ではなくて、子どもたちが学ぶ場としてどれが一番いいのかという観点で話をしているんです。

その時に、今、通学の話がありましたね。通学時間として概ね1時間未満というのが基準に

あると思うんです。これはマスコミの調査じゃなくて財務省の調査なんですけれども、昨年、全国の小規模学校（児童生徒数が30人以下）を対象に調査したところ、最も近い学校と統廃合すると仮定した場合の想定通学時間は、8割以上の学校が1時間未満だったというのが、これはなぜか知りませんが財務省の調査であっているんですよ。

それは県の教育委員会が把握していることではないとは思いますが、本当に小規模校を統廃合することによって、通学時間が極端に1時間を超えるようなケースというのが、そう多くないというデータがあったわけですが、その点について、県の教育委員会として把握していることがあれば教えてください。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前10時33分 休憩 —

— 午前10時33分 再開 —

【近藤委員長】 再開いたします。

【野口教育環境整備課長】 ただいまの質問のような把握という点からいけば、詳しい把握というのはしていない状況でございます。

【深堀委員】 通学時間のことに関しては、そういった調査の資料もあるので、一概に通学時間が延びるからというのが小規模校を統廃合できない理由にはならないということだと思います。

この問題を提起したのは、ややもすれば、先ほど義務教育課長が言われたように、学校というものが地域のコミュニティの核になっているがゆえに、そこを統廃合することに対してはものすごく地域からの反対もあるし、その時に子どもの教育、学びの場としての最適さはどこにあるのかという観点からそういった議論もしていかなければいけないという観点から提起をし

てみたんです。それは、実際には市町の教育委員会の判断だと思んですが、そういった通学時間のことについても、県教育委員会として、今後、そういった状況も少し調査をしながらいければいいのかなということで提起しましたので、これは要望として終わりたいと思います。

【中山委員】スポーツの振興等についてお尋ねしますが、その中で中心的なものはやはり国体だと思いませんか。

国体が済んで、国体に対する熱が少しさめつつあると思いますし、通常の状態に戻ってきたのかなという感じがしますが、そういう中で国体の位置づけについて、改めてどういうふうに位置づけているのか。

併せて、スポーツの振興という面からして、知事がこの前から提案した「健康長寿日本一」という形でスポーツ振興を盛んに醸し出しておりますけれども、この辺の関係でスポーツの位置づけについて現在どう考えているのか、ちょっと教えてください。

【小柳体育保健課体育指導監】国体についてですけれども、先ほどありましたように、今、競技団体とヒアリングを実施中です。実際、競技団体の方からも、こんなに落ちると思っていなかったという声が上がってきております。平成26年、総合成績1位を取った段階で、いろんな形で総合成績も、少年競技も、それから成年の競技も含めた形で、全国で優勝しようという機運が高まってまいりました。

委員ご指摘のように、柔道競技を中心に小学校のNマップの配付とか、陸上競技の帽子の配付とか、いろんなことをやってきたわけですが、もう一度競技団体の方にも、国体で活躍することが結果的には県全体の県民に大きな意欲、希望を与えるものだという位置づけで頑

張っていこうと思っているところはございます。

【中山委員】今、お話しいただきましたけれども、それは昨日の話でね、もつともだと思んですが、ただ、この国体を含めたスポーツの位置づけ、長崎県政での位置づけ、この辺をやはり今までより関心が高まってきているので、この辺の位置づけの見直し、全体的な位置づけを上げてほしいというのが私の考え方なんですけれども、そういう位置づけというか、そういう考え方があるのかどうかというのが一つ。最初のスタートとして、そこを押さえておかないと、次の質問をしにくいんですよね。

【小柳体育保健課体育指導監】私ども、競技力につきましても、競技力の強化の方なんですけれども、今ご質問の中でありましたように、例えば県も「健康長寿日本一を目指して」と、県全体の位置づけということでありますけれども、それは競技力だけじゃなくて、健康も含めた形で活躍すること、あるいは健康になることは県全体として非常に有意義だと考えているところです。

【中山委員】ぜひ、このスポーツの意義について、競技力を高めることも大事だけれども、国体を通じて県民に対するPRをもっとやっていく必要があるんじゃないかということをお願いしたいと思います。

そこで、少し具体的に2~3点聞きたいと思います。

まず、国体の順位の目標です。これが平成26年の1位、前年度の24位から41位に下がったということですね。確かに下がったことは下がっているんだけど、ある反面、いろいろ状況を見れば、私に言わせれば定位置に着いたかなという感じもしないわけじゃないわけですね。

そうすると、もう一回、さっきの話と関連す

るんだけど、位置づけ、順位の目標設定、20位台ということをしているけれども、少し漠然としている。もう少しこれを含めて、20位台がいいのか、30位台がいいのか、25位とか、きちんとした目標設定をもう一度見直す時期がきているんじゃないかと、そういう感じがするんですけども、その辺についてどうですか。

【小柳体育保健課体育指導監】今、ご指摘がありましたように、今回、41位という結果でした。ただ、本県の目標順位といたしましては20位台前半ということ掲げてやってまいりました。定位置とおっしゃいましたけれども、やはり長崎県の場合、スポーツで活躍することが、先ほど申し上げましたように県民の意欲、それから活力につながっていくと思っていますので、やはり競技団体ともいろんな形で話をしてまいりましたけれども、20位台前半、それから20位台定着と。ただ、今年の場合は20位台定着とした場合には、20位と29位では幅が広うございますので、やはり具体的なところで20位台前半という形をお示しさせていただきました。

それについても、今回、41位と下がりましたけれども、長崎県といたしましては、20位台前半というところを目標にしていかなければいけないと本課としては考えております。

【中山委員】20位台、一般的に聞けば20位台という印象が非常に強いので、20位台前半という目標であるし、20位台定着ということであれば、もう少しこれを含めて県民に理解させる必要があると思いますので、ぜひそこを指摘しておきたいと思います。

併せて、昨日、麻生委員からも質問がありましたが、敗因の分析と課題について、まだ整理が十分できてないというふうに私は受けたんです。そうすると、平成31年度の競技力向上のた

めの予算編成に支障はないんですか。その辺についてどう見ますか。

【山本体育保健課長】昨日も競技団体等のヒアリングを行って、今検討しておりますということは申し上げておりましたが、私たち自身も、現段階で課題となるところというのは分析をしているところでございます。

例えば、指導者ということで教職員指導者の配置が、がんばらば国体が終わった後、人事異動制度の関係で離島に行ったりといった教職員もおります。そういったところで人の配置を考えようというところがあったり、あるいは長崎国体以降、いろんな取組をしてきたところではあるんですが、そこで足りるところ、足りないところというのも内部の予算の組み替えにはなるんですけども、そういったところも精査を行って、必要なところに重点的に配分をしていこう、そういった考えを持って、今、予算の方は考えているところでございます。

【中山委員】教育長の説明の中で、「今回の結果を真摯に受け止め」ということだから、結果は10月9日に出ているわけですから、もう2カ月以上経っているわけだから、「真摯に受け止め」ということであるならば、やはり分析を済ませて予算編成に臨むというのが普通の姿だと思いますので、ぜひその辺をきちんとやってほしいと思います。

それと、先ほど20位台前半ということで話をされたけれども、その裏づけのためにどうするかという問題について少しお聞きしないといけない。私は、予算額がある程度成績に比例すると見ているんですよ。

そこでお聞きしますけれども、平成26年に長崎で国体がありました。そうすると、その直近の3年間、平成23年、24年、25年の競技力向上

対策費と、今回41位になりましたけれども、この直近の3年間の予算額を報告してくれますか。

【山本体育保健課長】平成23年度が4億6,726万9,000円、平成24年度が5億8,601万5,000円、平成25年度が6億1,580万4,000円、ちょっと飛びまして平成28年度が2億2,416万4,000円、平成29年度が2億1,295万5,000円、平成30年度が2億2,464万円でございます。

【中山委員】この予算から見れば、当然成績が落ちていくのが普通なんです。そこをきちんと捉えてやる必要がある。国体の直近3年間で約15億円使っていますよ。そして、今度41位になった年を含めて約6億円しか使っていませんよ。約3分の1です。

そうすると、何を言いたいのか。この予算だから41位の位置に定着するんじゃないかというのを私は危惧しているわけです。あなたたちは20位台前半と言うなら、この予算をどうするかという問題が出てくるんですよ、一番根幹の問題が。これについてどう考えていますか。

【山本体育保健課長】先ほど課題の整理というところで補足して申し上げれば、私たちが今押さえている課題というのが、一つには少年種別の団体の成績が低迷したということでございます。2つ目が県外遠征の減少によって、経験値が下がって、ジュニアの成績が振るわないような状況になってきた。3点目が優秀な指導者の減少、あるいは教員指導者の適正配置がちょっとできていない。4点目が優秀な中学生選手の高校進学時の県外流出。最後に5点目が、優秀な成年選手、指導者の確保というのが私たちの求められている課題と考えております。

この中で、予算が必要なもの、そうでないものというのもございますし、あと適正な予算配分というのもございます。必要な予算は何かと

いう整理も今しているところでございますので、必要な予算については頑張って取っていきたいと考えております。

【中山委員】必要とする予算額というのはどの程度を言うんですか。

【山本体育保健課長】今はまだ精査中でございますけれども、今年度よりは拡充を図りたいと考えております。

【中山委員】ぜひ20位台前半を目指すということであるなら、他県の状況を見ないといかんと思うけれども、本県がやってきたノウハウがあるんですよ。数字がもうきちんと出ています。そうすると、20位台に定着させようとするならば、ここ3年ぐらい3億円を超えるような予算を使って強化していくという姿勢を出さないことには、なかなか、20位台前半というのはきれいな言葉だけれども、それを実施するためには裏づけが必要なんです。ぜひ予算の獲得に向けて特段の努力をしていただくことをひとつ要望しておきます。

次に、先ほど対策の中で優秀な教師の適正配置という話がありましたけれども、小学校、中学校、高校の部活動をどう高めていくかという部分が基本的にあるし、小学生も含んで、小学生、中学生、高校生を一体的に捉えて、どういう形でこれを連携させて強化していくのか。できればここに知恵を出してもらいたいし、ここに今後、長崎方式というのを、予算が少ない中で育成するために長崎方式をぜひ考えてもらいたいというのが一つあるんです。

併せて、専門顧問の現状であるのは適正配置、この前、私が本会議で話したんだけど、この専門顧問の適正配置について、まず高校教育課人事管理監、そして義務教育課人事管理監、そして体育保健課にそれぞれどう取り組もうと

しているのか、適正配置についてお尋ねしたいと思えます。

【鶴田高校教育課人事管理監】高等学校における専門顧問の適正配置についてのお尋ねでございますが、先ほどから委員ご指摘のとおり国体の順位が下がったということ、私どもも真摯に受け止めております。

体育保健課がヒアリングをしているという状況もございますので、今後、体育保健課と連携を取りながら、強化に向けた配置について、現在、人事作業に入る前でございますので、考えていこうとしております。

【高鍋義務教育課人事管理監】特に、中学校における部活動の専門顧問についてですが、先日の議会の折にもご質問いただきまして、その後調査を進めております。そして、今、どの程度専門顧問が、自分が専門とする競技を実施しているか、校長からヒアリングをして、ある一定の調査結果が出たところであります。

また、体育保健課の方から優秀な指導者の情報をいただいておりますので、それらの情報をもとに、今後の人事異動にもそれを活かして、ジュニア層の育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

【小柳体育保健課体育指導監】先ほどありました中学校の体育の教員が専門競技の学校に配置されている分につきましては、平成29年度は77.5%でした。それから、平成30年度は79.2%まで上がっている状況でございます。

高校の体育の教員につきましては、現在、平成30年度92.3%の配置で、部活動のところに配置をしている状況です。これにつきましては、高校については部活動で異動ということが考えられますので、そういう高い数字だと思っておりますが、これにつきましても長崎国体から4

年を経過しておりますので、優秀な教員指導者の適正配置についても関係課と相談をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

【中山委員】ぜひ、専門顧問の情報をよく分析して、人事担当課の方に適切に伝えていくということ、今まで以上にやってほしいし、高校教育課人事管理監から強化に向けて取り組むということでありましたし、義務教育課人事管理監におきましても異動について配慮するということでありましたけれども、同じ姿勢で取り組んでいただければ、今いる能力がある人を適正に配置することが一番大事な問題であるし、はっきり言って、これについては金がかからないわけですから、ぜひ高校教育課人事管理監、義務教育課人事管理監、そして体育保健課体育指導監含めて、ひとつ協力しながら一層の適正配置に努めてほしいということ、強く要望しておきたいと思えます。

次に、部活動を支えるための部活動指導員の配置について、これは山田(朋)委員から昨日お話がありましたので、少し重複するかもしれませんが、高校につきましては5年でやっていこうということですから、ある程度理解いたしたところでありますけれども、問題は中学校の部活動をどうするか、中学校の先生に大変負担がきているので、ここをどうするかという部分が一番聞きたいところであります。これは市町との協議ということで答弁がおりますが、市町と実現に向けて協議していると思うけれども、今どういう状況にあるのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

【山本体育保健課長】国の制度を活用して市町の方には促しをしている状況でございますが、今現在、市町の考えはまだまとまっていないところもございまして、導入に向けて働きかけ

を行っているところでございます。

【中山委員】 体育保健課長、今のは少し信じられんような話なんだけど。私はこの議会、委員会で、当然高校もやらんばいかんけれども、中学校についても市町教委と積極的にやってほしいということを既に申し上げているよ。今の話を聞けば、ほとんどやっていないような感じがするんだけど、それでいいのかな。

【山本体育保健課長】 私どもとしては、市町に対して、導入については適正な情報を与えて、最終的に、導入するか、しないかは市町のご判断によるものと考えております。ただ、私たちもそれを、満を持しているわけではなくて、再三、市町に対してはお話をさせていただいているところでございます。

【中山委員】 再三話をしているなら、どの程度詳しくしているのか。あなたたちが努力していることを、さらっと言わないで、こういうことでこうこうやっていますよということはある程度言ってくれんことには評価できない。もう少し詳しく話してください。

【山本体育保健課長】 私たちの取組としては、まず、他県の状況、特に、九州各県の導入された県の状況を聞きまして、その中で導入の効果であるとか、導入の実態を聞き取りいたしました。

課題としては、人探し、見合いの人がなかなか見つからないという各県の市町の状況があるということ、あるいは導入の効果としては、例えば複数顧問の入っている部活については、一人部活動指導員を入れることで2人の効果があります。あるいは、ベテランの先生が競技の経験がないというところで、部活動の指導と学校での仕事がなかなか両立できない。そういったところに部活動指導員を入れたら、ベテランの

先生なので部活動に当てていた時間が、当然ご自分の仕事にも当てられるし、あるいは若い複数の先生方への指導に当たることができて、学校教育上効果があったと。

あるいは、教務主任や進路指導主事、そういった方が部活動の顧問をされているんですが、そういったところに部活動指導員を当てると、学校運営が円滑に進むようになったということで、学校全体への効果といったいろんな効果というのを私どもが聞き取りをして、そういった内容については市町に的確に投げご検討いただいている状況でございます。

【中山委員】 今、体育保健課長が言ったことはわかります。そうじゃなくて、そういう言い分があるから実施するわけだから、高校だけしても意味がないわけだ。どっちかという、中学校の先生たちが非常に部活動で苦勞しているわけですからね。そうなる、県がやるなら、市町と一緒に取り組むようなそういう姿勢を持って促していかんことにはどうなのかなと私は心配しているわけです、国体の話も含めて。

長崎市内に青潮学園というのがありますよ、小中学校一貫でね。中学校にカヌー部があるんだけど。そのために小学校も一緒にやっているわけよ。そういうことである程度平均して選手を出すことができるわけです。こういう形で小学校、中学校、高校が一体となって取り組まないことには成績を上げることは難しいと私は思っているんですよ。

そうなる、中心は、中学校が一つの課題だ。ぜひ市町教育委員会に、この指導員を来年度から配置できるように最大限に取り組まないといかんし、全部一遍にというのはなかなか難しいかもしれんけれども、長崎市とか、財政的に大きいところはやれるわけだから、最後にひとつ

決意を聞かせてもらいたいと思います。

【山本体育保健課長】市町にはそれぞれのご事情があるかと思いますが、私どもとしては働き方改革につながる取組だと思っておりますので、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

【中山委員】一生懸命頑張ってくれることは評価しているんですよ。しかし、問題は、実現するためにやるかどうかという問題なんです。そこを一步踏み込んで、遠慮せずにいい、実現のために努力するなら努力するとしておいて、実現しますとは言いきらんだろうから。その辺を県がやるなら一緒にやっていくというのが全体として形がいいんですよ。県はやったけど、市町が全然やってないということになると、その辺はどうなのかなという気がしているんです。そこで、取り組む姿勢について、もう一回、頑張っていることはわかるけれども、もう一步踏み込んで取り組む必要があると思うんだけど、どうですか。

【山本体育保健課長】実現に向け努力をしたいと思いますと考えております。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【中島(浩)委員】虐待についてですけれども、学校医、あるいは学校歯科医師が定期的に健診をされる中で虐待の発見といいますか、そういうのがあると思うんですけれども、そういった通報なりが学校にあった案件があるのか。もし、校医や歯科校医の方から学校にそういったお話があった場合、どういったマニュアルなり、対応のやり方があるのかお聞きします。

【本村児童生徒支援室長】虐待につきましては、私ども教職員は、その虐待を発見した場合、もしくは虐待が疑われる場合というのは、児相等に通告をするというのが義務となっておりますし

て、児童虐待防止法というものに定められておりますので、現在、生徒などのそういう様子を見た時には必ず通告を行うということでやっております。

一方、校医、それから歯科校医等からの情報ということでございますけれども、年に1回、4月頃、健診等をどの学校も行っております。ですから、その場合、もし校医等からの発見がありました時には、私どもはそれを受けて通告という形でやっていくようにいたしております。

案件につきましては、具体的に校医さんからあった案件等が何件という把握はいたしていないんですけれども、今、もしあった場合にはそういう対応をとらせていただいております。

【中島(浩)委員】そういった案件があるならば、しっかりとそれは把握しておく必要もあると思いますし、校医、歯科校医さんたちとどういった学校側とのやりとりといいますか、学校側からか教育庁側からか、先生たちに対して指導ではありませんけれども、こういったことが見られたらお願いしますよみたいな形の連絡というか、そういう協議はなされているのでしょうか。

【本村児童生徒支援室長】学校側と校医さんと関わる委員会というのをどの学校も年に数回実施いたしております。今、委員からご指摘がありましたようなことが、校医さんから学校側への情報提供等々がしっかり行われるように、私たちも各校が実施している委員会で適切になされるように今後検討してまいりたいと思います。

【中島(浩)委員】例えば、お医者さんだったら身体の状況を診られますし、歯科医師さんだったら口内を見て、例えば極端に虫歯がひどいとか、そういった子どもたちというのはそういった対象じゃないのかと危惧されるわけですから、できれば学校側からか、健診の時にそういった

対象も診てくださいますよというしっかりとした各学校の校医さん、歯医者校医さんにそういった話がしっかりいっているということでもよろしいのでしょうか。

【本村児童生徒支援室長】 ご指摘のとおり、教職員だけの目で見てもなかなかつかみづらいたところもありますので、そういう校医さん、あるいは歯科校医さんたちの力をかりながら、学校側から通告をする場合もありますし、または校医さんから直接いくという場合もあろうかと思えますけれども、そういう連携体制をしっかりとっていきたいと思っております。

【中島(浩)委員】 極端に言うと健診の項目の一つじゃないですけども、必ずそういった目でも子どもたちを診てくださいますよという、しっかりとした通達じゃないんですけども、できればそういった形で取り組んでいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

【本村児童生徒支援室長】 そういう形でぜひ校医や歯科校医にもお願いをいたしておきたいと思えます。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

【深堀委員】 先ほどの質疑の中で聞き漏らしたことがあったので確認ですけれども、自己分析チェックシートの件です。

今考えてあるのは、これは年に1回、毎年するような仕組みで考えているのか、一度やったらやらないというふうに考えてあるのか、そこを確認させてください。

【中尾総務課長】 年に1回実施する方向で考えております。

【深堀委員】 先ほどの質疑の中で、このチェックシートをつけたら自己完結するという話でした。それを聞いた時に、座ってから思ったんですけども、じゃ、書かない人もいるんじゃない

いか。結局、書いたか書かないかを誰も把握できないですね。それをどういうふうに担保しようと考えているんですか。

【中尾総務課長】 まずは、このチェックシート実施の趣旨、それとご本人の正直に回答することの必要性というのをきちんと伝えていく、周知をしていくということが大事であろうと思っております。

そのために、まず制度導入に当たっては、そのチェックシートを作成した専門家による説明会を予定しております。

導入後においては、各所属で服務規律強化月間等を活用しまして、職員研修会等しておりますが、その中でもその趣旨であるとか、必要性をしっかりと周知をしていきたいと考えております。

【深堀委員】 最後にしますけれども、制度をつくったけれども、誰も、結局説明会をしても、こんなこと書かなくても大丈夫だと思って書かない先生たちも出てくるんじゃないかという危惧を今、私はしています。せっかくこういったものをつくるのに、それが活用されないということは絶対ないように、そこは万全の体制をお願いしたいと思います。

【池松教育長】 ぜひご理解いただきたいのは、先ほど申し上げたとおり個人の内面に入る話です。強制をしようとは思っていません。前提は、教員として、自分の、例えば性癖が大丈夫なのかというチェックをするシートです。

ぜひご理解いただきたいのは、ストレスチェック、法律に定まっている分がございまして。これも個人の高ストレスかどうかというのを管理職は把握しません。本人から申告がない限りにおいては、自身でストレスチェックをするわけです。高ストレスという判定が出ます。それを

校長に申告するかどうかは個人の自由になっております。それはまさに個人のプライバシーの問題であります。

ですから、我々としては一つのきっかけとしてこの自己分析チェックシートを導入しようと思っておりますし、これで万全の体制とは思っていないわけですが、ぜひご理解いただきたいのは、我々が強制をしてこれをチェックできるようなシステムにはなっていないということ。まさに、個人の内面に踏み込む話ですから、そこは先ほど申し上げたとおり、啓発をすることによって、自己を見直すきっかけということを教員それぞれが自覚をしてもらうことによって動くシステムだと思っておりますので、何らかの規制をして、例えばチェックをしなければ懲戒をするというような、当然そんなことはないわけですね。

ですから、何度も申し上げますとおり、万全ではないかもしれませんが、我々としては今までなかったような医学的なシステムを導入することによって、教員自身が自分自身を見直すきっかけになってくれればいいなということが本来の趣旨でありますので、なるべく多数の教員がこれに協力してくれるように啓発をしていきたいと思っておりますけれども、そこには一定、あえて申し上げれば限界があるということについてもご理解をいただきたいと思いません。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時 7分 休憩 —

— 午前11時 8分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(朋)委員】 昨日の堀江委員の質問、あと一般質問の堀江議員の質問に関わってお尋ねし

ます。私は、この内容に関してはいろいろ思うところはございますが、今回、警察が事件として扱っていないとか、総合的な判断のもとで強姦未遂とかいう扱いではないという判断をされたということでもあります。

その中で、このALTも自分が被害に遭ったことだけをもって声を上げているわけじゃなくて、今後、二次被害が起きないことをすごく心配をして声を上げたということでありました。当然、県立高校で子どもたちに外国語を指導しているALTでありますので、県立高校には半分女子生徒がおります。それも年頃の女子生徒がいます。でも、このALTは、継続して雇用しても問題がないと教育委員会で判断をして継続雇用をしているということでもあります。

教育長は、答弁の中で「被害は出ない」と言い切りました。「今後、この人は間違いなくそういうことを起こすことはありません」と、「生徒に被害が出ません」と言い切られたことに関しては、私は何をもってそういうふうに言われているのかなと思っております。こういった性的嗜好があるかもしれない。言い切れることは絶対できないと思うんです。もし、その学校でこのALTによる同じような被害が起きた場合ということは想定できないことではないと思うので、答弁を、議事録の訂正をされるべきではないかと思うし、再度見解を求めたいと思います。

【池松教育長】 先ほどのチェックシートにも関わってくるんですけども、人間それぞれ、どのような不祥事を起こすかわからない。というのは、例えばセクハラのことについて、セクハラの実態というのは被害を受けた本人が不快に思えばそれはセクハラですから。よく言われるのが、例えば職場の飲み会で、上司から無理に

お酒を勧められたとか、カラオケを強制されたとか、肩を組んで歌わされたとか、チークダンスとか、それもセクハラですので、そういうことを絶対しないと断言できないかもしれません。しかし、現時点において、ほかの教員も含めてセクハラをする可能性は、理論的にはあると思います。ただ、公の場で、「この人はセクハラを今後起こしますか」と聞かれた時に、「起こる可能性があります」という答弁は、私はできません。それはないと信じているからこそ引き続き任用したわけであって、それは彼だけではなく、ほかの教員もそうです。

学校には約1万3,000人教員がおりますが、その中で誰一人セクハラを起こさないのかというお尋ねがあった際、1万3,000人もいるわけですから、起こる可能性はあるかもしれません。現に、今までもいろいろなセクハラ、わいせつ行為がありました。それを公の場で「可能性があるという教員をどうして任用しているのか」ということを聞かれたら、どのようにしてチェックをするかという現実的な問題があるわけです。

ですから、我々は、日頃から倫理観、教員として倫理観を持ちなさいと、まさに教職員として人から批判されるような行為をするなということを指導しておりますし、教員もそれを自覚しているわけであります。

ですから、あの場で、今後ないかと言われた時に、「可能性があります」ということは、それは言えない。「ない」と信じているからこそ引き続き任用したということでもありますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

【山田(朋)委員】 教育長の立場であれば、当然ALT、雇用をしている職員に対してそういうふうに言わざるを得ないとは思いますが、私が申し上げているのは、公立高校で指導して

います。その生徒に被害が起きないと言い切られたんですよ。でも、私は違うと思うんですよね。雇っている立場としての教育長の答弁としては、そういうことがないように信じて再雇用しているというのは当然あるかもしれないけれども、じゃ、本当に生徒にこの人が同じようなことをしないと、あの時そういう答弁をされたかと思います。私は、それは非常に違和感を覚えます。自分がそう信じて再雇用しているけれども、子どもたちの被害が出ないようにとか、ほかのALTに被害が出ないように最大限気をつけていきたいとか、もう少し言いようはあると思うし、絶対出ないと言い切ったことは本当にどうかと思いますよ。仮に、今後、出た時に、その答弁たるものは責任のあるものになるということは申し上げたいと思います。

【池松教育長】 当然の話として、今、山田(朋)委員が言われたように、このALTだけではなく、他の教員も含めて非違行為を起こさないということは、いろんな研修会や学校別のサービス強化月間など職員同士の意見交換の中で始終やっている話なんです。そういう前提の中でおっしゃるように、このようなことが二度と起こらないように全ての教員に対してそういう対応をする前提の中で、一般質問でこのALTのことを聞かれたものですから、先ほど申し上げたような背景を踏まえた上で答弁をさせていただきました。

委員ご指摘のとおり、全く何もしないということではなくて、日々、先ほど申し上げたようないろんな研修会等を通じて、全ての教員が県民の信頼を失うことがないように指導を徹底していきたいと考えているところでございます。

【浅田副委員長】 関連で私も1点だけ、このALTのことについてお伺いしたいと思います。

昨日からずっとご説明がある中で、これはあくまで男性の視点だけではなくて、多くの女性の教員の方々からもお話を聞いた上で、いろんなことを鑑みて、きっちりと判断をしたということでお伺いをしました。

それはそれなりにしっかりとやったということは私も理解はするんですが、過去に県の教職員会の中で「セクハラ・パワハラ防止」という冊子をつくられた時にも、しっかりとした判断が、セクハラだった、セクハラじゃなかった、両方あったとしても、被害者の心のケアをしっかりとしましょうということが訴えられています。

それにもかかわらず、その被害者の方が、今後また再発しないために、同じような目に遭わないためにという形で弁護士を通じて声を上げたということは、まずもって、いずれにしても、その被害者の方々の心のケアが不十分だったのではないかなと感じたんですが、そのあたりはどの程度しっかりとやられたのかということだけお伺いをしたいと思います。

【林田高校教育課長】心のケアということで、昨日の答弁に加えて少し申し上げますが、この事案が起こってから、直ちに同僚のALT、同じ地区の女性ALT2人が一緒になって加害ALTと被害ALTとの協議をする場を設けており、被害ALTの方は加害ALTに対して許せないという心情がより強くなられたということで、報告書をまとめ統括しているALTに送られた。私たちは、その送られた報告書を届いた当日に確認し、これは大変だということで事実調査に参った次第でございます。

その間、ずっとPAと呼ばれるALTを統括している女性ALTに対して、しっかりとその女性に寄り添って、悩みや相談を引き受けるよう指示し、心のケアに努めてまいりました。

ただ、そういう中であっても、被害ALTの許せないという気持ちが非常に強く、弁護士に相談されて、その後も幾度となく処分が軽すぎるという形でご指摘、ご批判をいただいているところでございます。

昨日も申し上げましたが、被害者の心情というものは、相当深刻なものがあるとは思っております。私どもも、被害者の心情に寄り添いながらも、こういったわいせつな事案や疑いがかけられる事案について、皆無にしていきたいという気持ちは強く持っております。

ただ、今は帰国されて、私どもの手の届かないところにいらっしゃるものですから、その後のケアについては、非常に難しい状況にあると考えています。

【浅田副委員長】ご努力をなさったということではありますが、やっぱりそれが気持ちの中で、この事案とは関係なく帰国をされたというご答弁もありましたし、これとは違って、もともと帰る予定だったということだろうとは思いますが、やっぱりその思いを抱えたまま帰国をされて今回のような状況になっています。これにおいては、やっぱり長崎県としても、今後、ほかの女性ALTとか、新しい方をどんどん任用していかなきゃいけない中で、やっぱり不安材料というのを事前に取り除いておかないといけないですし、長崎県としても不名誉なことがずっとつながっていくわけにはまいりませんし、また、この加害者のALTの方は今現場に立っておられるという現状でありますので、終わりではなく、ここはしっかりとしたものを、今せっかく教育長も自信を持ってもう一回再雇用したとおっしゃいましたので、そういったところを踏まえた上で取り組んでいただければと思っています。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時19分 休憩 —

— 午前11時21分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【麻生委員】 私は、議案外の3ページを含めてありますけれども、公立学校の生徒たちの不登校という問題について質問します。

この中で見ますと、若干長崎県としては減ってきているという状況でありますけれども、まだまだ生徒たちは多く不登校になっていると。昨日も私学の関係でお尋ねしたんですけれども、中退者が160人あって、経済的な理由は数名しかいないという状況でした。学業がなかなか合わないとか、転校したとかというのがいるんですけれども、この中の義務教育の関係で見ると、学校全体の中でケースワーカーだとか、ソーシャルワーカーとか、2~3人おられると思いますけれども、前回の答弁の中で、教育長の話で、義務教育で少ないのは、フリースクールといえますか、そういったところも一定状況があるんですよという話がありました。

この前、文科省が小・中学校の不登校は2017年度に全国で14万人いると、読売新聞で報道されました。そういった中で教育機会確保法というのができて、フリースクールも一定の状況だと思っているところです。私も、さっきの委員長の話じゃありませんけれども、なかなか学校で救えない子どもたちに夢をどう実現させるかということについて、教育委員会として、長崎も「ゆめおす」だとか、いろいろ出てきますけれども、そういったところと連携しながら、どう子どもたちの夢を実現していくかということについての方針だとか、スクールソーシャルワ

ーカーの皆さんについて、協議会だとか設定されていることがあったんでしょうか。その点、お尋ねしたいと思います。

【本村児童生徒支援室長】 今、ご指摘のとおり、文科省といたしましては、不登校については取り巻く環境によってどの子にも起こり得ることであり、問題行動とは受け取らず、学校、家庭、社会が一緒になって、寄り添って支援をしていくことと捉えております。私たちもそういう視点で、不登校の児童生徒たちに対して、きめ細かい支援をしていかなければならないと捉えております。

現在、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーと連携して、その子どもたちに対して直接、または家庭に対して働きかけをして、何とか学校に復帰することを促す努力を続けております。

また、学校復帰できない子どもたちに対しては、今、委員のお話の中にありました適応指導教室、あるいはフリースクール等を活用して、何とか社会的な自立につなげようとしているところでございます。

現在、民間のフリースクール等々につきましては、少しずつ連携を図るようにはいたしております。本年度も10月にフリースクールの連携協議会が長崎市でございましたけれども、そちらの方にも私たちの方から参加をさせていただきましたし、また、できるだけ個別にお話を聞かせていただきながら、民間の方で対応していただいている子どもたちと学校がうまく連携できるように、小・中学生につきましては市町を通して、県立につきましては私どもの方で学校とうまく連携を図りながら、その不登校の児童生徒の支援に努めていきたいと思っております。

【麻生委員】 こういうフリースクールに出た分

で、学校との関係が認められる場合だけ出席扱いという形になっていますけれども、まず、この子どもたちに寄り添って、どういう夢を持っているかということについても的確にやっていただきたいと思っていますところですよ。

今、私たちも自分の地域を見ますと、雇用形態が変わってきて、母子家庭も増えましたし、地域の中で子ども食堂をやっているところも結構出てきました。みんなで何とか育てていこうと、地域で育てていこうと、また放課後スクールも検討したいということで立ち上げているところもありますけれども、いかにしたら子どもたちの夢を実現できるのかということが一つのテーマだと思っていますよ。

今、インターネットでも高校生あたりのフリースクールが大きく動いていますし、鹿児島県の屋久島におおぞら学園というのがありました。ここは全国から7,000名ぐらい来る学校でして、そこは大体2週間とか3週間スクーリングをやっていましたけれども、そういった制度を長崎県でも、同じような形はできませんけれども、ぜひ検討すべきじゃないかなと。子どもたちの居場所を紹介して、自分たちの夢が実現できるようなそういう考えがないのかどうか、その点もお尋ねしたいと思います。

【林田高校教育課長】不登校に特化したわけではないのですが、多様な子どもたちの受け入れというのは、全日制高校、定時制高校、通信制高校、それぞれの持ち味を活かしながら今進めているところでございます。

その中であって、例えば今年度から始めました五島南高校の離島留学のコースですけれども、不登校で今から立ち直ろうとしている子どもたちを積極的に受け入れるという形でコースの特色を打ち出しております。

そういったものを打ち出しながら行ってありますし、また、佐世保中央高校の夜間部の方には、もう一回自分を奮い立たせて頑張ってみようということでエンカレッジコースというコースを設けております。

県としても、特に、今立ち直っていこうという子どもたちについては、受け入れ体制をしっかり強化してまいる所存でございますので、今後ともそういった子どもたちの夢を実現できるような支援を積極的に推進してまいりたいと考えております。

【麻生委員】ありがとうございました。認識不足ですみませんでした。ただ、鹿児島のおおぞら学園に行った時、大自然の中で子どもたちが本当によみがえって、また自分の目的を確認し合うという状況で、鹿児島県も相当応援しているんですよという話を伺いました。

ぜひそういったものを積極的にしていただいて、あとは現場にどうしてもそういう情報が行き渡らない、ひきこもりの子どもたちもいると思いますので、そういう子どもたちのところに足を運んでいただいて取り組んでもらえなと思っていますところですよ。

教育長が前言われたように、いろんな考え方があがる。学校になじむ子どもたちもいれば、なかなか学校教育になじまない子もいる。ただ、その中には頭のいい子もいれば、また個性の豊かな子もいると思うんです。そういったところが大きく今取り上げられていると思いますので、ぜひそういった子どもたちの夢が実現できるような取組を、そして、現場の校長先生たちも徹底していただいて、そういう窓口があるんだよということを、ぜひアナウンスしてもらえなと思っていますので、よろしくお祈りいたします。

【近藤委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会の審査結果について整理します。

休憩いたします。

— 午前11時30分 休憩 —

— 午前11時30分 再開 —

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時31分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【近藤委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

【近藤分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分の2件であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県

一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

1ページの中ほどをご覧ください。

歳入予算は福祉保健部合計で33万4,000円の減、歳出予算は福祉保健部合計で3,515万8,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容につきましては、職員給与費について、関係既定予算の過不足調整に要する経費であります。

また、債務負担行為について、長崎県難病相談・支援センター管理運営負担金に係る平成31年度からの5年間に要する経費として、4,253万1,000円を計上いたしております。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、福祉保健部合計で2,040万3,000円の増となっております。なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、平成30年度の福祉保健部所管の歳出予算は1,019億6,588万5,000円となります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、こども政策局長より、予算議案説明をお願いします。

【園田こども政策局長】こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説

明資料」のこども政策局をお開きください。

1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分の2件であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算はこども政策局合計で681万3,000円の減となっております。なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、職員給与費について、関係既定予算の過不足調整に要する経費であります。

次に、2ページをお開きください。

（債務負担行為について）

平成31年4月1日から履行する長崎県婚活サポートセンター事業業務委託に係る平成31年度の債務負担行為として、3,194万6,000円、平成31年4月1日から履行するながさき子育て応援ネット・アプリ運営及び管理運用業務委託に係る平成31年度の債務負担行為として、268万6,000円、平成31年4月1日から履行する長崎県子ども・若者総合相談センター業務委託に係る平成31年度の債務負担行為として、1,628万8,000円、開成学園の複写機の調達契約を複数年とするため、平成31年度から平成34年度までの債務負担行為として、129万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、こども政策局合計で175万1,000

円の増となっております。なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【麻生委員】今回、福祉保健部の関係で債務負担行為、2ページ目の難病相談・支援センターの運営管理負担金が5年間の分として4,253万1,000円ついておりますけれども、今回は2者の応募があつて選定委員会があつたと聞いておりますけれども、その経緯と中身の状況を教えてくださいませんか。

【小田口国保・健康増進課長】県の難病相談・支援センターの管理運営負担金につきましては、今回、平成31年度から35年度までの債務負担行為として4,253万1,000円を計上しております。金額の中身としましては、現行の指定管理負担金の水準を実質的には維持しており、来年度から消費税の増税分がありますので、そこを反映したところとなっております。

この難病相談・支援センターの管理につきましては、例えば長崎市以外での対面相談等については今後とも強化していく必要があると思いますが、これにつきましては現在の水準内で工夫等をして、効率化等により行っていただくことを考えております。

【麻生委員】第136号議案「公の施設の指定管理者の指定について」で、また別に質問しますので、中身はまた追加でやりたいと思いますけ

れども、実は予算の関係でも、要は指定難病が今増えてきました。予算もこの前、2億円ぐらい積み増したと思うんですよ。業務的には以前と大分違った形で増えてきていると思っております。ですので、もうちょっと対応をきめ細かにするためには、もっと中身の充実を図っていただくとかしなくていいのか。だから、現状のままでいいのかという確認なんですよ。もっと体制の見直しをしてもらったり、佐世保の関係も、県北はありませんから、そういったところについてもサテライトみたいな形を展開してもらってやるんだったら、もっと予算を増やすべきじゃなかったのかということがあったものですから、例年どおりの状況でしか予算がついてないということで、今後の県としての難病に対する取扱いについての考え方をもう一回お尋ねしたいんです。

【小田口国保・健康増進課長】 委員ご指摘のとおり、指定難病の数等も増えておりまして、また、その相談支援の内容につきましても、例えば就労支援等を強化する必要があると考えております。

ただし、現在の指定管理の制度におきましても、昨年度とその前の年度におきまして一部返還金等も発生しているものがありますので、そういうところも含めて、効率的な執行とか、効果的な対策については対応をしていきたいと考えております。

【麻生委員】 中身を今後、精査したいと思えますけれども、私としては、やっぱり先ほど話が出ておりました若者の就労支援なんかも、結構若い人たちが潰瘍性大腸炎とか、クローン病とか増えてきていますよね。そういう人たちが働けずにいるというので、もっと難病や障害も含めた人たちにアプローチをかけてもらうような

ことになる、もっとういようなところにも手厚くしてもらってやらなくちゃいけないと。これは指定管理ですから、一旦決まれば5年間そのままの形でやらなくちゃいけないわけですよ。途中で補正はなかなかできません。そういった中で、じゃ、本当に指定としてやれるのかということも、もっと審議して、条件つきで予算をつけるとか、そういうことも検討できなかったのかなど。

それと、実態はご存じだと思いますけれども、今、指定難病が増えてきて、離島も抱えていますから、現状の指定管理は長崎市中心しかできてないわけですよ。離島もできていません。

そういった意味でのアプローチとか、サテライトも含めてやることについて、ぜひ再度ご検討いただくことを要望しておきたいと思えます。よろしくをお願いします。

【近藤分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【中山委員】 こども政策局の債務負担行為、長崎県婚活サポートセンター事業業務委託3,194万円の内訳、人件費を含めてどうなっているのかということと、先の委員会でも婚活サポートセンターについていろいろ議論があったようございしますが、これについてどういう評価をしているのか。この辺の拡充を含めてどのように考えているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

【濱野こども未来課長】 まず、1点目の内訳の話ですけれども、債務負担につきましてもは限度額を設定したということで、今年度の当初予算を参考に額を決めております。

それと、今後の婚活サポートセンターの拡充策ですけれども、次年度に向けて、婚活サポートセンターに限らず、今、県がしております婚活支援事業が3つございしますが、これを

官民連携した形で、企業間の交流マッチングと
いったものを取り入れながらやっていこうと思
っております。

【中山委員】意味はわかるんですけども、今、
債務負担行為で3,194万6,000円という形で、こ
こまで詳しく数字を出しているの、限度額ば
かりという意味ではなくて、そういうのも含め
てもう少し、なぜ3,194万6,000円になったのか
を含めて説明していただきたいと思います。

婚活サポートについて、もう少し積極的に取
り組む必要があるの、そのためには予算も人
的体制等も含め、その辺を具体的に検討しても
いいのではないかと思うんですが、その辺があ
れば少し、次年度の予算にも影響してくると思
いますので、基本的な考え方を教えていただき
たいと思います。

【濱野こども未来課長】次年度の予算に関しま
しては、現在、予算の査定中でございます、
詳細な部分については、どのくらいの金額にな
るかというのは申し上げられません。基本的に
今回計上しているのは前年度ベースをお願いを
しております。

【中山委員】前年度ベースということであるな
らば、人口減少対策の中で婚活をどう進めてい
くかというのは重大な部分があるわけだから、
その辺を枠内で進めていこうということである
ならば、現実的になかなか厳しいのではないか
と思うんです。その辺を含めて、集中等いろ
ろあるかもしれないけれども、現状の長崎県の
人口の落ち込みからしたら、やはり自然減少を
どう止めていくか。そのためには婚活サポート
を進めていくことがその一つの対策になるわけ
だから、現状を見たら、その辺をもう少し予算
的に厚みを加えるとか、何かの方向を次年度に
向けて取組を進めてほしいという感じがあった

ものですから、質問したんです。いかがでしょ
うか。

【濱野こども未来課長】冒頭、私の方でお答え
させていただいたのが、いわゆるマッチングシ
ステムやサポートセンターの運営に関する業務
委託の債務負担のお話でしたけれども、今、委
員のお話を聞いている中では、いわゆる婚活支
援は非常に重要だから、従来どおりの金額では
なくて、それ以外の部分に拡充をしたらどうか
というご意見だったと思います。そこにつきま
しては、この婚活サポートセンターの事業、な
がさきで家族になる事業と申しますけれども、
これ以外の事業として、来年度は企業間交流事
業と申しまして、従来は個人と個人だけの引き
合わせをしておりましたけれども、それをグル
ープで登録をしていただいて、企業間に広めて
いこうという、また別の事業での予算要求をし
たり、あるいは結婚・妊娠・出産・子育て応援
プロジェクト推進ということで、機運の醸成を
高めるための広報を含めた推進費に係る予算要
求も行っているところでございます。

【中山委員】今のこども未来課長の答弁はよく
理解できます。ただ、この婚活に係る予算の中
でこれが一番大きいんですね。ものすごく大
きいので、これが一番核になるわけだから、こ
こをどうするかという部分が次に広がっていく
わけであって、さっき私は全体的な話をしたけ
れども、そういった意味ではこれが核になるの
で、ここは今の状態でいいのかということを開
きたかったわけです。現状維持でやるというこ
とであれば、何らかの工夫をしてやっていく必
要があると思うので、それを含めて積極的に進
めていただきたいと思うので、よろしく願い
しておきたいと思います。

【近藤分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第121号議案のうち関係部分、並びに第127号議案のうち関係部分については、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【近藤委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、福祉保健部長より、総括説明をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】予算決算委員会分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきましてご説明いたします。

福祉保健部の「文教厚生委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分の2件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第136号議案「公の施設の指定管理者の指定

について」につきましては、長崎県難病相談・支援センター条例に基づき、「長崎県難病相談・支援センター」の管理運営を行う次期指定管理者を公募したところ、「特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会」外1団体から申請があり、選定委員会において事業計画等について審査を行った結果、同協議会を指定管理者として指定しようとするものであります。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標のうち、「認知症サポーター、キャラバンメイト数（累計）」について、平成29年度の進捗状況等を踏まえて、目標値の上方修正を行おうとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

（健康長寿日本一の県づくりについて）

県民の皆様は元気で長生きをしていただくためには、県民お一人おひとりが、主体的に健診の受診や生活習慣の改善などの健康づくりを実践していただくことが必要であり、それらの取組を多くの関係団体が連携して支援し、県民運動として展開していくため、去る11月3日に「健康長寿日本一長崎県民会議」を設置し、第1回目の総会を開催いたしました。

会議では、生活習慣に起因する疾病や「運動」、「食」などの生活習慣の状況、地域間での健康課題の違いなど本県の現状・課題を共有するとともに、これらを踏まえて「健診」「運動」「食

事」「絆」といった4つの柱の下に、各団体や県民の皆様に実践していただきたい取組をお示ししたところであります。

県としましては、県民お一人おひとりの取組を進めていただくため、積極的に優良事例等の情報発信に努めるとともに、引き続き、関係団体の皆様と連携・協力しながら、県民の健康づくりに取り組んでまいります。

（長崎県障害者基本計画及びアルコール健康障害対策推進計画の策定について）

次期「長崎県障害者基本計画」については、国が定める障害者基本計画を基本とし、本県の状況等を踏まえながら、長崎県障害者施策推進協議会において検討を進めてまいりました。

また、「長崎県アルコール健康障害対策推進計画」についても、国が定めるアルコール健康障害基本計画を基本として、本県の状況等を踏まえながら、長崎県依存症ネットワーク協議会の専門部会において検討を進めてまいりました。

これらの計画の素案については、県議会からのご意見を踏まえるとともに、今後、パブリックコメントや関係団体からの意見聴取を行い、本年度中に計画を策定することとしております。

その他の所管事項につきましては、全国健康福祉祭への選手団の派遣について、障害者スポーツ・芸術文化活動の振興について、政策評価の結果等について、地方創生の推進について、平成31年度の重点施策で、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、こども政策局長より総括説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案を除くこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」のこども政策局をお開きください。

1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分、第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分の2件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分につきましては、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標のうち、「ココロねっこ運動取組件数(累計)」について、平成29年度の進捗状況等を踏まえて、目標値の上方修正を行おうというものであります。

第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分につきましては、現在の第二期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに平成31年度から5年間の教育の振興に関する基本的な方向や具体的施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明

いたします。

2ページをお開きください。

（児童相談所と警察との連携強化について）

児童相談所職員の児童虐待事案への対応能力の向上とともに、児童相談所と警察との連携強化を図ることを目的として、平成27年度から合同訓練を行っており、今年度は10月24日に佐世保市、10月31日に長崎市で実施いたしました。

今回の訓練は、虐待通告があった児童の自宅への立ち入り、及び抵抗する両親から児童を保護するという内容での実地訓練を中心として実施しましたが、児童相談所職員にとって大変有意義なものとなりました。

また、児童虐待への対応における児童相談所と警察による情報共有については、平成21年2月に策定した「児童相談所から警察への児童虐待に関する情報提供に係るガイドライン」に基づき、重篤な児童虐待について情報提供のうえ、警察と緊密に連携した対応を行ってきたところではありますが、本年3月に発生した、東京都目黒区の虐待死亡事案を受け、国から情報共有の明確な基準が示されましたので、本県においても去る11月、ガイドラインを改定して、提供する情報の範囲を拡大し、さらなる連携強化に努めているところであります。

なお、国が示した基準以外の虐待事案の情報共有については、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の場で、定期的な情報共有ができないか引き続き検討を進めているところであります。

今後とも、児童相談所職員の資質向上に努めるとともに、警察等の関係機関との連携強化を図るなど、児童虐待事例への対応に万全を期してまいります。

3ページをご覧ください。

（ココロねっこパレードについて）

内閣府が、11月を「子供・若者育成支援強調月間」として、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるための支援や取組への理解及び参加促進を求めていることに併せ、本県でも同月をココロねっこ運動強調月間と定め、「ココロねっこ運動」の広報・啓発活動や、子ども・若者育成支援のための取組などを集中的に実施し、その効果の徹底を図っているところです。

去る11月4日には、青少年の非行・被害防止と健全育成は社会全体の責務として捉え、県民総ぐるみで青少年非行・被害防止と健全育成意識の高揚を図ることを目的として、長崎県子ども会育成連合会、長崎青少年育成連絡協議会など、32の関係機関・団体、約400人の参加のもと、長崎女子高等学校の吹奏楽部やバトン部を先頭に、浜の町アーケードにおいて「ココロねっこパレード」を実施しました。

今後とも、子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動である「ココロねっこ運動」を推進し、県民総ぐるみの子育て支援に取り組んでまいります。

その他の所管事項につきましては、児童虐待防止推進月間について、政策評価の結果等について、地方創生の推進について、追加1になりますけれども、平成31年度の重点施策で、内容は記載のとおりでございます。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、国保・健康増進課長より、補足説明を求めます。

【小田口国保・健康増進課長】お手元に配付しております補足説明資料、第136号議案「公の施設の指定管理者の指定について」により説明をいたします。

今回、指定管理期間が平成31年3月31日で満了する「長崎県難病相談・支援センター」につき、同条例第2条の規定により指定管理者の指定を行うものであります。

まず、1番、施設の概要でありますけれども、公の施設は「長崎県難病相談・支援センター」と称し、所在地は長崎市茂里町3番24号でございます。平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間の指定管理について、公募及び選定を行い、「特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会」を指定管理者として指定しようとするものでございます。

4番の候補者の選定経過であります。平成30年8月10日から9月12日までの34日間の期間を設けて公募を行いました。

選定に当たりましては、外部有識者3名及び国保・健康増進課長の計4名で構成する長崎県難病相談・支援センター指定管理者選定委員会を、平成30年8月6日及び9月25日の2回開催し、審査、選定を行ったところであります。

選定委員は、資料に記載のとおりであります。

4番の応募団体、選定結果についてでございますが、公募に対し、2者からの応募がなされ、審査結果は、候補者が400点中272.4点、A団体が400点中236.4点でございます。

審査において、候補者が選定された主な理由としましては、長崎県難病相談・支援センターの目的や管理運営に対する理解が十分である。県内各地の会員を有する患者団体で組織され、ピアサポーターによる相談支援を提案するなど、当事者団体の立場を活かした患者、家族の視点

に立った管理運営が期待でき、相談業務や患者会活動への支援等について、県内各地での業務運営が可能であるなどでございます。

5年間の指定管理負担金は、総額で4,253万1,000円です。

今後の予定でありますけれども、なお本議会において議決を得られた後は、平成31年1月に指定管理者の指定の告示を行い、指定管理業務について指定管理者と協議を経て、基本協定書を締結、平成31年4月に平成31年度協定書を締結する予定としております。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

【近藤委員長】次に、障害福祉課長より、補足説明を求めます。

【桑宮障害福祉課長】それでは、私の方から「長崎県障害者基本計画（第4次）（素案）」及び「長崎県アルコール健康障害対策推進計画（素案）」の概要につきまして、お手元にお配りした補足説明資料に基づいて、それぞれご説明申し上げます。

まず、障害者基本計画について説明いたします。

1、計画の性格でございますが、この計画は、本県が今後進める障害者施策の基本的な計画として策定するものです。また、障害者基本法第11条第2項に規定する「都道府県障害者基本計画」として、併せて「長崎県総合計画チャレンジ2020」及び「長崎県福祉保健総合計画」を補完する計画として策定することとしております。

2、計画の目的については、前計画の基本理念を継承し、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、互いに優しく接し合うことができる社会環境の中で、社会を構成する一員として、共に地域を支え合

い、あらゆる社会活動に参加することができる
平和な共生社会の実現を目指すこととしており
ます。

3、計画期間につきましては、平成31年度から
35年度までの5年間としております。

4、計画の体制につきましては、計画全体の
検討を障害者基本法に基づき設置しております
長崎県障害者施策推進協議会において議論して
いただくこととしております。

5、計画の特徴といたしましては、計画の各
分野に共通する横断的な視点として5つの基本
的視点を定めております。

6、計画の体系については、9つの分野別施策
として取りまとめているところであります。9
つの分野につきましては、現計画と同様の項目
となりますが、各政策分野において新たに追加
した主な項目を資料の以下に記載しております。

(1) の生活支援の推進については、障害者
(児) のニーズに応じた福祉サービスの充実等
を図ることとしており、従来の施策に加え、地
域生活拠点の構築、精神障害にも対応した地域
包括ケアシステムの構築、医療的ケア児の地域
での受入体制の推進を追加しております。

(2) の保健・医療の推進につきましては、
障害のある人の身近な地域におけるサービス提
供体制の充実を図ることとしており、依存症対
策の推進を追加しております。

(3) の教育、文化芸術活動・スポーツ等の
振興においては、2020東京パラリンピックの開
催も見据え、障害のある人の文化芸術やスポー
ツの裾野拡大等を図るため、障害の有無にかか
わらず文化芸術活動を行える環境づくり、スポ
ーツに親しめる環境の整備を追加しております。
また、教育分野においては、インクルーシブ教
育システムの構築等に引き続き取り組むことと

しております。

(4) の雇用・就業、経済的自立支援につ
きましては、障害者雇用の促進及び就業支援の充
実等を図ることとしており、技能向上に伴う雇
用促進、就労定着支援、農福連携による障害者
の就農促進を追加しております。

(5) の安全・安心な生活環境の整備につ
いては、住宅の確保やバリアフリー化を推進す
ることとしており、住宅セーフティーネット制度
の推進、グループホーム等の整備の促進、公共
交通機関における障害のある人への配慮、特定
生活関連施設のバリアフリー化の推進を追加し
ております。

(6) の情報アクセシビリティと意思疎通支
援の充実につきましては、障害のある人への情
報提供の充実等を図ることとしており、ユニバ
ーサルツーリズムの普及促進、意思疎通が困難
な方への理解促進を追加しております。

(7) の防災、防犯等の推進については、障
害のある人が地域社会で安心して生活できるよ
う防災・防犯対策や消費者トラブルの防止等を
推進することとしており、福祉避難所の確保と
バリアフリー化の推進、福祉施設の防犯対策の
推進、障害のある人の特性に配慮した相談体制
の整備を追加しております。

(8) の差別の解消、権利擁護の推進及び虐
待の防止におきましては、障害を理由とする差
別をなくすため、障害のある人もない人も共に
生きる平和な長崎県づくり条例等の普及啓発を
図るとともに、障害者虐待防止や権利擁護のた
めの取組を普及することとしており、市町の取
組の推進、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及
促進、意思決定の支援を追加しております。

(9) の行政サービス等における配慮につ
いては、障害のある人が自らの権利を円滑に行使

できるよう、適切な配慮を行うよう取り組んでまいります。

7、数値目標については、分野別に数値目標を定め、目標達成に向け取り組むこととしております。

最後に、8、策定スケジュールにつきましては、パブリックコメントや長崎県障害者施策推進協議会でのご意見を経て、平成31年3月までに計画を策定し、公表を行ってまいりたいと考えております。

次に、「長崎県アルコール健康障害推進計画」について説明します。赤いインデックスのページをお開きください。

1、計画の性格でございますが、この計画はアルコールによる健康障害の予防等を総合的に推進する計画となります。

また、アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に規定する「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として、また、「健康ながさき21」及び「長崎県医療計画」との整合性を持つ計画として策定することとしております。

2、計画の目的につきましては、アルコール健康障害の発生から進行、再発の各段階に応じた防止対策を実施するとともに、アルコール健康障害を有している者、又は有していた者とその家族を支援する。さらにアルコール健康障害による飲酒運転等の社会的問題に関する施策との有機的連携を図ることとしております。

3、計画期間は平成31年度から34年度までの4年間としております。

4、計画の体制については、長崎県依存症ネットワーク協議会設置要綱に基づき設置している「アルコール健康障害対策推進計画策定専門部会」において計画全体の検討をいたしました。

計画の特徴といたしましては、アルコール健

康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策として4つの基本的方向性を定めております。

計画の体系につきましては、アルコール健康障害の発生予防、進行予防、再発予防の3つの段階的な施策で取りまとめているところであります。

(1)の発生予防については、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及、不適切な飲酒によるアルコール健康障害の予防及びアルコール依存症が精神疾患であり、治療により回復するという認識の普及のため、①教育の振興と②不適切な飲酒の誘因の防止、③普及啓発の推進の3つの施策を取りまとめております。

(2)の進行予防につきましては、地域におけるアルコール健康障害を予防するための体制整備、アルコール依存症に関する質の高い医療提供のための専門医療機関の整備、また、飲酒運転をした者とその家族を適切な支援につなぐための体制の構築のため、①健康診断及び保健指導、②アルコール健康障害に係る医療の充実、③飲酒運転等をした者に対する指導等、④健康支援等の4つの施策を取りまとめております。

(3)の再発予防につきましては、アルコール依存症者の円滑な社会復帰や自助グループとの連携の推進のため、①社会復帰支援、②民間団体の活動に対する支援、③相談支援等の3つの施策を取りまとめております。

7、数値目標については、飲酒に伴うリスクに関する地域の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防すること。また、アルコール健康障害に関する切れ目ない支援体制の整備のため、分野別に数値目標を定め、目標達成に向け取り組むこととしております。

最後に、策定スケジュールにつきましては、

パブリックコメントやアルコール健康障害対策推進計画策定専門部会でのご意見を経て、平成31年3月までに計画を策定し、公表を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

【山田(朋)委員】第136号議案について伺いたいと思います。先ほども債務負担行為の中で質疑がありましたが、議案として質疑をさせていただきたいと思います。

私は6月定例会におきまして、佐世保地区における相談支援体制を整えていただきたいと思いますということで要望をしておりました。今回、新しく5年の指定管理期間に入っていくようでございますが、その選定理由の中で「県内各地での業務運営が可能である」という一文がありました。予算規模に関しては、先ほどの麻生委員の質疑の中で、例年どおりの予算規模ではあったけれども、返還金等もあったという話も聞きました。

そこで、今、月に1回程度佐世保の方には就労支援員を派遣していただいておりますが、相談内容の大半を占めている生活全般の相談には至っていないという現状があります。

そこで、今後、この佐世保地区への相談体制をどのように考えているのかを、まず伺いたいと思います。

【小田口国保・健康増進課長】今回の選定に当たりまして、各応募者からは長崎以外での相談体制の強化というところで提案をいただいております。今回、この難病連絡協議会につきましては、佐世保の難病連の支部等のピアサポーター等のご協力を得ながら、相談支援センターの相談員が専門的な面からそれをフォローするという形での体制とか、あと就労支援につきまし

ては、現在1名の体制ですけれども、ここを今の予算の枠内で2名に増員しまして、出張等の体制を強化するという提案を受けておりますので、議決後、具体的な内容についてはその方向で協議をしていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】今、1名いる就労支援員の方を2名に増員して、要望があれば、佐世保も含め他の地域の相談体制も整えるということで理解していいのでしょうか。

今、佐世保の方は、県北支部の会長が、当然自らも難病なんですけれども、善意で独自に支援をしていただいております。それを専門的な立場でサポートするというか、支援するという言い方だったかと思うんです。その体制はそのまま、県北の方でやっている相談実績が平成29年4月から平成30年3月までで55件というのがあるんですが、これはもう従来どおり、皆さんの善意に甘えるというか、やってもらうと。ただ、専門的なサポート支援をするというのを、もっと具体的に教えてもらっていいですか。

【小田口国保・健康増進課長】平成30年度、現在においても、これまでの議会の中でも体制の強化はできるものから取り組んでいきますということでご説明していたんですけれども、それは今月から始めているんですが、まず、難病連絡協議会の県北支部の方で、ピアサポーター等が相談を受け付けていただきまして、その中で特に本所の相談支援センターの専門相談員の対面相談が必要なものを一定積み上げまして、月に1回、長崎から相談員を派遣して対面相談を行うということを今月から始めたところがあります。今年度は月1回程度そういう体制で行いたいと思うんですけれども、来年度以降については、そういうこともありますし、提案を受けた内容によりまして、議決後に指定管理者と

体制等について詳細は協議をしていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 わかりました。月に1回程度やっていただいているということで、来年度以降はその回数も、予算が通った後の協議の後、増やしていただけるものと期待をしたいと思っております。

かなりの件数、一般質問でも申し上げましたが、けれども、実際、今は長崎市にしかないがゆえに、全体1,100件の相談のうち約9割が電話相談という状況になっています。これは、思うところ、地域に住む方々、佐世保での相談実績では55件のうち対面が35件とすごく多くなっているんですね。自分が住む地域に相談体制が整っていれば、各地域でも確実に対面による相談というのが可能となりますので、今後は佐世保に限らず、各地区、可能な限り、予算が本当に厳しい中、指定管理者の方にも大変ご負担をかけると思いますが、無理のない範囲で対面による相談体制を整えていただくことをご要望申し上げます。

【堀江委員】 私も同じく第136号議案について質問いたします。

長崎県難病相談・支援センターを、現在と同じ特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会を指定管理者とするという内容なんですが、平成28年9月定例会文教厚生委員会で陳情が出ましたね。「長崎県難病相談・支援センターの指定管理者の改善を求める要望書」ということで、当時は新聞報道として、正規職員4名が不在で異常事態という報道がなされました。この時に、当時の国保・健康増進課長は、いわゆる相談員がいないという期間は4日間だったということ、それから特段の支障はなかった、要するに指定管理者の法人の理事長がやったりとかして、特

段の支障はなかったということで、この当時は答弁をいたしております。

今回、同じ団体に、当然いろんな意味での選定理由は私もそうだと思うんですけども、こういう事態が二度と起きてはならないと思えますし、県民が相談をするところが、新聞報道であるように職員4人がいないと、異常事態だと言われるような不安を大きくあおるような事態をつくってはいけないと思うので、今回、選定に当たって、そうした内容というのはどのように審査をされ、そしてクリアされたのかということもこの機会に説明してください。

【近藤委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 2時19分 休憩 —

— 午後 2時19分 再開 —

【近藤委員長】 再開します。

【小田口国保・健康増進課長】 今回、審査委員会におきまして審査基準等を設定しまして、これをお示しして応募を受け付け、かつ審査を行ったところでありまして、その中には当然団体に関する事項とか、管理運営に関する事項等の視点・観点がございまして、その中で管理運営体制等については当事者からヒアリング等も行いましたし、そういうところで適正な運営を確保できると審査委員会の方でも判断をしているところであります。

【堀江委員】 理解として、5年前もここだったですよ。それが5年間の間に、4日間ですけども相談員がいないという事態が起きた。今回、審査に当たっては、5年前はしなかったけれども、今回は当事者からヒアリングをして再度審査に当たった。要するに、同じような審査をしたのではなく、それなりに違う審査をしたという理解でいいですか。きちんとそこを踏まえて

審査をしないとイケないと私は思っているんですけども、私のそういう理解でいいんですか。前回と同じような審査だけではなく、ヒアリングという形で当事者に対するヒアリングを行ったという認識でいいですか。

【小田口国保・健康増進課長】 前回におきましてもヒアリングは行っております。ただし、今回が4度目の指定になるんですけれども、初めて複数者の応募があり、選定を行ったところがあります。

現在、難病相談・支援センターの管理運営につきましては、人員体制とか、運営上の問題については問題ないというか、適正に行われているところもあります。かつ、審査に当たりましては、当然その団体に関する事項とか、管理運営に関する事項というのは、その観点から適正に行っているところでもありますので、前回と今回が違うとか、新しく増えたということではなくて、よりそういう実態、適正なところを審査基準により審査を行っているということになります。

【堀江委員】 私が言いたいのは、ここが随時いろんな形でいろんな状況を知っているから、それはそれでいいと思うんですけども、県民から見ると、ずっと同じところがされていて、それこそ相談体制、4人がいないという時期があって混乱を招いた事態というのは、私はとても大きなことだと思うんですよ。だから、その事態をどう認識しているかと捉えたら、言われるように同じようにやりました、こういうふうにしましたという答弁ではなく、やはりそういう事態も十分に踏まえた上で、県民に対してそういう不安な事態を二度と起こさないような形で、再度、同じヒアリングでもこういうふうにしたから、今回改めてここにしましたというような

答弁でないとおかしくないですか。確かに、4回目ですよ。それがだめとは言わないけれども、私が言っているのは、あの時、平成28年9月定例会の時に大きな問題になりました。それこそ新聞で「異常事態」と報道されたので、県民として相談は大丈夫かと、窓口対応は大丈夫かという気持ちがあったじゃないですか。そこに応える形で、改めて今回この選定をする際に当たっては、その時の事態を重要視してというふうな、そうでなくてはいけないと思うんですけども、そういう答弁をいただきたいと思うんですが、どうですか。

【小田口国保・健康増進課長】 委員ご指摘のとおり、当時、一時的であるとはいえ、職員不在の事態が生じたということは、利用者の方々には大変ご迷惑をおかけしたと考えております。

今回は、そういう面もあるんですけども、提出されました応募書類の審査及びヒアリングの時の質疑応答等を行っており、そういう観点も含んだところで確認等は審査会の中で行っているところであります。

【堀江委員】 最後にしますが、要は、2年前に「異常事態」という報道がありましたけれども、当時も、その後すぐ特段の支障はないということになりましたし、現在も相談体制には問題がないということで対応が十分できるという判断のもとに指定をしたと理解をいたします。

【深堀委員】 関連ですけども、平成28年当時に相談員の方が一時不在になったという話がありました。そのセンターの責任者、センター長と言っていいのか、その方が頻繁に交代をするとか、なり手がなくて不在の期間があったという話をちょっと聞いたことがあったものだから、先ほどの相談員の方が4日間いなかったという話がありましたけれども、その責任者た

るセンター長が、例えば今の指定管理期間の5年間のうちに何回か交代したり、もしくは、なり手がいない期間があったのかどうか、そのあたりの確認をしたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 2時26分 休憩 —

— 午後 2時29分 再開 —

【近藤委員長】 再開いたします。

ここでしばらく休憩し、午後2時45分から再開いたします。

— 午後 2時30分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

【近藤委員長】 再開します。

【小田口国保・健康増進課長】 難病相談・支援センターのセンター長についてでございますが、この5年間におきますセンター長は、現在のセンター長が4人目の方でございます、この5年間では3回交代していることとなります。

平成28年9月10日に退任されて、その後任の方が平成29年の1月に就いておりますので、この間が不在となっております。

【深堀委員】 先ほどの質疑の中で、4日間という話だったんですけれども、相談員の方が一時いなかったと。これは非常に大きな問題だと思うんですけれども、その相談員さんたちを束ねるといふか、その責任者のセンター長と言われる方が、今のお話では4カ月間不在だったということ。それから、今の指定管理期間の5年間の中で4人目ということ。やはりそこは大きな一つの課題だと思うんですよね、その指定管理業務を請け負っているんですけども、そこを適正に回しているのかどうかということ考えた時にね。

今回提出されている資料の中では、そういったことは一切表現としては出てきていません。選定理由の中で、「目的や管理運営に対する理解が十分である」というような前向きな、これは当然のことだとは思いますが、やはりそういった不都合な実績があったとしても、それを乗り越えて、今回の指定管理期間の5年間にはいろいろあったけれども、しっかりそれは対応できるんだと、そういった不都合なこともしっかり発信しながら提案してもらわないと、何か隠しているようで疑念を抱いてしまうものですから、そのあたりの決意をはっきり述べていただきたいということ。

もう一つは、現時点でそういった相談体制に欠員が生じていないのか、そこも加えて答弁をお願いします。

【小田口国保・健康増進課長】 指定管理者の体制、業務運営についてでございますけれども、毎年1回、実績報告というものを私ども取っております。この不在の期間というのは、平成28年度になるんですけれども、平成29年度についてはもう既に実績報告もいただきまして、そこで私どももチェック、確認を行っており、適正に運営されているという判断をしております。今回、それを踏まえての申請ということになっているんですけれども、そういう面からして、それ以降、毎年の管理業務、私どもの指導監督の中においても、そこはしっかり指導管理しているところもございますし、今回の審査に当たりましたが、そういうことを踏まえたところで審査をしております。

センターの現在の職員配置の状況ですけれども、今の時点において欠員等は生じてないと聞いております。

【近藤委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【麻生委員】 今回の指定管理者についての状況、中身を見せていただきました。

難病相談・支援センターを今まで運営されているところは、もちろん難病者の方が多くおられて、寄り添って、自分も難病だから、そういった思いで患者さんへの対応はある程度されるということではいいかと思っっているんです。ただ、やっぱり難病の皆さんが業務に当たっていらっしゃる中では、本当にこの難病者のいろんな問題についてのきちっとした的確なアドバイスとか、動きだとか、できているのかなという感じが実はしているわけです。

というのは、難病でいろいろあるのは事実なんですけれども、相談業務が主体だと思うんですよ。やっぱりフォーラムも本当にそういった人たち、寄り添っての話をやってもらうのかなということがあります。

実は手前味噌で申し訳ないんですけれども、私の息子もこの前言ったようにクローン病だったので、難病相談・支援センターの中でもいろいろお手伝いをさせてもらいました。

その中で、「やっぱり健常者の人たちと違って、的確な動きがなかなかできてないということが課題ですね」という話をしていたんですよ。これは九州アイビーリーグといいますか、クローン病関係のネットワークもありました。そこでいろいろ課題を言うと、長崎の難病連の動きがちよっと、なかなか革新的な状況ができてないんじゃないかということ、本人の課題を見つめながら言っていました。

だから、大事なことは、今回指定管理者候補者になったわけですから、もっときちっとしたマネジメント的なこととか、さっき相談業務の話が出ていましたけれども、件数をしっかり確

認してもらってやるとか、また、本当は各病院関係と連絡を取りながら難病者に通知を出すといったことも、待ちの姿勢じゃなくて、難病相談・支援センターとしての役割はいろいろあるんでしょうけれども、そういった細かなところの展開ができるかどうかじゃないかと思っっているんですよ。その点についての担当課長のお考えはどうなんでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】 難病相談・支援センターの相談体制等の業務のあり方については、さまざまな相談の方がいらっしゃいますので、より寄り添った効果的な相談体制をつくる必要があると考えております。私どもも指定管理者とは定期的に意見交換等を行っておりますので、そういう中で当然支援体制の充実については協議をしているところであります。

また、今年度になりますけれども、今、指定管理者の方で相談をいろいろ受け付けますけれども、その中で、病気の内容によりまして求められている答えというか、相談の対応というのかなり違うということもありますので、例えば病気の疾患群で代表的な事例等を収集しまして、より今後の相談体制の充実のために今後活かしていくような研究も行っているところであります。

【近藤委員長】 政策監は、今の答弁につけ加えることはありませんか。

【中田福祉保健部政策監】 ただいまの難病相談・支援センターの運営のあり方ということでご質問がありました。

私もかつて難病の仕事に携わったこともありまして、委員おっしゃるとおり、今、難病の疾病数も非常に幅広く認められるようになっております。そういった意味では、難病患者に対する支援というのは全体的には手厚くなってくる

一方、病気の種類も増えましたので、それに対する支援のあり方というのも病気によってさまざま、いろんな悩みがあると聞いております。

このような支援に適切に対応できるようにするためには、患者同士の支援という視点でのピアサポートのほかに、やはり専門的な支援というのも非常に重要でございますので、そういったところが今後有機的に連携できるようになれば、よりよい相談支援体制になるのではないかと考えておまして、県としてもそういった支援ができないかなということが重要かと考えております。

【麻生委員】 思いは、言ったように難病の皆さんが自分たちの範囲でしかできてない状況だと私は思っているんですよ。もっと越えて、特に若い人たちが今、クローン病や潰瘍性大腸炎とか多くなってきました。求められているのは、就労支援とか、食生活だとか、日常生活のあり方なんですよ。食生活の問題についても栄養を知りたいとか、私が行った時は鍼灸師の方を呼んで体調の管理だとか、もちろんひとり立ちに伴って何とかできないかとか、そういったこともしながら、いろいろ難病の患者の方と違った観点からやっていましたよ。

今求められているのは、さっきも政策監が言われたように、難病の方たちだけのエリアじゃなくて、もっと別の視点からでもアプローチをかけてやっていくような取組が、今、必要になっているんじゃないかと思うんですよ。

また、さっき言ったように予算の問題だとか、就労支援という若者に対しての対策だとか、そういったことはもっと県として突っ込んでやるべきじゃないかと思っているんですよ。現状の延長線上ではだめじゃないかと思っているところなんです。

だから、この視点が、審査委員の方たちがそれぞれされているということだから専門家の意見かもしれませんけれども、また違った角度でやるべきじゃなかったのかなど。やっぱり若者支援関係だとか、そういった観点も大事だなど。もちろん、高齢者の方もおられるから一概には言えません。そしてまた、透析を受けている方たちも結構おられますよね。また、そういった中での展開をもっと切り込んでやっていただきたいと思っているんですよ。

今回、初めてA団体が出てきて、4回目に初めてだったんでしょう。今回、応募なさった時の提案としてはどういうものが上がってきたんですか。違いはあったんでしょうか。それと、今回、難病連絡協議会に継続してされたということについての大きな力点はどこだったのでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】 まず、今回、2者から応募があり、審査をいたしました。

応募書類につきましては、管理運営体制とか、相談支援の体制とか、今回は特に長崎以外での相談体制等について、それぞれからご提案を受けたところでありまして。

この内容については、A団体の方は公表しておりませんが、その応募団体として長崎以外での相談体制のご提案を受けたところでありまして。

なお、今回指定をお願いします難病連絡協議会については、長崎以外での相談については、ピアサポーターによる支援も受けながら、就労支援を拡充するという提案を受けているんですけども、2者の違いといいますか、指定理由というところは、先ほどの補足説明資料の中にもございますとおり、大きく2つありまして、1つ目は理解が十分であるということと、2つ目

は相談業務や患者会活動への支援等について、県内各地で業務運営が可能であるという点について評価しているところであります。

【麻生委員】今回も難病相談・支援センターの方たちの長年の計画があるんでしょうけれども、お願いしたいのは、難病の数が増えてきました。それぞれの団体も多くあるかもしれませんが、それを集約して、いろんな形で連絡しながら取り組んでいく、そして、さっき言った若者就労支援だとか、県全体に目配せしてやっていく、そのために一つは行動力が要求されるんですよ。難病の患者の人たちでありますから、機動力があるのかと言ったら、本当にそれ専用の人を雇ってくればいいんでしょうけれども、この指定管理の予算ではできませんよね。

だから、そこら辺のことも、就労支援という形になると、もっと踏み込んで企業の中に入り込まなくちゃいけないと思っているんですよ。そういったのができるのかなというのが一つ心配なんです。ただ、この予算の中でやろうとしたら、なかなかそこまで踏み込めないでしょう。私たちに對するアプローチもできないでしょう。逆に言えば、今360ですか、疾病数が増えましたよね。そういったことについても各団体をどうまとめていくかということについてのマネジメント力も要求されると思います。しっかりその辺のことをサポートしていただいて、さっき政策監も言われたように、もっと入り込んでもらって、難病の患者は県内に1万2,000名ほどおられますので、ぜひしっかりとサポートしていただきたいということについてお願いしたいんですけれども、その観点について一言決意なり確認をしたいと思います。

【小田口国保・健康増進課長】今回、議会で議決いただいた後に、実際の今後の業務について

指定管理者の方と協議を行ってまいりますけれども、その中ではそういう相談体制の充実という点について協議を行っていきたいと考えておりますし、かつ指定管理者に対する県の指導とか、監督につきましても、十分役割を果たしていきたいと考えております。

【近藤委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第136号議案、第145号議案のうち関係部分、並びに第146号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり可決するものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いします。

【渡辺福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明をいたします。

「文教厚生委員会提出資料」福祉保健部の1ページをご覧ください。

まず、補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関しまして、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、9月から10月分の実績を記載しております。

直接補助金は、資料1ページから13ページに記載のとおりで計76件、間接補助金については、今回、該当はございませんでした。

次に、15ページをお開き願います。

決議・意見書に対する処理状況について、「改正健康増進法の円滑な施行の推進を求める決議」に対する県の対応状況は記載のとおりでございます。

次に、17ページをご覧ください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長あてにも同様の要望が行われたものは、五島市、長崎市、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会など計5件となっており、それに対する県の取扱いは17ページから44ページまでに記載のとおりでございます。

次に、45ページをお開き願います。

附属機関等会議結果について、9月から10月分の実績は、長崎県福祉保健審議会など計17件となっており、その内容については資料46ページから62ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【濱野こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局の資料についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し内示を行

った補助金について記載しております。

本年9月から10月分の実績は、間接補助金の1件であり、内容は1ページに記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。長崎市、長崎県離島振興協議会、長崎県過疎地域自立促進協議会、長与町からの要望書の5件となっております。

それに対する県の対応状況は、2ページから12ページまでに記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【山田(朋)委員】陳情番号68番「学童保育の施策拡充に関する陳情書」、長崎県学童保育連絡協議会からいただいております。

私も、学童保育の団体と全くもって同じで、今回、こちらの陳情書の方にも書いてありますように、厚生労働省から従うべき基準の参酌化を容認するという発表がありました。私は非常に心配をしております。

今、学童保育の団体の方が、50年来いろいろとご努力をいただいて、教室に職員を2人以上配置する、そのうち一人は保育士、または社会福祉士などの一定の資格を持つ者か、都道府県が研修を実施して、放課後児童支援員という資格をちゃんと取った者となっているんですけども、今、一人でもいいよとされていること

は非常に乱暴な議論だと私は思います。

全国においては、学童保育の待機児童の問題が大きく取り上げられているから、基準を緩和してでも、とにかくそういうことがないようにということですが、現場においては、一人で子どもを見ていて、トイレに行くこともできないし、もしもそういった時に何か事件が起きたらと非常に心配をされています。

この件に関して、私は当然、やっとな近年、都道府県において研修を実施していただいたりして、そのスキルアップとか、いろんな処遇改善とか、少しずつ行われてくるようになってきているので、私はこれをまた後退させるようなことがあってはいけないと思っておりますので、こちらの陳情にあるように、国に対してこのことに対する要望とかを考えているのかどうかを担当課に伺いたいと思います。

【濱野こども未来課長】学童保育の施策拡充に関する陳情内容について国に要望を行うかというご意見でございますが、先般、11月に学童保育協会の方とも、同様の趣旨の要望を受けながら意見交換をさせていただきました。その時に、今委員がおっしゃったように、県としても質を確保するために、その従うべき基準というのを堅持すべきだという考え方には立っておりますが、いわゆる参酌であるとか、緩和のお話というのは、地域によってはなかなか人材の確保が困難だということからの要望がございまして、それが全国知事会、市長会、あるいは町村会あたりが共同でいろいろ要望を重ねた上で今回の動きになっているところでございますので、今のところ、私どもとしてはこの結果を踏まえて、県内各市町がどのように考えているかといった照会をかけているところでございます。

まずもって、すぐ参酌化についての抗議

をすると、反対だという要望というのは特に考えておりません。

【山田(朋)委員】地域によって人材確保が難しいということでの要望が国に上がってこういったことになったというお話ではあります。長崎県でも学童保育の待機児童がいるとは思いますが、私は今すぐそういう状況、まずは市町がどういうふうに考えているか、それぞれの市町の条例で基準を設けることも当然できるだろうし、そういったことを私は当然ながら働きかけをしていただきたいと思います。概ね40人を一人で見ているような感じなんですけれども、40人、例えば一教室というざっとした書き方もあるんですけれども、一人じゃなかなかですね。学童というのは小学校1年生から小学校6年生まで、主に低学年の子どもが通っています。幼稚園、保育園とは基準が大きく変わってくるのは、私は非常におかしいと思っております。そう変わらないと思うし、より活発にも動きますし、よその地域ではそういうことを求めているかもしれないけれども、長崎県においては安全が確実に確保できない可能性があるこういった基準を緩和するようなこと、せっかく学童保育というものも近年、少しずつ社会的な理解も深まって、ちゃんと研修制度ができたりしている、長崎県はよく頑張っていたいただいていると思っておりますので、ぜひ、まずはこのことに対する市町との意見交換をして、各市町がどういうふうに考えているかを聞いていただいて、長崎県としてはその基準を緩和するという方向に賛同するようなことがないようにしていただきたいと思います。ですので、最後に見解を求めたいと思います。

【濱野こども未来課長】先ほど申しましたように、県としましては、今回の守るべき基準につ

きましては堅持をしたいという考え方には変わりありません。今委員がおっしゃったように、市町の状況を聞きながら、必要に応じて、質が下がることがないように、今後も市町に対しては助言をしていきたいと考えております。

【堀江委員】私も引き続き、「学童保育の施設拡充に関する陳情書」について質問します。

まずは、長崎県としては国に対し、特に基準の廃止や参酌化をさせないよという事で要望を上げる考えはないと。市や町はどう考えているかということがまず先だと言われましたが、報道によれば、政府は、この従うべき基準を参酌するべき基準に変更する方針を示しており、月内に、要するに12月中に閣議決定をして、来年の通常国会に法案を提出すると、こういう方向があるでしょう。そうであれば、もう12月も10日過ぎているじゃないですか。そうであれば、私は市や町がどう考えているかという調査もですけれども、同時に、今、少なくとも長崎県としては堅持したいという立場をとっているわけですから、ぜひ国に要望していただきたいと思ひます。

市や町の状況を把握するだけでは、もう月内に閣議決定をしようかという中では、これは状況に合っていないと思ひませんか。

【濱野こども未来課長】具体的に12月のどの時点で法改正等が行われるかという情報はまだ入っておりませんが、先ほどの山田(朋)委員のご質問の中にもありましたように、一方ではなかなか人材確保ができないという地域がある中での要望を踏まえての今回の法改正に向けての動きだと認識をしております。

そして、その実態に合わせた形で、市町が法改正、あるいは省令の改正に基づいた条例改正をしていくわけですが、改正をするのか

しないのか、こういったところの状況を見たいと考へております。

【堀江委員】子どもの安心・安全を保障するという立場に立っているんでしょう。そういう課じゃないですか。そうであれば、百歩譲って要求があるかもしれない。しかし、ここに書いてあるように、最悪、資格を持たない人が一人で保育に当たるという状態が生じて、子どもの安心・安全が保障されないことが懸念されると。これはどなたが見てもそういうことでしょう。そうであれば、子どもの安全・安心を守るという立場からすれば、私が言ったように、月内にも閣議決定をすると言われている、従うべき基準を参酌するべき基準に変更すると言っているじゃないですか。法案の提出は来年の通常国会ですよ。でも、月内にそういう閣議決定をさせないように国に要望してくださいというわけですから、いやいや、市町がどう考えているか、まずやりますというだけでは、私は遅いと思ひます。だから、ぜひこれは要望していただきたいと再度求めたいと思ひますが、そういう緊急性は感じませんか。

【濱野こども未来課長】国の法改正のとおり市町が条例を改正するとは必ずしも限らないわけですが、幾つかお聞きしている中では従来どおりの基準を守りたいという状況でございます。

仮に、参酌すべきというところをそのまま条例改正に引用したとしても、当然私どもとしては、先ほど委員が心配されたような安全・安心が確保できないような体制になるということがないような指導をしていきたいと、助言をしていきたいと思ひます。

【堀江委員】緊急性は感じないのかという質問についてはどうですか。

【濱野こども未来課長】その実態がどういふものかによるんでしょうけれども、研修を受けた支援員の方に対応していただくことは、十分できようかと思ひます。全くの無資格者がたった一人で見るといふことは当然あり得ない話で、そういうことがないようになしたいと思ひておられます。

【堀江委員】あり得ない話があり得るかもしれないといふから、こういう陳情が出ているんじゃないですか。だから、そういう意味では、ぜひこの学童の皆さんが言っているように国へ要望を上げてくださると。しかも、私が言っているように緊急性がある、そういうことではぜひ上げていただきたいといふことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

【近藤委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【中島(浩)委員】17ページの五島市からの要望ですけれども、離島・へき地医療学講座、これはもう長年やっております、非常に成果が出ているといふことで、県の方も認めていらっしゃるみたいです。これが平成30年度末で終期を迎えるため、今後は五島市と長崎大学で協議を進めてまいりますといふことなんですけれども、来年度、継続かどうかといふことについて、今現在、どのような協議がなされているのか、お伺いいたします。

【石田医療人材対策室長】この離島・へき地医療学講座につきましては、前回は本会議でご質問いただきましたし、協議を進めているといふ答弁をさせていただいたところでございます。

この講座につきましては、医学生の地域の医療教育など、これまで離島・へき地医療に寄与してきたといふことで、大変重要といふ認識はしているところでございます。

現在、予算編成の作業中でございますが、その必要性、それから、当然その施策の優先度、こういったところも含めて、大学にもいろいろとお聞きしながら、内部で検討を進めているといふ状況でございます。

【中島(浩)委員】まだ判断の途中といふことですか。まだそういった形ではないと。わかりました。その辺は今後注視していきたいと思ひますので、状況が変われば、またご報告いただきたいと思ひます。

【山田(朋)委員】福祉保健部の分でお尋ねをしたいと思ひます。

1ページ、医療機関における医療従事者の勤務環境改善に向けた取組に対する助成とありますが、内容を教えていただきたいと思ひます。

【近藤委員長】暫時休憩いたします。

— 午後 3時19分 休憩 —

— 午後 3時19分 再開 —

【近藤委員長】再開いたします。

【石田医療人材対策室長】この補助金は、病院内において医療勤務環境改善に取り組んだ施設に補助をしているものでございます。

取組のチェックシートのようなものをつくりまして、ちゃんとやっていただけたかどうかといふことでございまして、この補助をきっかけとして、その後きちんと環境改善に取り組んで

いただくということをやっているものでございます。

【山田(朋)委員】 勤務環境改善に向けた取組、チェックシートは県でつくっていて、何十項目かあって、何点以上のところにはこの補助金を出しますよという感じですか。どういったことをしたら補助するのか。休憩室をきれいに整備するとか、どういったことなのかなといろいろ考えてみたんですが、勤務環境を整え改善するところには助成をするというのがちょっと抽象的なので、もっと具体的に説明してください。

【石田医療人材対策室長】 内容的には、例えば医療クラークを配置するとか、もしくは相談窓口を設置する、それから、監督者の研修を行うといった具体的な取組を行ったところに補助をしているものでございます。これは最初の取組ということで補助金を出して、その後もぜひ続けていただきたいということでございます。

【山田(朋)委員】 取組内容としては理解をしたんですけれども、先ほど言われたチェックシートとの整合性がよくとれないんです。今言われた医療クラークを置いたり、相談できるところをつくったりということは非常にすばらしいことだと思うんですが、そのチェックシートというのはどういうふうに使うのか。これは新しい助成金ということでありましてけれども、どういうふうに活用するのかわかりません。教えてください。

【石田医療人材対策室長】 チェックシートでは、その中にこういうことをきちんとやっていきましょうという項目を定めております。それを確認していくという作業を行い、一番最初どうだったかということを見て、その後の取組、例えばクラークを入れてどう変わったかということを見ていただくものでございます。

【山田(朋)委員】 こういうメニューがあるからやってみませんかという提案をして、一回クラークを入れたりして、時折チェックをしていくとか、その効果をちゃんと県としても見ていくと理解をさせていただいていいですね。わかりました。

もう一点伺いたいと思います。

32ページ、長崎県身体障害者福祉協会連合会からの要望でありますけれども、長崎県視覚障害者情報センター佐世保の存続についてです。

今、旧天満庁舎のところに設置をさせていただいていると思いますが、県としては、下に書いてあるように公の施設の見直しを図ると。「各施設の設置目的や市町における類似施設等の設置状況を踏まえ、意義や県民ニーズがあるかという視点から全ての公の施設のあり方を総点検し、施設の廃止を含めた見直しを行います」とありますが、私が大変勉強不足で恐縮ではございますが、この視覚障害者の方々に点字図書やCDの録音等の作成及び貸し出し等を行っているということでありまして。もし県がこのセンターを廃止した場合、佐世保市において類似施設があるのかどうか、このような視覚障害者の方々は情報入手をするに当たって不便がないのか、そのあたりを教えていただきたいと思っております。

【桑宮障害福祉課長】 長崎県視覚障害者情報センター佐世保についてのお尋ねでございます。この視覚障害者情報センター佐世保につきましては、長崎市内に県の視覚障害者情報センターというのがございまして、その分館的位置づけで佐世保市の天満庁舎の1階に設置をしております。この資料にも書いておりますように、内容的には視覚に障害のある方々に点字図書、CD録音の作成、貸し出し等を主に行う、あるいは視覚障害者の情報入手の支援を行うとい

た機能を持っておりまして、これは都道府県が設置するものでございまして、この視覚障害者情報センターという位置づけで県が設置しております。当然、佐世保市の方でも視覚障害者に対するご相談とか、情報提供は個別にやっておられると思いますが、このセンターという位置づけでは県のみが設置しているということでありまして。

この資料にもございますように、県全体の公の施設の分館の点検というのがございまして、私どもも当事者の団体、あるいはボランティアの団体の方と現在の利用状況等についてお話をお伺いしているところです。

当然、なくなったら困るというご意見もお聞きしておりますので、なくなる場合にしても、どうしても対面で行う部分、電話で相談する部分とがありますけれども、やはり対面で行う部分はなくなったら困るという部分もありますので、もし分館を廃止した場合はどういった機能の補完があるのかということも含めて、まだ結論等は出ていない状況でございまして、意見交換をさせていただいている途中でございます。

【山田(朋)委員】 当然ながら、利用者の方々はなくなったら困るというご意見、私も当然聞いておりますが、例えば長崎にあるから長崎まで行けばいいよという単純な話ではないと本当に思うんです。今の障害福祉課長の答弁だと、ここではだめになるかもしれないけれども、また違う場所でするなり、どういった機能が補完できるかは意見交換をしながら考えていただくと私は今取りましたけれども、特に、我々健常者と違って、障害を持っている方々ですので、遠くまで行ってください、違うところに行ってくださいというわけには簡単にいかないの、地域で、自分の地元でいろいろな情報入手がで

きる手段、ここはいろいろなお集まりもされているようでありますし、ぜひこういった施設というのは存続していただきたいということを強く申し上げておきたいと思っております。

【近藤委員長】 ほかに質問はございませんか。

【麻生委員】 46ページの福祉保健審議会高齢者専門分科会についてお尋ねしたいと思っております。

介護保険の第7期の判定が審議されていますけれども、介護保険の見直しがあつて、1割負担から、収入に応じて2割ないしは3割まで上がっていくということが言われていますし、介護保険の状況で、今後、国としては介護予防をもっと充実していこうという動きになっていますよね。長崎の取組が、今、高齢者も結構増えてきていますし、介護保険料も高止まりしていますね。6,800円が標準で、長崎市、新上五島町、一番高い状況なんですけれども、第7期について県としてどういう取組を進めていこうとしているのか。もちろん、包括ケアシステムの状況も今後立ち上がってくると思いますが、これについての県としての基本的な考え方を教えてもらえますか。

【小村長寿社会課長】 現在、高齢者が増えてきておりまして、介護保険の給付についても増大をしている状況でございます。

これにつきましては、必要な介護給付については適正に給付をしないといけないですけども、そこはやっぱり介護の状態に至らないような施策が非常に重要ではないかと考えておりまして、今回の第7期の計画におきましても5つの大きな柱を立てております。その一番初めのところをもってきておりますのが元気高齢者の活躍促進ということでございまして、まずは、今元気な高齢者の方々に引き続き活躍していただくような環境整備を行って、いつまでも元気に

暮らしていただく、そういった地域社会づくりを行ってまいりたいと思っております。

ただ、高齢者の方々につきましても、加齢とともに体が弱っていくのは仕方がないことでございますので、そういった場合については早い段階から虚弱にならないよう、あるいは要支援状態にならないような形で、まずは虚弱にならないようにフレイル対策をしっかり打つとともに要介護状態に至らないように、地域において通いの場をつくって体操をしていただくとか、認知症予防に効果のあるクイズをしていただくなど、そういった介護予防の取組にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。平成30年度も特に認知症予防のコグニサイズに焦点を当てまして、新たな事業を創設したところでございます。

今後も引き続き、そういった観点で、まずは元気な方にはいつまでも活躍いただいて、加齢に伴って身体機能、あるいは認知機能が落ちてきそうな方々についても、しっかり早期に対応することによって元気で暮らせる期間を長くして、そのことによって必要な介護サービスが減少すれば、それは介護保険の継続性にも役に立ってまいりますので、そういった形で県の施策を進めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】 介護保険は平成12年から始まりましたから、かれこれ18年近くなりますよね。その中で言われていることは、当初はなかなか介護予防についての見識はありませんでしたけれども、ここに至って介護予防に対する見方が変わってきました。

その中で各事業体もサロンをやったり、いろいろやっておりますけれども、もっと具体的にそこに集中して、ある程度予算をかけられるかどうかだと思っているところなんです。介護保

険だから、当初は介護状態になった人が使う保険だからということで、なかなか介護予防についての認識はありませんでしたけれども、今、大分変わってきましたね。健康寿命の状況で、平均寿命と健康寿命の違い、女性が12年あるわけですね。男性は9.5年ぐらいとかと言われておりますけれども、そのギャップをどう埋めるかということと、さっき言われたように、いつまでも健康で長生きしてもらおうということも展開してもらいたいと思っておりました。

昨日は、介護施設でおしめの話が出ていましたけれども、おしめを使うのと使わないので排泄だって大分違うんだとかということも出ておりましたが、いろいろ民間で検討しているものがあると思うんです。そういったものを取りまとめていただきながら、情報交換しながら、ぜひ県としても、介護関係の費用の高止まりを何とか抑制してもらいたいというのが1点。

片一方ではデイサービスの状況が、私も長崎市議の時は言ったんですけれども、ある程度借料に合わせてデイサービスの認可ができないのかなど。利用者の状況に応じて結構デイサービスが増えてきているので、それが片一方では就労の場になっている、介護ビジネスになっているという話もあるんですけども、もっと地域でサロン事業をしっかり展開しながらやる方が、デイサービスに通っている人たちに比べるとコストが違うんじゃないかということも再三申し上げておったんですよ。ですので、地域の中で、今後、介護の要支援1、2がありますね。それはもう市町村で今回認められていませんので、若干変わってくると思っておりますけれども、片一方では介護施設の囲い込みもあっているのは事実です。ですので、県として、さっき言った健康寿命の状況をどう延ばすかということ、介護予

防をもっとしっかりと展開してもらおうと、体系づけてやってもらうということを計画していただきたいと思うし、国の新しい動きについて、流れをしっかりと固めていただきながら、どれだけ現状との、要は高齢化の伸び率と比べると、介護利用料金の伸びの方が高いんですね。そこら辺のギャップをぜひ抑える方式を展開していただきたいと思いますので、いま一度、私が言ったことについての意見がございましたら、お願いしたいと思います。

【小村長寿社会課長】施設における介護につきましても、今、委員がおっしゃいましたように紙おむつの問題でありますとか、あるいは自分でできることはなるべく自分でやっていただく、そういった介護によって重度化が防止され、あるいは介護度が改善するという事例も多くお聞きしているところでございます。

これにつきましても、今年度、事業所におきまして、要介護度が改善された事業所の取組の募集を今やっておりまして、そういった優れた取組については表彰を行い、そういった取組を県内のほかの施設に対しても情報提供するような場を今後設けていきたいと思っておりますので、そういった中でも自立支援・重度化防止というのが非常に重要な観点だと思っておりますので、そういった取組をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

デイサービスにつきましても、これまでも地域密着型の24時間対応の訪問介護であるとか、そういった事業をより重点的に進めたいという市町であれば、その推進に支障がある場合にはデイサービスの指定を留保するような制度もございました。県の方が指定をするんですけれども、県が指定をする際に、市町の方から異議があれば、市町から意見を受けて、調整の上、デ

イサービスの指定をしないという制度もございましたけれども、そういった制度をこれまで使ったことはございませんけれども、昨年度の制度改正によりまして、一步進んで対象サービスの拡大とか、あるいは、今までは指定をするかしないかだけだったんですけれども、今後は条件をつけての指定ということも可能になってまいりますので、それぞれの地域の実情に応じた形で、市町の求めがあれば、要は市町の介護保険事業計画に必要な事業所の整備に当たって支障が出るという事情がある場合であれば、県としてもそういう指定については市町と協議の上、十分な調整を図ってまいりたいと考えています。

加えて、先ほども申しあげました介護予防の取組についてもしっかりと取り組むことによりまして、なるべく要介護度が進まないような地域社会、高齢者の環境づくり、そういったものを進めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】あと1点だけお尋ねしたいと思います。

今、包括ケアでは、佐々町が、県内と言わず、国内でも、密着型の状況で介護保険料が落ちてきたということで紹介もあっています。本会議でも昨日、宮本議員が話をしておりましたけれども、片一方では認定する側の条件、医師会だとか、認定制度をされている中で、いかに介護保険にならないかということの状況をもっと連携しながらやっていただくということの取組、これは、一つはそういう事業体としての考え方の違いがあると思います。片一方ではニーズがあるから出さないといかんというのはあるけれども、地域全体で見守っていこうよとか、そういうきめ細かなことができる佐々町みたいな状況では相当違いが出てくるのかなと思っております。そこなんですよ。それを長崎市でやりなさい

と言っても、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、県内でそういうすばらしい事例があるわけですから、しっかり連携しながら、そういったものを勉強してもらおうとか、連絡協議会の中で調査してもらおうとか、そういったことについての考え方は県の中にもあると思いますけれども、こういった事例を活かして、今後、どういう形で考えて徹底しようとしているのか、その点、最後に1点だけお尋ねしたいと思います。

【峰松長寿政策課企画監】佐々町の取組につきまして県下全域にどう広げていくかというご質問ですが、県といたしましては、佐々町の地域住民が主体となって、高齢者が歩いて通える範囲に通いの場を創設するなど、きめ細かなサービス、そういった高齢者に向けての介護予防サービスにつきまして、県下全域にも広げていきたいという考えの下、10月、11月に佐々町に直接、市町及び市町の地域包括支援センター等の関係者もお呼びしまして研修会を開きました。10月と11月に同じ研修会を開いて、まず佐々町の担当の保健師の方から佐々町の取組について全般的な説明をしていただきました後、佐々町の施策の根幹となります地域ケア会議がございまして、その佐々町の取組のケア会議自体を見ていただいて研修をするという形式をとりました。10月と11月に開催したその研修会に、1回に100人以上、県下全域から出席をしていただいたところでございます。

そういうことで、まずは佐々町の根幹となる取組を勉強していただきまして、今後、そういった佐々町のきめ細かな取組につきまして、我々の方からも機会を捉えて研修会等で情報提供していこうと考えております。

【麻生委員】ありがとうございました。ぜひそ

ういったきめ細かな展開をしていただきたいという思いがありますし、一方では、介護保険プラス医療機関とつながって、どうしても、なぜ認定しないのかという圧力もあろうかと思っておりますので、やっぱり健康で長生きするような形を、県は保険者でもありますから、ぜひ連携しながらしっかり取り組んでいただきたい。

負担も、今、長崎市も6,800円と大変高くなってきています。一時期は、野田先生が座長でおられた時は8,000円ぐらいまでなるんじゃないかという話をしていましたけれども、もう目の前にきているんじゃないかと思っています。ですので、高齢者としては結構負担が大きいわけです。今後、さっき言った1割負担から2割、3割負担になってきますので、全体的な予算も厳しくなっていくのは事実ですから、ぜひ対応をきめ細かくしていただくことを要望しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

【深堀委員】福祉保健部の資料の30ページ、これも身体障害者福祉協会連合会から出ている要望ですけれども、義肢等補装具の適正な給付体制の整備についてという項目で、県の対応については記載のとおりなんですけれども、そもそも、その連合会が要望しているのが給付体制の整備というふうに非常に抽象的になっているものですから、もう少し事細かな内容をお知らせいただけませんか。

【桑宮障害福祉課長】資料30ページの義肢等補装具の適正な給付体制の整備についての要望の趣旨について簡単に説明をさせていただきます。

団体の要望の趣旨としましては、補装具の技術が日々発展しておりまして、それによってよりよい日常生活を送れるようになってきております。しかし、その性能の高い補装具というの

は高価であります。そして、補装具の給付には、資料に記載してありますような上限価格や基本構造等の支給条件がございますので、これできるだけご本人の要望に合うような形での適用をお願いしたいという趣旨でございます。

【深堀委員】 わかりました。では、ここに記載されているように厚生労働省の告示で決められた基準が、今の高規格化というか、装具自体が高額化してきているような状況の中で、それに見合うような条件に上げてほしいということなんです。

ちなみに、義足であったり、義肢であったり、いろいろあるとは思いますが、どれくらいの価格帯のものが多くのかとか、個人の手出しがどれくらいあっているのか。もちろん県の補装具の補助額は平成27年度からずっと7,000万円台であるんですけども、実際にどれくらいの方々がこの補助制度を利用しているのかとか、そのあたりがわかれば教えていただけませんか。

【近藤委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 3時43分 休憩 —

— 午後 3時43分 再開 —

【近藤委員長】 再開いたします。

【深堀委員】 詳細がわからないということなのでいいんですけども、一般論として、この上限額があって、それを超える額は当然個人負担ですよ。それはどれくらい乖離があるのか。結局、個人負担がどれくらい発生するのだろうかということ。それは物によって全然違うんでしょうけれども、そのあたりがわからないのかなということが一つ。

もう一つは、これは当然のことですけども、この給付のやり方、当然身体の機能を完全に失

った方が、それを補完するための補装具をつくって、一旦そのご本人がそういう補装具を購入したところにお支払いをして、その上でいろんな書類を添付して、この決められた上限額が後から返ってくる仕組みになっているのかどうか、わかれば教えてください。

【近藤委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 3時45分 休憩 —

— 午後 3時47分 再開 —

【近藤委員長】 再開いたします。

【桑宮障害福祉課長】 補装具にかかる支給の仕組みですが、委員がお話しになったように、補装具の購入で支払いをしまして、その後に補装具費の支給を受けるという流れになっております。

【深堀委員】 金額等の話は明日でも全然構いませんので、金額の話はいいんですけども、私が今ここで質問したのは、今のところのいわゆる償還払いですよ。この補装具が結構高額なんです。私が以前聞いたのは、この給付体制の整備という要望の中に、そういった現物給付的な制度の導入をしてもらえませんかということが入っていたんじゃないかなと。以前、そういう団体の方からそういった形ができればいいという要望を私は聞いたことがあったので、今回のこの給付体制の整備についての中にはそういう中身も入っていたんじゃないかと思って今の質問をずっとしていたんです。

例えば、乳幼児医療制度のように、償還払いから現物給付にすることによって全体の医療費が上がるようなことでは、このケースはないと私は思うんですよ。償還払いから現物給付的なものに変えたからといって、この義肢等補装具の助成が増えるようなことはないと思うの

で、特に、補装具自体が高額だからこそ、そういった現物給付的なことができることを望まれているのではないかと聞いていますけれども、そのあたりはどうですか。

【桑宮障害福祉課長】 今回の要望の内容の中には、現物給付的な支給をしてほしいということについては明示的には書かれておりません。今回お話しをする中でお聞きしている要望の趣旨の一つとしましては、機能が高い補装具が支給の対象になるかどうかという判断に当たって、その人の生活の態様、生活の状況、例えば家で割と座っている生活が中心の方と、体を使って階段を上ったりとか、そういう仕事をされている方によって補装具の対象となるかどうかというのが違うということも少し問題になっておりまして、そういう日常生活の送り方にかかわらず、本人が必要と考えているものであれば支給対象としていただけないかというのがこの要望の趣旨の背景にあるところでございます。

【近藤委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 3時50分 休憩 —

— 午後 3時51分 再開 —

【近藤委員長】 再開いたします。

【深堀委員】 今回の趣旨はそうだったということは理解しました。でも、過去、私が先ほどから申し上げているように、こういった補装具の補助に関して現物給付的な取り扱いにしてほしいという要望がなかったですか。

【近藤委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 3時52分 休憩 —

— 午後 3時54分 再開 —

【近藤委員長】 再開いたします。

【桑宮障害福祉課長】 お尋ねの過去の要望につ

きましては、直接、補装具の現物給付を実現してほしいという要望はいただいております。

この補装具の制度自体、国の統一的な制度でございまして、各自治体がそれぞれの判断で実施している福祉医療の制度と違いまして、現物給付という方式を採択するのが難しいのではないかと考えております。

【近藤委員長】 審査の途中ですが、本日の審査はこれにてとどめ、明日は引き続き、午前10時からこども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行いたいと思います。

明日は議案外所管事務一般の質問から入ります。

【中山委員】 健康長寿日本一の県づくりの中で、11月3日に「健康長寿日本一長崎県民会議」を設置して、健診、運動、食事、絆という4つの柱をもとに、各団体、県民の皆様に実施いただきたい取組を示したとありますので、その資料があるだろうと思いますので、配付していただきたいと思います。

【近藤委員長】 明日、資料提出をよろしくお願ひします。

本日の審査は、これにて終了いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時56分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月12日

自 午前10時 0分
至 午後 3時 8分
於 委員会室 2

医療政策課長	伊藤 幸繁 君
医療人材対策室長	石田 智久 君
薬務行政室長	本多 雅幸 君
国保・健康増進課長	小田口裕之 君
長寿社会課長	小村 利之 君
長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当)	峰松 茂泰 君
障害福祉課長	桑宮 直彦 君
原爆被爆者援護課長	橋口 俊哉 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	近藤 智昭 君
副委員長(副会長)	浅田眞澄美 君
委員	三好 徳明 君
〃	野本 三雄 君
〃	中山 功 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	深堀 浩 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	麻生 隆 君

こども政策局長	園田 俊輔 君
こども未来課長	濱野 靖 君
こども家庭課長	今富 洋祐 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【近藤委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

まず、提出資料について説明を求めます。

【桑宮障害福祉課長】 昨日お尋ねがありました補装具費について、本日お手元に配付しております資料に基づいて説明をさせていただきます。

右上に、障害福祉課配付資料と書いてある資料、「補装具費について」というタイトルの資料をご覧ください。

1番の補装具費の支給であります。基本的な考え方につきましては、利用者は、原則、補装具の購入または修理にかかる費用の1割を自己負担することとなっております。ただし、世帯の収入等に応じて負担上限額が設定されております。生活保護、低所得者につきましては、負担上限額0円、なしということでございます。

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	沢水 清明 君
福祉保健部政策監 (地域医療政策担当)	中田 勝己 君
福祉保健部次長	上田 彰二 君
福祉保健課長	渡辺 大祐 君
福祉保健課企画監 (福祉保健総合計画 ・企画予算担当)	岩崎 次人 君
監査指導課長	磯本 憲壮 君

また、市町村民税所得割額が46万円未満の一般世帯につきましては、負担上限額が3万7,200円、46万円以上の世帯につきましては、この制度の対象外となっております。

続きまして、その下ですが補装具費については、昨日ご説明いたしましたように原則、償還払い方式となっております。これは治療用装具等の他の制度についても償還払い方式になっているところであります。

ただ、その下に書いておりますように、市町と補装具業者が契約を結ぶことで、代理受領方式も可能となっております、本県におきましては、県内全市町で代理受領が実施されているということでもあります。

この代理受領方式といいますのは、現物給付と同じように、ご本人から見れば、自己負担額を負担すればよいという方式でございます。

続きまして、裏のページをご覧ください。

ご覧いただいているのは、平成29年度の県内の補装具の種別ごとの決定件数、公費負担額、事故負担額をリストにしたものでございます。これにつきましては、種別ごとは、中核市を除くデータしかございませんでしたので、本日、中核市を除くデータを配付させていただいております。

昨日、委員のほうからお尋ねがありました、どの程度の負担感になっているのかというお話でございますが、例えば上から2行目の義肢のところ義足という種別がございますが、そこをご覧くださいと思います。年間の決定件数は33件になっておりますが、この公費負担額を決定件数で割り戻しますと、公費負担額のほうが42万909円、それから自己負担額が9,727円ということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【小田口国保・健康増進課長】昨日、議案外の主な所管事項につきまして、部長よりご説明しました、「健康長寿日本一の県づくり」に関連して、お手元に配付した3種類の資料についてご説明いたします。

まず、資料1、「長崎県健康長寿戦略検討プロジェクトチーム検討会について」をご覧ください。

健康長寿日本一に向けた取組を検討するに当たり、本年4月に、有識者による「長崎県健康長寿戦略検討プロジェクトチーム」を立ち上げました。

その役割は、本県の健康長寿阻害要因の統計的な分析や、重点的に優先順位をつけて取り組む場合に、どのような考え方で、どこから対応すべきかについて、さらに、企業、県民を巻き込んで、全県下的な運動をするに当たって、より効果を高める方策についての立案支援でございます。

4月の設置から10月まで、計5回にわたって議論を行いました。

構成員は、資料に記載のとおり、県福祉保健部の次長をトップとして6名であり、本県の健康増進計画、「健康ながさき21」の策定推進を担う「健康ながさき21推進会議」の小委員会委員長であります、西九州大学教授 草野氏のほか、長崎大学や県立大学から専門の先生方にご参画いただいたものであります。

このプロジェクトチームでの検討・議論を踏まえ、健康長寿日本一に向けて、県民運動として、全県的な取組を推進するため、「健康長寿日本一長崎県民会議」を設置し、去る11月3日に第1回会議を開催したところであります。

この第1回会議においてお示しした各団体や県民の皆様実践していただきたい取組につい

てまとめたものが、資料2及び資料3でございます。

次に、資料2をご覧ください。

まず、健康ながさき21推進会議と県民会議の関係でありますけれども、2ページをお開きください。推進会議を企画立案・検証の場とするとともに、具体的な実践・連携の場として設置したものが県民会議という整理でございます。

3ページ目に、県民会議の各構成団体に実践いただきたい内容を示しています。

1、団体内部の健康づくりの促進、2、専門性を生かした県民の皆様や実践団体への支援、3、1・2の取組内容の事務局への情報提供の3項目であり、それぞれの内容は、資料に記載のとおりであります。

また、県における今後の取組については、4ページにまとめております。

県としましては、県民の皆様が楽しく健康づくりを継続できるなど、効果を高める工夫を凝らしていくこととして、今年度取り組みますサポートメンバーやサポートメイトの制度創設、運営のほか、県民・団体の活動支援のため、取組事例の共有、紹介や団体間の連携支援を予定しております。

次に、資料3をご覧ください。

各構成団体に実践いただきたい内容のうち、1番の団体内部の健康づくりの促進や、2番の専門性を生かした県民の皆様や実践団体の支援に関する取組事例集でございます。特に、1番目の団体内部の健康づくりの推進に関しては、2ページから7ページに記載しておりますとおり、「健診」、「運動」、「食事」、「絆」という4本の柱のもと、考えられる取組事例を整理しております。

なお、これらは、これに取り組みなくてはな

らないというのではなく、それぞれの団体に応じた取組を検討するに当たってのヒント集というふうになっております。

配付資料にかかる説明は、以上のとおりでございます。

【近藤委員長】ありがとうございました。

それでは、議案外所管事項について、質問はありませんか。

【深堀委員】先ほど障害福祉課長から説明があった補装具の件です。昨日、質疑を少しさせてもらいましたけれども、今回、資料を提出していただいているのはっきりわかったわけですが、そもそも補装具の支給は償還払いが原則なんだけれども、代理受領という方式があつて、今現在で言えば、県内全市町で代理受領方式が採用されていて、利用者は、全額一旦本人が払うようなことはない。昨日の説明とちょっと違うわけですが、一応これが調査した結果の話。

これは、市町と補装具業者が契約を結ぶことによって成立する様式なんですけど、裏面に記載されているすべての件数は、これは当然、代理受領方式なんだけれども、それ以外というのは、例えば補装具業者と契約していない、市町と契約していない補装具業者の方から購入するという事はないんですか。

【桑宮障害福祉課長】お尋ねの状況につきましては、この統計自体の調査項目になっておりませんので、現時点では、全くないということはおわかりません。

【深堀委員】わからないんですか。でも、代理受領するかしないかは別にして、補助を受けるのは、当然把握できますよね。それが代理受領かどうかはわからないんですか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前10時 9分 休憩 —

— 午前10時10分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【桑宮障害福祉課長】 市町に照会する必要がありますので、現時点ではわからないということでございます。

【深堀委員】 わかりました。質問のもともとの趣旨は、一時的に利用者が多額の費用を負担せずに、結局、現物給付的なものができるようにという要望がないかといういろんな話の中でしたことなので、ぜひそこは、もしそういう事例がないのかどうかというのは、一応確認をお願いしたいなというふうに思います。

それから、低所得者に対する負担上限額が設定されているということで、資料の中に記載があります。ここで確認ですけど、補装具が、例えば30万円する補装具だったとして、その補装具の対象上限額が、例えば20万円だったとします。そのときに利用者は、20万円のうちの1割の2万円と、20万円を超え、30万円までの10万円、12万円を負担するということになるわけですが、ここで言う生活保護とか、低所得者の人たちの負担上限額0円というのは書いてあるんですけども、この時、今私が言った事例でいけば、20万円を超え、30万円までの10万円は、低所得者層でも負担しなければいけないんですか。

【桑宮障害福祉課長】 例えば50万円の補装具であれば、補装具が30万円以上なので。基本的に公費負担のほうは上限がございませんので、あくまでも補装具の購入に要する費用の1割を負担すると。委員からお尋ねにあったような、例えば上限30万円のうちの20万円という基準額があるという制度ではございませんので、あ

くまでも30万円の1割を、最大でも3万7,200円を上限に負担をしていただくという制度でございます。

【深堀委員】 そうしたら、課長が今答弁されたのは、低所得者層、生活保護の方で言えば、例えば補装具が幾らかかっても、それはゼロになるということと理解していいですか。

【桑宮障害福祉課長】 委員のお話のとおりで、ゼロになるということでございます。

【深堀委員】 わかりました。そういうことであれば、理解します。

この回答をいただいて、私自身が何か混同していたのかなという気がしたんですが、補装具自体、今、障害福祉課の資料によれば、これはもともとのスタートは、陳情の話からきている、障害者団体の皆さんからの話で、一般的に補装具というのは、障害を持たれている方だけではない方が使うケースも、例えば怪我とか、こういったところで発生してくるわけですが、そういう部分は償還払いで、こういった代理受領制度がないというところがあるんですかね。そこは、多分、障害福祉課の範疇ではなくなると思うんですけども、そのあたりはどうですか。

【小田口国保・健康増進課長】 医療用装具、治療用装具につきまして、医療保険の対象となるものでありますけれども、患者さんは費用の全額をまず支払った後、保険者へ療養費として請求を行い、自己負担分を除いた額の支給を受ける償還払いが原則となっております。

【深堀委員】 ということであれば、結局、さっきの障害を持たれた方の分については、償還払いが原則なんだけれども、代理受領方式というのを採用しているという答弁があったわけですよ。

今、国保・健康増進課長の治療用装具に関しては、代理受領方式というのは存在するんですか。

【小田口国保・健康増進課長】治療用装具につきましては、各医療保険者が判断することになりますが、代理受領の方法はあります。

【深堀委員】何も事前にそちらのほうに話をしなかったので、資料は何もないんでしょうけれども、県下のいろんな保険者がいらっしゃいますけれども、そこは把握されていませんか。

私が、今回こういった質問をしたのは、そういった補装具の高額な費用を一旦払わなければいけないという話を聞いていたというのが、どうも、さっきの障害を持たれた方の話ではなくて、一般的な分だったのかもしれないし、そういった意味で確認をしているので、そのあたりの状況がもしわかれば。わからなければ、後日で構いませんけど。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前10時16分 休憩 —

— 午前10時16分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【小田口国保・健康増進課長】現在、国保におきましては、代理受領制度をとっている保険者はございません。

【深堀委員】国保の保険者のほうでは、代理受領方式はとっていないということなんですね。そこは利用者サイドにとってみれば有利な、利便性のあるものですが、そこは当然、保険者の判断でやっていることなので、何も見解はないんでしょうけれども、足かせになるようなものが何かあるんですか。

例えば乳幼児の医療制度の現物給付をすることによって、いろんなペナルティーが科せられ

るとかということは、いろいろあるわけですが、そういった類の話というのは、この補装具の代理受領に関してはないんですか。

【小田口国保・健康増進課長】医療用装具の制度につきましては、代理受領と、もう一つ、受領委任払制度というものがございまして、受領委任払ならば、国のほうで制度をつくりまして、それが保険者や利用者が制度に入っていくというものなんですけど、代理受領というのは、各保険者と患者さんとの間の1対1なんですけど、受領委任払制度になりますと、そこで全体で指導監査の方法とか、より適切な受給についての担保ができるものですので、今、これを国のほうで治療用装具についての受領委任払制度の検討が行われているところであり、私どもとしましては、この検討を注視している状況であります。

【深堀委員】国が検討中ということなので。

ただ、通常の医療費の現物給付と違って、乳幼児医療制度とかは、現物給付に切り替えることによって、医療費が増大するという側面があるというのがあるんですけども、今言っている補装具に関しては、償還払いを現物給付的な方式に変えることによって、支出が増えるということは考えにくいと思うんですよね。そこから考えれば、そういう利用をする人たちの利便性を向上させるためには、そういったやり方が好ましいと思うので、それは多分、県の見解も同じだと思うので、そういった要望というか、そういったことは続けてほしいなと、やってほしいなということを要望しておきたいと思います。

次に、もう一点だけ。「長崎県障害者基本計画第4次」の素案について、お尋ねをしたいと思います。

素案の34ページ、防災・防犯等の推進という

項目で、ちょっと気になる点を確認したいんですが、(1)の防災・防犯対策の推進で、①災害時要援護者の安全対策の推進という項目なんですが、障害のある人等の避難行動、要支援者に対して防災意識の普及、地震等の情報提供、避難誘導、救護対策等のため、平常時から地域における災害時要支援者の安全対策を推進しますというような表現で、また、障害のある人等を受け入れる福祉避難所を確保するために、一般の避難所においてもバリアフリーを推進しますということなんですが、ここで言われている内容なんですけれども、「平常時から地域における防災時要支援者の安全対策を推進します」ということが、どういう事柄を指して言われているのか、教えていただきたいと思えます。

【渡辺福祉保健課長】災害時の要援護者の安全対策の推進についてのお尋ねでございます。

「避難行動要支援者」という表現がございませぬけれども、災害時において避難が自力でなかなか困難な方、例えば高齢者で介護が必要な方とか障害者の方を、「避難行動要支援者」と呼んでおりまして、各市町で要支援者を名簿に登載しております。県内では7万6,838人いらっしゃいまして、その中に障害者、例えば精神であったり、身障の手帳を持っている方とか、そういう方が指定をされております。

その方々の避難行動につきましては、市町において個別に支援計画という形で、どういった経路で避難をするのか、どういった方が介助されるのか、また、どういったところに避難をさせるのか、そういったところの計画を立てるようになっておりますけれども、まだなかなかその対策が進んでいない状況がございませぬ。

県内で言うと、7市町がその計画の着手をしておりますけれども、まだ14市町については名

簿登載を行って把握をしているというような状況でございます。

そういった方々の避難の安全対策というところを推進してまいりたいと考えております。

【深堀委員】中身はわかるんですけど、ここでものすごくさらっと書いているものだから、実態がわかって書いているのかなど、そういうふうにはちょっと思ったわけですよ。

今、課長の答弁の中で、市町で支援計画を立てるようにしているけれども、7市町が、今計画をつくり始めている段階ですよ。だから、そこが、これはものすごく難しいんですよ。どこに、どういう支援を求める人がいるのか、その情報管理も大切ですけども、何かあった時にその人を誰がするのかという役割分担、そこまでしないといけないわけですよ。それをものすごくさらっと書いているんだけど、それをするために、どういった県の、これは県の計画ですから、県がどこまでこれにかかわっていくのか、市町を支援していくのかというところが全然見えないんですよ。

だから、さらっと書いているから、「安全対策を推進します」と、ものすごく大変なことを簡単に書いているものだから、非常に私は気になって、もう少し現場の実態を踏まえて、県としてどういうふうにそれを支援していくのかというところまで、私は踏み込んでほしいんですよ。

長崎市内のある地域ですけど、そこは地図に、自分たちの町に災害があった時に、支援が必要な人がここにいる、ここにいるとちゃんと地図に落として、名前まで入って、連絡先まで入っている。それを誰が支援するのか、1次支援するのは誰なのか、その人の氏名、住所を地図に落とします。もちろん、その人の家に近いとこ

ろですがね。この人が不在の時は第2次のサポートをする人は誰なのか、それまで地図に落として、すぐ見られるようなものをつくっている地域がありました。ものすごく苦労されてつくっています。それは、もちろん市にも評価をされて、こういった取り組みがいろんなところでできればいいねということを見せてもらいました。

だから、私はそういうことができればいいなと、もちろん思っているんですけども、それも大変な地域のご努力があって初めてできること。だから、それを県の計画の中で、そういった苦労があるということをちゃんと踏まえた上で、どういった支援を県としてやるのかということまで、この計画には書き込んでほしいと。ものすごく具体的なことを書けと言っているんじゃないですよ。そういうやっているところをどういうふうに支援していくのかという思いを少し入れてほしいなというふうに、この計画を見て非常に感じたものだから、今、質問として言っているんですけども、それについて見解を求めます。

【渡辺福祉保健課長】 委員ご指摘のとおり、この避難行動要支援者の支援というのは、災害の2次的な拡大とか、そういったものを防ぐ意味でも非常に大切な取組だと考えております。

今回の計画では、「また」以下のところで、受け入れる福祉避難所、例えば障害者の施設の確保であるとか、そういったところも追加をさせていただいたところですけども、ご指摘の点も踏まえて、もう少し県としての取組、そういったものも含めた表現を検討させていただきたいと思います。

【松本委員】 先ほど質問があった、健康長寿日本一に向けた取組について、議案説明資料の2

ページに記載がございます。

毎回質問して申しわけないんですけども、再度確認したいのが、この健康長寿日本一の県づくりは、ここに書いているとおり、県民お一人おひとりが主体的に健診の受診や生活環境の改善など健康づくりを実践していただくということで、実際に組織をつくって会議をしているわけですが、趣旨としては、県民の方が自ら主体的に実践をすると。ですから、今回、こういうことをすれば健康になりますよというデータが、事例集として、各専門家から挙がりました。これは了とするんですが、実践を、実際県民の方がこれを使ってどうやって主体的に実践していただくための取組というのは、県のほうから考えているのか、お尋ねいたします。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前10時27分 休憩 —

— 午前10時28分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【小田口国保・健康増進課長】 委員のご指摘のとおり、今回、健康長寿を目指すに当たりましては、県民お一人おひとりに健康づくり活動を実践していただくということが大事でございまして、そのために、今回、県民会議を設置させていただくということや、その団体等で支援をする活動等、積極的に行っていただくということを目指しております。

県民向けとしましては、さらに分かりやすいメッセージとかをお示しする必要があると思いますので、それは現在検討して、準備しているところでございます。

【中山委員】 資料提出していただきまして、説明いただきまして感じたのは、私は、健康長寿

日本一の長崎県づくりについて、実は大変期待していたし、これが実現できれば、新しい長崎県の魅力を醸し出す大きなプロジェクトであるというふうな、そういう捉え方をしていたわけよね。

ところが、今、説明を聞くと、「長崎県健康長寿戦略検討プロジェクトチーム」は、次長が座長になって、ほか5人で、5回開催したと。それも主なやつは、長崎県長寿阻害要因の統計的な分析であると、こうなっていますよね。

それと、先ほどそれを受けて、11月3日に、健康長寿日本一長崎県民会議を開いたと。80団体が参加して、そして、その団体内部の職員・構成員に健康づくりを推進している。先ほど松本委員が言ったように、県民一人ひとりが自主的に健康に取り組んでいくような、そういう仕掛けをしていこうということがあると思いますよね。

それで、事例がありますが、ただ、そうすると、非常に私は危惧するわけですけども、日本一の健康づくりという形でやっているの、日本一の目標を達成しないといかんわけよね。そうすると、達成した時に、県民とか、例えば国保等の、医療等の財政負担がどうなるのか、まずこの辺をきちんと押さえておく必要があると思うんですが、この辺の議論は、プロジェクトチーム検討委員会でしていませんよね、これで見るとね。なぜ基本的なやつをやってないんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 このプロジェクトチームにおいては、今後、これから県民運動を展開するに当たり、本県の健康寿命が全国平均を下回っている状況、原因等をまず明らかにして、それを踏まえて、どういう面を取り組めばいいのかということをはっきりとするというこ

とを目的に設置をしております。

今、委員からご質問がありました、例えば健康寿命が延伸することによる医療費等の適正化の効果についてでございますけれども、これは金額的な算出というのはなかなか困難なものがありまして、しておりませんけれども、当然、健康寿命を延伸することによりまして、医療費の適正化には資するものということは考えておりますし、その背景も踏まえまして、今回、取組を行うものでもあります。

【中山委員】 いやいや、そうじゃなかろう。今までも取り組んできたわけじゃないですか。今度、新たに取り組むわけじゃないだろう、これは。

そういう意味で、新たに日本一を目指す、今までも取り組んできたけれども、なかなか成果が出てこないの、トップを目指してやるということだろう。違うんですか。知事はそういうふうに言うたじゃないの、本会議で。これを目指したことによって、県民にどういうメリットがあって、県財政にどうメリットがあるということについては、明確にしないといかんですよ。あるだろうぐらいでは。これはきちんと精査するということ。

そうすると、何年度をめどに達成しようとしているんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 健康寿命の延伸につきましては、現在の健康増進計画でも規定しておりまして、これまでも取り組んできたところでございます。

本県の健康寿命は、これまでも伸びてはいるんですけども、そこをトップ水準を目指すということではしております。

目標でありますけれども、現行の健康増進計画におきましても、平成34年度が目標年度であ

りますので、この年度において全国トップ水準を目指すというところになっております。

【中山委員】平成34年度に、どうして今のような取組だけで、トップまでいけますか。最低でも、こういう問題は10年、20年かかりますよ。非常に甘いと言わざるを得ないし、しかしながら、スローガンを打ち上げた以上は、それに向かって努力しないといかんわけよ、最大限のね。私も協力しようと思っているから、そういう意味で質問しているんですよ。

それじゃ、少し具体的に聞くけれども、現在、30数位で競っているけれども、この要因分析は、どういうふうになっていますか。

【小田口国保・健康増進課長】健康寿命に関しましてはさまざまな要因がありますが、その一番大きなものが生活習慣病に起因するものがあります。本県におきましては、生活習慣に起因する疾患の患者数が、全国と比べて多いということもありますし、死因別の割合におきましても、生活習慣病が高い割合を占めているところがあります。

また、なぜその生活習慣病が多いのかという背景でありますけれども、これもPT等で分析をしたんですが、その原因としましては、食や運動等の生活習慣の面や健診の受診率等においても、全国と比較しましてもあまりいい結果が出ていないところがありますので、原因としましては、生活習慣病が多いと、その背景にある生活習慣についてまだまだ課題があるというふうに認識をしております。

【中山委員】生活習慣病に問題があるということである。それは、もう何十年前からわかっていた話。今ごろ次長を含めてプロジェクトをするような問題じゃないよ。

それじゃ、聞くけれども、長崎県は日本一を

目指しているけれども、これは競争なんですよ、競争。社会的な要請が高まってきているんだから、全国都道府県、一心に向かってやっているとすよ。そうすると、長崎はこういうふうなやり方に決めたいけれども、上位を目指すためには、やはり他の都道府県の、東京都を含めて沖縄まで全部調査をしてみて、その中で長崎がそれを抜くだけの政策があるのかどうか、その辺を比較しないことにはやれないんですよ。

そういった意味で、東京都を含めて46都道府県の平成30年度の取組、平成31年度はどういうふうな取組にしているかということについて、全県、全部調査していますか。

【小田口国保・健康増進課長】ただいま申しました、そういう本県の健康課題についても分析しましたし、あと、全国46都道府県におきましてどのような取組を行っているかということは、全部調べております。そこで効果があるというか、今、低いところが目指しているような主要な事例というものも全部調べまして、そこで大体やっていることについても確認した上で、私どももこういう対策を検討しているところでございます。

【中山委員】それじゃ、後でいいですから、検討している、東京都から全部資料を、主なやつを、資料を出してみてくださいよ。

それじゃ、調査は、他の都道府県の状況を見た上で、今の方法でやって、平成34年にトップレベル、日本一になれるだろうと、そういう見方ですね。

それじゃ、県民が自主的にやっさいこうということ、自主的に取り組みれば一番いいんだけど、そう簡単にいかないよ。そうすると、今のサポーターをつくるとか、そういう問題も少しあるかもしれないけれども、この財源だね。

財源は今までのベースでいくのか。トップを目指すためには、知事とも協議しているんだから、やはり財源というのは必要だと思うんだよね。平成34年までにどの程度、日本一を目指すために、今までのベースじゃなくて、新たにどのくらいの財源を用意しているのか、検討しているのか。

【小田口国保・健康増進課長】今回、県民会議についての施策を説明したのは、この前の6月補正で計上した分で、まずは、最低限の仕組みをつくってやるということでありまして、当然、今後、健康長寿日本一を目指すためには、これに加えて、あと、お一人おひとりが楽しく継続できるような仕組みというものを追加していく必要があると考えておりまして、それについては、来年度の予算の検討あたりは、今行っているところでございます。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前10時40分 休憩 —

— 午前10時40分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【小田口国保・健康増進課長】 6月補正では1,200万円の予算を計上させていただいたところでもありますけれども、来年度以降についても、例えば、さらに展開を進めるために、表彰制度等や好事例の横展開についての施策について、今、予算要求をしているところでございます。

【中山委員】聞けば聞くほどがっかりしますよ、これね。それは日本一ということじゃなくて、健康長寿をつくりますよと、今よりもましにという程度ですよ、私に言わせたら。「日本一」とか大きな冠をつけて、そういう意気込みを出して、その意気込みを、これは買っているんですよ。いいことだと思っているんだけど、

中身を聞けば、それどころじゃないよ。それはやはり猛省しないといかんと思いますよ。決めた以上は邁進しないといかんから、そのためには、予算というのは、財源は大事ですよ。これをやることによって、国保あたりの税負担が減ってくるわけだろう。大抵それだけはないといかんですよ。

それとあわせて、私は思うんですけれども、この80団体で、いろいろ団体はおるけれども、一つの考え方として、やはり子ども、18歳以下、そして、生産年齢18歳から65歳ぐらい、高齢者ということで、この辺を短・中・長期でグループをして、私は総合戦略を練る必要があると思うんですよ。これは、そういうことで。それによって、今のような県民会議あたりに、それをずっと流していくというか、縦と横と両方を攻めていって、やはりその辺の3グループに、そこら辺の短・中・長期ね、こういう戦略をひとつ、検討会議でやってないのでね、検討会議というか、最初のプロジェクトチームでやってないので、この辺も含めて、これはやった時の財政的なメリットがどれだけあるとか含めて、もう少し、その辺を早い時期に明確にしていく必要があるというふうに思うんですが、どうなんでしょうかね。必要ないですかね。

【沢水福祉保健部長】ただいま委員のほうからいろいろご指摘がございましたけれども、まず、健康長寿日本一ということで知事が掲げて、我々もそれに沿って一緒になってやっていくというような施策を進めていくことにしておりますけれども、まず、これは健康ながさき21という10年間の計画の中で、まず、県民全体でやっていこうというような、こういう重点目標として最終目標年度、平成34年ですけれども、それで、今、健康寿命が1番の県の年齢を目標にや

っていこうということで、もともと設定をしているところでございます。

そういう中で、本県の現状を考えますと、やっぱり人口減少に歯止めがかからない、高齢化が全国よりも先んじて進んでいるという状況の中で、今後、人生100年時代と言われてはいますが、そういう中で地域を守るためにも、一つは、県民の皆さんが健康になっていただかないといけないということで「健康長寿日本一の県づくり」というキャッチを掲げまして取組を進めていこうとしているのが、一番の本質の部分でございます。

当然、県民が健康になれば、医療費であるとか、介護保険料であるとか、そこについては副次的な効果としてついてくるものだと思っております。まずは県民が健康になっていただく、元気に活躍していただく、そういう社会を長崎県は目指していこうというようにございます。

それで、そうするためにはまず何が必要なかという話になりますけれども、まず、自分の健康状態を知ろうということで、それは健診、特定健診も含めてちゃんと健診を受けて、それで自分の体を知って、じゃ、どこに気をつければいいのかということから始めようということになります。健診受診率が低いというのが、本県のまず悪いところがあります。

それと、あと、生活習慣の改善ということで、食、運動と言っていますけれども、野菜の摂取率とか、あるいは身体活動、運動ということで、日常生活における歩数、1日どのくらい歩くかとかいうような、そういう歩数も足りないというような状況で、健康寿命が長い県は、健診受診率が高いとか、あるいはこういう食、運動の改善部分が非常にいいというようなことがあり

ますので、そういうところで長崎県は劣っているから、そこを伸ばしていこうというような施策を今やっているところでございます。

そのためには、県民一人ひとりがそれに気づいていただく。そして、それを実践していただくことが重要だということで、それをやろうとしていまして、今まで県民に向けてそういうことは、健康ながさき21の中でやってまいりました。

ところが、なかなか伝わっていない部分もあるから、それを伝えるためにどうするかということで、職場とか職域、あるいは地域、団体、そういうところから、トップから下までおろしていただく。そういう中で実践をしていただくという手法をさらに広げて、先ほど中山委員から縦、横という話がありましたけど、それと同じような格好で展開をしていこうというように趣旨でやっております。

当然、県民会議に今後お伝えをし、実践していただいとということを進めるために仕掛け、仕組み、これを6月補正で予算化し、今後、足らざる部分を当初予算の中でも織り込んでいってということで、確かに、あと何年間の中で、これだけ財源を割り当ててこれだけやっていくんだということであれば一番いいんですけども、まず、これをやれば健康寿命はこれだけ延びますとかというような部分も、今、なかなかはっきりしておりませんので、難しいところがございます。まずは県民の皆様が健康づくりを実践していただく。そこに向けての仕掛け、仕組みをどうやってつくっていくのが、これまでの狙いでございますので、時間は確かにかかるかもしれません。

ただ、我々がこういう元気な長崎県をつくっていく。そういう中で、県民一人ひとりが元気

になっていただく。高齢者も含めて、元気な高齢者については活躍していただいて、なるべく介護に陥らないような、そういう重症化防止を図っていくというのも視点でございますので、そういう中で、本県にとって長い取組となるかもしれませんが、しっかりやっていきたいというのが、我々の考え方でございます。

【中山委員】福祉保健部長の答弁はよく理解していますよ。今言うたように、健康ながさき21推進会議に健康長寿日本一長崎県民会議をプラスして進めていこうと、一歩前進はしているんです。一歩はしているんですよ。しかし、それだけでいいんですかということなんです、私が言いたいことは。

日本一を目指すというような大きなタイトルを掲げた以上は、やはりそれを実現しないといかんわけ。そのためには、今言ったように、財源も要るわけ、戦略も要るわけですね。そして、他の都道府県の動きも要るわけ。どちらかというと、健康長寿日本一は、ココロねっこ運動と一緒にですよ。こういう団体をして、深化していこうという話ね。あれも、ある程度いったら、止まるんですよ。予算も、最初は結構あったけど、だんだん減ってきた。あれももっと資金を使ってやれば、やれる可能性はあるんです。

この方式というのは、これが初めてじゃないんです。ほかのところもやっている。これもある程度いくけれども、当初ぐらいでは、会合も1年に1回ぐらいでは浸透させきれないですよ。そこを県民にわかりやすくするためには、これをこうすることによって、財源的にこれだけのものが出てくるんですよと、県政も助かるんですよと、ひいては、あなたたちも助かるんですよ。何かやはりリターンがなければ、やりませんよ。自分の健康は自分で考えておくというこ

とになっているんだから。

それともう一つ、お願いしたいのは、これは短い期間でできませんよ。さっき言うたように20年か、目標は、もう少し長くかけて基本的にやらないと、平成34年度やるとか言ったって、それはとてもじゃないけれどもやれない。やはり今言うたように、長期で。そうすると、30年ぐらいかな、それでやると。

そうなると、私が言いたいのは、今、子どもの義務教育、小学校、中学校、高校があるでしょう。ここを通らないと大人になれないわけだから。ここをどういうふうな形で健康な子どもをつくっていくのか。教育委員会も考えているのかもしれないけれども、教育委員会は学力、あなたたちはもう少し健康面を含めて健康な子どもをつくっていくという、ここが基本になってくるんだと私は思うんです、将来的にはね。そうなると、教育委員会との関係ですよ。関係性をもっと密にしていく必要があると思います。その辺をちょっと。

【沢水福祉保健部長】健康ながさき21推進会議というのを設けておまして、これは研究機関、あるいは医療保険者とか、職域とか、そういう中で、学校も含めてメンバーになっております。

今言われましたように、子どもの健康から、当然、高齢者の方までということで、次世代の健康、あるいは高齢者の健康と、そういう幅広い年代層にどうやって健康づくりをやっていくかというようなことも、今、健康ながさき21の中でやっておりますので、そこは委員のご指摘も踏まえて、しっかり取り組んでまいりたいと考えています。

【中山委員】今、学校で、小学生で、子どもで問題になるのは、運動の好きな子どもとしない

子どもがぱったり分かれています。そういう大きな問題が出ています。小さい時に運動が嫌いな人は、恐らく大人になっても、そう運動はしないと思う、私は。この辺をよくよく話をして、運動嫌いをなくすためにどうすべきか、これについて教育委員会は真剣にやっているけれども、なかなかうまくいかない。

その辺を含めて、ぜひ教育委員会とさらに密に連携、共同して取り組んでいただければ成果が見えてくるんじゃないかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【松本委員】今、中山委員のおっしゃるとおりなんですけれども、私もそうなんですけど、本当に国保・健康増進課長の顔を見ていると申しわけない気はするんですけど、先ほどから中山委員がおっしゃるとおり、これは日本一を目指すと言っているから、だから、やっぱり重いものがある、やっぱり聞いていても、これで日本一になれるのかというところに疑問が非常に残るんですね。

基本的に、行政の制度というのは、制度をつくって、県民にこれを活用してくださいというようなスタンスが多いじゃないですか。しかし、これはそうじゃなくて、県民に実践してもらうための、要は予算であり、制度なんですね。その中で、例えば本当に会議をされたのはすばらしいと思うし、この内容もいいと思ひますが、じゃ、具体的に、本当にさっきも言ったように、どうやってこれを、実際県民が見て実践するのかわかるかというところの中で、もともと健康に興味がある方はしているわけですよ、言われなくてもやっているよ。要は、私みたいに不健康な生活をしていて、不健康な体の方が、やっぱり健康になろうと思っただけで、また変わっていくわけですよ。その部分の認識の差じゃ

ないのかなと思うんです。

例えばですけれども、健康の某番組で、納豆を食べれば健康になるという番組がありました。社会問題になるぐらい、翌朝、スーパーから納豆がなくなったという話がありますけれども、あれだって、その番組を見て、やっぱり納豆を食べなきゃと思って購入の衝動に駆られるわけですよ。そういった、やはり県民に対してもうちょっとわかりやすく、何項目かに分けて精査した中で、これをやりましょうということをやまず発信をしていくことが重要だと思うんですね。

そういったことに関して、これだけの数をどれくらいにまとめて、どういうふうに出すかというのは、お考えですか。

【小田口国保・健康増進課長】委員ご指摘のとおり、いかにお一人おひとりの県民の皆様が実践していただくかということが大事であると考えておまして、そのために、今回、県民会議でも、個々の県民の方々には、「食」、「運動」、「健診」、「絆」という4本の柱について取り組んでいただきたい項目等もお示しをしているんですけれども、やはりそこをお示しするに際しては、わかりやすく届くということが大事なものですので、キャッチフレーズといいますか、そういう言葉的なものもありますから、いかに受け止めていただくかというところの表現等については、今、工夫しているところであります。

かつ、健康寿命を延ばすことがどう効果があるかという意義等とか、長崎県の現状と原因、課題ということについても、あわせてお知らせする必要があると思ひしております。

これは個々の県民向けなんですけれども、今お示ししておりますのは、企業や団体向けに取り組んでいただきたい事例集ということで取り

組んでおりますが、これも県民会議をつくりまして、今後は、各団体・企業様からも取組事例とかもどんどん報告をもらいまして、そこでご提案を受けたり、楽しいこと、効果があること、企業・団体の取組事例につきましては、それを積極的に他の団体にもお知らせするという形で、双方向でやりとりをしながら、県民運動として展開していきたいと考えているところでございます。

【松本委員】あと一つ大事なものは、先ほど中山委員もおっしゃったけど、いつまでに、何を、どうするのかというところも、やっぱり明示していただきたいと思うんです。そうでないと、やっぱり伝わってこないし、計画が本当に実践できるのかというところ、その数値目標の中で、じゃ、何位になると。もちろん時間はかかりますけれども。

その中で、もう一回確認したいのは、数値目標を出されていますよね。クラウドファンディングの今の目標に対しての状況、それと、サポートメンバーとメイトの今の計画に対しての状況を教えてください。

【小田口国保・健康増進課長】クラウドファンディングにつきましては、募集期間を終了しました。結果につきましては、56名の方から101万円の支援をいただきましたが、残念ながら、目標額には達しませんでした。

ただし、クラウドファンディングにつきましては、支援金額が目標額に至らなかったという点がございますけれども、「目標額は」と呼ぶ者あり）目標額は450万円であります。目標額の450万円に対しまして101万円で、22%というところになっております。

ただし、最も大きな目的が、より多くの方に県の取組を知っていただくという点にあったこ

とですので、その点につきましては、一定の効果があつたものと考えておりました、ちなみに申しますと、プロジェクトのホームページを見ていただいた方は、約1,700名いらっしゃいます。ですので、一定数の方には取組内容をお伝えできたものというふうに考えております。

サポートメンバーとサポートメイトにつきましては、現在、制度設計に当たり、細部の調整を行っているところでありまして、これは年度内に募集等を開始しまして、目標を目指していきたいと考えております。（「目標数は」と呼ぶ者あり）目標は、サポートメイトが1万人、そして、サポートメンバーが。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時 0分 休憩 —

— 午前11時 0分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【小田口国保・健康増進課長】サポートメイトが1万人で、サポートメンバーが、今年度200社の目標を立てております。

【松本委員】今、数値目標を聞いてぱっと答えられないところの時点で、やはりどうなのかな、本当にできるのかなというところが、すごく不安が残るんですね。

実際、じゃ、450万円で101万円でしたというところ、じゃ、なんでそこまでしか集まらなかったのかという検証と、そして、やはり1万人のサポートメイトを集めるための根拠というもの、もう聞きませんけれども、検討していただいて明示をしていただきたいんですよ。

結局、だから、1万人のサポートメイトをつくるためには何をしなきゃいけない。じゃ、どうやったらサポートメイトに入ってもらえるのかというのをずうっと考えていきながら、結局

積み上げていくものだと思うんですね。

だから、本当に制度というか、文言だけは先行しているけれども、実際のところの結果というのが求められる事業なので、1,200万円という予算もいかなものかなと思うけれども、そういった中で、限られた予算の中で有効な手だてというものを考えて、そして、次の議会にも出していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次も似たようなことなんですけれど、先ほど中山委員もおっしゃっていたココロねっこ運動についてお尋ねをいたします。

こども政策局の関係議案説明資料の3ページのところにありますココロねっこ運動、11月4日に青少年の非行被害防止と健全育成意識の高揚を図る目的として、約400人が集まってパレードを実施したということでございます。そのことによって、県民総ぐるみの子育て支援に取り組んでまいりますということで、私もPTAで、県全協でも参加したことがあるんですけども、そもそもココロねっこ運動の趣旨というものを調べたんですけども、「子どもたちの心のねっこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県独自の県民運動」ということで、これも「ココロねっこ」という言葉は先行していますけれども、実際の趣旨というのは、「子どもたちの心を育てて、大人のあり方を見直し」ということですが、じゃ、パレードをしたという中で、実際に具体的な取組というのはどこまで県民運動として浸透しているのかなというところに、以前からちょっと疑問を持っていました。

概要の中に、具体的な取組の中に、「ココロねっこ運動の実践化の推進」とか、「ココロねっこ10（テン）の具体的実践の促進、普及啓発」

とありますが、じゃ、具体的に何をしているのか、お尋ねいたします。

【濱野こども未来課長】ココロねっこ運動の実践化の推進あたりの具体的なお話ということで、県下にそういったココロねっこ運動を推進する指導員、あるいは推進員という方々を配置しております、その地域の中で、先ほど委員がおっしゃったような、子どもたちの心のねっこを育てるために、大人のあり方を見直しというようなことで、地域ごとにそういった指導員の方、推進員の方がPTAであるとか、地域の方々を集めて、その趣旨の講話を開催するとか、そういった活動をずっとやっております。

【松本委員】そここのところが、なかなか見えてこないなど。実際に、これはいいことなんです。ココロねっこ10の中では、健康にもかかわるんですけど、家庭で「早寝・早起き・朝ご飯」とか、PTA行事に参加しましょうとか、地域でもあいさつをしましょうとか、10項目のそれぞれのことが書いてあるんですけども、じゃ、この10項目の内容を、登録の取組件数が1万3,132件となっているんですけども、本当にこれだけの件数の分の実践をしているのかというのを把握しているのか。この1万3,132件というのは、何を以て認可をしているのか、お尋ねいたします。

【濱野こども未来課長】ココロねっこ運動の取組件数につきましてですけども、ココロねっこ運動の周知啓発活動の中で、運動の趣旨に賛同していただく団体、企業、個人の方々が、みんなで子どもを守っていこうということを表明していただくための登録制度というのを設けております。その登録の際に、今のココロねっこ10ですけど、あいさつ、声かけ運動、あるいは子育て支援、清掃活動、いろんな取組をしてい

ただくわけですけれども、この登録団体の方々がそれぞれでできる範囲の活動内容を記入してもらうんですけれども、その活動内容を取組件数ということでまとめておまして、今おっしゃいました1万3,000件という件数につきましては、平成13年度からココロねっこ運動というのは開始をしておりますけれども、これまでの取組件数の累積になっております。

【松本委員】 私が気になるのは、平成13年からもう17年間で、確かに「ココロねっこ」という言葉は浸透しているんですけども、先ほどの1万3,000件も登録制になっておまして、一回登録すれば、もうそれでどんどん増えていくわけでございますけれども、本当に県民運動として、これが県民の多くの方に伝わっているかどうかやはり気になるので、長期にわたってこの運動が続くのは大事なんですけれども、やはりやり方を見直す必要もあるのではないかなと。

ポスターも見たんですけども、内村選手が載っていて、「大人がかわれば 子どももかわることから 大人から」ということで、何をするのかというのが書いてないんですね。ココロねっこ運動と。だから、一般の県民の方がこれを見た時に、じゃ、何をするのか。ココロねっこ10があるんですけども、これを全部書くことは難しいから、本当にチラシとかポスターをつくって、のぼりも見ますけれども、その部分でもうちょっと踏み込んで、各団体でも、実際、県全協でも、PTAでも、教育委員会でもそれぞれやっているわけですね、同じような内容はですね。その中で、やはりココロねっこ運動の見直しをして、もう一步踏み込んだところをしていかないと、なかなか効果が出ないのではないかなと。パレードをしたから、じゃ、そ

こでその運動が推進するのとかと、そういうところにちょっと疑問を感じたわけでありまして。

もうちょっと団体の意見も聞いて、そして、団体から意見が出るような活動の活性化をしていただくことで、また、子どもたちにとっても、「早寝・早起き・朝ご飯」とかは、健康寿命の増進にもつながるわけですね。そういったものも含めた上でしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、ご見解をお尋ねいたします。

【濱野こども未来課長】 ココロねっこ運動のより具体的な推進という部分について、教育委員会あるいは関係団体等を含めて、もっと工夫をしたらどうかというご意見で、まさしくそのとおりでございます。県の青少年育成県民会議を中心としまして、各市町の育成会議等々の会議の中で、今、委員がまさにおっしゃったようなことを協議しております。

この運動につきましては、平成13年からずっと時間がたっておりますので、一定10年たった時点での見直しであるとか、平成28年にも、県民会議のあり方を検討した中で、より効果的なものにしていくようにということで、平成29年は少し予算を増額しております。漫然とするんじゃなくて、定期的に見直しを図りながら、より効果的なものにしていきたいと考えています。

【堀江委員】 障害者基本計画について、何点かお尋ねいたします。

まず、この基本計画のページ数で言いますと13ページの（4）です。障害のある子どもに対する支援の充実ということで、現計画と読み比べますと、乳幼児健診等への対応というのが削除されていますよね。乳幼児健診等の結果、経過観察や発達支援が必要な乳幼児に対して、身近な市及び町で発達専門相談等が行えるよう、県立保健所等が中心となって、市及び町の支援

を行いますということで、私は、基本必要な施策だと思うんですけども、障害児支援の充実の中で、乳幼児健診等への対応が現制度であって、今後がなくなった、削除されたという理由は何か、見解をお示してください。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時10分 休憩 —

— 午前11時11分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【今富こども家庭課長】 委員ご指摘の点ですけども、14ページをご覧ください。

⑥番にあります発達障害のある子どもに対する支援ということで、こちらのほうに、発達障害の早期発見、早期療育につなげるための乳幼児健診等従事者や保育士等専門関係職員等の専門性向上を一層推進するというのがございまして、ここの項目の中で、乳幼児健診等の従事者の資質を向上することによって、発達障害者の早期発見等につなげていきたいということで、ここの部分で記載させてもらっていると考えております。

【堀江委員】 現行計画も、発達障害のある子どもに対する支援、同じのを書いているじゃないですか。同じのがあるんですよ。あるんですけども、現行制度は、それとは別に、乳幼児健診等の対応というのは、別枠設けているじゃないかという指摘ですよ。今読んだところは、現行制度にもありますよ。同じことをやっているから、これと言うの。違うでしょう。現計画と見比べた時に、1が抜けている。乳幼児の健診が。それはどうしてですかと。今読んだところは、5年後の計画も、今の計画もあるんでしょう。それは答弁になりません。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時13分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【今富こども家庭課長】 すみません。資料の20ページのほうをご覧ください。

こちらは、19ページにございます(5)番の障害の原因となる疾病等の予防・治療という項目の中の②番になります、5歳児健診等の実施の普及ということで項目立てをしておりまして、ここの部分に、1歳6カ月健診でありますとか、3歳児健診の実施に加えまして、この5歳児健診の推進をするという内容になっておりますけれども、ここが、前の計画と比べますと、内容的にはここの部分を充実した形で、こちらのほうに場所を移していると、そういう内容になっております。

【堀江委員】 この②、今、5歳児健診の普及ですよね。これは障害の原因となる、これは現計画にそのままあるじゃないですか。5歳児健診等実施の普及、どこが充実しているんですか。文言、一緒よ。現計画の30ページにあるのと。どこでどう、充実したと言えるんですか。現計画でも、5歳児健診等の実施の普及と、そのままありますよ、障害の原因となる疾病等の予防・治療の中。その説明では、私は納得できません。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時16分 休憩 —

— 午前11時17分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

10分間の休憩をとります。

— 午前11時18分 休憩 —

— 午前11時29分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【今富こども家庭課長】 大変失礼いたしました。

先ほど堀江委員のご指摘の点でございます、現行計画の中で生活支援という項目がございます、その取組の一つとしまして、この障害者支援の充実、その中に乳幼児健診等への対応というものが、現行の計画ではございます。ここの部分がなくなっているのはなぜかというご質問でございます。

その件につきましては、ここの現行計画におきます整理というものが、生活支援という項目の中で整理がされております。そういう項目で見た時に、乳幼児健診等への対応という部分が、これはあくまでこの健診を行うことによって、発達障害の方がいるのではないかと、そういう発見のほうの要素が強い内容となっております。

そういう意味から、支援というくくりの中にこの部分を入れるというものはどうかということで、今回の計画からは、この部分というものは削除をさせていただいております。

ただし、委員ご指摘の部分を踏まえまして、現行の計画の中で、先ほどお話ししました、現行計画の20ページの中に5歳児健診等実施の普及というものがございまして、この中に、乳幼児健診として1歳6カ月健診でありますとか、3歳児健診の実施というものを書いております。説明のここの部分も、今後充実したいというふうに思っておりますので、ここの部分の表記を、充実するというものがわかるような形に変えることを検討していきたいと思っております。

【堀江委員】 障害があるということがわかった段階ではなくて、障害があるかどうかというそ

の入り口のところの健診が大事なので、現行計画にあるのになぜかということなんですが、5歳児健診等の実施の普及の中で、より文言等も検討しながら充実をさせていくということなので、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

それから、現計画の15ページの福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬等の育成ということで、福祉用具の問題、補聴器の問題が先ほど論議をされましたが、この中で教えてほしいんですけれども、日本の場合は、公的補助が受けられる、つまり補聴器ですね。補聴器の受けられる聴力レベルが、70デシベル以上の、いわゆる高度難聴者でないと受けられないと、日本の場合はそういう限定があると。しかし、WHO、いわゆる世界保健機構だと、補聴器をつけるべきだと言われる聴力レベルは41デシベル以上だということで、確かにここの15ページは、補聴器について助成を行いますよということではあるんだけど、もともとの法律が、世界では41デシベルという基準が、日本では70デシベル以上じゃないと公的補助が受けられない、ここがまずおかしいんじゃないかという関係者の皆さんのご指摘もあるんです。

そうしますと、この計画は計画なんですけれども、例えばいろんなあらゆる機会に、国に対しても公的補助が受けられる聴力レベルの問題の見直し等も要請するということも考えないと、どんなに補聴器、こういうふうに助成しますと言っても、広く必要とする人たちの補聴器というのはつけられないのではないかというご指摘もいただいたものですから、その点についての見解はどうですか。

【桑宮障害福祉課長】 15ページの(7)の①の福祉用具の利用支援についてのお尋ねでありま

すが、お尋ねの補聴器につきましては、先ほど議論が出ました補装具の一つに位置づけられております。

これにつきましては、昨日からの議論にもありましたように、また、配付資料にもありましたように、国のほうで補装具の対象となる基準が定められているという状況でございます。

先ほどの要望のように、団体のほうから、そういった点について改善してほしいという要望があったものについては、機会を捉えて国に要望しておる状況であります。

お尋ねの補聴器の適用につきましては、私も要望としてはお聞きをしていない状況ですので、どういう状況なのかというのをまず、私どもが理解する必要があるのではないかとこのように考えております。

【堀江委員】 要するに、私が指摘をした、日本の公的補助が受けられる聴力レベルが70デシベル以上、しかし、世界の基準は41デシベルなんだというところについては、いわゆる関係者からの要望もないので把握をしていないということなんでしょうけど、ぜひそこも調べていただいて、確かに、計画のそのものは私もいいと思うんですよ。今の計画にはない文言ですから。今の計画にはなくて、新たに今度つくられた、1項目を起こしての内容なんです。だから、いいと思うんだけど、私としては、もともとのその基準、レベルをもう少し下げないと、広く必要な人が受けられないということになるのではないかと思うので、そこら辺は状況を把握していないということであれば、ぜひ状況を把握していただきたいというふうに思います。

もう一つ、22ページになります。

これも削除された部分なので、ちょっと教えてほしいんですけど、ここの部分は教育、そ

れから文化芸術活動、スポーツ等の振興の中で、障害のある子どももない子どもと共に学ぶ社会の構築の一つとして、「一貫した相談支援体制の整備」というのが、今の計画ではあるんですね。「乳幼児から学校卒業後にわたって、教育、福祉・保健・医療、労働等関係機関が一体となった障害のある子どもとその保護者に対する一貫した相談支援を行う体制を整備します」というのが、現計画ではあるんですが、その計画は、1項目なくなっているんですよ。だから、10項目ある計画が、今では9項目、ほかはみんな変わってない。

だから、一貫した相談支援体制の整備というのは、乳幼児から学校卒業後にわたってすごく大事だと私は思うんですけど、この計画が削除された理由は何ですか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時37分 休憩 —

— 午前11時38分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【桑宮障害福祉課長】 お尋ねのあった項目につきましては、もともと現計画におきましては、教育庁のほうで記載をしております、今回は削除されておるわけですが、どういう整理をしたかということにつきまして、こちらのほうで把握しておりませんので、もう一度教育庁のほうに確認いたしまして、必要であれば、必要な箇所に記載を入れる等の検討をいたしたいと思っておりますので、申しわけありません。

【堀江委員】 所管が違うということなんですね。失礼しました。課長説明は、障害福祉課の課長説明ということなので、全部一括、そうかなと思っ質問しているんですけど、私の認識が間違っていればお許しいたいて、どの道どうし

てそういうふうになったのかということ、ぜひ後日、見解をいただきたいというふうに思います。

もう一ついいですか。今の計画の26ページの雇用・就業・経済的自立の支援というところの障害者雇用の促進ですよね。これは、現計画と同じなんですよ、文言。「県における障害者雇用の一層の促進」、内容はそうなんですけど、ですが、平たく言っちゃえば、水増し雇用というのがあったじゃないですか。雇用してないのに雇用していると言ってというふうなことを、県自らがやったということ踏まえた時に、現計画と全く1行も変わらず、同じ文言でいいのか、説得力があるのかと思うんですけど、この点はどうですか。

【桑宮障害福祉課長】お尋ねの26ページの(1)の①、県における障害者雇用の一層の推進のところであります。

先月、障害者雇用に対する対策というのが県のほうから公表されたと思いますが、採用試験につきまして、障害の種別を限定しないということ踏まえまして、ここでの記載では、現計画では、「身体障害者を対象とした県職員採用試験」という記載になっていたものが、対象を広げまして、「障害者」というふうな記載に変更されているところでございます。

【堀江委員】内容としてはそうなんですけど、文言としては、「障害者を対象とした県職員採用選考試験を実施します」というところは、変わってないでしょう。現計画と変わってないでしょう。変わっていますか。私の見間違いですか。（発言する者あり）

失礼いたしました。現計画では、「身体障害者を対象とした」という文言が、「障害者を対象とした」となっているわけね。そこが違うと

言いたいわけですね。なるほどね。なるほど、2文字が、そういう意味では、今回の状況を含めて対応したということなんですね。その点は、一応わかりました。私が見落としていたので、そこら辺は、今回の状況を踏まえて、文言としても変えているということで理解をすることにいたします。

最後にします。29ページ、私は、住まいは非常に大事だと思うんですが、今回、住宅の確保で4項目あります。3項目、4項目は新たな状況なんですけれども、現計画にある計画で、「県営住宅の優先入居の促進」というのがあります。

「障害がある人への県営住宅の優先入居の措置等を促進します」ということになるんですが、これは、もうそのままなくなりました。県営住宅のバリアフリー化とかというのは、現計画もそのままあるんですけど、県営住宅の優先入居の促進というのは県ができることなので、誰かに求めることなく、すごく具体的な住宅の確保のための1項目だと思っていたんですが、これが削除された理由というのも、最後に教えてくださいませんか。

【桑宮障害福祉課長】お尋ねの29ページの(1)住宅の確保についてのお尋ねでございます。

現計画では、38ページの③で、県営住宅の優先入居の促進というのがございました。これにつきましては、今回の素案におきましては、29ページの(1)の①の県営住宅のバリアフリー化や優先入居の推進ということで、2行目に、障害のある人に対する優先入居の措置等を推進しますということで、現計画の①と③が統合されたような記載になっております。

【堀江委員】わかりました。私の読み取る力がありませんでしたね。なるほど、そうですね。要するに、現計画の①と③を一緒にして①にし

たということですね。

すみません。県営住宅が最初しかなかった。2行目は、私は見落としていて、これは私の認識の間違いでした。了解いたしました。

以上で終わります。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時44分 休憩 —

— 午前11時44分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後1時30分から再開いたします。

— 午前11時45分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

ご質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 風疹について伺いたいと思います。

今、全国で風疹が大流行して、2,400人ぐらいの患者数が出ているようであります。そのうち、39歳から56歳の男性が実に8割という状況にあるようです。これは予防接種が集団接種じゃなかった時代のこととかが理由としてあるかと思えますけれども、こういった中で、すごく風疹が大流行することで心配されるのが、妊娠初期に風疹に感染すると、赤ちゃんに難聴や心臓病などの障害が起きる恐れがあるということで、かなり心配をされており、各自治体においては無料で抗体検査やワクチン接種を始めているところもあります。私が知るところによりますと、先ごろ、12月1日から、岐阜県も抗体検査を無料で実施をしています。本県も抗体検査は、妊婦さん及び妊娠を希望する女性とかは無料でできたと思えますけれども、岐阜県は、30代から

50代の男性を対象に始めるようでございます。

そこで、本県は、今、県央保健所で抗体検査ができるようですけれども、長崎、佐世保はそれぞれ保健所があるから、行っていると思えますが、離島の保健所でも行っているのかどうか、対象を今後拡大する予定があるのかどうか。

もちろん、昨日の報道で、国もオリンピック対策の前に、この風疹の件で、30代から50代の男性を対象に、来年から3年間、予防接種を原則無料にするという動きがあるようございますが、来年の春を待てば、こういった制度もあるかと思いますが、この風疹に限ってはシーズンの偏りがなく、数年続く恐れも予想されている中、来年の春までまだ時間がある中において、対象者を拡大する予定とか、そういったものがないのか、お聞きをしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 委員のおっしゃるとおり、風疹患者につきましては、報告件数が非常に増加しております。全国では、今年7月下旬から増加し始めまして、現在、12月2日までの報告の数字が上がっておりますが、2,454名ということで、当初は首都圏を中心に広がっておりましたが、現在は、本県を含めて、青森県と大分県以外には、風疹患者の報告が上がっているという状況でございます。

この抗体検査でございますけれども、県央保健所以外にも、県内に県立保健所が8カ所ございますが、すべての保健所で無料で抗体検査を行っているところであります。

対象は、委員がおっしゃるとおり、妊娠を希望されている女性、あるいは同居されている配偶者等ということでございます。

もう一つの対象を拡大するのかというところでございますけれども、昨日も報道等がございましたけれども、今、厚生労働省が、抗体を持

っている方が一番少ない30代の後半から50代前半の男性を対象といたしまして、抗体検査、あるいはワクチン接種について対応を考えているところがございます。

この関係につきましては、来週、厚生労働省が、各都道府県を集めまして会議を開きますので、その情報を踏まえまして、本県としても感染の拡大防止に適切に対応してまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】 本県でも風疹患者が出たということですが、年代と性別と人数を教えてくださいませんか。

【伊藤医療政策課長】 本県では、11月以降で2名の風疹患者が発生いたしております。年代につきましては、

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 1時33分 休憩 —

— 午後 1時34分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【伊藤医療政策課長】 県内では、今、2件発生しております。1件は長崎市内ということで、長崎保健所管内ということで、詳細がわかっておりませんが、県立保健所管内の島原のほうで先月発生をしておりますが、この方は40代の男性でございます。

【山田(朋)委員】 県内でも発生をしているということでありました。30代～50代の男性、全国でも8割がそういった男性になっていることを考えますと、島原もそうでしたが、先ほど申し上げたように、一番心配なのは、妊娠初期に風疹に感染すると、自分が予防接種をしても、長時間そういった方と職場なりいろんな環境で接することによって、風疹になるんじゃないかという恐れがないとも言えないというふうに関

いています。

赤ちゃんに難聴や心臓病など、そういったことが起きることが懸念をされるということで、他県においては、早々と抗体の対象を、一番抗体を持ち合わせていないと思われる年代の男性にも対象を広げているところがあります。

確かに、あと数日後に、厚生労働省から呼ばれていろいろお話があるようでございますが、1月、2月、3月と、国が4月から予定をしているのかもしれませんが、こういうものはすぐすぐ始まるものなのかもよくわかりませんが、抗体の検査をもっと県民に広く対象を広げるということは、国がもう春からやるからとかではなく、取り組むべきかと思いますが、考え方を再度伺いたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 この風疹につきましては、ワクチン接種で感染が防げるということでございますので、できるだけ早期に対応することが必要ではないかと思っております。

国の動きも勘案いたしますけれども、来年度ということではなく、年度内にも対応できるところは対応していきたいと思います。

【山田(朋)委員】 ぜひお願いをしたいと思いません。

次に、液体ミルク、災害時の備蓄品の件で伺いたいと思います。

乳児用の液体ミルクがやっと解禁となりました。来年の4月から、江崎グリコさんから発売が始まるようであります。これが、6カ月間常温で保存ができて、液体ミルクと聞いても、なかなかわからない方もいらっしゃると思うので、災害時に衛生状況が悪い中、水もお湯も沸かすことができないとか、でも、子どもはお腹がすきますので、すぐにミルクの提供をしないといけない。そういった時に、もうできているミル

クが備蓄品としてあれば、子どもにスムーズに手当てすることができると思っております。こういったものの災害備蓄や供給協定ですね、災害時の協定とかも含めて検討してないのかどうか、伺いたいと思います。

【渡辺福祉保健課長】災害用の備蓄についてのお尋ねでございます。

災害用の備蓄につきましては、平成25年度に災害時の物資備蓄等に関する基本方針を策定しまして、これは市町とも協議しまして、役割分担とか、そういったものを定めて、備蓄に努めているところでございます。

その中で、例えば衛生用品として紙おむつとか、生理用品とか、母子を対象とした粉ミルクとか、そういったものは具体例としてお示しをしているところでございますけれども、液体ミルクにつきましては、近年、熊本地震の際に、海外の製品が物資として送られて、すぐに使用できるということで注目されているということで、国内でも、今年の8月に製造販売が認められたということでございまして、日本栄養士会のほうでも、適切な使用方法などを示したガイドラインを来年には作成するようお願いしております。

そういった内容も踏まえて、市町ともお話ししながら、活用について検討してまいりたいと考えております。

協定のほうも、流通・備蓄に関する協定も、スーパー、コンビニなどと結んでおりますけれども、そういったところもあわせて検討したいと思っております。

【山田(朋)委員】6カ月備蓄、6カ月ということでもありますし、メーカーさんと協定が結べたらいいのかなど。ほかの分に比べると、ちょっと足が短いのが気になりはするんですけど、ただ、

これが、いざ災害時、今回、熊本地震の時もフィンランドから送られたけれど、使われなかったというのは、認知度が低いということと、母親が安心して使えるものかどうかが、やっぱり不安があったと思うので、備蓄が切れる前に、保育園とかそういうところに供給して、少しずつ認知度を上げていく、そういった努力もしていただきたいということをあわせて申し上げたいと思います。

次に、平成30年度事務事業の評価結果について、福祉保健部の15ページ、自殺総合対策強化事業を伺いたいと思います。

改善というところで、平成31年度は地域自殺対策推進センターにおいて、引き続き、市町の自殺対策計画策定を支援とありますが、市町における自殺対策計画の策定状況を、まず伺いたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】現在、策定済みが2市ございまして、諫早市と西海市が策定済みでございます。

長崎市ほか6市5町が今年度策定予定というふうにお聞きをしております。

【山田(朋)委員】今、策定済みが諫早市と西海市で、長崎市ほか今年度中に策定完了ということですが、思ったよりこの計画が策定できてないんだなと思って、私が不勉強で、近年策定するようになってきたのかどうか、あわせて教えてもらいたい。

私は、今回、一般質問で自殺対策を少しだけ勉強させていただいた折に、人口10万人で見た時に、地区によって、全国平均が平成28年16.8、長崎県が14.9、地区によっては非常に高いところが、30.0という地域がありました。私は、この高いところのことが非常に心配になっているんですけども、こういった市町は、特に早め

の策定が必要なのかなと思っていますけれど、そういったことも含めてどのように支援をしていくのか。そして、もっと促すというか、もう少しお願いをしていく方法とか、どういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 1時42分 休憩 —

— 午後 1時42分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【桑宮障害福祉課長】 市町村の自殺対策計画につきましては、平成28年度から策定義務が生じておりまして、現在、先ほど説明したような状況でございます。

地域別の自殺の状況でございますが、離島地区を中心に、10万人当たりの自殺の死亡率が高い地域がございます。それぞれ自殺者の特徴ですとか、自殺の原因とか、特徴があるかと思えます。市町も障害福祉部局だけの対応ではなくて、やはり自殺というのは総合的な各部局の対応が求められるというところで、策定が進んでない部分もありますので、今年度から、県に設置しました自殺対策のセンターのほうから働きかけをしまして、市町対象の研修会を開催するとか、働きかけをやっていくことで、全市町での策定を働きかけていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 課長の答弁のとおり、長崎県の平均が14.9に対して、ある離島のところは30.0という倍以上の10万人当たりの自殺者数の割合となっております。

さまざまな原因はあると思いますが、センターも設置をいただいたということですのでしっかりと、策定をするだけでは、当然自殺を防止できないかもしれないけれど、一つの手

段として、最初にまず行うことではあるかと思っております。

平成29年度の警察統計で、年間245人、あわせて、自殺された方は245人だけでも、それを上回る300人ぐらいの方が毎年自殺未遂をしているという状況があります。とてもリスクが高い状況にあると思いますので、県民の皆様の命を守るために、さまざまな取組をいただいていると思いますが、できるだけ一人の人もこのようなことにならないように、行政としていろいろな手段を使っていただきたいということをお願いしたいと思っております。

次に、先ほどやりました長崎県障害基本計画の中の20ページ、5歳児健診の実施の状況です。

5歳児健診の有用性というのは、前々からずっと申し上げてきております。今、県下でどれくらい実施しているか、教えてください。

【今富こども家庭課長】 5歳児健診の実施状況でございますが、21市町のうち16市町で実施しておりまして、5市町で未実施という状況でございます。

【山田(朋)委員】 16市町ということでありまして。以前に比べましたら、随分増えてきているのかなと思いますが、ぜひ、発達障害の早期発見とか、様々な件で有効なことだと思っておりますので、さらに働きかけをしていただきたいをお願いしておきたいと思っております。

次に、27ページ、経済的自立の支援、心身障害者扶養共済制度であります。私も障害者の関係に携わっておりましたが、大変勉強不足で、よく存じ上げておりませんでした。対象者がどれくらいいて、今、どれくらい掛けているのかどうか、そういう方がどれくらいいて、どれくらい、今、こうやって保護者さんが掛けていらっしゃるのか、その辺の状況を教えてください。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 1時46分 休憩 —

— 午後 1時47分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【桑宮障害福祉課長】 現在、心身障害者扶養共済制度に長崎県内で加入されている方が1,429名で、県内の障害者手帳の所持者数が10万957人ですので、受給者数の割合で言うと、1.41%ということになります。

【山田(朋)委員】 10万957人対象者がいらっしゃるけど、共済制度に入っている方が1,429人、1.41%ということであります。

障害者の親の方、保護者さんとよくお話しすると、やっぱり自分たちが亡くなった後のことをひどく心配をされています。これを見た時に、こういった制度があれば、不安が少し軽減できるのかなと思いました。

あと、保護者が亡くなった後にも、支払い困難な方にもいろいろ制度があるようにも書いてありますけれども、これは、多分まだ行き届いてないというか、宣伝いただいていると思うんですけれども、どうしてこんなに比率が少ないかということとは、多分、届いてないのかなと。私も不勉強で知らなかったものなので。

こういったものはすごく大事なものなので、もっと各種団体、こういった方々の団体に対して働きかけをしていただきたいし、施設関係者の方の研修とかでも、施設で働いている従事者の方々の研修とかでも、こういった制度があることを周知徹底いただきたいと思いますが、ご見解を求めます。

【桑宮障害福祉課長】 心身障害者扶養共済制度の周知につきましては、お聞きしている話では、特別支援学校で周知をしたり、あるいは手をつ

なぐ育成会と親の会等で、そういった情報を共有しているところでもあります。

県としては、特に積極的に周知をしている状況ではございません。

【山田(朋)委員】 特別支援学校とか手をつなぐ育成会のほうで周知いただいているということですが、県の長崎県障害者基本計画第4次を書いてあります。これは今までやってなかったかもしれないけれど、当然やらないといけないことだと思うんですね。今まで県がやってなかったら、いろんなチャンネルを使って、もちろん学校に通っている時にお話しされるかもしれない。でも、当時は、保護者も若いし、そこまで危機迫るものがなかったかもしれない。子どもが30代、40代になっていって、自分がどんどん年をとっていくと不安になられると思うので、もっと場面、場面できちんと伝えられる仕組みをつくってもらいたいと思いますけど、見解を求めます。

【桑宮障害福祉課長】 基本計画のほうに記載もございますので、引き続き、どういう周知方法があるか、検討いたしたいと思います。

【山田(朋)委員】 あと、1問だけ。DVについて伺いたいと思います。

DV被害者の支援ということで、県の職員公舎を活用して、今、ステップハウスをつくっていただいて、そこでDVに遭われた被害者の方が、一般生活ができるまでの間、生活支援とか、さまざまな支援をいただいております。その公舎が耐震化の問題があるという、ちょっと心配な声が寄せられました。そこで、その後どのような計画、今後どのように考えているのかどうか、伺いたいと思います。

【今富こども家庭課長】 委員ご指摘のステップハウスの件でございます。

ご指摘のとおり、この公舎につきましては、昭和47年の建築でございまして、46年を経過しております。耐震診断につきましては、実施しておりません。

うちのほうとしましても、ここについて、今後どうしていくのかを検討しなければならないということで、今、庁内の建築部門のほうとも確認をして、今の状況としては、構造的には一定の強度はあるというふうに確認をしております。ただ、その詳細については、建築部門のほうとももう少し深く、詳細を詰めているところ です。

その結果も受けて、期間的にも長く経っておりますので、今後どうしていくのかというものを、現公舎でやれるのかどうか、そういうものも含めて検討していきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 これは平成23年の当時の民主党政権下の時に、「光をそそぐ交付金」という、今まで光りが当たらなかった分野に対して交付金が出ました。それで、全国でも初めて、省庁にも評価されている事業であります。

当然、利用している方々もいらっしゃいますので、もし今のところがだめだったら、違う公舎の空きのところを使ってでも、とにかく継続していただかないと、利用者の方も困ると本当に思っております。保護施設から出て、自分でアパートを借りて生活するまで、いろんなことで力が不足している方とかもいらっしゃいますので、ぜひこの支援は継続いただくようお願いを申し上げて、終わりたいと思います。

【近藤委員長】 ほかがございせんか。

【麻生委員】 何点かお尋ねしたいと思います。

一つは、重複するかもしれませんが、長崎県の健康長寿戦略についてです。

前、私は、長野県の例を引きながら、保健補

導員制度の話をしたことがあるんですけども、食改員だとかいろいろやりますよという話はしているんですけど、この取組の中にいろいろ意見を、今聴取しているんですけども、県としても先進的じゃない、本当に泥臭い長野県の方式で、保健補導員、一地域の町内会で2年の任期で、交代でやらせる。今では、約50～60年経って、各家庭に一人ぐらいは保健補導員の経験者がいるということの状況で、今は健康寿命、また、県の医療費が相当安くなっているんですけど、こういったことについての県の取組とか考え方はどうなっているんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

【小田口国保・健康増進課長】 委員ご指摘のとおり、長野県におきましては、保健補導員という制度がありまして、草の根で住民の方々がそういう活動に地道に取り組まれて、そういう地盤の強固さというものが、現在の長野県の平均寿命の高さ等につながっているということは、私どもは認識しておりますし、そこは調べております。

本県におきましても、今後、健康寿命を延ばしていくためには、地域、草の根の活動ということが大事だということもありますので、そういう点で、今回の県民会議においても、当然、食改員の団体とか、そういう地域団体等も入ってもらいまして、今後、地域での活動の強化・連携ということとか、あと、今後、制度を運用しますけれども、サポートメンバーという少人数でグループをつくって取り組むというような仕組みも取り入れたいと思っておりますので、そういう観点から、地域草の根の活動というところの強化についても努めていきたいと考えております。

失礼いたしました、サポートメイトですね。メイトが全力で取組をしていきたいと思ってお

ります。

【麻生委員】私も7年ほど前に、長野県に中野市というところがございまして、実態調査をさせていただいたんですけれど、そのときは、地域で特定健診を受けてない人たちを全部確認しながら、皆さんが啓発作業をやっているんですよ。それが、まず1点と、あと1点は、若いお母さんたち、乳幼児の人たちの糖尿病対策、こういったこともきちんとされていましたね。

もともと長野県は塩分の摂取が多くて、お医者さん嫌いというのがあるみたいで、そういった歴史もあるかもしれませんが、片一方、長崎県を見ると、あまりにもお医者さんが多過ぎると。片一方では、原爆医療関係の状況もあるので、一概に比べることはできないと思うんですけれども、そういった地道な努力をしていくことについて、もっと県民啓発をやるべきじゃないかなと。

その人たちは、皆さん、ボランティアなんですよね。2年間やって、おもしろいなと思ったのは、105歳で亡くなられた聖路加病院の日野原先生の講演を聞くのが楽しみだということで、そういったことでやっておりましたよ。

だから、一つはインセンティブをつけながら、皆さんが盛り上げていく。そして、自分の使命感というか、そういったものをきちんと植えてもらっちゃったんですよ。

だから、片一方では、医療費がどうのこうのと言うよりは、自分たちの健康は自分たちで守って、そして、それがまた本当に地域の文化としてやっていこうよという形じゃないと、長続きしないんじゃないかなと。ここも50年～60年続いているわけですよ。

そういった意味で、今、日本一を目指そうとかと言うんだったら、底辺のところの文化あたりをもうちょっと掘り下げてやらないと、何か

とってつけて、「やりましょう、やりましょう」と言ったって、さっきの中山委員の話じゃないけど、長続きしませんよ。やり方をもっと下まで落として、そういったことを本当に、座学じゃないけど、やってもらう市町に対して予算をつけていくとかいうことをやらないと、一応、県が保険者になっているから、そういう形でしなさいみたいな話じゃなくて、やっぱりもっと上からおりてきて、市町の人たちの中でどうやったらいいかと、こういうことをもうちょっと学ぼうよとか、そういうセミナーをもっとやってもらうよう仕掛けづくりがないのかどうか、そこをぜひお願いしたいと思っているんですけれども、もう一回、考え方を教えてください。

【小田口国保・健康増進課長】今回、県民会議の制度を立ち上げまして、今後、各種団体と意思を一つにして取り組んでいこうというところを確認したところであります。

その中においても、地域での活動というのは大事なところでありますので、市町をはじめ関係団体とは協議しながら、連携を深める対応について、今後とも検討していきたいと思っております。

【麻生委員】私も松本さんと同じで、不摂生な類なんで、大変ストレスも高く、アルコールもしょっちゅう飲まない、なかなか解消できない、自分で不健康な類だと思っていますよ。しかし、そういった意味でも、しっかりまた、ぜひお願いしたいということです。

あと一点は、糖尿病に対する対策を、今調べると、長崎は徹底した形での、プログラムですか、100%近い成果を上げていますよという状況になってきているんですけれども、この取組について、各市町村の中で、長崎は全国で100%程度になっていますということでしたんですけれども、どの分野なんだろうかな。

都道府県で見た、重症化予防に取り組んでいる、実施予定の市町村の割合で、長崎県が100%になっているんですよ。このところの一番厳しいところは熊本県で、4.4%なんですね。実態はちょっと違うんじゃないかなという感じがするんですけども、これについての県としての取組とか、やり方とか、教えてもらっていいですか。

【小田口国保・健康増進課長】 糖尿病性腎症と申しまして、人工透析に新規になる方の最大の疾患が糖尿病性の腎症というところで、現在、各医療保険者で、重症化予防事業という取組を行っているところであります。

本県におきましては、実は後期高齢者医療、広域連合が中心となって、平成26年、早い時期から取組を始めているところがあるんですけども、国のほうにおいて、プログラム等で新たに示されましたので、昨年度、県のほうで改めまして、関係者と協議を行いまして、県版プログラムというものを作成し、各市町においても、それを踏まえて取組を行っているところであります。

よって、現在、本県におきましては、21市町において、重症化予防事業という取組は行っているところであります。

【麻生委員】 今、県内で透析といいますか、糖尿病患者は何名ぐらいおられますか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時 1分 休憩 —

— 午後 2時 1分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【麻生委員】 調べると、4,000名近くおられて、毎年500人なっているんですね。平均して600万円かかるとしたら、240億円ですよ。これは、相当大きな県負担だと思うんですよ。

だから、この重症化対策をもっとやらずにやらないと思うので、もちろん国は呉方式で、寄り添いながらちゃんとやる。医療機関だけじゃなくて、さっきの重症化対策だと思うんですけども、もっとここを、対策をしっかりととらないと、毎年500人増えてくるという数が、県のほうから上がっていますね。これについての対策をもう一回、考え方を改めてお尋ねしたいんですけど。

【小田口国保・健康増進課長】 糖尿病性腎臓病の重症化予防事業におきましては、レセプトとか健診結果に基づきまして、ハイリスクの方々を保険者のほうで抽出をしまして、かかりつけ医の同意のもと、保険者のほうがいろんな指導ですね、保健指導を行うことにより、重症化を予防するというのと、本来、医療にかからなきゃいけない方がかかってない方についての受診勧奨を行うと、大きく2本の柱からなっております。

委員ご指摘のとおり、医療費の適正化の観点からも、これは、今、私どもの国保をはじめ、全国どの医療保険者も最重点の課題として取り組んでいるところでありますので、本県におきましても、より実効性の上がるように、今後とも市町と保険者と協力しながら推進していきたいと考えております。

【麻生委員】 ぜひ医療の観点から、糖尿病というのは、結構ほかの病気に発展し、失明だとか、ないしは、この前、私の知っている人が、62歳で脳梗塞で倒れたということで連絡がありましたけれども、結構この病気もつながってきますので、ぜひ対策に取り組んでいただきながら、重症化しないような形を連携しながらお願いしたいなと思っているところです。

ぜひ、さっきの健康寿命関係のプロジェクト

とあわせて、糖尿病関係について対策をしっかりとお願いしたいということと、特定検診あたりの徹底も、長崎県はまだまだ低いんじゃないかと思っていますので、その対策をぜひお願いしたいということを要望して、終わりたいと思います。

【近藤委員長】 ほかございませんか。

【中島(浩)委員】 今日はいろいろ、ほかの委員から、健康長寿日本一ということで質問がされているようでございます。

私のほうからは、一つ、高齢者の就業、社会参加の観点からなんですけれども、例えば本県が高齢者の就業率が全国1位になったりとか、例えば健康診断の受診者数が日本で一番になったりとか、何かの形の一つの施策が日本一になることによって、その積み重ねで長寿日本一になるんですよという見方をしたらどうかと思うんです。

その1点で、高齢者の就業に関してなんですけれども、長崎県生涯現役促進地域連携協議会をつくっていただいて、ながさき生涯現役応援センターを長崎市につくっていただいて、その後、佐世保、諫早とサテライトを設けられて、平成29年度の実績が、就業者が46名で、2団体の16名が社会参加をされたということなんです。定年を迎えられて趣味に生きるとか、いろんな生き方があると思うんですけれども、健全に日々を過ごしてらっしゃる方を非常に多く見かけます。例えば自治会長をやられたりとか、お寺の世話役をやられたりとか、そういった地域に根づいた活動はされているんですけれども、お金に余裕があるのか、余生をゆっくり過ごしたいのかわからないんですけれども、割と就業されていない方を多く見かけます。いかにこういう方に、今後、働いてもらうか。

地域、どこもそうですなんですからけれども、就労者不足は顕著に出ているわけですので、こういった方たちが、社会参加じゃなくて就労していただくことで、地域も助かると、そういうウィン・ウインの関係で成り立っていけばいいなど。あえては、そこが最終的には健康長寿につながるんじゃないかという思いがございまして、そういう方たちを対象に、本人がやりたいと、就業したい方がここに相談に来るわけなんですよね。仕事を紹介していただくということなんですけれども、そういう潜在的にいらっしゃる方に対して、今後どうやってそういう就労に呼びかけていかれるのか、お伺いしたいと思います。

【小村長寿社会課長】 今、ご質問にありましたように、県ではながさき生涯現役応援センターを設けまして、各種施策をやっているところでございます。

センターの事業といたしましては、待ちの姿勢で、相談に来た方だけに対応するというのではなくて、高齢者向けのセミナーというものを開催いたしておりまして、例えば昨年度であれば、高齢者向けセミナーを15回、参加者が146名、今年度、平成30年度の11月末までで16回、288名ということで、こちらから場を設けたりとか、あるいは出かけていってセミナーを開催して、就業であるとか、ボランティアであるとか、そういった形での社会参加を働きかけをしているところでございます。

また、退職者の団体がございます。会社を辞められて、年金をもらいながら老後を過ごされている方もいらっしゃいますけれども、その中には元気な方がたくさんいらっしゃいますので、そういった方たちに地域の中でご活躍いただけないかということで、県庁の県友会をはじめと

して、退職者団体のほうにも働きかけを行っているところでございます。

【中島(浩)委員】 そういった働きかけをしている中で、一つ提案なんですけれども、達成状況の目標値が60人、今度、実績が62人ということで載っております。これは就業者と社会参加の合わせた数なんですよね。46名と、2団体の16名でございますので、目標値というのは、やはり掲げた目標値を達成するために、どういった形で数字に見合う実績を残すかということで、それから下がって行って、いろんな事業展開をされると思うんですね。

これでいくと、平成31年度の年間目標は100人としてあるんですけれども、例えば就業者が40名、残りの60名が3団体ぐらいでの60名とかなると、意味合いが違ってくるのかなと思いますので、できれば、この目標値というのは、就業で何人、団体数で何人というふうに分けて目標設定をされたらどうかと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

【小村長寿社会課長】 今お話しの方は、多分、総合戦略の目標数値が60で、それに対する実績が62で、最終年度が100という目標をご覧になられてのご発言だと思います。

実は、この戦略につきましては、生涯現役応援センターを設置する前に設定した目標でございまして、これとは別に、生涯現役応援センターそのものの目標といたしまして、平成30年度の場合ですと、地域登録者数を553名、進路決定者数を276名ということで設定しております。生涯現役応援センターの現在の就労状況を見ますと、ボランティアよりも企業に就職する方が多くはございますけれども、そこを今後はボランティアといいますか、社会参加のほうにももっと力を入れていく必要があると思っております。

して、今後、来年度以降も生涯現役応援センターの目標を立てますので、その中でしっかり就業者、ボランティア、明確に目標を立てて、その達成に向けて頑張っていきたいと思っております。

【中島(浩)委員】 ぜひそういった取組をやっていただきたいと思っております。

それともう一点、歯科医師さんのほうから提案なんですけれども、噛む力というのが非常に健康に左右していて、お話は聞いてらっしゃると思うんですけれども、これが加齢とともに落ちてくるそうなんです。これを実際、検査しながら、弱い人はそれに対応していくというやり方というか、昔から言われていますけれども、噛めば噛むほど、内容物に負担がかからずに栄養も行き渡るといふ考えなんですけれども、こういった取組に対しても、今後、歯科医師会のほうと協力していただければと思っているんです。

それと、歯科医師関係で市町との災害協定の締結についてなんですけれども、先般、担当の方にお聞きしましたところ、一定数は協定ができていくということなんですけれども、いかにせん、これは市町のほうから、そういった協定を結びたいという申し入れがあれば、県としても対応していますという状況でございました。できれば、早急に全市町に取り組んでいただきたいという思いがございますので、これは県のほうから逆にあつせんして、どうでしょうかという声をかけていただきたいというのがあるんですけれども、いかがお考えでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 災害時の歯科医師の関係ですけれども、県と長崎県歯科医師会は、平成25年に協定を結んでおります。順次、各郡市歯科医師会と市町の間で協定を結んでいるところでございますが、今までに5市町の協定にとど

まっているところでございます。

市町からも協定を結びたいということで、逆に県のほうにも問い合わせがあっているところでございますので、県からも各市町に対しまして、協定締結に向けた情報等を提供していきたいと思っています。

【中島(浩)委員】 資料をいただいたんですけど、今現在、そういった交渉中のところが8カ所で、近く協定をしますというのが3町ですか、そういった状況だと思うんですね。あと、空白の市町が10ほどあるわけなんですけれども、ここにも、できれば県のほうが間に入っていて、協定に早く取り組んでいただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 委員おっしゃるとおり、複数の市町と話が進んでいるところでございますので、県としても協力できるところは協力してまいりたいと思っています。

【中島(浩)委員】 先ほど申しましたとおり、やはり間に立っていただいて、「どうでしょうか」というお声をかけていただければ、手を挙げてない市町あたりも検討していただけるかなと思いますので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点ですけれども、歯科衛生士の養成・確保なんですけれども、県におきましては、看護師、介護士、こういった方々に対しては、ある程度数字的なものが出ていますよね。何年後にはどのくらい足りませんという明確な数字が出ていて、それに対しての中高生からの教育があったりとか、いろんな形で、今後対策がとっていかれると思います。

介護で言うと、例えば外国人の雇用も視野に入れた形で充足していかなくちゃいけないという将来像が出ているわけなんですけれども、歯

科衛生士も、将来的には非常に数が足りていかないんじゃないかということで考えているわけなんですけれども、現状、例えば10年後、20年後にどういった状況になっていくのかというのは、調査か何かはしてらっしゃるのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 歯科衛生士の確保につきましては、確かに求人に対しまして求職される方が少ないという状況が続いております。

ただ、どのくらい県内で足りないかということにつきましては、県としても、まだ調査ができていないところでございます。全国的には、歯科衛生士の数につきましては、かなり多くなっておりますけれども、地域的な偏在も含めまして、県あるいは県の歯科医師会と一緒に、まずは状況を把握してまいりたいと考えております。

【中島(浩)委員】 数字的なものが把握できないというのは、まず、できれば把握していただいて、大体どの程度、今後必要になってくるのかと、職種としてのアピールが少ないんじゃないのかという思いがあります。

例えば介護でしたら、高校でも一生懸命、高校で今度、保健科をつくられたりとかいろんな形で、介護が足りないんですよという県のアピールがあるんですけれども、離島なんかで言えば、医師とかそういった形も出てくるんでしょうけれども、そういったアピールの仕方というのを歯科医師会の皆さんとも協議しながら、どういった形で、今後、本県としての人材不足がこの程度ありますと、そうしたら、県としてこういった取組が必要だし、職種としてのアピールといいますか、そういうのもあわせてやっていただきたいと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 歯科衛生士につきまして

は、県内の就職率も高い状況でございますので、まず、地元で働いていただくということも含めまして、学生に対する健康教育の必要性でございますとか、専門学校への情報提供に、県の歯科医師会とともに、どういう形で取り組んでいったらいいか、検討してまいりたいと思っております。

【中島(浩)委員】 一時期建設業が、型枠とか鉄筋が足りない時に、どうしようかということで、従来もやっていたんですけども、例えば「土木の日」を設けてキャンペーンをやったりとか、業種的なもののやりがいというのを起こす、そういったイベントとか、チラシなりもやっていいんじゃないかと思っておりますので、顕著に将来的数字が出ると、早急に取り組んでいただきたいと思いますし、そういった考えも、一定考えの中に入れていただければと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

【ごう委員】 まず、手話言語条例の制定について、お尋ねをさせていただきと思います。

陳情に対する県の対応というところにも載っておりましたけれども、今現在、日本国内では、およそ200の自治体で言語条例が制定されている現実があります。九州の中では佐賀県、それから沖縄県、県としては制定されておまして、そして、そのような中、長崎県では今年の1月に大村市、そして4月に諫早市、佐世保市が手話言語条例を制定いたしました。長崎県につきましては、昨年の9月ぐらいから県のほうに要望が上がって、県と関係する団体や協会との意見交換が始まっているというふうに私は認識しております。

この陳情・要望の対応についてというのを見させてもらった時に、「関係者との意見交換会や他県の状況調査等を行い、条例制定後の課題

や問題点の整理を行っているところですが、今後も条例制定を含め、県民が受け入れ、浸透しやすい施策を検討するため、意見交換を定期的実施したいと考えております」というふうに結ばれております。

実際、意見交換が始まって1年3カ月が経過しているんですけども、現段階としての進捗の状況、今出てきている問題、課題などについて、まずそこをお知らせいただきたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】 手話言語条例につきましては、平成30年10月現在で、都道府県では24の道府県で既に制定をされております。

要望のほうの資料にもありましたように、私どもは、当事者の団体であるろうあ協会ですとか、手話通訳者の団体を交えた意見交換会をしまして、条例に求めることですとか、それだけではなくて、ろう者の方々、あるいは手話通訳の方々抱えている課題について意見交換をしまいったところでございます。

現時点で条例制定という意思決定をしている状況ではございませんが、引き続き、団体と意見交換をしまして、6月に意見交換をしておりますが、今までは団体の意見を中心にお聞きしてきたんですけど、そのときは、もう少し県の考えを交えた意見交換がしたいという話を団体のほうからもいただいておりますので、いただいている課題を、今度は解決するには、県がどうしたらいいか、あるいは県民にどう働きかけていったらいいかといったところも含めて、次回以降の意見交換会で議論を深めていきたいというふうに考えております。

【ごう委員】 今の課長の答弁を聞いておまして、いつになったらできるんだろうと、私は感じるんですね。県がいつを目標にこの意見交換会を重ねているのか、そして、関係者の皆様方、

本当に必要性を感じているからこそ、この意見交換会を要望して、昨年の9月から始めていると思うんですね。じゃ、これまでに何回意見交換を行って、その中で具体的にどういった課題が出てきているのか、その課題についてクリアするために何が問題なのか、それが明確になっているものがあれば、今教えていただけませんか。

【桑宮障害福祉課長】 意見交換会については、今まで6回開催しております。

課題につきましても、幾つかの分野に分かれるんですが、一つは、意思疎通手段の面では、やはり手話通訳が不足しているといったご意見をいただいております。

それと、日常生活の中で、地域で手話を理解していただける人がやはり少ないものですから、なかなか必要な情報が入ってこないといったご意見をいただいております。

また、いろんな場面で民間事業者のサービスを利用する場合もあるんですけど、例えば耳が不自由な方は筆談で会話ができるだろうとお考えの方も多んですけど、手話を使われる方には、文字言語が理解しづらい方もいらっしゃるのので、そういった個々人の特性に合った対応をしていただければ非常に助かるといったご意見、あと、行政のほうの情報発信をもっと充実させてほしいとか、さまざまな意見をいただいております。

今まではその課題に関して、我々と団体だけで話をしてきたんですけど、もう少し意見を聞く幅を広げて、例えば民間事業者にお話を聞いてみるとか、意見交換をしてみるとか、そういった試みも必要ではないかと考えている次第です。

【ごう委員】 今ご答弁いただきました、手話の

通訳者が不足している現状だったり、また、手話の理解者が地域の中に少ない、そういった課題がたくさんあるということ、今、この6回の意見交換の中でいただいているということなんですが、実際、こういった問題を解決するために、私はこの手話言語条例というものの制定が必要なのではないかと考えているんですね。そう思っている自治体が多いからこそ、今、都府県で24、そして、市のレベルだと152市がもう今制定をしています。県内でも3つの自治体が制定をしたということは、やはり手話を言語として、コミュニケーションの唯一の手段としてらっしゃる方が必要に迫られて、これを要望していると思うんですね。

であるならば、今まで1年3カ月の間、6回意見交換をされて、この1年3カ月たった段階で、事業者の意見を聞いてみる必要があるとかと言っているのは、私は、少し遅過ぎるのではないかと思いますので、いつまでに制定するとかということをややはり明確に決めていただいたほうがよろしいのではないかと思いますし、県が率先して条例を制定することによって、今、制定している大村、諫早、佐世保、この3市以外の市町でも条例の制定が進むのではないかと思います。ですので、そういったところをもうちょっとスピード感を持って、そして、区切りを持って、いつまでに制定するんだという覚悟を持って、県のほうにも取り組んでいただきたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

【桑宮障害福祉課長】 現時点で、いつまでに策定するというスケジュール感等は持っていないところであります。

団体のほうからも、ただ、単純に条例をつくるだけでなく、やはり手話の必要性について、県のほうもきちんと理解した上で策定をしてい

ただきたいと、自分たちは策定を急いでいるわけではないんだ、理解をちゃんと深めてから条例をつくるという判断をしてもらいたいんだというふうなお話もいただいております。

もちろん、スケジュール感がない、あるいは検討のペースが遅いのではないかというご指摘については、私どももきちんと受け止めて、今後の対応に生かしていかなければいけないと思っております。

【ごう委員】 この件に関して、今、課長のおっしゃることもわからないところもないではないんですけども、現在、この条例制定に向けて要望が上がった時、それから、意見交換が始まった時、こども政策局長の園田さんが担当されていたと思いますし、部長もこのことはよくご存じだと思うんですね。ここで部長として、この件に関しての認識とか見解、また、覚悟とかをお聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【沢水福祉保健部長】 手話言語条例の制定については、これまでも要望もありますし、議会での一般質問もありますし、私も答弁させていただきました。

条例をつくれれば、それでいいのかというようなことが、我々の一番の根本的に解決する問題だと思っております。昔、中小企業振興条例というものもありましたけれども、それは市町のほうでもつくっていく。そうしたら、一番住民に身近なところの基礎自治体のほうでつくられるほうが一番いいのかなと思っております。そうしたら、その条例と、また、県として条例をつくるというのが、何のためにつくるのか。そこは、障害福祉課長も答弁がありましたように、やっぱり条例をつくることを理解した上でつくっていくというのが必要だと思っております。

して、当然、それは関係者の団体の方たちと話をする中で、じゃ、この条例は何のためにつくるんだという話の中で、やっぱり意見を聞く範囲を広げて、よりよいものにやっていく。単純につくるだけであれば、簡単に、それはできると思います。

ただ、本当にそれでいいのかというようなこともございまして、我々はそこをいろいろ考えながら、単につくるだけじゃなくて、本当に何のためにつくるんだと、そこを一生懸命、今、内部で議論しているところでございますので、そういうことを踏まえて、しっかり検討はしていきたいと思っております。

【ごう委員】 わかりました。そうですね。何のためというものが、やっぱり一番重要かと思えます。でも、一番重要なのは、誰のためかと思えますので、ご要望がこれだけ上がっているということをまずベースに置きながら、スピード感を持って対応していただきたいと思えます。

続きまして、障害者芸術祭のことについて、少し聞かせていただきたいと思えます。

先日、12月9日に時津町のとぎつカナリーホールにおきまして、第19回長崎県障害者芸術祭が開催されました。今回も、時津町のこのカナリーホールが満席になるぐらい多くのお客様がご来場されまして、大盛況だったと思えます。

そして、今、障害者芸術祭の中で、ベートーベンの「第九」を障害のある方もない方も一緒に歌うということが、理解を深めるための一番の大きな目玉といたしますか、目標としてやっていらっしゃるところだと思えます。

そしてまた、会場内にもポスターの展示とか、作文を募集したりとかということで、より障害者への理解を深めていこうと、そういう取組をしていらっしゃるということはよくわかるので

すが、ただ、私がここ数年、この芸術祭に足を運ばせていただく中で、やはり疑問に思ってしまうことがあるんですけども、会場いっぱいには人は溢れてはいるんですが、そこに来てらっしゃる方々は、障害者当事者か、家族か、施設の方か、団体の方か、これが大半だと思うんですね。

じゃ、この目的として、障害者の社会参加とか自立ということがまず第一ですけども、県民への障害への理解を深めるというのも目的の中に入っているのであるならば、もっと関係者ではないか方々に、どうこの芸術祭に足を運んでいただくのかということに目を向ける必要があるのではないかと考えておりますが、そのあたり、今、第19回を終わってみての県の見解はいかがでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】委員のお話にもありましたように、この前の日曜日に、第19回の障害者芸術祭を時津のカナリーホールで開催いたしました。客席のほうもかなり満杯で、あと、出し物のバリエーションも、ダンスあり、楽器演奏あり、かなり幅広いものがありまして、障害者の文化芸術活動の振興ですとか、社会参加を促すという意味では、非常によい場になっているのではないかとこのように考えております。

ただ、委員がご指摘されたもう一つの目的である、障害者の県民全体への理解を深めるという点で、私どももラジオとかテレビを通じて、障害者芸術祭の広報等もやらせていただいておりますが、統計的にデータをとっているわけではありませんが、私の肌感覚としても、委員のご指摘と同様かなと考えております。

今までの広報のやり方でこういう現状になっておるといところは、率直に反省をいたしまして、さらに、今まで足を運んでいなかった人

たちにどう足を運んでいただけるかというのは、第20回、また1年後ございますので、それに向けて検討していきたいと考えております。

【ごう委員】ありがとうございました。ぜひ、本当に今まで足を運んでいない方々にいかに目を向けてもらうかということを考えていただきたいと思います。

ある例になりますけれども、平成17年だったと思いますが、大村のシーハットで行われた時には、障害者芸術祭をNBCラジオが会場から生放送をいたしました。そのときは、ゲストに平原綾香さんをお招きして、一般の方々に多くご来場いただいた経緯があるんですね。恐らく、そのときは周年行事だったのか何かわかりませんが、多分、予算があったからできたんだと思いますけれども、でも、それは私はすごくよかったと思うんですよ。今まで、本当に障害者の方と触れ合う機会がなかった方が、平原綾香さんのコンサートに行こうということで来ていただいて、そこでたくさんの方とか、その他の障害の方々のお姿を見て、その方々が頑張っている姿を見て、多分、何か心に思うことがあったんだと思うんですね。そういったやり方の工夫というのは、そろそろもう一度見直すべきではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一点、障害者芸術祭で、こういったすばらしいパンフレットを頂戴いたしました。受付で配ってございました。ポスターと作文を募集して、これが一冊の冊子になっています。後ろには、障害者に関するマークのこういった説明なども載っていて、これを私はもっと多くの、障害に関係のない皆様方の手に届かせていただけないかと思っておりますが、これは、例えば募集した小学校とか、中学校とかにお配

りしたりしているんですか。

【桑宮障害福祉課長】応募していただいた学校には送付をいたしております。

【ごう委員】多分、これは県内全校に、作文とかポスターとかの応募はかけているんですね。その中で見ると、応募数は若干少ないかなと思っております。県下全域に出している割には応募数が少ないので、もう少しそのあたりの工夫も必要ではないかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

時間がないので、もう一個、次の項目にいかせてください。

障害者基本計画の中で、1点だけお聞きしたいことがあります。

20ページの③、医療的ケアが必要な在宅小児等の支援ということで、「周産期母子医療センターの長期入院児が、可能な限り地域で療育・療養するために、医療的ケアが必要な小児に対する在宅医療体制を整備します」と、簡単に2行書かれております。これについて確認をとらせていただきたいんですが、在宅医療体制を整備します、具体的にどのようなことを、どのように整備していくのかということをお聞かせいただけますか。

【伊藤医療政策課長】医療的ケア児ということで、診療科といたしましては小児科なんですけれども、実際、在宅医療、訪問医療を行っているドクターは内科医が中心に行っております。まず、この小児科と内科医の連携が一つ必要ではないかと思っております。

もう一つ、訪問看護師でございますが、訪問看護ステーションから看護師の派遣をしておりますけれども、なかなかこういう医療的ケア児に対する知識をお持ちの訪問看護師の方は少ないという状況でございますので、ここにつきま

しては研修を、訪問看護ステーションの看護師の方に受けていただくというようなことも考えております。

【ごう委員】在宅の小児科を育てていくということ、それから、訪問看護師を育成していくことが重要だということで、私も本当にそこが一番足りてないと思っているんですね。

今年の9月に、県北で医療的ケアの在宅小児を考えるセミナーが開催されて、そこにはドクター、看護師、薬剤師が120名参加して、こういった会が行われております。こういったセミナーとかを行うことは非常に重要だと思うんですが、じゃ、実際セミナーを受講したから、明日から医ケア児を看ようということにはならないと思っております。看られないと思うんですね。なので、やはり育成の体制づくりというものをもう少ししっかり持たないと、いつまでたっても増えていかないと思っております。実際に発達障害児を診られるドクターを増やしましょうということで、予算をつけて取組が行われておりますが、じゃ、発達障害児を診られる病院が増えたかということ、実際増えてないですよ。

だから、そこをいかに早く増やすかということをもっと具体的に体制をつくっていかないと、増えないと思っておりますし、また、小児の医療的ケアができる看護師の育成というのも非常に、今、現状では難しいです。訪看ステーションの看護師さんに研修を行おうと思ってもなかなかできない。であるならば、どこで研修をするのかということ、やっぱり学校だったり、看護協会が今運営をしているような、ああいう研修施設であったりということに、そういうプログラムを一つ入れないと、なかなかこれは増えていかないと思っておりますので、そのあたりについての見解はどうでしょうかね。私の今の提案に対し

て、いかがでしょうか。

【伊藤医療政策課長】まず、医療的ケア児の対策につきましては、医療分野からの考え方といたしましては、NICUの満床を解消させるというところからの取組でございましたので、今までは長崎大学病院、あるいは長崎医療センターの取組がほとんどでございました。

これを、これだけの取組ではなくて、まずは、県の小児科医会、あるいは県の看護協会を巻き込んで、この医療的ケア児の体制に取り組んでいかないといけないということで、来年度からの事業に向けて、今、関係団体と調整をしているところでございます。

【ごう委員】ぜひそのあたりをしっかりと進めたいと思います。よろしく願いいたします。

そして、もう一点、長崎県医療的ケア児でホームページとかネットで検索をすると、医ケアが必要な在宅小児への支援事業というホームページが出てくるんですね。この支援事業自体が平成27年から行っていますということで書かれていて、昨年11月で更新が止まっております。私たち医ケア児を育てているお母さんたちがネットで検索する中で、多分、こういうのをずっと見ると思うんですが、この事業自体がどうなっているのかということの一つ教えてください。

【伊藤医療政策課長】これまでの事業につきましては、平成27年度から平成29年度まで3カ年の事業といたしまして、長崎大学病院、長崎医療センター、それから、みさかえの園むつみの家、この3者が連携した形でその体制をつくっていかうということで事業を実施してまいりました。

これを、今年度から少し見直しまして、長崎

大学病院、長崎医療センターだけではなくて、まず、県の看護協会も含めたところで事業を実施しているところでございます。

これを、また来年度からは、これに加えて県の小児科医会も参加したところで体制づくりをしていきたいと思っています。

ホームページの更新につきましては、早急に対応したいと思います。

【ごう委員】ぜひ、来年度からの体制をしっかりと構築していただくということに、私は非常に期待をいたします。そして、ホームページを、本当に困っている方々が見やすいような、情報を得やすいような状況を一日も早くつくってほしいと思います。

時間ですので、最後に一言だけ言いますが、今回、県のパブリックコメントの中で、この青いファイルのアルコール健康障害対策については12月からパブコメをもらうということになっていますが、こちらの障害者基本計画のほうについては、パブコメでは載っていませんでした。ぜひこちらのほうもパブリックコメント、いろんな方々のご意見をもっと幅広く得るべきだと思いますので、それもやっていただきたいと思いますので、要望として終わらせていただきます。

【桑宮障害福祉課長】障害者基本計画のパブリックコメントについても、今月開始をすることにいたしております。申しわけございません。

【浅田副委員長】今日はいろいろと質問が出ていの中で、まず、クラウドファンディングについて、若干お尋ねしたいんですが、私の記憶によると、これは6月定例会の時には、目標額570万円ぐらいではなかったかなと思ってまいりました。それで、450万円になっていて、実数が100万円であると。6月定例会の冒頭の知事におい

でも、これは県民や市町に、健康長寿日本一を広げる意味においてもしっかりとやっていくというようなのがあったんですね。

そんな中でかなり少ないなど、56人。56人のうち10万円を寄附した人が4人、5万円が2パターンあって、1つがゼロで、1つが4人とかと、それぐらいの数字だったわけですよ。

さっき課長が、1,000人の方たちはサイトを見ました。まさか2カ月で1,000人で十分だと思っただけなのかどうか、そういったすべて、やる上においての目標値のあり方、それから、県だから1,000人で許されるのかどうか、それも含めて、どのような思いでやったのか。これは行政がやるからということで、ものすごく意味を持ってやったはずだったにもかかわらず、何かすごくしぼんでいった感じだと、今後、よりいろんなところでやりづらくなってしまいます。

そもそものお覚悟の流れからすると、随分と停滞したなという印象を先ほどの答弁でも受けたんですが、改めてお伺いしたいと思います。

【小田口国保・健康増進課長】クラウドファンディングにつきましては、当初、大きな目的としましては、当然、サポートメイトの活動経費ということもあったんですけども、より多くの方々に県の取組を知っていただきたいという点がございました。

先ほども、約1,700名の方にご確認いただいたというところでありまして、私どもが、今回反省しておりますのは、このページを見ていただいた方がご支援につながってないというところがあるため、実際にページを見たんだけど、それを金銭面で応援しようというところまで、なかなかページの内容とかによって持っていくことができなかったということを考えておりま

して、そこが課題だと考えております。

具体的には、返礼品等について、より魅力あるものにする工夫が必要だったのではないかと、また、県外を含めた広範囲の方々に興味を持ってもらうには、SNSなどの活用が必要だったのではないかとという課題を改めて思ったところであります。

今回は、私どもはこのクラウドファンディングの結果によりまして、この範囲内でできる限り事業実施に支障がないようにしていきたいと考えておりますけれども、このクラウドファンディングの課題とか、認識しております課題等につきましては、県の担当部局等にもお伝えをして、共有していきたいと考えております。

【浅田副委員長】1,700人がサイトに訪れた、ビュー数とかは分析していますか。どれぐらいのビュー数があって、その中身がどうだったかということまで踏み込んでやられたりしていますか。

【小田口国保・健康増進課長】まだそこまでの分析は行っておりません。

【浅田副委員長】そういうことだと思うんですね。これは6月定例会の時にもさまざまな委員から、クラウドファンディングをやるのが悪いわけではないと。ある意味、応援はしたいと思っています。しかし、行政が初めて長崎県でやるとするならば、それなりの覚悟なり、きちんとしたものがないと、逆にやってしまって、「えっ」て、「やっぱり行政だから」と。1,700人がサイトに訪れた、その後の分析もしていない。何のためにそういうことをやったのか。そういうことをやるために、こういう新しいツールを使ってわざわざやられているにもかかわらず、だとするならば、そのサイトをつくった費用だったり、返礼の物のオリジナルランチョマ

ットだったり、オリジナルグッズだったりとかありますよね。そういうものをつくっていく費用だったりとか、個数をどれだけつくったかもよく説明がないのでわからないですけれども、逆に言うと、損したんじゃないのかなというのが、私はぬぐい去れないんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】返礼品につきましては、当初からお示ししておりますとおり、来年2月に配付ということで準備をしているところであります。ここは、当初からの予定のとおりで進めております。

また、クラウドファンディングを実施した意義なんですけれども、確かに、今回は目標に達することができませんで、課題としては、先ほど申したようなことを改めて認識しているところなんですけれども、他の自治体でもクラウドファンディングを実施しているところはあるんですけれども、目標額に達していない団体もあり、そういうことも含めて、今回の経験、課題をつなげていきたいと思っております。

また、詳細な分析につきましては、これが終わって、今からデータ等の提供もありまして、分析も引き続き行っていきたいと思っております。

先ほど1,700名の方と言ったのは、まずは、わかっているデータとしましてお示したものでありまして、その後の分析等については、今後も行っていきたいと思っております。

【浅田副委員長】これ以上言ってもというところではあるんですが、やっぱりなぜやるのか、やるからにはという目的等々をしっかりと見据えていっていただかないと、今後、例えばほかの部署においても、せっかくこういうクラウドファンディングをと思っても、そこが進みづら

ったりとか、県がやったって、結局というふうになってしまうと、様々なところにマイナスの波及になってしまうことあるかと思えます。せっかくやったのであれば、ある意味、失敗だったかもしれませんよね、目標額の4分の1。私の中では570だったかなと思っていた、議事録に残っているので、多分、そこから既に減っているのかなというところも、後で教えていただきたいんですが、いずれにしても、かなり減らしてしまった部分等々の分析、2月に返礼品をとっているんですけれども、あまりにも個数が少ない。逆につくると、すごくお金がかかってしまうんじゃないかと思うこともあったりするものですから、そういったところをどうやってやろうとしているのか、どのような経費でやっていくのか、また細かくお示しいただければと思っています。

あと2点ほど。ユニバーサルツーリズムについてお伺いをしたいんですが、障害者基本計画の33ページの中に、ユニバーサルツーリズムの普及促進と、今後、普及推進をしまいりますということで書かれてあります。これは、さまざまな計画の根幹による個別計画だとは思いますが、たしか、この間の特別委員会の中でも世界遺産とか、もともと観光施設ではなかったところのユニバーサルツーリズムというか、そういったものが進んでないとやりづらいと、普及されてないというようなことがお示しされていたかと思うんですけれども、その後、これの数値目標等々というのが、しっかりした形で、計画の中ではどのようになっているのか、まず教えていただけますか。

【桑宮障害福祉課長】ユニバーサルツーリズムの普及推進、33ページに記載がございますが、この項目自体は観光振興課のほうで所管をして

おりまして、取組についても観光振興課のほうでなされることとなっております。

障害基本計画上は、数値目標の記載等は特にしていない状況です。

【浅田副委員長】所管は観光かもしれない。だけれども、やっぱり障害の部署とそこが横軸になっていないと、結局、それこそ何のための計画ですかと。お互いそれぞれ障害の担当の部署の方と観光の方が連携した上で、観光地において、長崎はこれから観光でということを出している流れにおいて、施設の中で、今あるところが不十分であって、未達成なところが多いかもしれないけれども、何年後かにはどうしていくんだというような、そういう明確なものがなくて、言葉だけの普及推進では、やはり進まないのではないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】観光振興課のほうで、例えば成果指標として、バリアフリー用具の利用者数ですとか、あるいはバリアフリーの観光周遊ルートの開発数といった目標を持って取り組んでおられるということをお聞きしております。

あとは、計画の中でどう進めていくか、あるいは基本計画そのものにどういう記載をしていくかということにつきましては、もう一度観光振興課のほうと協議いたしまして、適切な記載に努めたいと考えております。

【浅田副委員長】もちろん、これは補完資料だということはわかった上でお聞きをしているんですが、やはりそれぞれの部署が、そっちは観光部署だから、こっちは障害のところ、ではなくて、この間、私の特別委員会のほうでも、車いすに乗っている方が来て、さまざまな資料を提示してくださいました。障害者の自分たちが、実際問題どうなのかということをお示しい

ただいた上で、それを会合とかにも役に立ててほしいということで、資料の提出もさせていただいたわけですが、そういったところは、横の部署とか、そういう協議会などにおいてもしっかりと反映をされているというふうに認識してもよろしいでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】この障害基本計画については、所管部局も多岐にわたります。それぞれ障害福祉課が中心となりまして、記載については、関係する部局と調整しながら記載をしているところであります。

ただ、当然、検討が不十分ではないかとか、あるいは調整が足りないのではないか、連携が足りないのではないかという委員のご指摘も踏まえまして、いま一度、全体的な記載については見直してまいりたいと思います。

【浅田副委員長】これは要望というか、意見なんですけど、もちろん補完資料かもしれないんですけど、大事な部分においては、数値目標的なことをしっかり示した上で持っていくというようなことも必要なのではないかなというふうに、これも全体を読ませていただきながら、感じるころでした。

【浅田副委員長】それと、もう一点お伺いをしたいんですが、さっき中島(浩)委員のほうから、歯科衛生士さんのお話が出ていたかと思うんですけど、歯科衛生士さんととともに、最近よく聞くのが、技工士さんが、長崎の中でも非常に減ってきていると。健康を維持するには、しっかりと歯を診てもらってというか、歯科医師の分野でも非常に重要なことである、この技工士がどんどん減っているところを、県としてはどのように、今後やっていくおつもりなのかという質問を受けたものですから、現状等々を教えていただければと思います。

【伊藤医療政策課長】 歯科技工士につきましても、先ほどの歯科衛生士と同じく、県のほうでもまだ現状等についても詳しくつかんでいない状況でございます。

ただ、確かに人口当たりの歯科技工士の数で言いましても、減少しているところがございますので、現状を含めて、調査、検討してまいりたいと思います。

【浅田副委員長】 今のところはわかっていないという現状であるということなんですけれども、これからどんどん求められることがわかっている流れにおいて、その時がきてからではやっぱり遅いということを県としては認識していただいて、施策を打っていかなければいけないと思いますので、いずれにしても、そういったところの調査分析等々も今後はして、しっかりとご報告をいただきましたというふうに思っております。

要望で終わります。

【近藤委員長】 堀江委員、一問だけ何かあったのでは。

【堀江委員】 私の先ほどの住宅の確保の問題で、県営住宅の優先入居の促進が、現制度にあるのに、なぜ新しい制度にないのかという時に、1番目に統一しましたとなるんですが、そうしますと、新設されるというのが主語にきているので、今、計画にある既存の住宅に対する状況がどうなのかというのは、また意味が違ってくると思うので、そこら辺については、例えば既存の住宅も含めとか、文言を入れるとか、文言については、それは検討していただくというところの理解でいいですか。その1点だけ確認させてください。

【桑宮障害福祉課長】 委員のご指摘のとおり、適切な表現になるよう、担当課と協議しまして、

表現を改めたいと思っております。

私のほうが不十分な説明を午前中いたしましたので、申しわけありませんでした。

【近藤委員長】 次に、公明党より、「認知症施策の推進を求める意見書（案）」の提出の提案を受けておりますので、事務局より、文案の配付をお願いします。

〔文案配付〕

【近藤委員長】 それでは、麻生委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明をお願いします。

【麻生委員】 今回、「認知症施策の推進を求める意見書（案）」を出させていただきました。

ご存じのように、高齢化が進んでおりまして、2025年では700万人ということが言われております。認知症について、発症する確率も高く、今多くの問題にもなっております。

また、「若年性認知症」は一部問題があるということで、踏み込んだ取組もされておりますけれども、これによって、今回私たちが出したのは、政府に認知症施策のさらなる充実、加速化を目指して、基本法の制定も視野に入れて、4項目について検討いただきたいということでございます。

1つは、ここに書いておりますように、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定いただきたい。

2点目には、認知症の相談業務、そういったことで認知症サポートの活用や居場所づくりを推進する体制を構築していただきたい。

3点目には、若年性認知症の関係でございまして、本人の状況に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備をお願いしたい。

4点目には、認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通じた

様々な対策、次世代認知症治療薬の開発、そういったものについても取り組んでいただきたいという、この4項目を求めて、長崎県議会としても、ぜひこの意見書を採択願いたいということで、提案させていただきました。

以上、皆さんのご賛同、よろしく願いいたします。

【近藤委員長】 ただいま、麻生委員から説明がありました、「認知症施策の推進を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「認知症施策の推進を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかががいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で、審査が終了しましたので、福祉保健部・こども政策局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 2時59分 休憩 —

— 午後 3時 3分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

以上で、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

この後、分科会長報告及び委員長報告の取り

まとめなどの委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時 4分 休憩 —

— 午後 3時 5分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

本定例会で審査いたしました内容について、12月18日（火）の予算決算委員会における文教厚生分科会長報告、12月20日（木）の本会議における文教厚生委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法について、お伺いします。

協議会については、本委員会を協議会に切り替えて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

— 午後 3時 6分 休憩 —

— 午後 3時 6分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

文教厚生分科会長報告及び文教厚生委員長報告につきましては、委員の皆様の見解を踏まえて報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 3時 7分 休憩 —

— 午後 3時 7分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 3時 8分 閉会 —

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年12月12日

文教厚生委員会委員長 近藤 智昭

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 130 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 132 号 議 案	長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第 136 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 137 号 議 案	長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議について	原案可決
第 145 号 議 案	長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分）	原案可決
第 146 号 議 案	第三期長崎県教育振興基本計画について（関係分）	原案可決

計 6 件（原案可決 6 件）

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 3 号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願	不採択
第 4 号	ゆきとどいた教育を求める請願	不採択

計 2 件（不採択 2 件）

委員長（分科会長） 近 藤 智 昭

副委員長（副会長） 浅 田 眞 澄 美

署 名 委 員 中 山 功

署 名 委 員 山 田 朋 子

書 記 松 村 賢 太 郎

書 記 永 井 美 佐 子

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成30年11月定例県議会
予算決算委員会
文教厚生委員会関係説明資料

総務部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

大	学	費	280万	2千円の減				
私	立	学	校	振	興	費	177万	8千円の減
合	計	458万	円の減					

であります。

これは、総務部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費
であります。

次に、第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

大	学	費	9万	6千円の増				
私	立	学	校	振	興	費	20万	円の増
合	計	29万	6千円の増					

であります。

これは、総務部職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、平成30年度の総務部所管の歳出予算総額は、

大	学	費	27億	1,336万	円				
私	立	学	校	振	興	費	83億	9,174万	6千円
合	計		111億	510万	6千円				

となります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年11月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分
であります。

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分
についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では

国庫支出金	8,502万	8千円の増
-------	--------	-------

歳出予算では、

教育総務費	439万	4千円の増
-------	------	-------

小学校費	1億4,994万	1千円の減
------	----------	-------

中学校費	1億1,445万	5千円の減
------	----------	-------

高等学校費	9,129万	6千円の減
-------	--------	-------

特別支援学校費	9億6,529万	3千円の増
---------	----------	-------

社会教育費	131万	7千円の減
-------	------	-------

保健体育費	484万	1千円の減
-------	------	-------

合計	6億783万	7千円の増
----	--------	-------

であります。

この結果、平成30年度の教育委員会所管の予算総額は、

1,422億 9,806万 2千円

となります。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金

8,502万 8千円の増

については、

諫早特別支援学校校舎等改築工事及び特別支援学校普通教室等空調整備工事に係る
国庫補助金であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

諫早特別支援学校校舎等改築工事に要する経費として

6億 4,209万 円の増

特別支援学校普通教室等空調整備工事に要する経費として

1億 5,497万 6千円の増

職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費として

1億 8,922万 9千円の減

を計上いたしております。

債務負担行為については、諫早特別支援学校校舎等改築工事に係る平成31年度に
要する経費として

10億 1,430万 7千円

24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）の夜間休日の相談業務委託にか
かる平成31年度に要する経費として

490万 5千円

を計上いたしております。

繰越明許費については、今回補正予算に計上しております特別支援学校普通教室等
空調整備工事が年度内に適正な工期を確保できないことから

1億 5,497万 6千円

を設定しようとするものであります。

次に、第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳出予算では、

教育総務費		461万	8千円の増
小学校費	1億	9,616万	3千円の増
中学校費	1億	1,401万	7千円の増
高等学校費		9,384万	9千円の増
特別支援学校費		4,261万	7千円の増
社会教育費		299万	7千円の増
保健体育費		59万	6千円の増
合計	4億	5,485万	7千円の増

であります。

この結果、平成30年度の教育委員会所管の予算総額は、

1,427億 5,291万 9千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

職員の給与改定に要する経費として、

4億 5,485万 7千円の増

を計上しております。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年11月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分
の2件であります。

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分
についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	33万 4千円の減
合計	33万 4千円の減

歳出予算は、

社会福祉費	944万 9千円の増
老人福祉費	338万 4千円の増
児童福祉費	160万 1千円の減
障害福祉費	5,340万 4千円の減
生活保護費	469万 9千円の減
公衆衛生費	2,484万 8千円の増
保健所費	232万 円の増
医薬費	1,545万 5千円の減
合計	3,515万 8千円の減

となっており、この結果、平成30年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1,019億 4,548万 2千円

となります。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

(職員給与費について)

福祉保健部職員の給与費について、関係既定予算の過不足調整により

3, 515万 8千円の減

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

長崎県難病相談・支援センター管理運営負担金について、現在「特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会」を指定管理者として、指定管理者制度による管理を行っておりますが、現在の協定が本年度までであり、新たに施設の管理運営を行う協定を締結するため、平成31年度から平成35年度までの債務負担行為として、

4, 253万 1千円

を計上いたしております。

次に、第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算(第4号)のうち関係部分についてご説明します。

歳出予算は、

社会福祉費	326万 6千円の増
老人福祉費	83万 9千円の増
児童福祉費	181万 9千円の増
障害福祉費	420万 4千円の増
生活保護費	20万 円の増
公衆衛生費	221万 7千円の増
保健所費	683万 円の増

医 薬 費	1 0 2 万 8 千円の増
合 計	2, 0 4 0 万 3 千円の増

となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、平成30年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1, 0 1 9 億 6, 5 8 8 万 5 千円

となります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こども政策局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分
第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分
の2件であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」の
うち関係部分について、ご説明いたします。

一般会計におきましては、

歳出予算は、

児童福祉費	513万 3千円の減
公衆衛生費	123万 9千円の減
私立学校振興費	44万 1千円の減
合計	681万 3千円の減

となっております。

この結果、平成30年度のこども政策局所管の一般会計歳出予算総額は、

241億 6,567万 1千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(職員給与費について)

こども政策局職員の給与費について、関係既定予算の過不足調整により、

681万 3千円の減

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

平成31年4月1日から履行する長崎県婚活サポートセンター事業業務委託に係る平成31年度の債務負担行為として、

3,194万 6千円

平成31年4月1日から履行するながさき子育て応援ネット・アプリ運営及び管理運用業務委託に係る平成31年度の債務負担行為として、

268万 6千円

平成31年4月1日から履行する長崎県子ども・若者総合相談センター業務委託に係る平成31年度の債務負担行為として、

1,628万 8千円

開成学園の複写機の調達契約を複数年とするため、平成31年度から平成34年度までの債務負担行為として、

129万 8千円

を計上いたしております。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

一般会計におきましては、

歳出予算は

児童福祉費	156万	円の増
公衆衛生費	13万	円の増
私立学校振興費	6万	1千円の増

合 計

175万 1千円の増

となっております。

これは、こども政策局職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、平成30年度のこども政策局所管の一般会計歳出予算総額は、

241億 6,742万 2千円

となります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

総務部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分であります。

第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分についてであります。現在の第二期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに平成31年度から5年間の教育の振興に関する基本的な方向や具体的施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明します。

(長崎県立大学の次期学長について)

長崎県立大学学長選考会議(宮脇雅俊 議長)は、去る11月2日に、今年度末で任期満了を迎える太田博道学長の後任として、元副学長の木村務氏を次期学長として選考したことを発表しました。

木村氏は、学長代行や副学長などの要職を歴任され、県立大学の教育や地域に根ざした取組に精通しておられることから、学長としてリーダーシップを発揮され、県内就職率の向上に向けた取組や大学院再編など大学の重要課題を推進していただくとともに、教育の質的向上と研究の高度化を図り、魅力ある大学づくりを進めていただけるものと期待しております。

(長崎県教育大綱の策定について)

長崎県教育大綱については、去る10月26日に開催した第2回総合教育会議の議論を経て、本県の教育等に関する総合的な施策の根本となる方針として、新たな教育大綱「豊かに育て ながさきの子どもたち」を策定いたしました。

人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化や技術革新の進展など、変化の激しい社会の中で、確かな学力とグローバルな視野を身に付け、健やかでたくましい心と体を持つとともに、ふるさとを愛し、本県の将来を担う人材を育成することを目指し、「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支える人材の育成」、「確かな学力を身に付け、自らの能力を十分に発揮できる人材の育成」など6つの柱を定めております。

今後とも、知事と教育委員会がより一層連携し、本教育大綱に掲げた方針を共有しながら、教育行政を推進してまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価を実施いたしました。総務部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものであります。

総務部におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略5 次代を担う子どもを育む」、「戦略6 産業を支える人材を育て、活かす」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしましたが、その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としましては、私立学校の教育の振興と創意工夫による活性化策

への支援に取り組んだ結果、魅力ある私立学校づくりが進んでおります。

また、今後の主な対応方針としましては、私立学校への継続した支援を行うとともに、県立大学において社会人基礎力を有する人材育成や卒業生の地元定着に取り組んでいくこととしております。

事務事業評価については、6件の事業群評価調書により、12件の事業を評価いたしました。そのうち1件の事業が「終了」となり、4件の事業については、平成31年度に向けて「改善」の見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、施策及び事業等の見直しなどを実施してまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

総務部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、「「人財県長崎」の実現により「ひと」と「しごと」の好循環を生み出す」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

県立大学においては、平成28年4月の学部学科再編で情報セキュリティ学科を設置し、高い専門性と実践力を身につけた情報セキュリティ技術者の育成を目指しております。

今後の方向性と致しましては、サイバーセキュリティ対策を学ぶセキュリティ演習室を活用した授業、企業での長期インターンシップなど実践的な教育を進めるとともに

に、情報技術に関する国家資格の取得を推進し、企業等の第一線で活躍できる人材の育成に取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年11月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

(追加1)

総務部

【文教厚生委員会関係説明資料 総務部の4頁2行目の次に、次のとおり挿入】

(平成31年度の重点施策)

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、総務部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としましては、県立大学において、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進するほか、佐世保校の建替えなど教育環境の整備・充実を図ることとで、魅力ある、選ばれる大学を目指します。

また、少子化の進行、グローバル化や情報化の進展など教育を取り巻く環境が変化する中、建学の精神に基づいた特色ある教育による魅力ある私立学校づくりを推進します。

そのため、学部学科再編を踏まえた新たな機能を有する校舎への建替えにかかる事業費として「県立大学佐世保校建設整備事業費」を、また、私立学校の教育力を一層向上させる取組への支援として「学校力をパワーアップ 私立学校実践支援事業費」の予算要求をしております。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

平成30年11月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

第132号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」

第137号議案「長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議について」

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分

第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分

であります。

第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、10月5日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため関係条例を改正しようとするものであります。

今回の改正の主なものは、平成30年度の給与改定において、若年層に重点を置いた給料月額の上上げ、勤勉手当の0.05月分の上上げなどとなっております。

第132号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」につきましては、大村市立図書館との合築により整備する長崎県立長崎図書館が大村市へ移転すること、また、施設管理について、県が大村市へ地方自治法の規定に基づく事務の委託を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

第137号議案「長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議について」につきましては、第132号議案の条例案における事務の委託を行うにあたり、本議案により大村市との間で委託内容に関する規約を締結するための協議をしようとするものであります。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の一部について、平成29年度の進捗状況等を踏まえて、変更を行うというものであります。

第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分については、現在の第二期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに平成31年度から5年間の教育の振興に関する基本的な方向や具体的施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県教育大綱の策定について)

現在の長崎県教育大綱が今年度末に終期を迎えることから、知事と教育委員会で構成する総合教育会議における協議を経て、知事が本県の教育等に関する総合的な施策の根本となる方針として、新たな教育大綱「豊かに育て ながさきの子どもたち」を策定いたしました。

本教育大綱では、本県を取り巻く環境が、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化や技術革新の進展など、大きく変化していく中で、産業や地域の活性化をはじめ、全ての基本となるのは、それを支える人材の育成であるという知事の思いのもと、「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支える人材の育成」、「確かな学力を身に付け、自らの能力を十分に発揮できる人材の育成」など6つの柱を定め、本県の将来を担う子どもたちの育成や、その成長を支える環境づくりを推進すること

としております。

県教育委員会といたしましては、本教育大綱のもと、知事と緊密に連携し、本県教育の課題やあるべき姿を共有しながら、教育行政を推進してまいります。

(平成31年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について)

本県が独自に調査した公立高等学校の新規高等学校卒業者の就職内定率は、10月末現在で79.0%と、前年同期を0.6ポイント上回っております。また、就職内定者における県内就職割合は58.0%で、前年同期を0.2ポイント上回っております。一方、就職未内定者は589人おり、県内定着の観点からも県内就職支援を継続していくことが、非常に重要と考えております。

県教育委員会では、これまで、関係機関と連携し、県内企業に対して採用枠拡大と早期求人を要請するとともに、進路指導職員やキャリアサポートスタッフを中心に学校と一体となって県内就職支援に取り組んでまいりました。また、各地域で地元企業の職場見学会や企業説明会などを開催し、高校生に県内企業の認知度を高める取組を実施したり、県内就職応援誌「なっとくながさき」を配布するなど、あらゆる機会を通して生徒や保護者に県内就職の魅力を知り周知しております。

引き続き、関係機関との更なる連携強化を図り、就職を希望する高校生全てが就職できるよう支援してまいります。

(公立学校児童生徒の問題行動・不登校等調査について)

文部科学省が行った「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」が、去る10月25日に公表されました。

全国の公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は5万9,615件で、前年度より3,969件増加し、本県では426件と前年度より33件増加しております。なお、暴力行為の1,000人あたりの発生件数で見ると全国平均が5.1件

に対して本県は3.2件となっており、全国平均と比較すると低い状況にあります。

いじめの認知件数は、全国が40万1,594件で前年度より8万8,004件増加しており、本県でも2,270件で219件増加しております。

なお、いじめの解消率は、全国が85.8%、本県が89.3%となっております。

病気、経済的理由、不登校、その他の理由により、年間30日以上欠席している長期欠席者は26万9,833人、本県では、2,301人となっております。

長期欠席者のうち不登校児童生徒数は、全国で17万6,520人と前年度より1万355人増加しており、本県でも1,788人で前年度より108人増加しております。不登校の全児童生徒数に対する割合は、全国平均が1.5%に対して本県は1.4%であります。

公立高等学校における全国の中途退学者数は、2万8,929人と、前年度より602人減少しており、本県でも266人と、前年度より60人減少しております。全生徒に対する割合は、全国平均が1.3%、本県が1.0%であります。

県教育委員会では、今後も引き続き、暴力行為・いじめ・不登校など児童生徒の生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見・早期対応に努め、その解決にあたっては、子どもの心の安定を図る教育相談体制を充実させるとともに、児童生徒の特性を踏まえながら、学校、家庭、地域、関係機関が連携して子どもを見守り、支援していく体制の整備に一層取り組んでまいります。

(子どもたちの文化活動の推進について)

去る10月14日に、時津町のとぎつカナリーホールにおいて、クラシック音楽に取り組む子どもたちの発表機会の場として、「第32回ながさき“若い芽”のコンサート」を開催いたしました。オーディションに参加した134名の中から選ばれた15名の小・中・高校生が素晴らしい演奏を披露し、会場は観客の大きな拍手に包まれ、盛会のうちに終了いたしました。

また、11月16日から18日にかけて、長崎市の長崎ブリックホールにおいて、「平成30年度長崎県高等学校総合文化祭」を開催し、郷土芸能や吹奏楽などの舞台発表や、美術や書道の作品展示など、日頃の文化活動の成果が披露されました。

今後とも、成果発表の機会や鑑賞機会の充実を通して、子どもたちの文化活動のより一層の推進に努めてまいります。

(スポーツの振興について)

第73回国民体育大会は、去る9月29日から10月9日までの11日間を会期として福井県で開催されました。

成年種別では、陸上成年男子の山本^{やまもと}凌^{りょう}雅選手、レスリング成年男子の松坂^{まつさか}誠^{まこと}應選手、山岳成年女子が優勝、ウエイトリフティング成年男子の岩崎^{いわさき}貴^{たか}之選手、カヌー成年男子の水本^{みずもと}圭^{けい}治選手が準優勝するなど9競技25種目で入賞を、また、少年種別では、カヌー少年女子での準優勝など、12競技21種目で入賞を果たしました。選手・監督の皆様のご健闘を心から讃えるとともに、今後の更なる活躍を期待しております。

本県勢は、選手一人一人が日頃鍛えた技と力を発揮し、最後まで力の限り戦う姿を見せてくれましたが、総合成績は昨年の24位から大きく順位を落とし41位という厳しい結果となりました。

今回の結果を真摯に受け止め、敗因の分析と課題の整理を行い、県体育協会や各競技団体をはじめ、関係の皆様と一体となって、競技力向上とスポーツの振興を推進してまいります。

(長崎県運動部活動の在り方に関するガイドラインについて)

国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を受け、県教育委員会では、学識経験者等を委員とする策定委員会を本年5月以降3回開催し、様々な見地からご意見等を伺いながら、持続可能な運動部活動が生徒の発達段階に応じて

適切に実施されるよう、本県の運動部活動の方針となる「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を去る10月11日に策定いたしました。

本ガイドラインでは、適切な運営のための体制整備や合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日及び活動時間等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しについて定めております。

特に、休養日については、中学校では国のガイドラインの基準と同様に、週当たり2日以上、その場合、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上とする一方、高等学校については、中学校段階に比べ心身の発達が進んでいることや入学者選抜を経て多様な教育が行われていること、さらにはスポーツ医・科学的考察を踏まえ、休養日は週当たり1日以上とすること、その際、月に2日以上は週末を休養日とすることを原則としております。加えて、毎月第3日曜日の家庭の日をノ一部活動デーとすることなど、本県独自の内容も盛り込んでおります。

今後、平成31年4月の施行に向け、市町教育委員会にあつては「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、学校にあつては「学校の運動部活動に係る活動方針」を定めていくこととしております。

県教育委員会としましては、競技団体をはじめ保護者や外部指導者等への周知、管理職員や運動部顧問を対象とした研修会の開催、運動部活動の実態調査などを行い、本ガイドラインの確実な実施に取り組んでまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。教育委員会関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎

えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

教育委員会におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略5 次代を担う子どもを育む」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしました。その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としましては、それぞれの生徒に応じた進路指導や教員の指導力を高めるための各種研修により、生徒の進路に対する意識や学力を向上させ、多くの生徒が希望する進路を実現させております。また、今後の主な対応方針としましては、引き続き、新学習指導要領や大学入試改革等への対応をはじめ、子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生き抜くための進路実現に向けた取組を推進してまいります。

事務事業評価については、25件の事業群評価調書により、79件の事業を評価いたしました。そのうち37件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、施策及び事業等の見直しなどを実施してまいります。

(教職員の不祥事について)

平成27年3月頃から平成29年12月中旬にかけて、当時在学中であった女子生徒及び卒業生の女性に対してわいせつな行為を行ったとして、県立高等学校の男性教諭を10月12日付で懲戒免職処分いたしました。

不祥事の防止に向けて、特にわいせつ行為やセクシャルハラスメントに関しては、

管理職員による注意喚起をはじめ、通知・通達や研修会等により、機会あるごとに指導の徹底を図ってきたところであります。そのような中、使命感や倫理観が欠如した教師としてあるまじき行為が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであります。県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます

県教育委員会としましては、わいせつ行為等の防止策として、全公立小中学校、県立高等学校及び特別支援学校の教職員を対象にした「自己分析チェックシート(仮称)」を次年度に導入するため、準備を進めているところであります。

今後も、全ての教職員に対して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感と倫理観の高揚、服務規律の徹底を図り、不祥事根絶と信頼回復に向けた、実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年11月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

(追加1)

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会7頁19行目の次に、次のとおり挿入する。】

(平成31年度の重点施策)

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(案案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものです。このうち、教育委員会の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としましては、長崎県総合計画や平成31年度からの5年間の計画期間とする第三期長崎県教育振興基本計画に基づき、夢と志に向かって自ら学び考え行動できる力や多様な人々と連携・協働しながら新たな価値を創造していく人材の育成を目指すとともに、教育を取り巻く環境が大きく変化する中、様々な喫緊の教育課題や社会情勢に対応するための施策に重点的に取り組むこととしております。

具体的には、子どもたちに「確かな学力」を定着させるため、全ての学力の基礎となる読解力の育成や小学校の外国語教育の早期化、教科化に対応するための取組、近年求められているデータ・サイエンスの充実を図ってまいります。

また、ふるさと教育を一層充実させるとともに、豊かな心の育成のための読書習慣のさらなる定着や学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境づくり、さらに、中高生が相談しやすい教育相談の体制整備や教職員の働き方改革のための施策に取り組んでまいります。

次に、予算化に向けて検討している事業のうち主なものについてご説明いたします。

・21世紀型学力向上推進緊急プロジェクト事業費

これは、基本的読解力を測定するリーディングスキルテスト(RST)を活用して読解力育成プランを作成し、県内の小・中学校へ提供するとともに、各学校における

授業を改善し、児童生徒の学力向上を推進しようとするものであります。

・小学校からの英語教育ボトムアップ事業費

これは、外国語教育の早期化、教科化に対応するため、児童生徒の英語を活用する場の充実や、民間企業と連携した研修により教員の指導力向上等を図ることで、小学校段階から英語力の向上を図ろうとするものであります。

・サイエンス・テクノロジー人材育成事業費

これは、大学と連携し、その資源を活用して児童生徒の科学に対する興味・関心を一層高めるとともに、今後様々な分野において必要となるプログラミングについて学ぶ機会を提供し、それらを創造的に活用できる技術を習得させようとするものであります。

・ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業費

これは、県内で活躍する企業の協力の下、ふるさとの強みを生かした探求的な職業体験学習を通して、本県産業への正しい理解を促進するとともに、ふるさとを愛し、ふるさとの未来を担おうとする実践力を育成しようとするものであります。

・ミライ on (未来につなぐ) 子ども読書活動推進事業費

これは、来年度から実施する「第四次長崎県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じた読書習慣の定着につなげる取組や地域の読書関係者の連携による資質向上を図る取組を推進しようとするものであります。

・ふるさとを元気にする地域学校協働活動推進事業費

これは、地域学校協働活動の推進を図るため、地域スーパーバイザーを配置するとともに、地域及び学校コーディネーターの資質向上や配置促進に向けた研修の充実を図ろうとするものであります。

・教育相談事業費

これは、普及拡大しているSNSを活用した教育相談体制を構築することにより、中高生が抱える悩みの早期解決を更に充実しようとするものであります。

・運動部活動指導員配置事業費

これは、公立中学校・高校に運動部活動指導員を非常勤職員として配置し、教員の多忙化解消や負担軽減に取り組むとともに、運動部活動の質的な向上を推進しようとするものであります。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会8頁11行目の次に、次のとおり挿入する。】

(障害者雇用について)

障害者雇用率の算定に関する不適切な取扱いについては、先の9月定例県議会でご報告いたしましたが、その後の厚生労働省からの再点検の依頼に基づく調査の結果、県教育委員会の障害者雇用率は、平成29年度が1.42%、平成30年度が1.45%と法定雇用率を大きく下回る結果となりました。

県教育委員会では、このような状況を踏まえ庁内に長崎県教育委員会障害者雇用促進チームを設置し、障害者雇用の円滑な推進を図るための対応策を取りまとめました。

具体的には、採用要件における受験資格をこれまでの身体障害者に加え、精神障害者や知的障害者を対象とするとともに年齢制限の引き上げを行うなど、障害者の雇用機会の拡大に取り組むことといたしております。

また、特別支援学校卒業後の未就職者や離職者等を非常勤職員として雇用し、就労をとおしてスキルアップを図り、企業等への就職を支援するワークサポートグループ(仮称)を本庁や特別支援学校へ設置することを検討するなど、新たな障害者雇用の

取り組みを進めてまいります。

さらに、障害者が安心して働き続けるためには、職場の受入れ体制の整備が重要であることから、職員の意識改革や職場環境づくりに取り組むとともに、障害者雇用に関する相談窓口を設置するなど、対応を進めてまいります。

なお、これまでの障害者雇用率の算定に関する不適切な取扱いに関係した歴代の総務課長等に対して、11月22日付けで文書訓告及び嚴重注意の処分を行いました。

本事案は、障害者雇用率の算定にあたって、厚生労働省のガイドライン等に沿わない誤った取扱いを続けてきたことによるものであり、このような事態を招いたことについて深く反省するとともに、障害者の方々をはじめ県民の皆様にご詫びを申し上げます。

今後は、法令遵守やガイドライン等に沿った確認を徹底するとともに、早期の法定雇用率の達成に努め、障害者雇用の一層の推進を図ってまいります。

平成30年11月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

福祉保健部

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第136号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第145号議案 長崎県総合計画チャレンジ2020の変更についてのうち関係部分の2件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第136号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、長崎県難病相談・支援センター条例に基づき、「長崎県難病相談・支援センター」の管理運営を行う次期指定管理者を公募したところ、「特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会」外1団体から申請があり、選定委員会において事業計画等について審査を行った結果、同協議会を指定管理者として指定しようとするものであります。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標のうち、「認知症サポーター、キャラバンメイト数（累計）」について、平成29年度の進捗状況等を踏まえて、目標値の上方修正を行おうとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(健康長寿日本一の県づくりについて)

県民の皆様に元気で長生きをしていただくためには、県民お一人おひとりが、主体的に健診の受診や生活習慣の改善などの健康づくりを実践していただくことが必要であり、それらの取組を多くの関係団体が連携して支援し、県民運動として展開していくため、去る11月3日に「健康長寿日本一長崎県民会議」を設置し、第1回目の総会を開催しました。

会議では、生活習慣に起因する疾病や「運動」「食」などの生活習慣の状況、地域間での健康課題の違いなど本県の現状・課題を共有するとともに、これらを踏まえて、「健診」「運動」「食事」「絆」といった4つの柱の下に、各団体や県民の皆様に実践していただきたい取組をお示したところであります。

県としましては、県民お一人おひとりの取組を進めていただくため、積極的に優良事例等の情報発信に努めるとともに、引き続き、関係団体の皆様と連携・協力しながら、県民の健康づくりに取り組んでまいります。

(長崎県障害者基本計画及びアルコール健康障害対策推進計画の策定について)

次期「長崎県障害者基本計画」については、国が定める障害者基本計画を基本とし、本県の状況等を踏まえながら、長崎県障害者施策推進協議会において検討を進めてまいりました。

また、「長崎県アルコール健康障害対策推進計画」についても、国が定めるアルコール健康障害基本計画を基本とし、本県の状況等を踏まえながら、長崎県依存症ネットワーク協議会の専門部会において検討を進めてまいりました。

これらの計画の素案については、県議会からのご意見を踏まえるとともに、今後、パブリックコメントや関係団体等からの意見聴取を行い、本年度中に計画を策定することとしております。

(全国健康福祉祭への選手団の派遣について)

去る11月3日から6日までの4日間、富山県において、高齢者を中心としたスポーツ、文化、健康及び福祉の祭典である「第31回全国健康福祉祭とやま大会」が開催され、本県からは、スポーツ19種目、文化3種目に計149名の選手が参加しました。

本県選手団の皆様は、日頃の練習の成果を十分に発揮され、スポーツ・文化の各種競技で11個のメダルを獲得されるなど、すばらしい成績をおさめられました。

県としては、今後とも、高齢者の生きがいを高め、健康づくりを進める活動への支援等を通じ、高齢者の社会参加と活躍の促進に努めてまいります。

(障害者スポーツ・芸術文化活動の振興について)

去る10月13日から15日までの3日間、福井県において第18回全国障害者スポーツ大会が開催され、本県からは個人6種目、団体3種目に計69名の選手が参加しました。連日熱戦が繰り広げられ、金16個を含む31個のメダルを獲得いたしました。特に、団体競技では聴覚男子バレーボールにおいて初となる銀メダルを獲得することができました。

引き続き、障害者スポーツの裾野拡大と選手・指導者の育成強化に取り組んでまいります。

また、来たる12月9日に、時津町のときつカナリーホールにおいて、「長崎県障害者芸術祭」が開催されます。今回で19回目を迎え、毎回恒例となっているベートーベン交響曲「第九」の合唱を始め、障害者の芸術活動の発表及び芸術作品の展示等を行い障害のある人となない人との交流を図ることとしております。

今後とも、障害者のスポーツ・芸術文化活動の振興を図り、社会参加の促進に努めてまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価、県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。福祉保健部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

福祉保健部におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略3 互いに支えあい見守る社会をつくる」や「戦略4 生きがいを持って活躍できる社会をつくる」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしましたが、その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としましては、2025年以降における地域に必要な機能を検討し、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、地域の実情に合った地域医療構想を策定するとともに、医療情報ネットワーク「あじさいネット」の機能強化などによる医療提供体制の充実を図りました。さらに、災害時の医療提供体制強化のため、研修や訓練の実施による長崎DMATの養成を図り、平成28年の熊本地震発災時には、長崎DMATを熊本県に派遣したところです。

また、今後の主な対応方針としましては、県民一人ひとりが、生きがいを持っていきいきと元気に活躍できる生涯現役社会を構築するため、健康長寿日本一を目指した健康づくり対策などに取り組んでいくこととしております。

事務事業評価については、203件の事業群評価調書により、182件の事業を評価いたしましたが、そのうち97件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会におけるご論議を踏まえながら、施策及び事業等の企画立案、見直しなどを実施してまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

福祉保健部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「元気な高齢者の活躍を促進する」や「地域を創り、支え合うインフラ・サービスを活性化する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、地域を支える安心ネットワークの整備につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、市町における見守り協定の締結促進と広域的な見守り機能の強化を図るため、県と民間事業者との協定締結を進め、昨年度は9事業者、本年度は6事業者と締結いたしました。

今後の方向性と致しましては、地域における日常的な安否確認や異変発見時の通報体制の仕組を整備するとともに、ICT・IoTを活用した見守りシステムの導入を進めることにより、多重的で機能的な見守り体制の構築を図ることとしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追加1)

福祉保健部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 5頁24行目の次に、次のとおり挿入する。】

(平成31年度の重点施策)

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、福祉保健部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

平成31年度は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」における保健・医療・介護・福祉分野の基本的な考え方や方向性を示すものとして策定した「長崎県福祉保健総合計画(第4期)」の基本理念である「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、ともに支え合い、誰もが安心して健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域」の実現を目指し、次の3つの視点で、施策の充実・強化と新たな事業展開を図ってまいります。

1つ目は、人生100年時代を迎え、また、本県の高齢化が全国よりも10年早く進んでいる状況を踏まえ、県民一人ひとりが、生きがいを持っていきいきと元気に活躍できる生涯現役の社会を構築するため、健康長寿日本一を目指した健康づくり対策と元気高齢者の活躍促進・社会参加支援を進めてまいります。

2つ目に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの早期構築や、誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けられるための医療提供体制の整備、そのために必要な医療・介護人材の確保対策を推進してまいります。

最後に、障害者(児)や生活困窮者、認知症の方など、社会的配慮が必要な方々が安心して暮らせるための支援の充実に取り組んでまいります。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

平成30年11月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

こども政策局

こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第145号議案 「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち
関係部分

第146号議案 「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分
の2件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分につきましては、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標のうち、「ココロねっこ運動取組件数（累計）」について、平成29年度の進捗状況等を踏まえて、目標値の上方修正を行うというものであります。

第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分につきましては、現在の第二期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに平成31年度から5年間の教育の振興に関する基本的な方向や具体的施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(児童虐待防止推進月間について)

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最高であった昨年度からは若干減少したところではありますが、依然として高い水準で推移しており、児童虐待は大きな社会問題となっております。

国においては、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め、児童虐待防止のための広報・啓発に取り組んでおり、本県においても全世帯広報誌等を活用した児童虐待の防止や児童相談所全国共通ダイヤル「189」^{いちはやく}の周知のほか、県内商業施設へのポスター・リーフレットの設置、大学生等と協働した浜町アーケードでの街頭キャンペーン、県内小中高校への啓発ポスターの掲示など市町や関係機関と連携した広報・啓発活動に取り組んだところです。

今後とも、児童虐待問題に対する県民の理解をより一層深めていくよう様々な機会を通じて広報・啓発を行い、児童虐待の防止に努めてまいります。

(児童相談所と警察との連携強化について)

児童相談所職員の児童虐待事案への対応能力の向上とともに、児童相談所と警察との連携強化を図ることを目的として、平成27年度から合同訓練を行っており、今年度は10月24日に佐世保市、10月31日に長崎市で実施いたしました。

今回の訓練は、虐待通告があった児童の自宅への立ち入り、及び抵抗する両親から児童を保護するという内容での実地訓練を中心として実施しましたが、児童相談所職員にとって大変有意義なものとなりました。

また、児童虐待への対応における児童相談所と警察による情報共有については、平成21年2月に策定した「児童相談所から警察への児童虐待に関する情報提供に係るガイドライン」に基づき、重篤な児童虐待について情報提供のうえ、警察と緊密に連携した対応を行ってきたところではありますが、今年3月に発生した、東京都目黒区の虐待死亡事案を受け、国から情報共有の明確な基準が示されましたので、本県においても去る11月、ガイドラインを改定して、提供する情報の範囲を拡大し、さらなる

連携強化に努めているところであります。

なお、国が示した基準以外の虐待事案の情報共有については、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の場で、定期的な情報共有ができないか引き続き検討を進めているところであります。

今後とも、児童相談所職員の資質向上に努めるとともに、警察等の関係機関との連携強化を図るなど児童虐待事例への対応に万全を期してまいります。

(ココロねっこパレードについて)

内閣府が、11月を「子供・若者育成支援強調月間」として、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるための支援や取組への理解及び参加促進を求めていることに併せ、本県でも同月をココロねっこ運動強調月間と定め、「ココロねっこ運動」の広報・啓発活動や子ども・若者育成支援のための取組などを集中的に実施し、その効果の徹底を図っているところです。

去る11月4日には、青少年の非行・被害防止と健全育成は社会全体の責務としてとらえ、県民総ぐるみで青少年の非行・被害防止と健全育成意識の高揚を図ることを目的として、長崎県子ども会育成連合会、長崎市青少年育成連絡協議会など、32の関係機関・団体、約400人の参加のもと、長崎女子商業高等学校の吹奏楽部やバトン部を先頭に、浜町アーケードにおいて「ココロねっこパレード」を実施しました。

今後とも、子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動である「ココロねっこ運動」を推進し、県民総ぐるみの子育て支援に取り組んでまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価を実施いたしました。子ども政策局関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

こども政策局におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略3 互いに支えあい見守る社会をつくる」、「戦略5 次代を担う子どもを育む」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしました。その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としましては、結婚を希望する独身男女への出会いの機会の提供や、地域の実情に応じた各種保育サービスの充実など、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組んだ結果、本県の合計特殊出生率は上昇傾向を保っており、平成29年は目標を上回る1.70と全国4位の高い水準になっております。また、今後の主な対応方針としましては、市町や企業等との連携による婚活支援事業の推進体制強化や、待機児童の解消に向けた保育の受け皿整備、担い手確保などに取り組んでいくこととしております。

事務事業評価については、12件の事業群評価調書により、47件の事業を評価いたしました。そのうち20件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会におけるご論議を踏まえながら、施策及び事業等の企画立案、見直しなどを実施してまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更な

る改善等に繋げるため、K P I（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

こども政策局におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「結婚・妊娠・出産から子育てまで一貫して支援する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「結婚・出産に対する意識醸成と婚活支援」につきましては、長崎県婚活サポートセンターによる相談業務やお見合いデータマッチングシステムの運営のほか、地域の仲人さんである「縁結び隊」によるお引き合わせや、婚活イベントによって出会いの場を創出する「ながさきめぐりあい事業」などに取り組んだ結果、婚活支援事業における成婚数は46組となり、前年度の23組から倍増したものの、目標である60組には至りませんでした。

今後の方向性としていたしましては、婚活サポートセンターの市町窓口の充実を図るとともに、県・市町・経済団体等で構成する長崎県婚活サポート官民連携協議会を核として、関係機関の更なる連携強化を図り、県下一体となった婚活支援に取り組んでまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料
(追加1)

こども政策局

【文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局5頁15行目の次に、次のとおり挿入する。】

(平成31年度の重点施策)

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、こども政策局の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としましては、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の基本理念のもと、「長崎県子育て条例」に基づき、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じられる社会となるよう、県民総ぐるみの子育て支援を推進します。平成31年度は、県民の皆様の希望をかなえるため、市町、企業・団体などと連携を更に深めながら、次の4つの視点から、結婚、妊娠・出産から育児までの切れ目のない一貫した少子化対策を進めてまいります。

1つ目に、結婚の希望をかなえるため、市町、企業・団体と連携した婚活支援の取組をさらに活性化させます。

2つ目に、妊娠・出産の希望をかなえるため、若い世代や企業・団体に対し、不妊に関する知識や治療費助成等の周知啓発を行います。

3つ目に、安心して子育てができる環境づくりのため、保育に携わる人材の確保や、女性に偏りがちな育児負担を軽減するための啓発を行います。

4つ目に、行政、企業・団体及び県民一人ひとりが、結婚、妊娠・出産を望んでいる人や子育て中の人などを応援できるような、機運の醸成に取り組みます。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。